

4 豚コレラ防疫の行政通知文等

(資料 1 ～ 78)

第一條 此法律ニ獸類ト稱スルハ牛、馬、羊、豕、犬ヲ謂ヒ獸疫ト稱スルハ左ノ十病ヲ謂フ

獸疫豫防法施行細則

農商務省令第一號 明治三十年一月七日

- 第一條 警察官又は市町村長(特別市制ヲ施行スル市ニ於テハ區長、市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ區長又ハ之ニ準スヘキ者)獸疫發生ノ届出ヲ受ケタルトキハ地方長官ニ其旨ヲ報告シ同時ニ其部内ニ指示スヘシ
- 第二條 獸疫ニ罹リタル獸類ノ金糞、糞尿等ハ其發見ノ所有者又ハ管理者ニ於テ獸醫ト連絡シ直ニ所轄警察官署又ハ市町村役場ニ届出スヘシ
- 前項ノ届出ヲ受ケタル警察官又ハ市町村長ハ地方長官ニ報告スヘシ
- 第三條 第一條及第二條第一項ノ届出ヲ受ケタル警察官及市町村長ハ相互ニ通報スヘシ
- 第四條 獸疫發生ノ届出又ハ通知ヲ受ケ若クハ其發生ヲ察知シタル警察官ハ直ニ現場ニ出張シ必要アルトキハ獸醫ヲシテ診斷セシムヘシ
- 第五條 第一條及第二條第二項ノ報告ヲ受ケタル地方長官ハ直ニ其管內ニ告示シ農商務大臣及都府縣地方長官ニ報告スヘシ
- 外國ノ獸疫輸入スルカ又ハ一地方ニ於テ獸疫蔓延シ兆アルトキハ地方長官ハ農商務大臣及都府縣地方長官ニ報告スヘシ
- 府縣ノ地方長官ニ報告スヘシ
- 第六條 地方長官ハ獸疫流行中其狀況ヲ調査シ毎週記様式ニ依リ農商務大臣ニ報告スヘシ但シ暴疫及皮疽ハ毎月末ニ報告スルモ妨ケナシ
- 第七條 地方長官ハ獸疫豫防法第十二條及第十三條ニ依リ停止ヲ命ジタルトキハ其旨農商務大臣及都府縣地方長官ニ報告スヘシ
- 府縣ノ地方長官ニ報告スヘシ
- 第八條 獸疫豫防法第十三條ニ依リ獸類ノ鎖頸ヲ要スルトキハ之ヲ一定ノ場所ニ繋キ其進出ヲ防キ又隔離ヲ要スルトキハ拘禁ヲ在來ノ場所ニ留置シ健康ヲ安全ノ場所ニ移シ相互ノ交通ヲ絶テ病傳播ヲ媒介ヲ防クヘシ
- 前項ノ隔離ヲ實行シ難キ場合ニハ特ニ警察官ノ許可ヲ得健康ヲ留置シ病狀ヲ他ニ移スコトヲ得
- 第九條 獸疫ニ罹リ若クハ其疑アル獸類ノ鎖頸シ又ハ隔離シタル場所ニハ警察官ノ許可ヲ得タル者ノ外出入スルヲ許サス
- 第十條 地方長官ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ヲシテ獸疫ニ罹リ若クハ其疑アル獸類ノ鎖頸若クハ隔離シ難重ニ監督セシムヘシ但シ必要アルトキハ警察官ヲシテ病狀ヲ看守セシムルコトヲ得
- 第十一條 地方長官ハ所屬官吏市町村吏及獸醫ハ檢疫委員ヲシテ健康ノ檢査ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第十二條 地方長官ハ獸疫豫防法第十四條ニ依リ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ヲシテ健康ノ檢査ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第十三條 地方長官ハ獸疫流行中屠殺場又ハ獸類化製場ノ監督ヲ嚴重ニスヘシ
- 第十四條 地方長官ハ必要ト認ムルトキハ檢防區域ノ各要所ニ警察官又ハ相當ノ看守人ヲ配置スヘシ
- 第十五條 獸類ノ糞尿其所在地ニ於テ行フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ警察官又ハ埋却ヘキ場所ニ於テスルコトヲ得
- 第十六條 獸疫ニ罹リ若クハ其疑アル獸類ノ屍體ヲ運搬セントスルトキハ天然枯リ墓キ金糞・消毒色紙シテ汚物ノ腐敗ヲ防ヘシ其屍體シタル場合ハ直ニ之ヲ除去シ其場所ヲ消毒スヘシ
- 第十七條 獸疫ニ罹リ若クハ其疑アル獸類ノ屍體ヲ埋却セントスルトキハ皮肉ヲ剝離シ消毒藥ヲ散布スヘシ
- 屍體及汚染汚染ノ物品ヲ埋却スル土坑ハ深サ八尺以上シ屍體及物品ヲ投入シタル後厚ク石灰ヲ撒布シ土ヲ以テ土坑ヲ填塞スヘシ但シ半埋、家庭屠殺、狂犬病ノ場合ニ於テハ土坑ノ深サ四尺以上トス
- 第十八條 獸疫豫防法第九條ノ埋却場ハ人家、飲料水、河流及道路ニ接近セサル適當ノ位置ヲ區畫シ木柵ヲ建テ人及獸類ノ往來ヲ禁スヘシ
- 第十九條 獸疫ノ病畜ノ飼養シタル者又ハ其疑アル者ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ消毒シタル後ニアラサレハ他ノ獸類ニ接近スルコトヲ得ス
- 第二十條 地方長官ハ獸疫豫防法第十二條及第十三條ノ停止ヲ解キタルトキハ其管內ニ告示シ農商務大臣及都府縣地方長官ニ報告スヘシ
- アル道府縣地方長官ニ報告スヘシ

資料3

獸疫豫防心得

農商務省令第四號 明治三十年二月二十四日

獸疫豫防ニ關スル心得事項左ノ如シ

- 第一項 獸疫流行ノ地ニ於テハ獸類ニ肉食、殺戮、其他疑ハシキ殺傷ヲ認メタルトキハ速ニ畜畜若クハ口頭ヲ以テ最寄警察官署、巡警署等ハ心を得事現在ノ如シ
- 第二項 前項ノ場合ニ於テハ直ニ獸醫ヲシテ診斷セシムルコト
- 第三項 病狀ノ其疑合ニ要領シ健康ノ成ルヘク別合ニ隔離シ相互ノ交通ヲ絶テ決シテ隔離セシムヘカラス又取扱人、飼養人、水糞、毛布、梳洗具其他一切ノ器具ヲ別ニシ病傳播ヲ媒介ヲ防クコト
- 第四項 病狀所在ノ入口門ノ病名ヲ標示シ人及傳染ノ虞アル獸類(兎痘ニ在テハ牛、馬、羊、家、氣腫痘及傳染性胸腺肺炎ニ在テハ牛、鼻疽及皮疽ニ在テハ馬屬、流行性口瘡ニ在テハ牛、羊、家、家犬ニ在テハ家畜)ノ出入ヲ禁シ家畜類ノ接近ヲ防クコト
- 第五項 獸疫流行ノ地方ニ於テハ豫防上必要ナル者ノ外ハ騾リニ病獸アル家ニ騾リヘカラスルコト
- 第六項 獸疫流行ノ地方ニ於テハ傳染ノ虞アル獸類ノ區別シ出入、往來、買賣、運搬ヲナサシメサルコト牛痘ノ場合ニ於テハ特ニ其取締ヲ嚴ニスルコト
- 第七項 獸疫流行地近傍ノ牧場ニハ傳染ノ虞アル獸類ヲ放牧スヘカラスルコト
- 第八項 水糞ニ於テ獸疫流行スルトキ其下流沿岸ノ地方ニ於テハ傳染ノ虞アル獸類ヲシテ其汚水ヲ飲用セシメサルコト又獸醫、飼養具等ヲ消毒ヘカラスルコト
- 第九項 牧場、屠殺場、家畜市場等ニ於テ獸疫發生シタルトキハ其病獸ヲ適宜ノ場所ニ隔離シ健康ノ檢査ノ後防疫ノ防具等及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ヲ受クルコト
- 第十項 炭疽、鼻疽及皮疽ノ人ニ傳染スルノ虞アルヲ以テ病獸ヲ取扱フ者ハ最モ注意ヲ加ヘ手足、顔面等ニ創傷、潰瘍アルトキハ病狀ニ罹リヘカラスルコト
- 第十一項 狂犬病ニ罹リタル獸類ニ咬傷セラルトキハ人、獸類共ニ危險ノ症ニ陷ルヲ以テ狂獸アルノ場合ニハ特ニ注意シ其逸走ヲ防キ戒ル可ク人、獸類ヲシテ狂獸ニ接近セシメ速ニ之ヲ殺戮スルコト
- 第十二項 狂獸ニ咬傷セラレタル獸類ニシテ其確微ヲ現ハサル間持主ニ於テ殺戮ヲ欲セサルトキハ嚴重ニ之ヲ鎖頸シ其微細現ハサルトキ直ニ之ヲ殺戮スルコト
- 第十三項 病獸ノ糞尿其他ノ排泄物及病獸ノ使用シタル敷蓋、飼料、糞物等ハ散逸ヲ防キ一定ノ場所ニ收集シ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ掩埋シタルコト
- 第十四項 病獸ノ取扱人其他總テ病獸ヲ飼シタル者ハ其都府縣消毒スルコト
- 第十五項 殺傷ヘキ獸類ヲ屠殺場又ハ埋却場ニ牽キ行ク場合ニハ其道端ハ傳染ノ虞アル獸類ノ所在地ヲ避ケ警察官及獸醫ノ監督ヲ受クヘキコト

- 第十六項 病獸等付途中若クハ屍體運搬中ニ於テ糞尿其他ノ汚物ヲ漏ラストキハ土ト共ニ之ヲ除キ去リ其場所ニ濃厚石灰水、格魯兒石灰又ハ石灰乳ヲ撒布スルコト
- 第十七項 病獸ノ屍體ハ石灰乳ニ浸セル布片、綿類ヲ以テ鼻、口、肛門、陰門等ヲ塞キ濃厚石灰水又ハ石灰乳ニ浸タル罐、鹽類ヲ以テ全體ヲ細色シ然ルヘク上方ニ向ケテ運搬スルカ又ハ特別ノ箱ニ入レテ運搬スルコト
- 第十八項 病獸若クハ其屍ノ屍體ハ皮膚ヲ剝切シ石灰乳、粗製石灰又ハ石油ヲ注テ埋却スルコト
- 第十九項 病獸ヲ牽出シタル後廢舎内ノ敷藁、糞便等ハ散逸セサル様運搬シテ掩蓋シ若クハ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ深ク埋却スルコト
- 第二十項 廢舎内ハ熱湯汁又ハ熱湯ヲ注キ充分ニ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ窓戸ヲ密閉シ格魯兒瓦斯又ハ亞硫酸瓦斯ノ薰煙ヲ行ヒ二十四時ヲ經テ窓戸ヲ開放スルコト
- 第二十一項 廢舎ノ隔壁、障木、床板等ハ熱湯汁若クハ熱湯ヲ以テ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注シ「セメント」、漆喰等ノ床ハ格魯兒石灰水ヲ以テ洗滌シ損所アレハ新ニ修理ヲ加ヘ腐朽ノ木壁、床板等ハ成ルヘク取毀テ燒棄スルコト
- 第二十二項 廢舎ノ土床ハ深サ一尺以上掘起シ新鮮ノ土砂ト取換ヘ病毒汚染ノ土ハ數箇同様に處分スルコト
- 第二十三項 病獸ニ汚染シタル金屬製ノ物品ハ熱湯水製ノ器具ハ成ルヘク燒棄シ其燒棄シ能ハサルモノハ熱湯ヲ以テ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ曝乾スルコト
- 第二十四項 糞尿及排泄物、汚物ヲ浸漬シ熱湯汁又ハ熱湯ニテ洗滌シテ生石灰又ハ石灰乳ヲ撒布シ浸漬シタル汚物ニハ亞硫酸又ハ生石灰ヲ混シ深ク埋却スルコト
- 第二十五項 運搬場、欄柵等ノ病毒ニ汚染シタルトキハ其汚土ヲ掘起シ生石灰又ハ石灰水ヲ撒布シ欄柵ハ熱湯又ハ熱湯汁ヲ以テ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注グコト
- 第二十六項 牧場ハ病毒ニ關レタル部分ヲ區劃シ病毒汚染ノ土ヲ掘起シ生石灰又ハ格魯兒石灰ヲ撒布スルコト
- 第二十七項 病獸ニ汚染シタル汽車、船舶ハ熱湯氣ヲ用ヒテ消毒シ之ヲ用フル能ハサルトキハ熱湯又ハ海水ニテ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ曝乾シ日光ヲ入ル、コト能ハサル船室ハ更ニ格魯兒又ハ亞硫酸ノ薰煙法ヲ行フコト
- 第二十八項 車具類ハ熱湯汁ニ二百倍又ハ熱石鹼水ヲ以テ洗滌シ曝乾シ後濃厚石灰水ヲ施スルコト
- 第二十九項 病獸又ハ其屍體汚物ヲ取扱ヒ又ハ消毒ニ從事シタル者ノ衣服ハ燒棄シ又ハ沸騰乾燥スルコト
- 第三十項 病獸又ハ病毒汚染ノ物品ニ觸レタル者ノ履物ハ燒棄シ靴ハ石灰乳又ハ濃厚石灰水ニ浸シ膠脂ヲ塗りテ曝乾スルコト
- 第三十一項 獸疫流行地ニ於テハ病獸アルノ家ハ勿論總テ獸類飼養者ノ家ニ出入スル者ハ履物ニ注意シ殊ニ牛糞、氣腫疽流行ノ場合ニハ成ルヘク入ルトキハ其家ノ構外ニ於テ履物ヲ脱シ出ルトキハ石灰水ニ足ヲ洗ヒ後之ヲ穿ツコト
- 第三十二項 獸疫流行地ニ於テハ廢舎内ニ多量ノ乾草其他ノ飼料及不要ノ器具類ヲ置カサルコト
- 第三十三項 病獸ニ汚染シタル廢舎ニハ消毒ヲ行ヒタル後ト雖成ルヘク長ク傳染ノ虞アル獸類ヲ牽キ入レサルコト但シ之ヲ使用セントストキハ警察官及獸醫又ハ検査委員ノ指揮ヲ受クルコト
- 第三十四項 獸疫流行地ニ於テハ特ニ左ノ衛生事項ニ注意スヘシ
- 一、獸類ノ糞便ヲ清潔ニ清潔ナル處ニ、易化ノ飼料ヲ給スルコト
- 二、獸類ハ勿論廢舎、器具等ヲ清潔ニスルコト
- 三、廢舎内ニ新鮮ノ大氣ヲ通スルコト
- 四、廢舎内ノ溫度ヲ調節スルコト
- 五、清潔ノ飲料水ヲ給スルコト
- 六、共同牧場ニ放牧セサルコト

第三十五項 消毒法及其製法ヲ示スコト左ノ如シ

- 一、生石灰
- 廢舎、糞尿、屍體等ニ施用ス
- 一、石灰乳（石灰水）（生石灰一分水十乃至十五）
- 病獸ニ汚染セル場所、物品若クハ其屍アルモノニ施用ス
- 一、格魯兒石灰水（格魯兒石灰一分水十分）
- 應用石灰乳ニ同シ
- 一、石灰水 濃厚石灰水（石灰酸五分水分）
稀薄石灰水（石灰酸三分水分）
- 濃厚石灰水ハ屍體、金屬、木製ノ器具、器械等ノ消毒ニ供シ稀薄石灰水ハ手足等ノ消毒ニ供ス
- 一、粗製石灰酸
- 屍體、排泄物、糞尿、腐爛等ノ消毒ニ供ス
- 一、昇水 昇水一分水二百乃至五百
- 一、格魯兒瓦斯（格魯兒石灰一匁ニ粗製硫酸又ハ鹽酸二匁ヲ注キ瓦斯ヲ發生セシム）
- 廢舎、日光射入ノ窓シキ室内等ノ消毒ニ供ス
- 應用格魯兒瓦斯ニ同シ但シ窓煙スルニ先テ室内ノ器具等ヲ温メシ置クヲ要ス
- 一、熱湯 汁（粗製炭灰又ハ青連一分水二十分若クハ新製ノ木灰一分水五分ヲ煮沸シテ製ス）
- 廢舎、器具等ノ洗滌消毒ニ供ス
- 一、熱氣（露氏百五十度以上）
- 衣服、器具等ノ消毒ニ供ス
- 一、熱湯（半時間以上沸騰）
- 衣服、廢舎、器具、汽車、船舶等ノ消毒ニ供ス
- 左ニ各獸疫ノ病性、原因、症候等ヲ略説ス
- 一、牛痘
- 二、炭疽
- 三、氣腫疽
- 四、鼻疽及皮膚疽
- 五、傳染性胸膜肺炎
- 六、流行性露口瘡
- 七、羊痘
- 八、家虎列刺

設置の見ハトスル今日ニ於テ關東地方ハ年遺體未タ概シテ之等重要な施設ニ乏シク爲ニ病源ノ蔓延ハ其ノ發見ニ先ナリニ一郡一縣
下ヲ風塵シ防疫上勞多クシテ救救スヘカラサルニ至ルリ、宜シク關係各地方ハ共同ノ歩調ニ依リ一層平素ニ於ケル
衛生的施設ノ充實ヲ計リ以テ防疫ノ徹底ヲ期スルヘシ局ニテ防疫ニ従事スル技術者ハ極メテ緻密ナル頭腦ト特殊ノ學術技能ヲ要シ
其ノ技能如何ハ直ニ其ノ地方防疫ノ成敗ニ關係スルヲ以テ防疫第一條ニ活躍セシムヘキ技術者ニ選任ハ防疫ノ大局ニ關シ極メテ重
大ナル意義ヲ有スヘシ政府ニ於テモ之等技術者ノ技能ノ向上ヲ計ル爲メ年度ヨリ防疫講習所ニ於テ防疫ニ關スル短期講習會ヲ開催シ
テ廣ク技術者ヲ養成シ努メトス各地方ニ於テモ出來得ル限リ講習 講話其ノ他適當ナル方法ニ依リ相扶ツテ目的ノ達成ニ努メラレ
ムコトヲ望ム

一、防疫講習所ハ本省ハ各地方ニ技術者ヲ派遣シ其ノ流行狀況ヲ觀察セシメ監督指導ヲ怠ラス一面極力血清防疫ノ製造ニ
努メ莫遺漏ナキヲ期シタルモ已ニ防疫好機ヲ過シ給ント各地一齊ニ流行甚盛シ防疫ノ多岐廣汎ニ亘リ策戰極メテ難局ニ陥リタリ而
シテ其ノ間地方防疫員ハ殆ンド疫癘流行傳染ノ地ニ隨順シテ肉體の勞働ニ甘シ不潔ナル尿尿含内ニ糞沙ナル技術ヲ施スノ勞苦ハ殆ント
名狀スヘカラサルモノアリ而カモ其ノ給與費同モ防疫ノ機ヲ失セル爲容易ニ效果ヲ奏セス終ニ未曾有ノ大被害ヲ蒙ルニ至レルハ追
悔トスルコトナリ

今後防疫事業ノ普及ト交通機關ノ發達ハ益々病源傳播ノ機會ヲ多クシテハ各々位専門の智識ノ累積ト多年幾多ノ實地經驗ニ徴シ
忌憚ナク意見ヲ交換シ以テ本協議會ヲシテ有意義タラシメラレムコト切望スルモノナリ

六、協議事項ノ決議

- 第一 豚コレラ撲滅上九十三年度ニ於テ採ルべき具體的施設
一、各種畜産團體(牧畜團體ヲ含ム)ト連絡ヲ圖リ防疫施設ノ活動ヲ促進ス(意見獎勵金ノ交付、飼料購入先配帳ヲモナサシム)
 - 一、畜産團體未設ノ箇所ニハ速ニ之ヲ施設ヲ促ス
 - 一、町村農舍共ノ他畜産團體ニ對シ防疫ノ施設ヲ獎勵ス
 - 一、危險地域ニ於ケル豚コレラノ現在數ヲ調査シ確實ナル統計ヲ備フルコト
 - 一、危險地域ニ於ケル豚コレラノ防疫注射ヲ行フコト
 - 一、告諭ヲ發シ且豫防心得及宣傳ヲ配布スルコト
 - 一、斃死ノ届出ヲ履行セシムルコト
 - 一、豚舍及飼養管理ノ改善ヲ獎勵スルコト
 - 一、各地方ニ對シ豚コレラ防疫計畫具體的ニ立案セシムルコト
 - 一、豚コレラ撲滅令發布迄ハ之ヲ取締規則ヲ府縣ニ於テ發令スルコト
 - 一、屠場及豚舍ノ衛生的措置ヲ一層嚴重ナラシムルコト
 - 一、各府縣ニ於テ短期(二日付)防疫講習會ヲ開催シ其ノ他ノ關係者ニ邀請セシムルコト
 - 一、豚コレラ消毒藥ヲ常備セシメ豚糞、豚尿其ノ他ヲ使用ノ程度消毒セシムルコト
- 第二 豚コレラ撲滅上防疫取締規則ヲ制定スルコト
- 一、各方面ニ於ケル初發ハ電報ヲ發シ且毎週發生流行狀況ヲ詳報スルコト
- 一、隣接府縣間若ハ集散點アル地方ニ發生シタル場合ハ相互協議ノ上同一歩調ニ依リ防疫施設ヲ講スルコト

建議案

- 一、牛馬面取給規則ニ準シ豚コレラ取締規則ヲ發布セラレ度キコト
- 一、殺手當最高金額ヲ現在ノ倍額以上ニ引上クルコト
- 一、家畜防疫委員(國費ヲ以テ臨時輸入ル獸醫)ヲ聘任待遇トセラシメタリ
- 一、傳染病發生前又ハ發生後ニ於ケル防疫費用ハ各府縣ニ於テ支出スヘキ通牒ヲ發セラレ度キコト

第三 豚コレラ防疫施設

一、豚コレラ防疫施設

(一) 一般豚コレラ防疫施設

方法 豚コレラ防疫ニ對シ自目的ニ離乳期迄ニ三回接種防疫ノ注射ヲ行フコトヲ獎勵ス

說明

本病ノ潜伏期間ハ以外ニ廣シク深キヲ認ム故ニ家畜傳染病防疫法適用以外ニ一般自衛心ノ發動ヲ促シ直捷的防疫注射ヲ爲シ以テ
基礎的免疫性ヲ附與スルモノトス

二、豚コレラ防疫施設

方法 可成廣キ區域ヲ劃シ區内豚コレラニ對シ血清防疫注射ヲ行フ

說明

本病ハ從來ニ狀況ヨリ烈シキハ常在性ナラシ以テ之レヲ撲滅スル爲常在性ニ於テ相當期間繼續的防疫注射ヲ施行スルモノト
ス

三、豚コレラ防疫施設

方法 (一) 本病ニ對スル基礎的智識ヲ畜主及飼養者ニ普及セシムルコト

(二) 印刷物ノ配布

(三) 活版寫真應用

方法 通牒若クハ適當ナル方法ヲ以テ毎年二回(春秋)消毒の清潔法ヲ行フ

(四) 豚コレラ防疫施設

方法 「立毛式」品評會其ノ他ノ機會ニ於テ豚コレラ防疫ノ改進ヲ促進セシム

(五) 豚コレラ防疫施設

方法 其ノ他家畜傳染病防疫法ノ施行

希望事項

(一) 豚コレラ防疫施設ニ付キ特ニ奏效アリト認メタル事項及困難メタル事項之ニ對シテ採リタル措置

(二) 豚コレラ防疫施設ニ關シ小冊子ヲ發行セラレ度(農商務省ニ於テ)

(三) 殺手當金ヲ増額セラレ度

書面答申

豚コレラ防疫施設ニ付キ特ニ奏效アリト認メタル事項及困難メタル事項之ニ對シテ採リタル措置

免役法ノ施行ナリトス從テ此ノ必要ニシテ最モ重要ナル防疫血清供給ノ阻害スルカ如キ事項又最モ困難ナル處
ナリ即ち免役ニ於テモ必要ノ血清ヲ得ルコト困難ニシテ防疫血清供給ノ阻害スルカ如キ事項又最モ困難ナル處
災厄ニ會シ被害ノ爲メ抵抗能力ノ減弱セルニ由ルナランモ防疫血清ハ殆ト所要ノ十分ニタモ取得スル能ハス恰モ戰線ニ在ルノ士
卒ツシテ武器ヲ失ヒタルカ如キ感ヲ深カラシメタリ

以上ノ如クニテ最モ重要ナル防疫血清ノ施行ハ極メテ微量的ノモノナリニ依リ可及的經濟上ノ損害ヲ輕減ナラシムル爲メ
左ノ措置ヲ採リタリ

(一) 一般飼養豚コレラ防疫施設ニ付キ之等飼養者ニ對シテハ可成遠ニ夏期セントラ遊遊シ

(二) 發生畜舍ニシテ防疫注射ヒタルモノト雖屠殺用ノモノニ對シテハ檢驗ノ上異常ヲ認メサルモノハ輸出ヲ許シ

(三) 發生畜舍ノ嚴重ナル消毒ハ勿論一般飼養者ノ豚コレラニ對シテ町村役場駐在所ト協議シ青年團ヲシテ消毒ヲ施行セシメ飼養者
ニ對シ浸リニ他人ヲシテ自己ノ畜舍ニ立入ラシメサルコト、舍内ニハ多數ノ豚コレラ糞ヲ糞居セシメサルコト、飼養豚ノ糞ヲ見合
スコト等注意ニ務メタリ

神奈川 大正十一年十二月ヨリ同十二年五月ニ亘リ橘樹郡ニ「コレラ」發生セシ際精力血清注射ヲ行ヒタルニ其成績頗ル良好ニシテ

其ノ後發生セシモノ無ク一般醫者ニ對スル感情亦良好ナリキ

然ルニ同十二年十一月、高座、雨座、二亘リ流行猖獗ヲ極メ「コレラ」ノ「豚丹毒」ノ豫防ニ際シテハ前記ノ如ク獸醫課所ヨリ所要量ノ血清並血液供給不能ナリシ爲メ一般ノ豫防注射ハ勿論僅ニ重症ノモノノミ治療的ニ應用スルヲ得ルノ狀ニ達シテ經過良好ノモノハ對症療法ヲ行ヒシニ過キス爲メ其ノ成績豫期ニ反セシハ頗ル遺憾トスル所ナリ

而シテ之カ積極的施設ヲシテ家畜傳染病豫防法第二十四條ニ依リ殺殺法ヲ採リシカ其ノ賠償金ハ時間ニ連セサルモノアルヲ以テ被下ノ實行スルニ頗ル困難ナリ故ニ血清供給配付ノ潤澤ト提撥手當最高金額ヲ改正セラルハ豫防制上最モ效果アルモノト認ム

之レニ對スル措置

血清供給ハ供給潤澤ヲ缺キ徹底的ノ豫防施設ヲ講スルコト能ハサリシヲ以テ畜主ヲシテ努メテ任意殺殺リナシメ豚セサルモノニシテ重症ノモノノ對シテハ治療的ニ血清注射ヲ行ヒ輕症ノモノハ對症療法ヲシテ甘味三乃至五瓦入ニ「カルス」(果糖液)ハ硫酸「マグネシア」ヲ適宜投與セリ

埼玉

元來「コレラ」ハ盛衰ノ極最モ猖獗シ極ムル傳染病ニシテ秋冷ノ候ニ至リテハ漸次病勢衰ニ終絶スルヲ常トスレトモ未ダ終絶ヲ告ケサルハ

(イ) 地方農家ノ衛生思想ニ乏シキコト

(ロ) 豚投下混合傳染セルモノ多キコト

(ハ) 不潔ナル豚商人ノ媒介多キコト

(ニ) 震災ノ爲血清類ノ拂下不能トナリタル等主ナル原因ナリト

又十一年度ニ於ケル豫防血清ノ重反應ヲ呈セル地方ニ在リテハ血清注射ヲモテ忌ミ注射ヲ嫌フ者多ク爲メニ防疫上甚タ困難ヲ感シタリ

病畜一度養豚所ニ盛ナル地方ニ侵入スレハ如何ニ血清又ハ豫防血清ヲ注射スレトモ殺殺セサル内或ハ注射施行前ニ先テ防疫スルモノ多ク故ニ病豚ヲ發見セル初期ニ於テハ姑息ナル治療法ヲ選ケ病豚ヲシテ一日モ早く根絶スルヲ可トス故ニ病豚ニ對シテハ治療ヲ施サズ殺殺セリ爲メニ遺憾ヲ見スシテ終息シタル地方多シ

群馬

茲ニ特筆スヘキニ至ラサルモ戸口の検診ニ當リ豚傳染病ノ症狀並豫防方法ヲ印刷又ハ懸賞セル宣傳「ビラ」ヲ配布蓄主ニ對シ飼養管理ノ方法及豫防制ニ關スル要項ヲ指示スルト共ニ健康豚ノ隔離ヲ勸奨シテ「肥育」ノ努力ヲ促シ「南移動」ヲ未然ニ防キ有病地内豚ニ對シテ「屠殺」ニ供スルモノニシテ二十四時間以内ニ於ケル殺殺ノ健康證明書ヲ有スルモノハ外ハ斷然移動ヲ禁止シ病畜ノ散放ヲ防キ有病地並接境域ニ於ケル豚ノ檢診ヲ施行シ病豚ノ發見ニ努メ果斷以テ病豚ノ整理ヲ行ヒ傳播ノ機會ヲ斷ナカシメ病豚ノ散放ヲ防シ發生豚舎ノ消毒ヲ嚴行セシ爲メ「果斷」ハ病豚ノ發生大ニ遲減セラレタルヲ信スルト共ニ移動禁止ノ施行ノ最モ病畜傳播ノ媒介者タル豚商カ有病地ニ於ケル徘徊ヲ斷ナカシメタルト一畜主ノ自衛心ヲ喚起スルコトヲ得タリ然リテ本病豫防撲滅ノ良策ハ「斷」ノ一言ニアリ徒ラ二日前ノ畜産乃至養豚ノ増殖ノミ愛着シテ豚ノ移動禁止ヲ斷行セシハ病畜ノ撲滅ハ容易ニ望ミ難シ

千葉

特ニ殺殺アリト認メタル事項

(イ) 病豚ヲ早期ニ發見シ迅速ニ之ヲ殺殺シタルコト

(ロ) 血液ノ注射(血清)ニ依リテハ主トシテ豫防ノ目的ヲ以テ應用シタル場合ヲ施行シタルコト

(ハ) 本病豫防ニ關シ畜主ニ本病豫防上ノ講話ヲ行ヒタルコト

(ニ) 養豚組合員ハ自衛的ニ共同シ豚舎ノ消毒の清潔法ヲ行フコト

(ホ) 凡テ飼料ハ一旦煮沸シタル後給與シ且飼料ハ絕對的豚舎内ニ置キ其内容殘物ヲ犬、鵝等ニ攝食セラレサル様ニシタルコト

(ヘ) 豚舎附近ニ糞ヲ人立入ラシメサルコト等ナリ

豫防上困難ト認メタル事項並ニ之ニ對シ採リタル措置

(イ) 畜主ハ家畜傳染病ノ衛生思想ニ乏シキタメ無意識ニ病畜ヲ他ニ媒介傳染セシメタルコト

(ロ) 畜主ハ公徳心ニ乏シク病豚ヲ隱蔽シ又ハ病豚ト知りツツ轉賣シタルコト

(ハ) 病豚ト決定セラレタルモノ不潔容易ニ殺殺シ豚糞ヲ經過ノ延長シ病畜散放ノ機會多クシタルモノアルコト

(ニ) 畜主ハ豫防法(精神)ヲ誤解シ之カ施行ニ當リ却テ反抗ノ態度ヲ以テ向ヒ又ハ注射用血清ノ效力ヲ疑ヒ容易ニ注射ノ施行ニ應セザリシコト

(ホ) 注射血清拂下ニシテ豫防上ノ時期ヲ失シタルコト等ナリ

豫防上特ニ困難ト認メタルモノ以上ノ如クナルヲ以テ之カ措置トシテハ先ツ本病流行地方ノ畜主ヲ附近ノ學校社等ニ招集シテ講演ヲ試ミ又ハ宣傳「ビラ」ヲ配布シテ法ノ精神並豫防上ノ注意等ニ就キ解説シ又血清ノ效力ニ疑達アルモノハ實地ニ就キテ之ノ説明シ一面又豫防上ノ注意又ハ調成ヲ與ヘ尙且容易ニ反省セサルモノニ對シテハ法ニ基キテ之カ處分シタリ

特ニ殺殺アリト認メタル事項

豫防注射

豚ノ傳染病特ニ「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

福島

家畜防疫委員ヲ任命シ檢診ヲ行ヒ早期發見ニ努メ病豚豚ノ即日撲殺ヲ命シ各飼養者ニ對シテハ豚舎ノ入口ニ消毒池ヲ設置シ出入ノ際ハ必ス履物ヲ消毒ヲナシ殺殺實行セシメタリ又一方豚舎ノ飼槽ハ毎日掃除シメタリ以上ノ事項ハ幾分殺殺アリシト認メタリ流行ノ當初各警察署吏ヲ招集シ本症ノ原因、症狀傳播ノ方法共ニ處置ニ付指示シ巡回ノ警度各飼養者ニ對シテ其ノ悉ルヘキヲ知ラシメ尙右事項ヲ印刷ニ付シ町村役場吏員ト協力其ノ宣傳ニ努メタリ

熊本

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

東京

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

神奈川

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

千葉

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

群馬

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

埼玉

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

神奈川

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

千葉

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

群馬

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

豫防上困難ト認メタルハ未ダ養豚家ノ「コレラ」ニ關スル知識之シテ從テ無意識ニ病畜ノ傳播ヲナシ病豚ノ屠殺ヲ怠リ遂ニ病畜ノ散放ヲ惹キタル虞アリ爲メ早期發見及病畜撲滅上頗ル困難ヲ感シタリ依テ日下各般巨里之カ指導警發ニ努メツツアリ

埼玉

豚ノ傳染病「コレラ」ノ防疫上絕對的殺殺ハ認メ難キモ免疫血清並血液注射ノ注射ハ稍其效果アリタルモノト信セラル

附近ヨリ二頭猪ノ豚ヲ出セリ而シテ残り二頭ハ同日歸還發見シ其ノ屍體ヲ自宅ニ運搬セシメ從來飼養シタル二頭猪ノ豚「コレラ」ト決定セシ事アリ。

埼玉

(イ) 豚「コレラ」

人ノ媒介ニ依リ蔓延シタル地方ハ大里郡深谷町藤澤村ヲ中心トシテ流行シタル地方ニシテ此地ノ不潔ナル豚商人ニヨリ傳播セラレタルモノナリ。

豚直接ノ媒介ニ依リ蔓延シタル地方ハ北埼玉郡熊谷町駒野ヲ中心トセルモノニシテ何レモ豚「コレラ」豚直接ノ媒介ニヨリタルモノナリ。

飼料媒介ニ依リタル場合ハ北足立郡野田村ヲ中心トシテ流行シタルモノ即チ千葉縣ヨリ購入セシ普通猪ト起因シ其ノ發生頭數百餘頭ニ達シ本年ニ於テ南埼玉地方海濱ノ病原トナレリ。

尙輕微機關又ハ他等ノ媒介ニ依リ蔓延シタル場合アランモ輕微ヲ認ムルヲ得ス。

(ロ) 豚丹毒

病猪媒介ノ狀況ハ其ノ發生頭數ニ二頭ナル故具體的記述ヲナスヲ得ス。

群馬

豚「コレラ」

人ノ媒介ニ依リタル場合 確證シ得サルモ群馬郡葛城村大字岩倉番養猪業者根津次郎ハ殺殺ノ爲メ十一月一日頃埼玉縣見玉郡本庄屠場ニ於テ生豚一頭ヲ屠殺セリ然ルニ當日該屠場ニ於テ二頭ノ禁止豚アリ該豚ハ耳環ニ胸環等ニ紫斑アリシヲ目撃屠宅ノ飼養ニ從事セシカ從來完全食慾旺盛ナリシ豚五六日ヲ經過セシニ突然食慾不振漸次絶食氣不揚同月十一日ニ至リ耳根ニ血斑ヲ表ハス至リ七日後殺ノ目的ヲ以テ高崎屠場ニ於テ受殺セシニ豚「コレラ」ト決定セラレ屠殺セシ後檢査開始屠場ニ居合セタル高崎市鎌倉町豚商木岡吉五郎其ノ他提養者其ノ病豚ヲ珍奇シテ接觸セシニ依リ提養者又類其ノ他提養汚染ノ豚ヲ物品ハ販賣ニ消遣セシモノ間ニハ檢査員出陣前ニ歸宅其ノ儘群馬縣深澤村大字飯塚今井常吉ヨリ二頭ノ豚ヲ購入レ高崎市津波濱遺棄場ニ賣却セシ其後發病同月二十四日高崎屠場ニ於テ屠殺セリ又木岡ハ群馬郡深澤村大字安藤安藤松太郎方ニ屬スルシニ事實アリシカ安藤方ノ養豚モ十二月八日頃殺ノ病豚十五日死ニ歸スルニ依テ見レハ其ノ病豚ハ初メ前記根津次郎方本庄屠場ヨリ病猪攜帶後所有豚ニ感染セシメ高崎屠場ニ搬出セシ豚木岡方該病豚ニ接觸病猪ニ汚染セラレタル豚所々ノ健康ニ接觸感染セシメシニハアラサルカト思料セラル。

豚直接ノ媒介ニ依リタル場合

(イ) 豚「コレラ」 山田郡大間々宮崎藤吉ハ養豚十二頭ヲ有シ仔豚七頭同居飼養中ノ處中一頭ハ十二月三十一日發病獸醫診斷ノ結果豚「コレラ」ト決定セシカ翌一日更ニ同舍ヨリ二頭ノ病豚ヲ出シ其後相繼テ殘存仔豚及隣舍ノ成豚ニモ感染一月四日三頭ハ斃死他ノ六頭ハ一月七日屠殺スルニ至レリ。

千葉

(イ) 豚「コレラ」

人ノ媒介ニ依リタル場合 大正十二年千葉縣千葉市千葉市宇道場神田ハ方ノ飼養豚二頭ハ同年十月十五日頃ヨリ發病セシヲ以テ同市千葉養豚業立石盛二ノ雇人高山省三ニ依頼シ運卵及賣養等ヲ授與シ種々手當ヲ盡シタルモ遂ニ一頭ハ同月二十四日一頭ハ同月二十日斃死セリ出出ニ依リ檢案結果何レモ豚「コレラ」ト決定セシカ方盛二ノ雇人ノ病豚ヲ看護シタル飼養人ノ主人立石盛二方ニ於テハ從來三頭ノ豚ヲ飼養シ居リシカ内五頭ハ十月二十六日ニ至リ遂ニ發病シ前記神田ハ方ノ病豚發病後一日ヨリ内二頭ハ十一月一日斃死豚「コレラ」ト決定セシニ今尙復見込ナク翌二日達ニ投殺スルニ至レリ殘存一頭ハ一部ハ肉用トシ屠殺セシメ外大部分ハ血清注射ヲ施行セシニ今尙復見込ナク翌二日達ニ投殺スルニ立石盛二方ニ本病發生セシハ盛二ノ雇人ノ神田ハ方ノ豚「コレラ」病豚ヲ管理シタル爲メニ依リ病猪ヲ媒介傳染シメタルモノト思料セラル。

豚直接ノ媒介ニ依リタル場合 豚直接ノ媒介ニヨリ病猪ヲ傳播シメタル例ハ一ニシテ是ヲ大正十一年東葛飾郡土村小林徳二郎

カ同郡千代田村島島七郎ノ病豚ヲ購入シタル爲從來飼養シ居リタル自己ノ豚ニ感染發病セシメタルコトアリシハ一例ニシテ其ノ狀況ハ前記原因系統ノ部ニ於テ既述タルヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス。

輸送機關又ハ媒介ニ依リタル場合 本項殊ニ豚ノ輸送機關ニ依リ媒介セルモノアルハハト肥前縣スルモノアリ雖事實ニ於テ之ヲ立證スルヲ得サルヲ遺憾トス若シ強イテ之ヲリトセハ畿本病流行地ヨリ豚ヲ移送シ來リタル豚箱ヲ取換シ豚舎ニ建築材料シテ使用シタル後間モナク本病ノ發生ヲ見ル千葉縣津田沼町田川養豚會社ハ其好例ナリト思料セラル(詳細ハ前記原因系統ノ部ニ記載シタルヲ以テ茲ニ之ヲ省略ス)。

飼料媒介ニ依リタル場合 大正十二年香取郡高岡村高飯島惣平方ニ本病ノ發生セシハ同郡沼川町養豚組合長高橋竹次郎方野田町新山次郎ヨリ養豚箱六俵ヲ購シ同月五日沼川停車場ニ荷着シ同時ニ同所ニ於テ前記飯島カ内二俵ノ分與テ受ケ自己ノ豚四頭ニ給與セシ同月十三日全部病豚同月十八日何レモ斃死檢診ノ結果豚「コレラ」ト決定セシカ同地方ハハ從來本病ノ流行シタルコトナク又他ノ流行地トハ交通共ニ他ノ病猪媒介人ノ機會ナカリシニ突如トシテ其發生ヲ見タルハ養豚箱ノ移入先ナル野田町當時本病流行シ居リシヲ以テ同相ニ依リ病猪ヲ移入感染タルモノト思料セラル。

犬ノ媒介ニ依リタル場合 畜主ハ養豚豚ニ病豚ニ對シ鶏鴨魚肉等ヲ與フル事アリ然ルニ病豚ハ之ヲ食セシメタルヲ犬殊ニ犬一匹之等ヲ發見シ食スルヲ毎日屠殺ノ飼料箱ニ到リ飼料ヲ求ムルコトアリ之ヲ力爲病猪ヲ媒介シ傳播シタルモノアルハ明カナリ現ニ大正十二年十一月十五日山武郡片貝村片貝養豚太田方ノ養豚一頭豚「コレラ」病ニ罹リタル際鶏鴨魚肉等ヲ與ヘシニ病豚之ヲ食ハスシ一ノ野犬之ヲ食シ次同犬同村同區ノ高橋徳次郎及同村之助方飼料箱ニ到リ殘食ヲ求メリ然ル處前記欄所有ノ豚ハ同月二十日又同飼養ノ豚ハ同月二十二日病ニ罹リ遂ニ斃死スルニ至レリ而シテ前記高橋及川崎ノ兩氏ハ平素種々自衛的ニ本病預防ニ努メ屠殺テ他ノ病猪媒介ノ機會ナカリシニ不拘其所有豚ニシテ如斯本病ノ罹リタル所以ハ之ヲ察スルヲ難シ前記野犬ノ媒介ニ依リ病猪ヲ殘飼ノ飼料ニ附着セシメ食シタルモノト推シラル。

茨城

豚「コレラ」

本縣ニ豚直接流行セルコトナシ故ニ豚「コレラ」ノ場ヲ述ヘン地ヨリ乙地ニ傳染スルハ概シテ交通頻繁ナル道路ニ沿テ傳染染スル場合多キニ鑑ミ本病ノ傳染ハ交通ノ密接ナル間接アルハ否ニ鑑ミ事實ナトス然レトモ具體的ニ何カ媒介物タルヤ詳ニスルヲ得ス。

栃木

豚「コレラ」

人ノ媒介ニ依リタル場合 下都賀郡一都賀村ニ於テハ豚販賣商人ノ出入ニ依リ傳播セシメタルモノアリ或ハ屠肉商人ノ生豚買入ニ際シ發熱シ居ルモノハ屠場ニ於テ屠殺禁止ヲ命セラルハ爲檢溫器ヲ利用シ檢溫ヲ上賣買契約ナスモノアリ爲メニ未消毒ノ檢溫器致手指ニ依リ病猪ノ媒介ヲナシタル例アリ。

飼料媒介ニ依リタル場合 種々豚ヲ運同ノ二安尾ヲナサシメ其分配セラレタル豚ノ感染シタルモノノ實例ヲ見ル。

豚直接ノ媒介ニ依リタル場合 豚ノ賣買ト共ニ飼料ノ販賣販買ヲナスモノアリ其ノ購入シタル飼料ヲ以テ飼育シタル豚ノ系統的二母病シタル例アリ又飼養提養者ノ不注意ヨリ飼料ノ洗滌用「アラシ」ニ依リ感染セシメタルモノト認ムルハモノアリ。

靜岡

豚丹毒 (略)

福島

豚「コレラ」

人ノ媒介ニ依リタル場合 豚商ノ媒介ハ主ナルモノニシテ親族知人等ノ往來媒介ニ依リタルモノナリ。

豚直接ノ媒介ニ依リタル場合 豚ノ安尾或ハ豚舎ノ接近シ居ルニ依リ。

輸送機關ニ依リタル場合 種々豚ヲ知ラズ汽車輸送等ニ依リ豚「コレラ」病豚ヲ傳染シタル場合アリ。

豚「コレラ」場合 體ニ種々病ヲ入レ消毒セシメ又ハ消毒不完全ノ爲傳染スル場合アリ。

飼料媒介ニ依リタル場合 流行地ヨリ飼料ヲ購入シ飼料ノ媒介ニ依リ傳染シタル事實アリ。

流水使用ニ依リタル場合 川ニ於テ病豚ノ糞飼料ヲ川ニ投棄シ下流ニ於テ是ヲ知ラズ川水ヲ使用シ傳染シタル事實アリ。

其他 飼料例之豆腐粕ヲ買受メ爲飼養者集散ノ結果遠隔田間地ニ傳播セル事實アリ。

第二回關東聯合府縣家畜衛生主任官會議決議事項（昭和七年二月十二、十三日静岡縣主催）

一、豫防注射施行ニ關スル件

一、前年發生地ニ對シ町村單位以上ノ區域ニ豫防注射ヲ施行スルコト
 二、其ノ他ノ區域ニ於ケル豚類ニ對シ自衛的ノ豫防注射ヲ勵行スルコト

二、豚肉取締ニ關スル件

豚肉取締ニ就テハ極力之ヲ勵行シ家畜傳染病豫防法違反者ニ對シテハ可及的嚴罰方針ヲ採ルコト

三、發生豚舍消毒ニ關スル件

發生豚舍ノ消毒ハ嚴重ニ勵行シ且必要ニ應ジ前年發生地域ノ豚舍ノ消毒ヲモ施行スルコト

豚「コレラ」病豚ノ消毒ニ就テハ別紙標準ニ依ルコト

四、屠畜検査ニ關スル件

屠畜検査員ト充分連絡ヲ計リ防疫上遺憾ナキヲ期スルコト

五、團體的統制ニ關スル件

養豚團體ノ設置ヲ奨励シ防疫ニ關シ團體的活動ヲ促ス豫防勵行スルコト

六、市町村防疫費ニ關スル件

市町村ヲシテ家畜傳染病防疫費ヲ計上セシムル機應スルコト

七、其ノ他ノ事項ニ關シテハ前同ノ決議ヲ勵行スルコト

第三回關東聯合府縣家畜衛生主任官會議決議事項（昭和八年二月二十三、四日長野縣主催）

一、臨時防疫設置ノ待遇改善ニ關スル件

促進ノ意味ニテ

二、屠場ニ於テ屠畜體格検査ノ際家畜傳染病ヲ發見シタル場合手當金交付ニ關スル件

三、家畜傳染病防疫法第二十四條第一項第一號ノ規定ニ依ル手當金ノ最高金額ヲ増額スルノ件

四、豚「コレラ」血清類購入費一箇年間（昭和八年度）特ニ全額補助方主務省ニ具申ノ件

促進ノ意味ニテ

五、防疫設置員並配置

六、傳染病發生通報ニ關スル件

七、家畜傳染病防疫法ニ依リ殺処分ヲ命ジタル屠體ノ焼却ニ要スル費用ハ之ヲ國庫負擔ニ改正ノ件

八、豚肉取締ニ關スル法令ヲ速ニ制定セラレシコトヲ其ノ筋ニ要望スルノ件

九、豚「コレラ」血清類ノ無償交付或ハ價格低價下其ノ筋ニ要望スルノ件

十、豚「コレラ」豫防週間用「ボスター」作製費ニ關スル件

「ボスター」作成費用ハ農林省ヨリ配付セラレ度事

十一、地方縣ニ於ケル細菌検査及傳染性病調査研究施設ニ要スル經費ニ對シ補助方農林大臣ニ要望ノ件

十二、關係府縣相互聯絡上ノ打合ノ件

イ、豚「コレラ」豚丹毒防疫實施計畫中特ニ血清類應用ハ一ニ縣ニ於テハ特定ノ豚ニノ豫防注射ヲ施行スヘキ計畫ナルモ他府縣同

様昨年農林省主催ノ家畜防疫會議ノ決議趣意一般ニ實施スルコト

ロ、各府縣相互聯絡上豫防實施ノトキハ通報ニ依リ其ノ成績ヲ左記様式ニ基キ速ニ通報スルコト

ハ、血清類應用ノ場合ハ可成外岡ヨリ中心地帯ニ向テ實施スルコト
 ニ、前年發生地帶外部ノ地ニハ特ニ豫防注射ヲ勵行スルコト
 ホ、豫防注射實施計畫ハ四月ヨリ七月マデニ完了スル機努力スルコト
 ヘ、東京、神奈川、埼玉、群馬、山梨縣等ノ如キ他府縣ヨリ多數ノ豚ヲ移入スル所ニハ移入検査專門ノ防疫員ヲ設置セラル機農林省ニ要望ノコト

十三、豚「コレラ」豫防週間ニ於ケル實施事項

イ、檢査調査ヲ行フコト

警察官吏、家畜防疫委員又ハ養豚組合員其ノ他適當ノモノヲ以テ全縣（府）下ヲ戸別調査又ハ概況調査ヲ行フコト

ロ、豚舍ノ消毒法又ハ消毒法ヲ行フコト

ハ、豚舍ノ衛生的修理ヲ行フ機指導スルコト

ニ、豚舍ノ衛生的思想啓蒙ニ努ムルコト

ホ、座談會、講話會、映寫會ノ開催ヲ爲スコト

ヘ、町村適當ナル場所ニ投票箱ヲ設置シ票當豚ノ早期發見ニ努ムルコト

ト、豚「コレラ」豫防週間開催ノ時期ハ四月二十日ヨリ一週間トスルコト

チ、其ノ他必要ナル事項ヲ實施スルコト

十四、研究課題ニ關スル件

牛ノ傳染性流産豫防上ノ有效適切ト認ムル方策、神奈川縣擔當

資料 12

九州聯合家畜衛生主任官會議（豚コレラ豫防決議事項）

（昭和七年二月二十四日至二十八日農林省主催福岡縣廳開會）

本會議ノ決議事項として特に注目すべき點は、發生の場合其の危險區域に對シ第一線第二線の警戒區域を設定し其の解除は最後發生の日より一箇月ノ經過を必要とする事（從來は三週間を限度とせり）而して移入停止區域の範圍は發生郡市を標準とする事、更に發生豚舍に對しては最後發生より六箇月間豫防注射施行済の豚にあらざれば牽入れを禁止せる等の諸點にして他は已に從來の會議に於て決議せる事項と大同小異なるを以て略することとする。

- 275 -

第二回近畿聯合家畜衛生主任官會議決議事項（昭和七年二月二十七、八日農林省主催兵庫縣廳開）

本會議に於ける決議事項中特に注目すべき點は豚コレラ病毒の消毒法標準に關し別紙の打合せを爲したること及び移出豚に付其の發着驛と當該地方官廳との通報連絡に關する件であつて、之れは左記事項の通り畜産局長より鐵道省に依頼を發せられてゐる其の他は從來の會議に於て已に盡されたる事項と大同小異なるを以て省略す。

只本協議會に於て山田兵庫縣衛生技師は近畿地方の豚コレラ流行の病系に就て説を爲して曰く近年支那青島方面より、京阪地方に豚肉を輸入する者漸く増加し、而して之等豚料理店の滓肉は養豚飼料として利用さるゝ關係上病毒は青島豚肉より感染するものと思ふ、依つて青島豚肉の輸入を禁止せられたしとの動議を提出せり。然るに著者も豫ねて内地豚コレラの流行に鑑み青島豚肉との萬一の關係を顧慮し、既に獸疫調査所青島駐在官をして屠場検査に萬端漏なき様注意せしむると共に青島附近里餘に亘る豚の集散地帯に付詳細調査を遂げしめ何等豚傳染病の流行もなく屠場に於ても發見せることなき復命を接受し居ると、當時内地の流行が青島肉を輸入せざる關東方面にも蔓延しつゝありて之等關東地方に京阪地方より豚の移入を爲すには京阪の養豚があまりにも貧弱であることにより著者は之等の諸點を綜合して病毒は決して青島輸入のものに非らざることを確信し、山田技師の所説を非定し置けり、若し果して青島よりの病毒なりとせば著者の責任は重大であり夙に其の間の調査を進めてゐたことは云ふまでもない。

別紙

豚コレラ病毒消毒法標準に關する打合せ事項

- 一、豚コレラ病體又ハ病毒汚染ノ物品ノ運搬ハ〇・一％昇汞水三％「クレゾール」水又ハ三％石炭酸水ニ濕シタル蓋類ヲ以テ包ムルコト。
- 二、屍體燒却又ハ埋却ノ際ハ適當ノ技術者ヲシテ必要程度ノ剖檢ヲナサシメタル後燒却スルカ又ハ「クレゾール」水又ハ石炭酸水ヲ降リ注キ埋却スルコト尙保存ヲ要スヘキ損壞ハ四％「ホルマリン」水（市販「ホルマリン」ノ十倍水溶液）中ニ浸漬セシムルコト。
- 三、豚舎ハ〇・一％昇汞水三％「クレゾール」水又ハ三％石炭酸水ヲ注キ消毒スルコト。
- 四、糞尿溜「タロール」石灰（汚物量ノ五十分ノ一以上）若クハ燐炭石灰（汚物量ノ十分ノ一以上）ヲ加ハ覆フナシ一日以上放置スルコト。
- 五、運動場及同摺又解放等ハ充分石灰乳ヲ撒布スルコト。

而して以上各地に於ける家畜衛生主任官會議に於て決議せられたる豚コレラ豫防標準並に今後執るべき豫防對策は之れを適當と認むる旨畜産局長より其の都度會議關係地方長官に夫々通牒を發すると共に更に念の爲め各地方長官へも參考として通知されたことは云ふまでもない。

資料 14

第四回關東家畜衛生主任官會議（昭和九年三月十一、二日茨城縣主催）

一、臨時防疫機關等特選改善方主務省へ建議ノ件
臨時防疫機關ノ待遇ハ甚だ不適、概アルニ不其ノ職責ハ重大ナルモノアルヲ以テ之ノ地位及待遇ノ向上ヲ圖リ優秀ナル技術員ヲ安シテ其ノ職責ヲ全セシムルノ要アリ。
尙家防疫委員員官公吏ニシテ危險ナル病毒ニ接觸シタル時又ハ防疫上特異ノ功勞アリタル場合等ニ可然優遇ノ方途ヲ考慮セラレントスルヲ望ム。

二、防疫機關職員配置ニ關シ主務省ニ建議ノ件
現時防疫機關ノ定員ハ僅ニ四名ニシテ各府縣ノ實狀ニ適應セサルモノアルヲ以テ少クモ各府縣ニ最少限一名以上ノ當時配置ヲナシ防疫上遺漏ナキヲ期スルノ要アリ殊ニ客年牛乳取締規則改正セラレザル牛ノ傳染性遺毒等ノ防疫ヲ一層勵行セサルヘカサル實狀ヲ生ジタル等ニ鑑ミ之カ實現ヲ要スルモノトス。

三、豚コレラ血清類價格低廉方建議ノ件
數年「耳」豚傳染病流行ノ候農村ノ不況ハ農村ノ經濟打撃ヲ加重シ屠場カ爲ニ防疫上最も効果的ナル豚コレラ血清類ノ購入ニ難ナル實情アルヲ以テ之カ價格ノ輕減ニヨリテ之ノ利用ノ普及徹底ヲ期セントスルモノナリ。
一、防疫機關自實價「アル」フツリヤ及家畜「ベス」ノ法定傳染病ニ準シ其防疫撲滅ニ要スル費用ヲ國庫負擔方主務省ニ建議ノ件
家畜傳染病中法定以外ノモノ「シ」被害ノ甚大ニシテ最ヘテ之ニ劣ラサルモノ「シ」被カラ、就中標記ノ傳染病ニ至リテハ農家ノ被害ノミナラス延テハ公衆保健衛生上、國防上ニモ脅威ヲ與フルモノアリ速ニ之カ防疫施設ヲ講シ被害ヲ預防セサルヘカラス。
地方財政狀態ノ現状ニ於テハ其ノ支出ヲ許シ難キモノアルヲ以テ之ニ要スル費用ハ國庫負擔セラレントスルヲ望ム。

四、農林省「家畜傳染病發生狀況週知月報」照別病類別累計額ヲ設ケラレド。
五、昭和九年度豚コレラ防疫實施計畫
一、防疫注射施行ニ關スル件
防疫注射ハ昨年發生ノ町村ヲ單位トシ其ノ他交通豚取引等ノ關係ニヨリ危險地ト認メラル、地域ニ對シテ實施スルノ外可成全般的一存豚ノ防疫注射ヲ實行スルコト。（注射ノ時期ハ可成七月迄ニ完了スル様努力スルコト）
二、防疫知識ノ普及徹底
講習、講話、座談會ヲ開催スルノ外印刷物ノ配付、新聞紙掲載ノ方法ヲ以テ徹底的防疫思想普及ヲ圖ルコト。
三、有病地及危險地ノ消毒法勵行
昨年流行シタル養豚地帯及交通取引等ニ依リ危險地ト思惟セラル、地域ニ對シ一齊消毒ヲ實施スルコト。
四、防疫委員會ノ設備獎勵及既設組合ノ指導監督
既往ノ實績ニ鑑ミ該組合ノ設備ヲ獎勵スル外既設組合ノ指導監督ヲ行フコト。

五、移出豚ノ檢疫勵行
縣外ヨリ移入スルモノ及縣外ニ移出スル場合ニ於テハ病豚潛伏中ノモノアルヘキヲ以テ移出スル場合ニハ移出地ニ於テ當該取引者ト連絡ヲ取り移入ノ場合ニハ鐵道其他到著地點ニ於テ檢疫ヲ勵行シ病豚ノ移動ヲ防止スルコト。
六、關係府縣相互連絡ノ件
他府縣ヨリ移入ノ豚ヨリ病豚發見シタル場合ハ當該府縣ニ急報スルコト。
七、其他ノ事項ニ關シテハ前年ノ決議ニ依ルコト。
八、豫防週間施行ノ件
本年「家畜衛生週間」シテ畜産組合或ハ養豚組合區域ヲ單位トシ臨時適當ノ時期ニ本週間ヲ勵行セシムルコト。

ハ、研究課題ニ關スル件

一、牛ノ傳染性流産豫防上ノ有效適切ト認ムル方策

神奈川縣 綴 摺 當

二、鶏ノ白痢發生狀況調査並豫防對策

茨城縣 摺 當

三、家畜寄生蟲ノ調査

長野縣 摺 當

而して本會議に於て新に官城縣の加入を決議せり。

以上關係地方の家畜衛生主任官會議の出發點は前述するが如く昭和六年豚コレラ俄然擡頭して三府二九縣に蔓延するに及び之れが防遏の目的を以て畫策された施設であつて第一回は農林省主催の下に近畿聯合府縣の會議を大阪府廳に開催したのが嚆矢である。次いで同年八月神奈川縣主催の下に關東聯合府縣協議會を、更に同年十二月には九州聯合及近畿聯合第二回を夫、福岡、兵庫兩縣廳に於て開催したが何れも豚病の防疫に限られてゐたのである。然るに關東聯合府縣に於ては爾來逐年開催して本回は已に其第四回を迎へたのである。其の間豚コレラの防疫事項に就ては殆んど協議し盡され且つ同疫の流行も漸次沈靜に歸しつゝある關係上關東聯合府縣に於ては獨り豚コレラに就てのみならず、廣く他の家畜防疫に關する協議をも進めることとなり従つて其の内容より見て一般家畜衛生協議會の形態を具備するに至つた。已に前回(第三回)に於ても牛の傳染性流産豫防方法の研究を課題とし又今回(第四回)の内容に就て見るも牛の傳染性流産豫防の爲め防疫獸醫の増員方も建議せる外腺疫、雛白痢、家畜デブチアリ、家畜ベストの豫防上に關する事項などを問題とするに至つたのみならず研究課題として牛の傳染性流産の外鶏白痢症、家畜寄生蟲の調査が擧げられ、加入縣をも増加してゐる恐らく今後も引續き連年開催することと思はる、斯く關係地方が協力して一般家畜衛生の發達の爲め努力することとなつたことは獨り其の地方の福利増進に資するのみならず我國畜産界の爲め寄與するところ大なるべく洵に喜ぶべき現象と云はねばならぬ、全く豚コレラの生んだ一大利得であつて將來は關東のみに止まらず、近畿に、東北に、北海道に、中國に、九州にも此種協議會を常設さるゝに至らば豈し我國の家畜衛生の改善上偉大なる効果を奏するであらう、速に其施設の實施されんことを切望して慫慂ない次第である。

資料 15

農林省主催豚コレラ豫防三府二十九縣家畜衛生主任官會議の開催

東京(警視廳)宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、富山、福井、山梨、長野、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、香川、福岡、長崎、熊本、大分、鹿児島

昭和七年十一月十四日至十六日

中央會議所及獸疫調査所講堂ニ於テ

豚コレラ豫防協議會審議局長指示

豚コレラ豫防協議會ノ開催ニ當リ各位ト親シク會同シ茲ニ所懷ヲ述ブルノ機會ヲ得マシタコトハ私ニ歡幸トスル處デアリマス。願レバ豚コレラノ關東大震災後即大正十二年ノ二年ニ亘リ大流行ヲ見マシタガ、其ノ後數年間ハ幸ニシテ安定狀態デアリマタ、然ルニ客年來依然本病ノ猖獗ヲ見、遂ニ全國的大流行ヲ來タシタコトハ現下農村不況ノ折衝ニ遺憾ニ堪ヘナイ次第デアリマス。今本病流行ノ狀況ヲ見マスニ昨年ノ本病發生ハ三府二十九縣ニ亘リ一萬八千九百五十四頭本年ノ發生ハ十月對現在迄ニ三府二十五縣ニ亘リ、昨年ノ發生數ノ幾倍ナルコト云フ眞ニ憂慮スベキ現狀デアリマス。斯クノ如キ大流行ヲ來シタ原因ニ付テハ地方ノ事情ノ異ルニ依リ千差萬別ナリモ其ノ特殊ナル主因ト認マルモノハ、一、豚價暴落ニ依リ飼養者ノ自衛心ノ減退セルコト。二、個人經濟逼迫ニ基キ飼養管理及豫防施設ノ不意ナルコト。三、交通網ノ發達ニ伴ヒタル豚ノ移動ノ頻繁ナルコト。四、養豚數ノ激増殊ニ養豚初心者ノ増加セルコト。五、地方財政ノ不振ニ依リ豫防施設ノ不意ナルコト。等デアラウト信ズルデアリマス。大勢斯クノ如キデアリマスカラ之ガ防疫ノ術ニ當リマス者ノ苦心モ亦並大抵ノコトデアリ從テ諸君ノ御勞苦ノ程ハ深ク御察致ス次第デアリマスガ、本省ニ於テ出タ得ル限リ施設ノ充實ニ努力ヲ續テテ居リマス、即一、血清類ノ製造ヲ潤澤ナラシメタルコト。二、關係府縣聯合豫防協議會ヲ開催シ臨機ノ處置ヲ講ジタルコト。三、豫防通關及座談會ヲ開催シ(或ハ「デコ」ノ施設、「リフレッツ」ノ配付活動「フィルム」ノ製作。等ニ依リ豫防知識ノ普及等其ノ主ナルモノデ何レモ所期ノ成績ヲ擧ゲツ、アリト信ズルデアリマス。繼テ地方ノ施設ヲ見マス何レモ一定ノ豫防標準ニ基キ之ニ各地方ノ事情ニ適シタル施設ヲ織リ込ミ、夫々御努力ノ跡ハ十分認メマスケレドモ尙一段ノ努力ヲ要スルモノト存ズル次第デアリマス。此機會ニ於テ本病豫防ニ關シ、三注意スベキ事項ヲ述ベテ各位ノ御參考ニ供シ度イと思ヒマス。第一ハ豫防注射ヲ行フニ當リ所要費ノ三分ノ一ヲ畜主ヨリ寄附ノ名目ニ下ニ徴收シテ居ル地方ガアル事デアリマス之ハ其ノ間豫防ノ時期ヲ失スルノミナラズ豫防ノ徹底ヲ欠クノ憾摺ナリマセン。之レハ地方ノ財政窮乏ノ結果已ムク得ザル便法ニ出デタデアリマセウガ、單ニ勸令ノ趣旨ニ反スルノミナラズ其ノ徴收ノ口實タル「畜主ハ所有豚ノ豫防注射ノ爲ニ費費ノ三分ノ一位ヲ負擔ハ當然アラズヤト」觀念ニ基キ様デアリマスガ御承知ノ通り防疫事務ハ國家公共ノ事務デアリマスガ故ニ之ニ關スル法律勸令等ニ於テ個人ノ負擔ヲ可及的輕減センコトヲ期シテ居ルデアリマス。各位ハ萬難ヲ排シテ地方費ヲ以テ血清購入豫算計上ニ努力シ、防疫ノ目的ヲ達スル權配處セラレ度イデアリマス。第二ハ官民一致協同防疫ノ實ヲ舉グルニ努ムルコトハ最も肝要ナリト考フルデアリマス。本病ノ根絶ヲ期スル爲ニハ防疫第一線ニ立ツ防疫職員ノ周到ナル活動ト當業者側ノ理解アリ協力トハ最も緊要事デアリマスガ、然ルニ最近ノ如キ豚價下落ノ際ニハ往々飼養者ハ其ノ所有豚ニ付テ著シク無關心ニナリ勝チトナリ、從ツテ疫病等ノ發生ニ當リマシタモ之

ヲ隠蔽セントシ或ハ遺棄スルガ如キ狀勢ヲ誘致スルノデアリマス、又狡猾ナル販賣ノ此ノ間隙ニ乘ジ、暴利ヲ博センガ爲各種ノ策動ヲ試ミル等防上幾多ノ障礙ヲ生ズル場合ガアリマス。

各位ハ各種ノ手段ニヨリ先ヅ當業者ノ自衛心ノ喚起ニ努メラレ官民協同防疫ノ實ヲ舉ゲンコトヲ期セラレ度イデアリマス。

第三ハ病豚ノ早期發見ト迅速果斷ノ處置ヲ執ルコトデアリマス。

防疫上本項ノ要諦ナル事ハ今更ニ要セザルイ次第デアリマスガ、殊ニ農地ニ於ケル發生當初ニ於テ此ノ點ヲ痛感スルノデアリマス、當初ノ發見決定遅延、或ハ個人推測ニ過キ在再日ヲ過ス時ハ其ノ間好時等ノ乘ズル處トナリ病豚ノ四散シ、後日意外ノ被害ノ因ヲ作ルノデアリマス、當初果斷ニ殺処分等ニ依リ禍根ヲ絶ツ事ハ其ノ當主個人ニハ誠ニ氣ヲ盡シテハナシ次第デアリマスガ之レ雖ナラ當該地方ノ慘禍ヲ防ギ、又隣接府縣ニ其ノ害ヲ及ボサズ結局國家全體ノ利益ヲ救済スル所以デアリマスカ、個々ノ情實ニ因ハル、コトナク大局ヨリ見テ多少ノ犠牲ハ已メテ得ザリ次第存ズルノデアリマス。

第四ハ出入停止區域内ノ屠殺ニ關スル檢査ノ施行ニ付一言申上ゲタイ存ジマス。

本病流行ニ當リ其ノ危險地域内ノ健康ノ屠殺ノ促進ハ防疫上並經濟上一策タルヲ失ハナノデアリマスガ健康檢査、屠殺檢査ノ履行ニ依テナレバ時、或ハ所謂病畜循環ノ危險ヲ虞ラレ、譯デアリマスカラ十分御注意ヲ望ム次第デアリマス。

最後ニ申上度キ事ハ養豚ノ獎勵ト畜畜衛生ノ訓和ニ付テデアリマス。

最近農村ノ不況ニ伴ヒ養豚ハ簡易ニ實行シ得ル關係上著シク養豚數ノ増進ヲ見タ次第デアリマスガ往々衛生知識ニ缺乏シ初心者ガ從事スルノ狀況デアリマシテ飼養管理殊ニ豚舍等ノ衛生施設之ニ伴ハズ、依然舊習ヲ脱セザルノ性アルハ遺憾トスル所デアリマシテ漸クハ本病ノ突發ニ當リ其ノ組織ニ委スルノ慘狀ヲ呈スルノデアリマスカラ特ニ衛生的指導誘掖ニ御能力ヲ望ム次第デアリマス。

以上明年ニ於ケル防疫對策ヲ協議スルニ當リ御參考迄ニ申上ゲタ次第デアリマス。

各位ハ相互連絡ヲ密ニ思惟ナク意見ヲ交換シ以テ適切ナル明年ノ對策ヲ決議直ニ之ヲ實行ニ移シ以テ昭和八年ニ於テ本病ノ根絶ヲ期シ明年ノ滋マズル様御努力ヲ切望致シマス。

開會ニ當リ一言所感ヲ申述セタ次第デアリマス。

防疫協議會「決議事項」

一、豫防注射施行ニ關スル件

七年度ニ於ケル發生市町村ハ勿論其他必要ト認メタル地域ノ個豚ノ對シ本病豫防注射ヲ實施スルコト。

二、血清類購入費ノ全額補助ヲ主務省ニ要望ノ件

本病豫防上其ノ效果最大ナルハ豫防注射ノ實施ニアルモ各府縣ニ於ケル財政ハ疲弊困難其極ニ達シ之ガ廣範圍ニ亘ル豫防注射實施ハ至難ニシテ本病豫防上遺憾ノ點多ナカラザルモノアリ故ニ本病血清類購入費ニ對シ全額補助ヲ要望スル所以ナリ。

三、防疫調査所ノ血清類製造能力増進方主務省ニ要望ノ件

現今ニ於ケル防疫所ノ血清類製造能力不十分ニシテ各地方區ノ要求ニ對シ直ニ配給困難モ現況ニアルハ本病豫防上遺憾ノ點多カラズ故ニ調査所ノ設備ヲ充實セラレ血清類ノ拂下ニ對シテハ速ニ應ゼタル、機要望スル所以ナリ。

四、臨時防疫隊員方要望ノ件

本年豚コレラノ流行狀況ニ鑑ミ發生地ハ勿論其ノ他必要ノ地域ニ對シ之ガ撲滅上諸種ノ施設ヲ講ズル必要アルヲ以テ臨時防疫隊員ノ増設ヲ要望スル所以ナリ。

五、臨時防疫隊員ノ資格向上ニ關スル件

臨時防疫隊員ノ任務タルヲ重且大ナルモノアリ速カニ防疫隊員ノ資格ノ向上セラレムコトヲ要望ス。

六、豚舍ノ消毒ハ移動停止解除直前ニ於テモ之ヲ實施スルコト

本病ノ抵抗力ハ強大ニシテ發生都度一回ノ消毒ニテハ危險ヲ伴フ虞アルヲ以テナリ。

七、豫防知識普及宣傳ニ關スル件

從來實施ノ座談會、講習會、講話會、「ヲデオ」放送、「リフレッツ」ノ配布、映畫等ニ依リ宣傳ハ本病豫防上其ノ效果大ナルモノアリ

資料 16

リ就中座談會ハ其ノ效一層大ナルヲ以テ努メテ之ガ開催ヲ圖ルコト。

八、發生通報ニ關スル件

イ、移動停止區域ノ通報ハ一定形式ノモノトシ可成の廣範圍ニ亘リ通報スルコト（様式ハ主務省ニ於テ定メラルコト）。

ロ、發生通報ハ累計ヲ附記スルコト。

ハ、各都市ニ於ケル初發病、蔓延ノ狀況ヲ記シ急報スルコト。

ニ、感染豚豚ノ移出事實ヲ發見シタル場合ハ往向地ニ急報スルコト。

九、豚取締規則制定ノ件

現在ノ狀態ヨリ農商ハ不正行為ニ依リ利益ヲ龍斷シ且傳染病ヲ媒介ナカラス依リテ之ガ取締規則ヲ制定シ之ガ豫防ノ目的ヲ達セントス。

十、防疫團體設置ノ件

畜産組合、養豚組合ハ防疫ノ目的ヲ遂行スル施設ヲサシメ尙防疫ヲ主眼トスル養豚組合設置ヲ獎勵スルコト。

本組合ノ設置並活動ハ防疫上效果極大ナルニ依ル。

十一、殺処分ニ對スル手當金ノ最高額ヲ引上ゲラレ度件

十二、家畜傳染病預防功勞者ニ對シ表彰規定ヲ設ケラレ度件

十三、防疫週間開催ノ件

期日、方法等ハ主務省ニ一任スルコト。

十四、鐵道省ニ該省又ハ技術員設置方要望ノ件

運輸機關ト鐵道貨車ニヨリ本病流行ノ因ヲナス、畢竟鐵道省ニ技術員ノ設置ヲキニモト認ム。

豚コレラ緊急防遏に關する防疫調査所長の意見書

最近本邦ニ於ケル本病ノ流行狀態ヲ顧ルニ病勢ヲ追フテ猖獗ヲ極ムルノミナラス之ガ侵襲地域ハ益々擴張スルノ慘狀ヲ呈セリ今ニシテ之ガ根本的撲滅策ヲ講スルニ非サレハ或ハ常在化ヲ防止シ得シテ有畜農業確立ノ一端ニ破綻ヲ生スルノ憂アルヲ慮リ之カ緊急防遏ニ資セシカ爲具體的對策トシテ左ノ事見ヲ具スルモノナリ

一、農林省ハ昭和七年度末ヨリ同八年度初期ニ亘リ本病、未タ流行セザルニ先特ニ豚コレラ防遏季節ヲ定メテ指定スヘキ各府縣當局ヲ督勵シ以テ病源ノ根絶ヲ期センカ爲左記方法ヲ講スルモノトス

イ、農林大臣ノ依命通牒ニヨリ各府縣一齊ニ防遏季節ニ於ケル所定事項ノ徹底的施行ヲ講スル様地方長官ニ文書ヲ送附スルコト

ロ、血清類防疫ノ急速増加製造ヲ講スルコト

二、豚コレラ防遏季節ノ實施ハ左ノ計畫ニ依リ其ノ徹底ヲ期スヘキコト

イ、畜産局ニ臨時豚コレラ防疫隊員ヲ置キ（農林當該官及防疫調査所技術官ヲ以テ之ニ充ツ）組織的ニ事務ヲ敏活ニ處理スヘキコト

ロ、防遏季節ハ昭和八年三月十五日ヨリ七月三十一日ニ至ル期間トス

ハ、防遏季節ヲ左ノ二期ニ分ツ

第一期 自三月十五日（檢診及病豚處理期）

至同月三十一日

右期間ニ於テ指定各府縣ハ其ノ管轄地域内ノ豚ニ對シ檢診班ヲ組織シ檢病ヲ徹底シメ病豚ハ直ニ消毒班ニヨ

リテ處理(殺)セシハ豚舎ハ消毒履行セシムルコト
發生豚舎ノ殘存豚群及之レト密接關係アリタル豚ハ隔離ノ上血清注射(最少治療量一〇—二〇—五〇cc)ヲ行フコト

第二期 自四月一日(豫防注射期)

右期間ニ於テハ豚「コレラ」豫防液ヲ左ニ準シ應用ノコト
至七月三十一日
甲、指定地域内ノ豚ハ潮レナク豫防液ノ急遽免疫法ニ依ル一回注射ヲ行フコト

八七六

乙、發生豚舎ノ殘存豚群及之ト密接關係アリタル豚ハ血清注射後一箇月經過ノ後豫防液ノ一回注射ヲ行フコト
丙、期間後ト雖モ本年ニ限り指定地域内全般的ニ未注射豚ハ豫防液一回法、哺乳豚ハ二回法注射ヲ行フコト

ニ、防遏季節内少クモ左ノ重要府縣ニ向ツテハ豫防部員ヲ派出滞在(最小限度第一期間及第二期(初期)セシメ府縣防疫員ヲ指導セシメ絶對的勵行ヲ期スルコト

東京府及神奈川県 静岡及愛知縣
香川、廣島及岡山縣 大阪府、京都府及兵庫縣

埼玉、群馬、千葉及茨城縣 宮城及福島縣

ホ、防遏期間中ハ特ニ夜間ヲ利シテ地域ヲ限定シ巡回的ニ獸醫師、防疫員ヲ集メ血清豫防液ノ本性及實際的應用法ノ學術的説明、消毒法、實物指示等ノ講話又ハ實地指導ヲ行ヒ且畜主、管理者、市町村吏員ヲ集メ座談會(一町村又ハ一部落ニ分テ)ヲ開催シ防疫上官民ノ連絡、家畜衛生的知識ノ向上ヲ圖ルコト

附記

最近本病ノ發生府縣ニ於テ實施セル豚「コレラ」血清類應用成績ニ就テ調査セシ要項ハ別紙復命書ノ如クニテ本意見書ハ右調査ニ基キ提案セルモノニシテ本病防遏手段トシテ極メテ效果的ノモノナルコトヲ信スルモノナリ
以上具申參考ニ供シ候也

昭和八年二月

農林大臣 後藤文夫殿

獸疫調査所長 山 脇 圭 吉

血清類應用成績調査復命書

農ニ家畜傳染病調査研究ノ爲各府縣へ出張ヲ被命候節豚「コレラ」血清類應用成績ニ付調査仕條要項ヲ指示及復命候也
昭和八年二月九日

獸疫調査所助手

小 官 等 儀
技手 渡 利 夫
技師 二 村 彦 治
技師 近 藤 正 一郎
技師 中 村 哲 哉

獸疫調査所長 山 脇 圭 吉 殿

調査要項

一、茲ニ調査セル府縣ハ一兩年來豚「コレラ」ノ發生猖獗ヲ極メ又ハ其ノ蔓延ノ源トナリシ處アル地方ニシテ各々精確ナル調査ヲ遂ケタルモノトス
府縣左ノ如シ

福島縣 安城縣 栃木縣 群馬縣 埼玉縣 千葉縣 神奈川縣 岐阜縣
静岡縣 愛知縣 三重縣 京都府 兵庫縣 岡山縣 廣島縣 香川縣
一、最近五箇年ニ於ケル豚「コレラ」血清類實拂量及應用頭數ハ左ノ如シ

年次	血清				防疫液			
	實拂量 c.c.	應用頭數	治癒	防疫	實拂量 c.c.	應用頭數	第一回	第二回
昭和三年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同四年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同五年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同六年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同七年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(實拂量ハ合計年度、應用頭數ハ歷年)

一、豚「コレラ」血清類應用ノ結果ハ概ネ良好ニシテ本提議防上ノ效果ヲ示セリ左表ノ如シ

年次	血清				防疫液			
	實拂量 c.c.	應用頭數	治癒	防疫	實拂量 c.c.	應用頭數	第一回	第二回
昭和三年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同四年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同五年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同六年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
同七年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

資料 17

猪コレラ防遏に関する豊林次官及畜産局長の依命通牒
昭和八年三月二十八日
農林次官依命通牒
畜第五九九八號

然レトモ局部的地域ニ於テハ不良ノ成績ヲ示セルモノナキニテアラス（別紙報告中ニ詳記セリ）其ノ基ヲトコロ多クハ發症抑ノモノニ對シ單テ豫防注射ヲ爲スルニ限ラザリシモノニシテ却テ病變ヲ緩慢ナラシメ徒ラニ病毒ノ排泄期間ヲ遷延セシメタルカ如キモノ尠カラサルヲ認ム
一、豚「コレラ」豫防液應用ノ結果ハ極メテ良好ニシテ之カ爲本邦ノ流行ヲ終熄セシメタル事例多ク豫防上ノ效果甚大ナリ左表ノ如シ

年次	豫防液注射頭數		注 射			
	第一回	第二回	發病	死亡	殺	快復
昭和三年	三、八七五	二、五五二	一、二	八	六	三
同 四年	四、八四七	四、七六六	一、一	一	一	一
同 五年	四、一〇六	六、四〇六	一、〇	一	一	一
同 六年	一、〇九六	三、七三三	一、〇	一	一	一
同 七年	一〇、〇〇〇					

然レトモ局部的地域ニ就テ詳細ニ觀察スレハ不良成績ヲ示スモノアリ（別紙報告中ニ詳記セリ）其ノ原因ハ殆ント潜伏期中ニ屬スヘキ豚ニ注射セラレタルモノナルヲ肯定スルニ足レリ

- 一、本症力能近其ノ流行猖獗ヲ極メタル後ヲ探リタルニ其ノ因果關係極メテ多岐ニ渉ルヘシト雖モ左記事項ハ其ノ主ナルモノニシテ將來本症ノ防遏ヲ實行スルニ當リ考慮ノ餘地アルモノト信ス
- イ、交通機關ノ發達ハ距離ノ時間的ニ短縮スルノ事實ニ伴ヒ病毒ノ傳播モ亦速カリナリシコト
- ロ、農家ニ於ケル副業養豚ノ普及並ニ養豚ノ増加ニ從ヒ生豚ノ移動頻數トナリ且豚舍ノ距離相互ニ密接トナリシコト
- ハ、飼料ノ需要供給ノ關係上特定地域特ニ市街地附近ニ於テハ多數ノ豚舍密集ノ傾向アルコト
- ニ、飼養管理者ノ豚ニ對スル自衛的觀念ニ乏シキモノ多キコト
- ホ、豚ノ屈出ヲ怠ルモノ多キコト
- ヘ、本病發生地域ニ於テ豚舍ノ度アル豚ノ取引ニツキ出入スヘキ豚商ニ何等ノ制裁ナキ場合多カリシコト
- ト、豚舍ノ構造上消毒ノ徹底ヲ期シ難キモノ多キコト
- チ、豚ノ運搬ニ供用セラレ汚染汚染ノ度アルモノノ消毒進行不徹底ノ傾向アルコト
- リ、血清豫防液ノ應用時宜ニ適セザリシ場合尠カラサルコト
- ス、開業獸醫師ト第一線防疫員トノ間ニ於テ本病防遏ノ手段ニ對スル協同不十分ナリシカ爲病豚ノ發見並ニ迅速ニ延免レ難キ場合アリシコト
- 照別調査成績は略す

警視總監並管絃、師島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、靜岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、香川、福岡、長崎、熊本、各地方長官處

後近豚「コレラ」ノ流行猖獗ヲ極メ昭和六年ニ於テ約三萬頭昭和七年ニ於テ四萬頭ノ發生ヲ見共ノ流行地域ノ如キモ三府三十縣ノ廣キニ亘リ慘害眞ニ未曾有ノ事ニ屬シ現下農村不況ノ折柄豚飼養農家ノ經濟ヲ脅威スルコト非少ナラサル次第有之候處本邦豫防制度ニ付テハ各地方ニ於テモ鋭意努力セラレ、所ナリ雖モ尙終熄スルニ至ラス本年ニ於テモ前年來ノ大流行ノ後ヲ承ケ本病ノ發生ヲ危懼セラル、現狀ナリト認メタル、ニ就テハ此際一層防疫ノ徹底ヲ計リ以テ本病ノ根絶ヲ期シ度而テ具體的防疫施設ニ付テハ從來屢次通牒ヲ發シ又ハ本邦防疫協議會ヲ開催スル等夫々措置ヲ講シ置キタル次第ニテ相當徹底致シ居ル事トハ存シ候（其本年ハ特ニ本病發生重要府縣ニ於テ左記事項ニ付一齊ニ之ヲ施行スルハ本病ノ豫防上最も肝要ト存セザレ候條適宜方策ヲ樹テ之ヲ實施方ニ付御配慮相成依命此致及通牒候也

記

- 一、豚「コレラ」豫防期間ヲ開催スルコト
- イ、開催時期ハ可成速ニ之ヲ實施スルコト
- ロ、週間中ノ主ナル實施事項
- (一) 檢査調査
- (二) 豚舍ノ消毒法又ハ消毒法並衛生的整理
- (三) 豚商ノ衛生的思想啓發
- (四) 豚舍、消毒會、消毒會ノ開催
- 二、豫防注射ヲ施行スルコト
- イ、昭和七年中ニ於テ本病發生セル町村ニハ可成速ニ之ヲ施行スルコト
- ロ、前項ノ町村ニ隣接スル町村及交通關係上必要アリト認メタル地域ニモ可成速ニ之ヲ施行スルコト
- ハ、注射施行順序ハ可成豫防區域ノ外圍ヨリ漸次中心ニ向ケテ之ヲ行フコト
- ニ、注射ハ可成速ニ着手シ遲クモ七月末迄ニ完了スルコト
- ホ、豫防實施狀況ハ其ノ都度本省並關係府縣ニ通報スルコト

移出豚發着驛富該地方官庁へ通信連絡に對し鐵道省への依頼
當局第一七六四號 昭和七年四月一日

各地方長官宛（東京府へ發着總監）

畜産局長

昭和六年中ニ於テ全國のニ蔓延流行シタル豚「コレラ」豫防ニ付テハ誠ニ夫々通牒ノ次第モ有之候處二月二十七、八ノ兩日兵庫縣廳ニ於テ開催シタル今後ノ豫防對策ニ關スル近畿關係二府七縣聯合協議會 於テ本病發生地方ヨリ鐵道ニ依リ移出スル豚ニ付發着驛ト其ノ地關係官廳トノ通報連絡ヲ圖リ豫防ニ實シ度旨決議ノ次第モ有之必要ノ事ト認メラレ候ニ付テハ本省ヨリ鐵道省宛本題旨ノ徹底手配方依頼致候條有御丁知ノ上貴管下ニ本病發生ノ場合ハ關係鐵道局ニ通知相成度旨貴配下關係當局ト關係驛トノ間ニ於テ今後ノ右通報連絡方ニ付可總御打合相成度此段及通牒候也

豚コレラ豫防警戒方に関する通牒

當局第四三八號 昭和七年八月二十五日

各地方長官宛（東京府へ發着總監）

畜産局長

昭和六年一月以降豚コレラ各地ニ蔓延猖獗ヲ極メ同年末ヨリ稍々小康ノ傾向ヲ見タルモ本年八月ニ入り再ニ流行ノ兆ヲ呈シ關東地方就中茨城、千葉、埼玉、栃木ノ各縣下ニ最も猖獗ヲ逞リスル外更ニ岐阜、福岡ノ兩縣下ニ於テモ新發蔓延ノ兆有之客年初發以來其ノ損害既ニ約四萬頭ヲ算シ現下ノ不況ニ與シ當業者ノ困憊實ニ甚シキモ有之候付テハ既ニ夫々豫防警戒方御手配中ノ事ト存候モ客年九、十兩月間ニ亘ル大流行ニ鑑ミ此際一層ノ御補助相成候様致度此段及通牒候也

備考 八月（自一日）至（二十日）中ニ於ケル發生概況

茨城縣 一〇〇〇頭
千葉縣 五〇〇
栃木縣 三五〇
埼玉縣 三〇〇

豚コレラ防疫に關する農林次官及畜産局長の依命通牒

當局第五九八號 昭和八年三月二十八日

農林次官

警視總監並官城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、岐阜、静岡 各地方長官宛
愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、香川、福岡、長崎、熊本

最近豚「コレラ」ノ流行猖獗ヲ極メ昭和六年ニ於テ約三萬頭昭和七年ニ於テ約四萬頭ノ發生ヲ見其ノ流行地域ノ如キモ三府三十縣ノ廣キニ亘リ慘害廣ニ未曾有ノ勢ニ顯シ現下農村不況ノ折柄豚飼養家ノ經濟ヲ脅成スルコト鮮クナラサル次第ニ有之候處本病豫防制遏ニ付テハ各地方ニ於テモ鋭意努力セラル、所ナリト雖モ尙終息スルニ至ラス本年ニ於テモ前年來ノ大流行ノ後ヲ承ケ本病ノ發生ヲ危懼セラル、現狀ナリト認メラル、ニ就テハ此際一層防疫ノ徹底ヲ計リ以テ本病ノ根絶ヲ期シ度而テ具體的防疫施設ニ付テハ

從來屢々通牒ヲ發シ又ハ本病豫防協議會ヲ開催スル等夫々措置ヲ講シ盡キタル次第ニテ相當徹底致シ居ル事トハ存シ候 其本年ハ特ニ本病發生重要府縣ニ於テ左記事項ニ付一齊ニ之ヲ施行スルハ本病ノ豫防上最モ肝要ト存セラレ候條適當方策ヲ樹テ之ヲ實施方ニ付御配慮相成度依命此段及通牒候也

記

一、豚「コレラ」豫防期間ヲ開始スルコト

イ、開催時期ハ可成速ニ之ヲ實施スルコト

ロ、期間中ノ主ナル實施事項

（一） 検病調査

（二） 豚舎ノ消毒法又ハ消毒法並衛生的修理

（三） 豚舎ノ衛生的思想啓蒙

（四） 豚糞食、豚尿食、豚糞糞ノ開催

二、豫防注射ヲ施行スルコト

イ、昭和七年中ニ於テ本病發生セル町村ニハ可成速ニ之ヲ施行スルコト

ロ、前項ノ町村ニ隣接スル町村及交通關係上必要アリト認メタル地域ニモ可成施行スルコト

ハ、注射施行順序ハ可成豫防區域ノ外圍ヨリ漸次中心ニ向ケ之ヲ行フコト

ニ、注射ハ可成速ニ着手シ週ヲトモ七月末迄ニ完了スルコト

ホ、豫防實施狀況ハ其ノ都府本省並關係府縣ニ速報スルコト

當局第二〇四七號 畜産局長通牒 昭和八年三月二十八日

畜産局長

警視總監並官城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、岐阜、静岡 各地方長官宛
愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、香川、福岡、長崎、熊本

豚「コレラ」豫防ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ三月二十八日附八當局第五九八號ヲ以テ貴官宛當省次官ヨリ依命通牒有之候處右通牒左記事項中第二ホノ速報ハ別紙様式ニ依リ度此段及通牒候也

豚コレラ豫防週間に關する通牒
當局第二〇四六號 昭和八年三月二十八日

香森、富山、福井、滋賀、大分、鹿兒島各縣知事宛

畜産局長

曉近來「コレラ」流行猖獗ノ勢ヲ昭和七年ニ於テ約四萬頭ノ發生ヲ見、其ノ流行地域ノ如キモ三府三十縣ノ廣キニ亘リ慘害甚ニ未曾有ノ事ニ屬シ現下農村不況ノ折衝飼養農家ノ經濟ヲ脅威スルコト雖少ナラサル次第ニ有之候處本病豫防週ニ付テ作場方ニ於テ防疫努力セラル、所ナリト雖モ尙終熄スルニ至ラス本年ニ於テモ前年來ノ大流行ノ後ヲ承ケ本病ノ發生ノ危險有之事、新ナル地方ニ蔓延セントスル現狀ナリト認メラル、ニ就テハ此際「一層防疫ノ徹底ヲ計リ以テ本病ノ根絶ヲ期シ度而テ具體的防疫施設ニ付テハ從來屢次通牒ヲ發シ又ハ本病豫防協議會ヲ開催スル等夫々措置ヲ講シ置タル次第ニ相當徹底農居ル事トハ存シ候ヘ共昨年本病有開候ノ豚コレラ豫防協議會ニ於ケル決議ノ次第モ有之豫防週間ノ開催ハ本病ノ豫防上莫大ニ處不悖ト存セラレ候條左記ニ依リテ之ヲ實施方ニ付御配慮相成度此段及通牒候也

記（農林省依命通牒ニ依ル實施事項ト同シキヲ以テ略）

家畜防疫と屠畜検査の連絡に關する件通牒

畜第六一八七號

昭和八年三月三十一日

農林省畜産局長
内務省衛生局長

各府縣並各地方長官宛（東京府知事ヲ除ク）

昭和六、七年ニ亘ル豚コレラノ全國的大流行ハ其ノ罹病豚數約七萬頭ニ達シ誠ニ未曾有ノ慘害ヲ逞ウシ候處之ヲ防疫施設ニ付テハ各般ノ方面ヨリ遺漏ナキヲ期シ居ル次第ニ有之候モ豚コレラノ流行地方ノ豚商或ハ當業者ニシテ病豚ヲ屠場ニ搬入スル者多キ趣ニテ屠畜検査ノ際本病ト決定セラルモ勢カラサル狀態ニ有之且ツ屠畜ノ検査ハ本病ノ發見ヲ容易ナラシメ關係地方ニ於ケル流行ヲ未然ニ防遏スル端緒トナリ又ハ本病罹疫豚ノ搜テ減少シ得ル屠畜検査ト家畜防疫トハ相關聯スル所頗ル切實ナルモノ有之候條本病流行中ハ屠畜検査ヲ一層勵行セラルト共ニ一面家畜防疫トノ聯絡ヲ緊密ナラシムル様御配慮相成度此段及通牒候也

關東區の豚コレラ豫防に從事して（主として茨城縣下に於ける豚コレラ防遏狀況）
昭和八年五月二十五日 二村 彦 郎

曉近本邦に於ける交通機關の發達は漸次地域を狭からしむるの觀がある、昨の孤獨は今日の隣家と云ふ程に相對關係が密になつて來た、之れに加ふる肉食の趨勢と經濟的關係は著し、養豚界を刺激、農家は勿論市街附近の養豚數は急速に増進を來した、此狀勢に應じて必然的に遭遇すべき事實又は考慮すべき問題は傳染病類の好機會が絶えず潜伏して居る事である、之れと略々同様の情勢下に在ル歐米諸國では既に豚コレラ、豚丹毒の絶えざる脅威を蒙り如何にして其の慘害を輕からしむべきかに苦慮しつゝある狀勢であるに獨り日本のみが其の範を脱し得られる筈もな、股肱遠からず幸にして從來流行で防遏せられてをた豚コレラが一昨昭和六年に至り急激に増加し大流行の兆を萌し、翌七年にかけて大慘害を呈した事は周知の通りである、發つて斯くの如き大流行に直面して吾人は學ぶ事も亦多かつた、特に之れが豫防週間に關して從來の如き小地域に於ける狹範圍の防疫措置は全く不適當である事が體證せしめられたのである、

此の點に關し農林省當局は夙に鋭意之れを具體化しつゝあつたのであるが、更に昭和八年には其の初頭に於て未だ發生期に入るに先んじ之れが徹底的撲滅の方策を建て其の實行に入つたのである、

農林當局の防疫方策主要項目

- 第一、農林大臣依命通牒ニ依リテ各府縣一齊ニ防疫季節ヲ設ケ防疫事項ノ徹底ヲ期スルコト
- 第二、血漬ワクチン急速増加製造ヲ講スルコト
- 第三、畜産局ニ於テ豚コレラ豫防擔任者ヲ指令シ（農林當該局及防疫調査所被擔官ヲ以テ之ニ充ツ）組織的ニ事務ヲ敏活ニ處理スルコト
- 第四、防疫季節ハ昭和八年三月乃至七月トシ主トシテ左ノ二期ニ分ツ
- 第一期 検診及病豚處理期
- 第二期 豫防疫射期
- 第五、防疫地域ハ昭和七年發生地帶ヲ最小限トシ或可ク廣範圍ニ亘リテ實施スルコト
- 第六、各府縣ヲ大體東京地方、關東、東北、東海、近畿、關西等ニ區分シ各區域ノ防疫技術官ヲ定メ一齊ニ徹底的ニ防疫實施ヲ計ルコト

右の様な概念の下に早きは三月過ぎも四月には實行期に入つたのである、丁度四月六日午後山脇所長から電話で私に東京ビル内帝國馬匹協會に出向する機會せられ同所に於て本省側三浦畜政課長、布村主任技師及防疫調査所側山脇所長、近藤技師等同席にて千葉、茨城、栃木、埼玉の四縣即ち關東區の豫防事務に對し私を分擔者として之を以て極力努力する様命ぜられ且之に關し種々と懇切なる指示を受けた、私は斯んな仕事には全く素人であるが、大任を果して全うすることが出来るか否か頗る躊躇逡巡したが、其の翌日所長室に於て山脇所長は儼然として私に對し今年と同僚技術官全體の面目にかけても豚コレラの流行を阻止せねばならん表面上君の分擔區域に於てをるが之れは農林大臣から防疫調査所長に分擔された防遏線である、どんな困難を排しても此防遏に邁進せねばならん、此の成績の良否は防疫調査所の面目に係る大事である、君が計畫の遂行に逡巡する點があれば自分が直接分擔區域に出向き防疫事務を進捗せしむると言渡された、此の所長の平固とした御決意を知つては此の仕事には素人だ、無經驗だなど云ふ一切の私的理由は捨て、粉骨碎心事に當らねばならぬと一方ならぬ私を奮起せしめた、幸に此の區域各縣に於ける關係各位の質實なる御努力と同情ある御理解とによつて防疫事務は着々と進められ昨年比し豚コレラの發生は著しく減じた事は誠に喜びに堪へないところで、分擔期間中指示された防疫の實行に對し、上司の絶えざる御指導と御激勵の外に私の力の足らぬ場所には再々山脇所長及中村部長の御出張を御願ひして御助力を受けた、又防疫總指揮たる布村技師と分擔各縣關係當局者との間の聯絡を充分にし其の間を圓滑にするが私の務の一であつたと考へられたが種々の事情があつたにせよ應々意志の疏通を缺き「一」の不合理な結果や御迷惑をかけた事もあつた様であるが此の點改めて愛で深く陳謝する、しかし此の爲れども外の辛苦と新なる經驗を

得 人の心の半面を今更に隠けながら窺ふことが出来た。

私の分擔區域では豚コレラ防疫實施事項は各縣大同小異ではあるが必ずしも一様ではない各表を執り短を棄てての努力である。其の内茨城縣では井出衛生課長を中心とし實地第一線に立つ防疫官各位は勿論奮闘及各家豚に於ても一致協力して其の撲滅に努め、絲亂れざる活動振りを發揮した。仍て爰に茨城縣當局者の了解を得、同縣下に於ける豚コレラ防疫狀況の概要を次に記述し將來の參考に資した。

茨城縣下に於ける豚コレラの防疫狀況

茨城縣に於ける豚コレラ發生は昭和六年に二七四頭、同七年に六六六頭にして實に七年には一市一四郡一九七箇町村に亘りて大流行を呈するに至つた。同郡は浦臼縣に並んで其の總勢の甚大なる區域と云へる。其の總勢は頗る甚大であり、縣當局に於ても之が防疫對策に就て早くより熟識し先づ昭和七年十月二十七日、八の兩日に縣下の官民合同豚コレラ防疫對策協議會を開催し農林省より三浦省政課長、布村主任技師等の臨席を得防疫事項に關して協議の上、對策の主要を決し次で昭和七年十一月農林省に於ける豚コレラ防疫協議會並に昭和八年二月長野縣に於ける關東聯合府縣家畜衛生主任官會議に於て行ひたる決議事項及其の後に於て同開會に關する農林省より通達(八年三月二十八日附農林省官命通達)を骨子として大體の防疫方針を定めて更に四月十二日同縣主催にて千葉、栃木、埼玉、茨城四縣聯合豚コレラ防疫協議會を同縣縣内に開き三浦省政課長、山縣防疫課長所長及前記四縣防疫主任技師等の出席の上本病に關する防疫方法並防疫技術に關する細目及縣境下に於ける防疫事務等に就き詳細打合せを行ひ愈々八年度に於ける防疫方針を確立し大要次記の順序方法を以て豫め本病の流行期に先立ち防疫に着手するに至つたのである。

實 行 要 項

一、官民合同豚コレラ防疫對策協議會 昭和七年十月二十七日、八の兩日縣主催にて開催し農林省より三浦省政課長、布村技師縣廳より佐々木警部部長、井出衛生課長以下各關係者、民間側より縣廳及郡縣代表者出席の上昭和八年に於ける豚コレラ防疫對策を議題とし協議し之が根本對策として、(一)本省に對し要緊な事項、(二)縣に於て施設すべき事項、(三)團體に於て行ふべき事項並防疫政策及農畜提出案等を決議し、先づ八年に於ける豚コレラ防疫方針の大要を決す。(參考事項摘録參照)

二、豚コレラ防疫協議會開催 八年二月より各町村又は字(字)に於て逐次協議會を開催し其の郡縣より關係技術者出席し本病に關する諸事項、座談を行ひ一般に對する防疫知識の向上に努め三月下旬までに既に一五箇町村に於て開催す、殘此の機會に既存の養豚組合に對しては防疫規則を新に通讀又は規約せしめ組合を有せざるものには養豚防疫組合の設置を促し。

三、養豚防疫組合の設立 本病の完全なる防遏には畜主自身の自衛的防疫の極めて必要なるを認め各家養豚家をして郡町村又は大字を一區域となし防疫を主眼とする組合を獎勵設立せしむ。

昭和八年五月現在にて前記組合数は一七一、組合員數一五、五六三人に達せり。

養豚防疫組合の豚コレラ防疫に關する事項として左の事項を實行せしめることせり。

- (一) 養豚家帳の整備 衛生課試案組合規定には漏るゝも養豚部長通達により設備せしむ
- (二) 財源 次の方法にて經費を分擔せしめ財源を作る

- A 組合員 一名に付金十錢
- B 飼養豚 一頭に付金五錢

一頭を毎年毎に金三十五錢
此の經費の主たる支出目的は豚コレラ防疫液購入費の縣に對する寄附、豚コレラ防疫液注射時に於ける人夫賃、養豚病死せる場合新購入豚に對する補助費。

- (三) 屠殺監督 特に病豚の早期發見、衛生思想の普及、豚の清潔消毒の任に當らしむ
- (四) 相互の警戒 各自危險場所への出入を止め豚飼及飼料の購入先に就き注意警戒等

四、檢査調査及豚舎消毒 昭和八年一月乃至三月末日の三箇月間檢査班を作り疫豚並に疫豚の調査を行はしむ 檢査豚舎六九一四戸、豚數二〇四八六頭に達し疫豚七頭(二月中發見)、三月には發生なし、經疫豚三頭(勸誘自由屠殺)を發見す。又昨年に於ける豚コレラ發生區域及感染區域に於て急性腸炎又は日射病と檢案せるもの其の他養豚病死豚中多少豚コレラの懸念ある豚舎に就き消毒を行ふ其の區域八二箇町村三九〇箇戸に及んだ。

五、衛生主任會議 八年三月十三、十四の兩日縣内に各養豚場駐在衛生技師及衛生主任警察官等を招集し、警察部長臨席の下に本病防疫に關する協議會を行ひ其の防疫の徹底を期することとなつた。

同會議に於ける主たる議題は左の如し。(一)檢査調査及豚舎消毒の勵行、(二)經疫豚檢査、(三)養豚防疫組合設立獎勵、(四)豚コレラ防疫週間開催に關する打合せ。

出席者

- 農林省 三浦省政課長、山縣防疫課長、二村技師、尾崎曉託
- 栃木縣 安野衛生技師
- 千葉縣 長峰衛生技師
- 埼玉縣 佐々木技師
- 茨城縣 關根農場場長、窪谷種畜場技師
- 佐々木警部部長、井出衛生課長、富城警部補、中村警部補、本郷技師其の他衛生技師臨時防疫顧問等

同協議會に於ける主たる協議事項は次の如し。(一)阿部知事指示、(二)防疫班の組織、(三)農林省病豚の簡易、(四)豚コレラに關する知識の普及、(五)防疫週間實施事項、(六)疫豚の近接する健康豚の消毒消毒實施方法、(七)屠殺に於ける豚輸送容器及屠殺より來る豚輸送容器の消毒、(八)防疫注射區域内新移入豚及び防疫注射後の生連仔豚に對する措置、(九)屠殺用屠殺豚に對する診斷書、(一〇)豚の屠殺整備、(一一)檢査時日及期間、(一二)防疫週間開催時日及期間、(一三)防疫注射時日及期間、七、佐々木警部部長の豚コレラ防疫に關する各養豚場長通達(昭和八年四月二十二日附)

農林省豚コレラ防疫協議會關東聯合府縣家畜衛生主任官會議及千葉、栃木、埼玉、茨城四縣聯合防疫協議會等の協議及決議事項を基とし縣内各關係者協議事項を加味し其の要旨を各養豚場に通達せしめたり。

八、經費 豚コレラ防疫液購入費として經常費一〇〇〇圓の外臨時費一八〇〇〇圓の豫算を計上決裁を得而して防疫液購入費中其の六分の四は國庫補助六分の一は縣費支出更に六分の一は養豚防疫組合、郡費、村費會より寄附。

九、防疫職、縣技師一名、衛生技師九名、臨時防疫職一名。

十、八年度に於ける第一線防疫區域 八年前年の發生地及一昨年發生地の一部其の他一市二三四箇町村六七〇〇〇頭。

十一、縣下一齊檢査。
期日 自四月十五日至四月三十日
區域 第一線内防疫區域全部
防疫組織

本部 檢査班 防疫班、警察官、養豚防疫組合員及町村より各一名
檢査班 防疫班 發生地附近に緊急防疫接種に當らしむ、時として消毒を以て之に當らしむ

檢査班數 一〇乃至二〇班
檢査中發見せし豚コレラ病豚 二七頭
疫豚發生町村數 八箇町村

十二、防疫協議會 四月三十日縣下一齊檢査終了と共に縣内に各養豚者を招集し各技術者に其の區域内檢査狀況を報告せしめ意見の交換を行ひ翌日より着手實行すべき防疫週間及防疫注射に對する萬全を期する様御注意を與ふ。

十三、豚コレラ豫防週間の實施
期日 自五月一日至同月七日
豫防週間實施中の事業詳細(參考事項病録(五)の十二項参照)

同期間中豚コレラ病豚發見數 二〇頭
發生町村數 一〇箇町村
週間中一般に宣傳ビラの配布

十四、検診期間並豫防週間中發見せる豚コレラ病豚の病性及發生地附近養豚に對する處置、一、二の例外を除く他は全部急性疫豚の病變を認む發生地附近は免疫血清の緊急注射を行ひ次で十數日以内に豫防液の注射を行ふ。

十五、豫防液注射

(一) 一般的注射始期 五月三日
終期 六月三十日

(二) 豫定注射頭數 六四、〇〇〇頭

(三) 區 城 一市三四箇町村

(四) 一日注射豫定數 一頭七五頭 五月十一日までの成績は各班一日平均一三〇頭、下館警察署管内一日最少八八頭最大一九二頭

(五) 注射班數 一〇班 定期注射班は臨時雇上げの防疫隊員をして當らしめ之等は主として各警察署に駐在せしめ常置衛生役手醫官のもとに注射を行はしむ。(一部の町村には縣廳より直接出張せしむ)

(六) 消毒班及臨時檢診班 注射終了後長時日を経過した町村及未注射地にして注射施行までに尚時日を要する町村の檢診には主として常置衛生役手をして當らしむ。

(七) 注射班員數 五一〇人(防疫隊員一名、巡查一十二名、郡農會技術者一名、村農會技術者一名、養豚防疫組合書記二名、區役員一名、人夫一名)

注射班は實際は二、三名にて足るも地方養豚組合及養豚者自身防遏に對し極めて熱心にして自から進んで手傳として來り、斯く多人數となるものなり。

(八) 注射用具

注射器 五〇及一〇〇 二種

ゴム管付注射針 多數

以上は常に消毒罐に入れアルコール又は石炭酸に浸す

バケツ 三%クレゾール石炭液を容れ持參

沃度丁機 注射部位消毒

沃度ホルムコロザム 注射針孔封鎖

柄杓型噴霧器 豚舎出入消毒用

脱脂綿及ガーゼ

(九) 保定及注射法 豚は總て人夫に保定せしむ、保定は

小豚 人夫をして兩手で豚の兩後肢を握り豚腹を前方に向け豚體を腰間に挟み逆さに吊る固定す此場合注射部位は内股皮下

中豚 人夫をして兩手で固定す、注射部位耳根皮下

大豚 人夫をして細繩にて上頸を縛り上前方に引かしむ注射部位耳根皮下

保定法は各縣又は各技術者により種々行はれ一様ならず又事情により一様を律す可きにあるざるも其の得失に對する意見を述べれば無保定注射は煩雜により凡そ目的を達すると雖必ず一部の豚に於て注射針の破損、注射分量の不足等を來し決して推奨すべき方法にあらず寧ろ一々保定して確實に注射するを安全なりとす。

從つて小豚は吊支内股皮下注射、中豚以上は豚舎の前庭近くを豚を呼び(與飼其の他)注射者は舍外塋壁に接して立ち左手

にて右耳を握し同時に左手拇指にて注射器を保定すると共に右手にて注射器に接觸するゴム管付注射針を皮下に穿刺し次でピストンを右手にて壓入注射す(埼玉縣に於て實施)大豚にして耳莖固著し難きものは繩にて上頸を縛り前上方に引くか又は一時豚體に容れ固定する方法比較的手數を要せず最速確實に注射することを得べしと爲。 (参考參照)

(一) 注射量 豫防液は體重一貫に對し一ccの割合にて注射し總て一回注射にて完了とす。

(二) 注射班の服裝及豚舎出入時の消毒 豚舎に出入するものは白布、ゴム長靴を使用(希望はゴム引上下解制の着用を可とし柄木靴に於ては使用)豚舎出入には携帶せる噴霧器(クレゾール石炭液)を以て一々消毒す。

(三) 豚コレラ豫防注射を終了したる豚には豚コレラ豫防液注射證を與ふ本證は豫防液注射應行後六箇月以内に於ける豚の賣買又は移動に際し添附するものとす。

(四) 日報 日報 注射に従事する防疫隊員は一定書式に従ひ注射頭數、豫防液及免疫血清使用量、病豚有無、應談會、防疫組合設置等に關し本部に報告す。

(五) A、豚コレラ豫防液注射心得。B、檢診に對する一般心得。C、病豚消毒心得。D、其の他の心得を各技術者に配布し主旨を徹底せしむ。

(六) 注射頭數 豚コレラ豫防液 六、七六〇頭

豚コレラ免疫血清 二五〇頭

(以上五月十二日現在)

十六、豚コレラ防疫に關する事項にして警察部長より各警察署長宛の通牒要旨は更に警察部長より各町村長、各町村農會長、各町村養豚防疫組合長に通報す。

又各警察署には適當なる巡査派出所又は巡査駐在所に他府縣より運べる豚消毒所を設け之が消毒を行ふ。消毒済の容器には所轄警察署若くは消毒済と大きく捺印せる紙れをつけ持還はしむ。

十七、昭和八年一月より同年八月十五日までの豚コレラ發生總數は二四頭で昨年一月より八月末までの發生數は、七六頭に比し約二十分の一以下の少數であるが其の發生地域は一市十一郡の極めて廣範圍に亘り又發見した多くの疫豚は何れも剖檢上急性變狀を呈し毒弱を示してゐない。又四、五月頃發生頭數の稍々多きは各縣下に亘る豚コレラ豫防週間及同檢病調査等を實施せる爲と思はれる。昨年との發生比較は次表の如くである。

昭和七年 一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月 合計

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

備考 八年八月は十五日現在なり。

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

昭和八年 七 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

昭和八年 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

肉畜暴落ニ關スル對策陳情書（昭和七年六月十日）

中央畜産會頭

農林大臣宛

方今農村疲弊其甚ニ達シ農民ノ慘狀目觸スル能ハザル時ニ當リ生産肉畜殊ニ肉豚ノ價格ノ未會有ノ急落ヲ來シ生産者ノ蒙ル損害莫大ナルモノアリ似テ之ガ對策ニ付去ル六月七日日本會主催肉畜暴落對策協議會ヲ全國畜産組合聯合會改選主任者出席ノ上開催致シ慎重議ノ結果別紙事項ノ決議ヲシ至急之ヲ實施方要座ニ不堪候ニ付此點及陳情候也
追テ左記緊急對策ニ付テハ此際至急特別ノ御配慮相成度候
記

一、緊急對策

- 一、豚肉消費ノ増進ニ資スル爲豚肉小賣價格ヲ更ニ低廉ナラシムル様適切ナル方法ヲ講ゼラレタキコト
- イ、豚肉小賣價格ヲ合理化セシメガ爲公設市場ニ於テ更ニ廉價ナル販賣ヲ實施セシメラレタキコト
- ロ、生産團體ニ於テ直接豚肉ノ販賣ヲ行ハシメラレタキコト
- ハ、農林省ノ助成金交付ヲ受ケ豚肉消費宣傳ノ爲東京、大阪兩市ニ於テ府縣聯合ノ豚肉販賣會ヲ至急開催セラル、様中央畜産會ニテ發給セラレタキコト
- ニ、農林省及中央畜産會ノ助成ヲ得テ毎月一回全國一齊ニ豚肉ノ販賣會ヲ開催スル様致サレタキコト
- イ、「ラデオ」ニ依ル講演、家庭料理獻立放談
- ロ、新聞雜誌ノ家庭欄利用
- ハ、農林省又ハ中央畜産會ニ於テ豚肉利用獎勵ニ關スル印刷物（パンフレット等）ノ作製配布
- 三、中央畜産會ヲシテ畜産ニ關スル迅速確實ナル市況通報ヲ行ハシメラレタキコト
- イ、文書電報ニ依ル通報
- ロ、「ラデオ」ノ産業「ニュース」利用
- 四、豚肉加工（自家用ヲ含ム）ヲ獎勵普及セラレタキコト
- イ、畜産技術員並一般希望者ニ對スル加工講習、講習會ノ開催
- ロ、加工ニ關スル印刷物ノ作製配布
- ハ、新聞、雜誌及「ラデオ」等ノ利用
- ニ、畜産團體ノ豚肉加工事業ニ對シ助成セラレタキコト
- 五、陸海軍ニ對シ内地産牛豚肉使用増進方ヲ農林省及中央畜産會ニ於テ交渉セラレタキコト

- 六、自家用屠殺ニ關シ地方確ニ對スル内務省通牒ヲ廢止ノ解釋ニ改メラレタキコト
- イ、大正十一年警察廳ニ對スル内務省通牒ノ趣旨ヲ改メ有照會ニ對シ之ヲ可トセラレタキコト
- ロ、屠出ニ依リ所稱屠殺場長ノ簡易ナル認可ヲ得テ自家用屠殺ヲナシ特定人ニ對シ之ガ屠布ヲ可能ナラシムル様法規ヲ改訂セラレタキコト

二、恒久對策

- 一、海外市況ノ調査ヲ行ヒ加工品ノ海外輸出促進ノ途ヲ開カレタキコト
- 二、屠畜稅、屠畜検査手数料並屠場使用料ノ減免方各府縣ニ要望セラレタキコト
- 三、屠場ノ畜産組合經營ヲ獎勵セラレタキコト
- 四、豚販取規則ヲ制定セラレタキコト
- 五、重要都市ニ販賣發賣機關ヲ設置セラレタキコト
- 六、中央畜産會ニ於テ東京大阪兩都市ニ家畜市場ヲ設置セラレタキコト
- 七、簡易屠場ノ設置ニ對シ獎勵金ヲ交付セラレタキコト
- 八、農家畜舍ニ對シ免稅ノ方法ヲ講ゼラレタキコト
- 九、農林省ニ於テ家畜防疫施設ヲ擴充セラレタキコト
- 十、市町村共ノ他適當ナル團體ノ血清防疫液購入費ニ對シ國庫補助ノ途ヲ講ゼラレタキコト
- 十一、農林省ニ於テ血清、防疫液ノ備下又ハ補助率ヲ増加セラレタキコト
- 十二、道府縣ニ於テハ豚「コレラ」預防注射ヲ徹底ノ行フコト
- 十三、飼料作物ノ栽培ヲ獎勵シ努メテ飼料自給ノ途ヲ開クセラレタキコト
- 十四、授乳飼育ノ戒メ農藥經營上必要ナル程度ニ飼育ヲ獎勵セラレタキコト
- 十五、農林省ニ於テ種豚設置ニ對シ獎勵金ヲ交付セラレタキコト
- 十六、畜産試験場ヲ擴張シ種豚ノ配布ヲ潤澤ニセラレタキコト
- 十七、種豚豚検査規則ヲ制定セラレタキコト
- 十八、獎勵助成ニ對シ助成ノ方法ヲ講ゼラレタキコト

肉畜暴落對策協議會陳情委員

愛知縣畜産組合聯合會	大西
東京府畜産組合聯合會	前田
岡山縣畜産組合聯合會	高山
廣島縣畜産組合聯合會	高田
香川縣畜産組合聯合會	濤崎
愛媛縣畜産組合聯合會	岡田
神奈川縣中郡畜産組合	小泉
中央畜産會主事	加藤
	藤田
	清池
	三浦
	李誠
	彰

資料25

○豚コレラ防疫方針

1 豚コレラ予防標準（昭和24年4月27日決定）

一般の場合

(1) 連絡調査の励行

イ 戸別検診の実施

重要地域に対し随時検診を行い、早期発見につとめる。

ロ 生豚並びに飼料の移動購入調査

移動購入の流れを調査し、生豚の導入、飼料の購入について、衛生的指導を行うと共に、豚コレラの予防、発見、注射計画等の参考に資する。

ハ 豚の現在数の調査

ニ 豚商、肉屋に対する調査及び連絡

ホ 開業獣医師（団体獣医師をふくむ）との連絡

(2) 豚舎の改善及び清潔

(3) 屠場との連絡

屠畜検査については連絡を密にし、早期発見、予防措置について互に協力する。

(4) 発生、斃死届の徹底

(5) 衛生知識を普及し、異常豚の早期受診を励行させること。

予防注射の実施

(1) 予防注射の量

体重毎4kg0.5 ㏍（第1回）及び0.7 ㏍（第2回）の2回で10～14日の間隔で行い、急速免疫のときには毎4kg1.0 ㏍を使用する。但し、1頭当たり最高30 ㏍とする。

(2) 予防注射の回数

免疫有効期間は6カ月であるが、常在地においては、年3回予防注射を実施すること。

(3) 移出豚の健康証明書

県外移出豚の健康証明書の発行は、すべて予防注射実施豚に限定する。

(4) 種豚及び病毒常在地の哺乳豚に対しては、自衛的予防注射を奨励する。

発生の場合

(1) 調査

- イ 感染経路の調査
- ロ 病毒散布状況の調査

(2) 殺処分

病豚は原則として、殺処分すること。

(3) 出入往来等の停止

- イ 都市区単位の第1線、第2線の警戒区域を設け、第1線警戒区域内の豚の移動及び豚舎への出入往来を停止する。第2線警戒区域内の豚は、区域外への移動を禁止し、屠場への直行する証明書を有するもの以外は、その移動を明らかにする。
- ロ 此の警戒区域は最終発生から1カ月を経過しなければ解除しないこと。
- ハ 移動禁止の範囲は、病毒濃厚な場合は、相当広範囲に警戒区域を設ける。
- ニ 移入停止をする区域の範囲は発生都道府県における第2線警戒区域の範囲にとどめる。
- ホ 発生豚舎は完全消毒後厳重に封鎖する。
- ヘ 発生豚舎に豚を再び、ひき入れるときは、最後の発生から6カ月間は、予防注射後1カ月から4カ月以内の豚でなければいれないようにする。

(4) 感染豚の処置

同一豚舎及び隣接豚舎の豚は厳重に消毒後隔離し視察を行う。ただし、病毒濃厚地帯においては、最後の発生豚の処理後3週間隔離視察を行う。なお、家畜防疫員の指示をうけ、豚の体表、運搬用具、人畜の消毒を実施の上指定屠場へ直行して他の屠畜と別途に屠殺するものについてはこの限りではない。

(5) 緊急免疫の附与

- イ 第1線警戒区域内には、発生地を中心に求心的に緊急免疫を行い、3カ月以内に町村単位以上の区域に重ねて予防注射を実施する。

(6) 消毒

- イ 発生豚舎及びその附属品、発生豚の処理に当たったもの、或いは之に使われた用具、同敷地内に入ったものは、消毒する。
- ロ 消毒用踏込手洗消毒器の設置

(7) 報告、その他

- イ 軍政部、農林大臣に報告すると共に関係都道府県に通報連絡をとる。
- ロ 関係都道府県知事は、発生地からの移入禁止の告示を速やかに出すこと。

ハ 報告様式は特に発生系統、流行系統を明らかにすること。

資料 26

○昭和 25 年度豚コレラ防疫対策要領

一. 基本方針

昭和 24 年度の発生状況にかんがみ 25 年度においては、本病予防について特に重要視し、予防注射の励行、早期発見、徹底的殺処分及び完全消毒等によってこれが完全制遏を図る。

二. 基本対策

1 予防注射の励行

a 予防液の確保

本年においては予防液の需要を充足するため計画製造と貯蔵を実施し、計画需要量は 500 万 cc、製造量は 600 万 cc とする。

b 注射計画の樹立

予防液の確保を円滑にし、注射の徹底的実施を期するため、予防注射は計画的に実施し、臨時予防注射の機会をつとめてさけることとする。

(イ) 実施時期

豚コレラ発生期前に実施することとし、従って 2 月から 5 月中迄に完了する。

(ロ) 注射対象

甲 病毒常在化し毎年発生をみる地域及び前年発生地附近の豚

乙 種豚の全部

丙 豚密集地帯の一般成豚及び仔豚の全部

丁 移出豚の全部

(ハ) 注射は前記甲、乙、丙、丁に対しそれぞれ左の区分で行う。

甲 年 3 回 4 カ月毎 貫当たり 1.5cc

乙 年 2 回乃至 3 回

丙 2 月中から 5 月中に 1 回

丁 移出 2 - 3 週間前 貫当たり 1.5cc

(二) 注射量

体重貫当たり 1cc 以上総量の最低 3cc から最高 30cc まで
但し、哺乳豚については 2 回注射とし総量 1cc 及び 2cc を注射する。
右の注射量は特に厳守すること。

(ホ) 予防液の入手

予防液需給の具体的計画は四半期毎に定め、発送量及び発送製造所を衛生課が指示する。

但し割当外需要があるときは製造所に余裕ある限りこれを自由に発送する。

(ヘ) 血清は原則として使用しない。

(ト) 発生時の予防注射は全て貫当たり 1.5cc 以上の注射を行う。

2 早期発見と飼養状況の把握

豚コレラ早期発見についての注意の喚起と技術者の教育を行い豚の使用状況については、予め十分な調査を行う。

3 発生時の処置

発生時には豚コレラ防疫標準に従い特に殺処分を厳重に行う。

殺処分豚の利用は家畜防疫員の指揮により努めて行う。

4 畜舎消毒

a 注射対象甲、乙について 3 月～4 月中に必ずロゲールによる洗滌と消毒を行う。

b 発生の場合には必ず前記消毒を実施する。

5 都道府県外移出豚の注射証明の励行

6 移入豚の取扱

移入豚の到着後これが配布については充分な看視を行うこととし、なるべく一定地における視察期間を設けること。

資料 27

25 畜局第 1365 号

昭和 25 年 4 月 18 日

知 事 殿

農林省畜産局長

豚コレラの防遏について

豚コレラの防遏に対しては、さきに開催された全国家畜衛生主任者会議において、

その根本対策を協議し、豚コレラ発生期以前に強力な防疫措置を講じて本病の根絶を期する如く指示しておいたが、本年において既に岩手県 40 頭、宮城県 96 頭、秋田県 4 頭、埼玉県 7 頭、東京都 41 頭、福岡県 9 頭合計 197 頭が発生し、その発生地及び発生、まん延の状況は、昨年と同一傾向にあり豚コレラの流行期をひかえ、この際万全の措置をとらなければ、再び昨年と同様の流行をきたすおそれがあるので特に左記事項については、なお一層の努力を期せられたく通達する。

記

一、豚コレラ流行期の予防注射の徹底並びに昨年度発生地附近の豚舎の一斉消毒の実施

昨年の豚コレラ発生頭数は、1, 653 頭で 4 月～9 月が流行期となっており、発生頭数の 8 割を占めている関係上、この期間中は、豚コレラ病毒常在地、前年発生地附近、豚密集地帯並びに種豚は、1 頭もれなく豚コレラに対する免疫を保有せしめ、昨年の発生豚舎については徹底的消毒を行うこと。

二、県外移動豚（移入移出豚）の検査及び家畜伝染病予防法第 16 条適用の徹底

昨年の豚コレラの発生は、他都県からの移入豚に由来するものが 6 割、常在地の発生が 3 割、発生系統不明のものが 1 割である。県外移出豚及び移入豚についての健康検査については一層徹底して行い、発生時における移動禁止の措置は、迅速適切に行うこと。

三、早期発見と早期処分

流行初期における病豚の決定及び処分の不徹底のため、病毒が散逸し、大流行をきたした例を昨年は、東北、関東、四国地方においてみたが、発生時には疫学的観察により、病豚の摘発につとめ又速やかに診断できるように絶えず技術の錬磨につとめ、病豚の殺処分は早期に行って病毒の伝播を防止すること。

四、広報の徹底

この際集中的にラジオ、リーフレット、ポスター等により本病予防について注意を喚起するとともに関係技術者をして啓蒙、宣伝に努めること。

五、各関係者の協力一致

本病防疫に関しては畜産主務部課を中心とし環境衛生部課は勿論のこと、官公各施設、関係団体、養豚業者、食肉販売業者等すべての関係者の協力一致を求めるよう努めること。

資料 28

25 畜局 4691 号

昭和 25 年 12 月 22 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

昭和 26 年における豚コレラ防遏について

昭和 25 年における豚コレラ予防については、年度当初から当局との緊密な連絡のもとに各般の対策を実施願ってきたが、1 月以降現在に至るまで本病の発生数は、昨年の発生数を超え約 2,500 頭に達し、特に春期に東北地方、夏期に九州地方とかなりの流行をみたのは甚だ遺憾である。而して本年の流行状況よりみれば豚コレラウイルスは、各地に相当の浸潤しているものと推定され特に本年は夏から秋にかけての牛の流行性感冒が流行したため、秋期における豚コレラ予防注射の実施が不徹底であった点を考慮すると今後において本病の流行が予想されるので、これが予防対策については従来の本病防疫標準の徹底的実施を願うことはもとよりであるが具体的実施事項として左記のより本病防遏に万遺憾なきを期せられたく通達する。なお、豚コレラ予防液の需給状況は著しく好転を見ているので今後豚コレラ予防液の入手については当局において割当を行わないから、承知されたく申し添える。

記

一、豚コレラ予防注射実施方針

1 実施時期及び回数

豚コレラ防遏の実効を期するためには、常時豚コレラに対する免疫力を附与せしめ、ウイルスの侵入を防止するにあるが、効果的且つ経済的に予防注射を実施するには、ウイルス汚染侵入の危険度に応じ、予防注射の回数と実施の時期とを案配する必要がある。この見地から明年は左の規準により実施されたい。

- a 豚コレラウイルスが常在化し毎年発生している地方及び県外移出の多い地方は年 3 回とし第 1 回は 1 月以降 3 月までに終了のこと。
- b 本年大流行をみた地方は、年 2 回とし第 1 回は 1 月以降 3 月までに終了のこと。
- c 過去数年間発生をみていない地方は 4 月以降 6 月までに、できるだけ行う

こと。

- d 種豚は年2～3回行うこと。
- e 県外移出豚は移出前2週間から3カ月までの間に実施すること。

2 注射範囲

- a 注射の実施は、同一郡内の豚は全頭数同一時期に注射を完了すること。
- b 注射実施地域内に未注射を残すことは、防疫の混乱と不徹底を生ずるもとであり、殊に本年の豚コレラの発生状況を見ると、大部分は予防注射実施地域内の未注射豚及び未注射地域の豚であり、殊に一旦大流行をきたした地方においては、豚コレラウイルスは深く潜入しウイルス常在化のおそれがあるので、豚コレラ発生地域の豚は1頭もれなく注射し、且つ、豚コレラに対する免疫が断絶することのないようにすること。

3 注射量

注射量は、豚の体重貫当たり1ccとし仔豚の最小量は3ccとし、確実に注射量を定めて実施すること。注射量の不足は十分な免疫力を附与することはできないから、このことは免疫力の附与に最も肝要である。

なお、哺乳豚は1週間間隔をもって2回注射（1cc及び2cc）を行うこと。

4 豚コレラ予防液について

- a 豚コレラ予防液の民間製造は最近拡充整備され、製造量も豊富になっているが、計画的防疫の実施には必要量の計画的入手が肝要であるから、綿密な豚コレラ予防注射計画を立案し、適宜製造業者に発注購入すること。
- b 豚コレラ予防液の入手後使用までの保管は、効力の保持と事故防止上必要であるから万全の措置を講ずること。

二、消毒方法

- 1 豚密集地帯及び本年豚コレラの発生した地域に対しては冬期及び来年春期の予防注射実施時又は新しく豚を導入するたびに畜主に自発的に豚舎及びその周辺の消毒を行わせるよう指導すること。
- 2 発生時においては発生豚舎及び発生豚舎から汚物、汚水の流出した場所、堆肥、溝等は特に反復消毒すること。
- 3 消毒薬液は豚コレラウイルスに最も有効であるアルカリ性製剤を使用すること。

三、第三国人飼育に対する措置

最近の豚コレラの発生をみると第三国人飼育の豚にも相当流行し、これが防遏に

は充分な協力が得られず豚コレラ防疫上支障をきたしているが、第三人所有豚の飼育地周辺は常に完全な免疫地帯を構成し、あわせて第三人の協力促進について遺憾ないようにすること。

四、早期発見と早期処分

流行初期における病豚の決定及び処分の不徹底のため、とかく病毒は散逸し易く、各地に深く浸透し、大流行を来した例があるから発生時には防疫的観察により、病豚の摘発につとめ又速やかに診断できるように絶えず技術の錬磨を行い、病豚の殺処分は早期に行つて病毒の伝播を防止すること。

五、迅速なる発生報告と情報交換

豚コレラの発生報告は、家畜伝染病予防法施行規則第2条第2項により急報することになっているが、第一線の家畜防疫委員の報告、通報が遅延したため、豚コレラ防遏に支障を来した例は少なくないので、発生報告、情報の交換は迅速を旨とするよう絶えず指導すること。

資料 29

26 畜局第 431 号

昭和 26 年 2 月 8 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

豚コレラ予防液について

豚コレラの防遏については、昭和 25 年 12 月 22 日付二五畜局第四六九一号により通達した通り、予防注射の徹底、病豚の早期発見及び隔離、殺処分、畜舎等の消毒並びに移動制限の実施等の総合的措置によって、防疫の万全を期しておられることと思うが、予防注射によって常時強力な免疫力を与えておくことは、最も積極的な手段と考えられるので、当局としては数年前から予防液の改良に関し、試験研究機関に対して研究を要望していた処最近に至つて効果の多い血液クリスタルバイオレット予防液と同時に現在よりも遙かに免疫効果のあるホルマリン臓器予防液の製造に成功しこれを野外に応用して格段の効果を期待しうるに至つた。

よつて至急これらの製品を製造販売しうよう目下所用の法的手続きを進めている

のでこれらの新しい豚コレラ予防液が販売される予定である。更に豚コレラの最近の発生状況を見ると至急強力な免疫を与える必要があるので差当り現行の予防液を用うる限り従来4疋当たり1ccの割で注射していたものを現在の予防液の4疋当たり1.5cc以上とする必要を認めるので左様御承知の上今後における貴（都道府）県の予防注射は50%増で注射を行われたく通達する。

なお、7月までの予防液の供給見込量は別紙の通りであって、使用量を50%増すことにより相当量の不足が予想されるので、豚コレラ予防液の入手については充分留意されたく、念のため7月までの月別需要量を当局まで左記により報告願いたい。

追って新しい予防液の価格はいずれ明らかになると思うが現予防液の販売単価は100cc当たり700円（家畜衛生試験場のものは別途考慮中でこれに含まれない）に値下げされるよう聞き及んでいるので購入補助金も爾今その率で交付する見込みであるから申し添える。

記

（省略）

資料30

26 畜局第 1932 号

昭和 26 年 5 月 14 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

豚コレラの緊急防疫実施促進方について

昭和 26 年における豚コレラの発生予防並びにまん延防止については、年度当初から各般の対策の実施を願っているが、本年 1 月以降現在に至るまでの本病の発生は、昨年同期の発生数 211 頭を超え、左記の通り 264 頭に達し、特に最近の発生状況は、本病常在地及び昨年の流行地のみならず、過去数年間発生をみなかった地方にも病毒が侵入している傾向にあるので、積極的な防疫措置を怠るときは、本病の発生はますます増加するものと想像される。

従って今後においては、貴管内においても一層本病に対する警戒を厳にし、本病防

過に努められたく、特に貴管下における病毒侵入の危険地帯の早期予防注射の実施、本病発生地からの豚の購入の禁止、広報宣伝、豚コレラに対する獣医技術の向上並びに発生都道府県との情報の交換等について遺憾のないようにせられたく念のため通達する。

なお昭和 26 年度の家畜防疫計画については既に提出を願っているが、今後の予防液の需給の円滑を期するため 5 月以降における豚コレラ予防液需要量並びに本年 1 月以降の豚コレラ予防注射実施成績を別紙により折返し回答されたく申し添える。

記
(省略)

資料 31

昭和 26 年 7 月 10 日

各 畜 産 課 長 殿

畜産局 衛 生 課 長

豚コレラ予防液の配布について

この件について、家畜衛生試験場及び日本生物科学研究所製のクリスタルバイオレット・ワクチンが 7 月中旬頃検定合格の予定であるので貴県の希望に応じ緊急用としてこれを配布するから、これが需要の有無について折返し電信をもって当課に連絡されたく、この発送は連絡次第行わせるが、数量は、順調に出廻るまで要求総量に応じて当方にて割当てたいと思うから承知されたい。

追ってクリスタルバイオレット・ワクチンの予防注射に当たっては左記に留意の上実施されたい。

記

- 一、クリスタルバイオレット・ワクチンの注射は皮下注射とし使用量は、豚体重 10 貫までは 5cc、10 貫以上は体重一貫を増すごとに 0.5cc を増量し、最高 10cc までとすること。(注：貫は原文ではメ記号を用いている)

- 二、クリスタルバイオレット・ワクチンの予防注射の実施に当たっては新製品の関係もあり予防注射前に健康検査を入念に行い、注射事故の防止に努めること。
- 三、クリスタルバイオレット・ワクチンの価格はまだ決定していないが家畜衛生試験場の売払価格は 100cc 当たり 2,500 円前後となる見込みである。
- 四、この予防液は、保存及び有効期間が従来のものに比べて少なくとも二倍に延長されるものであること。

資料 32

26 畜局第 5013 号

昭和 26 年 12 月 17 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

昭和 27 年における豚コレラ防遏について

昭和 26 年における豚コレラの予防は、年度当初から当局との緊密な連絡のもとに、諸般の対策の実施を願ってきた結果、昨年 of 如き大流行をみることなく、局部的流行に止まっていたが、なお、本年の発生は 2,100 頭に達し、未だ本邦養豚界に及ぼす脅威は去らない状況にある。而して本年の流行をみるに、春期及び梅雨期における豚コレラ常在地及び予防注射未実施地域の発生が大部分を占めているので、明年における豚コレラ防遏は、未然に本病の発生を防止するとともにニューカッスル病、流行性脳炎及び牛の流行性感冒の予防注射等の他の防疫事業の実施にも支障を来さない様にするため、明年 1 月から 3 月までの間に予防注射の大半を終了するよう左記により実施願いたく通知する。

記

一、豚コレラ予防注射実施時期及び回数

- 1 病毒汚染侵入の危険度に応じ、実施地域と実施時期を案配する必要があるが、豚コレラ病毒常在地域、過去において豚コレラの発生したことのある地域、飼養豚の密集地域及び都道府県外への移動豚の多い地域については、特に早急に予防注射実施計画を樹立し、1 月から 3 月までの間に、第 1 回目の注射を完了

し、更に7月から9月までの間に第2回目の注射を実施すること。

- 2 長期に亘り、豚コレラに対する免疫力を附与せしめ、病毒侵入を防止し、効果的、且つ、経済的に予防注射を実施するため、前項の計画において飼養する予防液は、豚コレラクリスタルバイオレット予防液に限ること。

二、豚コレラ予防注射の徹底

豚コレラ予防注射実施地域内の注射の実施は、全頭数同一時期に完了し、未注射豚を残さぬこと。

三、厨芥による養豚及び第三人飼育地帯に対する措置

最近の豚コレラ原発地帯をみると厨芥による養豚地帯及び第三人飼育地帯が多いので、これらの地域の豚に対しては、常に完全な免疫地帯を構成するように、予防注射計画を樹立し、あわせて、第三人の豚コレラ防疫に対する協力促進について遺憾のないようにすること。

四、豚コレラ予防液について

クリスタルバイオレット予防液は過去2年間に亘って綿密な試験の結果ホルモンワクチンに比し、優秀であることの確信を得たので、本年8月の衛生主任者会議で専らこれを使用することとして指示したのは周知の通りである。

同予防液は本年7月から順調に生産され、製造量も豊富になっているが、計画的防疫の実施には、必要量の計画的入手が肝要であるので、綿密な年間防疫計画により、適宜製造業者に発注購入するとともに、これが3月までの購入計画を12月28日までに次の様式により当局に提出すること。

(様式略)

資料33

28 畜局第 4083 号

昭和 28 年 10 月 17 日

知 事 殿

農 林 省 畜 産 局 長

豚コレラ防疫の強化について

豚コレラ防疫については、年度当初から各般の対策の実施を願ってきたが、本年1月以降は全国的に流行をみており、9月末日までの発生頭数は去年同期までの33都道府県における2,005頭に対し33都道府県の2,677頭に達している。この状況から推

すと、豚コレラのウイルスは全国に広汎に存在していると考えられ、予防注射の不徹底或いは免疫期間の間隙時等において、予防注射の効果が十分に発揮されないときは、本病の爆発的流行が予想され、またこれが冬期間であるときは、潜在的流行の形をとり、来春の多発期における大流行の原因にもなると考えられる。従って本年度後半期における本病予防対策については、従来の防疫標準及び本年度の防疫対策にのっとり、更に徹底して防疫を行う必要があるが、特に今春来供給状況に円滑を欠き防疫の運営に支障をきたしていた予防液の供給も好転が予測されるに至っているので、予防注射の実施については一層強化可能な状況となったからこの点をお含みの上下期により予防注射計画を立案の上実施されたく通達する。

記

一、注射地域、時期等について

豚コレラ防遏の要諦は、常時豚コレラに対する免疫力を附与せしめ、ウイルスの侵入を防止するにあるが、これを効果的に且つ、経済的に実施するためにはウイルスの汚染状況並びに侵入の危険度に応じて予防注射の地域、対象豚、回数及び実施の時期を按配する必要がある。従って従来の注射計画を再検討の上次の基準により実施することとする。

(1) 実施時期等（別図）

(2) 注射時期

定期注射の時期は、通常春期 3～4 月、秋期 9～10 月であるが、従来の注射状況、発生状況、養豚経営状況、該当地の気候風土を考慮して決定するものとする。但しこの場合には予算年度に拘束されることなく、実際の予防効果を目標とする技術的判断により実施するものとする。

(3) 注射技術

注射必要量を確実に皮下に注射するように指導すること。

二、注射計画表等の提出について

下記により注射計画に関する諸表を別記様式により作成の上 11 月 10 日迄に提出されたい。

別記様式（略）

(1) 昭和 28 年 1 月～9 月注射実施成績表

(2) 昭和 28 年 10 月～昭和 29 年 6 月注射計画表

(イ) 月別計画表及び予防液購入計画表

(ロ) 地区別計画表

(ハ) 計画一覧図 (略)

(別図)

区分	地 域	方 針	方 法	備 考
一	(イ) 豚の飼養盛んな地帯 (ロ) 数年来発生があり、病毒が常在すると認められる地帯 (ハ) 本年流行があった地帯	年間すべての豚が免疫状態にあることを目標とする。	春秋二回定期注射を行う外、定期注射をうけなかった豚については随時一回以上注射を実施する。	イ、ロ、ハの各号の一に該当する市町村又はその集団を地域とする。
二	本年発生をみたが、一の各号に該当しない市町村	病毒の常在化を防止し、速やかに無病地となすこととする。	一と同じ。	
三	一の周囲市町村	準危険地帯として免疫を附与する。	春秋二回所在の豚に定期注射を行う。	一のロハの周囲市町村で地形上必要と認めない市町村は除いてもよい。
四	一、二、三以外の市町村	病毒侵入の場合も養豚資源を保持することを最小限度の目標とする。	春秋二回繁殖供用豚を中心として定期注射をする。	繁殖供用豚には種豚の他この地域の方針達成に必要と認める経済的飼養年をすぎて飼養されている豚で繁殖に供し得るものを含む。
五	厨芥利用地域(駐留軍基地等の周辺を含む。)	都市厨芥或いは駐留軍厨芥が豚コレラ発生の主要原因である点に鑑みその発生を防止する。	一、二の地域外にある豚についても一の方法と同一の取扱をする。	三、四の市町村にあって該当する豚に対して強力に免疫の附与に努める。

備考 県外移出豚に注射するときは移出前少なくとも二週間前に完了すること。

資料 34

○昭和 28 年愛知県等に発生した豚コレラ予防注射事故について

(昭和 28 年家畜衛生統計)

昭和 28 年 2 月愛知県下において、また 3 月には青森県、岩手県、東京都、石川県下に豚コレラ予防液(クリスタルバイオレット不活化)による予防注射事故が発生した。

動物用生物学的製剤は厳格な国家検査を実施し、これに合格した製品のみが供給

されていることから、国家検査合格製品であるこれら予防液に起因する広範な注射事故は各方面に深刻な影響を与えた。

農林省畜産局、薬事審議会動物用医薬品特別部会、生物学的製剤事故調査委員会は事態を重視し、原因の解明にあたった結果、使用予防液中に豚コレラウイルスが含まれていることが判明した。

以下その概況並びに措置について記載する。

I 事故発生状況

県別	注射頭数	発生頭数		損耗頭数	注 射 期 日
		一次	二次		
計	7,971	4,281	42	2,914	
愛知	5,518	3,759	26	2,449	2/16 ~ 2/23 1953
青森	879	133	0	126	3/12 ~ 3/21 "
岩手	735	63	0	62	3/16 ~ 3/22 "
東京	371	179	14	155	3/14 ~ 3/17 "
石川	468	147	2	122	3/10 ~ 3/19 "

(注) 一次発生とは、この予防液使用により豚コレラを発病したものをいう。

二次発生とは、一次発生の豚コレラ発病豚が感染源となって発病したものをいう。

II 使用予防液

愛知県で事故を生じた予防液は昭和 27 年 10 月 4 日 100 $\frac{1}{2}$ ㄗ (100cc、1,000 本) 製造され、同年 12 月 4 日国家検査に合格している。愛知県下では 374 本を使用したうち約 250 本から事故を生じたが、同一 Lot の製品でありながら瓶により全く無毒のものと、豚コレラを発病せしめた強毒なものが含まれていた。

青森県、岩手県、東京都、石川県の各地で事故を生じた予防液は、上記とは異なる他の製造所において昭和 27 年 11 月 28 日 80 $\frac{1}{2}$ ㄗ (50cc、1,600 本) 製造され、翌 28 年 2 月 16 日国家検査に合格している。

この製品は青森県に 145 本、岩手県 1,200 本、東京都 70 本、石川県 166 本、神奈川県 1 本、計 1,582 本が販売された。

これら各県に販売され、3 月 10 日より同月 22 日までに使用されたものは 280 本であるが、このうち事故を生じたものは 44 本であり、瓶によって全く無毒のものと有毒のものとがあった。

Ⅲ 発病の状況

予防液使用量は小豚 3cc、中豚 7cc、繁殖供用の種豚 10cc で、注射器具は規定通り消毒し注射針は 1 頭ごとに交換した。注射前に綿密な健康検査を行い、体温の高いもの、衰弱の甚だしいもの、分娩期の近いもの、産後時日を経過しないもの等は注射を行わなかった。

注射後 3 日～5 日経過後、症状に軽重の差はあるが豚コレラの症状を示す発病豚が各所に現れた。

発病状況は豚舎別、町村別、郡別に発病したものと無病のものとが混在していたが発病豚を注射の順序に整理してみると明らかに瓶による毒力の差がみとめられた。

症状はいずれも実験的感染例の症状と符号する点が多い。即ち食欲不振、発熱、兎糞様の排便、ついで横臥、後躯麻痺に陥り、注射後 7 日～10 日で致死経過をとった。

剖検所見は実質臓器、附属淋巴腺の著明な腫脹、充出血が大部分のものにみとめられた。

脾臓の出血梗塞、腎臓の出血、消化器の充出血の変化も少数認められたが、腸の鉤状潰瘍は、全くみとめられなかった。

各例とも脾臓、淋巴腺に豚コレラの変状が著名であり、細菌培養は陰性で、血液所見は豚コレラ陽性の所見を示した。

Ⅳ 事故予防液の検討

一、事故予防液の国家検査時の成績

国家検査は、動物用医薬品等取締規則（昭和 23 年農林省令第 92 号）にもとづいて、同一製造番号の被検査品の中から無作為に抜き取った検査品について、同規則にもとづき定められた豚コレラ予防液（クリスタルバイオレット不活化）検査特殊規準（昭和 26 年農林省告示第 352 号）及び動物用生物学的製剤検査一般規準（昭和 26 年農林省告示第 353 号）により畜産局薬事課が行う。この結果は、特性試験、無菌試験、純粹試験、防腐剤含有量試験、安全試験及び力価（効力）試験においてこれらの両製品はいずれもこの規準に適合し合格と判定されている。

二、事故発生後の予防液に対する検査

国家検査時の薬事課保存品、製造所の見本品、事故発生現地よりの未使用品の三者について検討が行われた。

この試験結果は、物理的性状（色彩、水素イオン濃度、比重）は、薬事課保存品及び製造所の見本品は一致しているが、現地よりの収去品は性状にかなりの差異がみとめられた。

動物試験は、検査基準にしたがい5cc宛を健康豚に皮下注射したところ、薬事課及び製造所の保存品は無毒であったが、現地よりの収去品は、一定期間の潜伏期を経て定型的な発熱、発症後死亡した。

以上の成績より同一製造番号であるにもかかわらず、全く無毒のものと強毒のものとがあり予防液の不均一さを示している。

三、事故の原因と考えられることがら

製造番号の整備、保存が十分でないため、予防液の一部に無毒化されない製品がどうして混在したかは明らかでないが、この両製品とも3～4個のサブロットからできたものであったが、自家検査の際の安全試験はこれらサブロットのすべてについて行わず、且つ分注にあたって製品の均質化操作に欠陥があったため有毒のものと無毒のものとが劃然とわかれて分注され、更に国家検査用の検査品に不良品がぬかれなかった。これらのことが原因と考えられる。

国家検査は抜きとり検査品についての検査であり、製品個々についての検査ではないから検査品はその製品の品質を代表するという前提にたってはじめて行われるものである。

同一製品番号の製品は原則的に各瓶とも内容は均質であり、事故の原因となった製品にみられたような差異はあるべきではない。このことは医薬品製造上の常識であり、今回事故を生じた予防液はいずれもこの原則が無視されたため国家検査時の製品と販売製品の品質との間に差異を来し大きな事故を生じることとなった。

V 対策

一、事故予防液の廃棄・・・両製造所製造の豚コレラ予防液で事故を生じた製造番号の製品は全て回収し廃棄した。

二、製造の停止・・・両製造所とも豚コレラ予防液（クリスタルバイオレット不活化）の製造を自発的に中止した。

三、製品の再検討・・・国家検査に既に合格し販売されている製品の使用を全面的に停止し、その使用成績を調査し安全とみとめられたものは停止を解除した。

四、補足安全試験・・・使用成績の明らかでないもの及び国家検査申請中のものは安全性の補足試験を行い慎重を期した。

五、恒久的対策・・・薬事行政機構の充実強化、薬事監視の強化、製造所の吟味、製造作業の改善等についての措置を講ずることとなった。

VI 補償

この事故は家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施した予防注射によって生じたものであるから同法第58条の規定により、事故に基づく豚の死亡に対して手当金が交付された。また豚コレラは法定伝染病であるため患畜としての防疫措置がとられたため畜舎具等の棄却手当金、死体の処理に要した経費が補償された。

○ 畜舎具等の棄却に対する手当金

愛知県 2,393 件 1,835,160 円

○ 死体の処理に要した費用

愛知県 2,398 件 337,650 円

VII 製造業者に対する処分

この両製造所の製造した豚コレラ予防液（クリスタルバイオレット不活化）は、その製造及び国家検査受検上薬事法（昭和23年法律第197号）及び動物用医薬品等取締規則の規定に違反したので昭和29年2月26日農林省会議室において、薬事法第46条の2第1項の規定による聴聞を行った。

これら両製造所の違反事実としては、

- 一、製造過程及び小分容器に分注する過程よりみて数箇のサブロットにより製造された製品を当然数箇の異なる製造番号として検査申請すべきにも拘わらず、一括して同一製造番号の製品として申請した。この結果検査用品のぬきとり、検査、検査証の交付及び貼りつけ事務に錯誤を生じしめ本来の性質に反して検査合格の判定を下さしめた（薬事法第33条、動物用医薬品等取締規則第37条違反）。
- 二、販売先よりの収去品を検査したところ、一部の小分容器間の内容に著しい差異がみとめられ、豚コレラ症状を発現せしめる不良品があり表示書の「不活化」とは異なるものである（薬事法第44条第2号、第3号違反）。
- 三、1製造所においては動物用医薬品等取締規則第29条の規定により備えなければならない製造記録簿が備えられていなかった（動物用医薬品等取締規則第29条違反）。

以上の違反事実により、昭和29年3月16日農林大臣は両製造所に対し昭和29年3月16日から6月15日までの3ヵ月間豚コレラ予防液（クリスタルバイオレット不

活化)の製造業務の停止を命じた。

付)豚コレラの注射事故の原因としては、被注射豚側に明らかに原因がある場合には、厳密には、注射事故等とは称し得ないが、注射技術に伴う場合及び予防液に欠陥がある場合に加え、原因の解明が困難な場合がある。特に、予防注射と前後して、豚コレラの発生流行がみられた場合には、この因果関係の解明は複雑となり、問題は各方面に波及する。それ以前に昭和26年にも事故発生報告があり、家畜衛生試験場製品であった為、特に慎重な調査が行われ、その結末は、次の通りに処理されている(資料35)。^{〔付〕}は社団法人日本獣医師会「家畜衛生史」、昭和57年より抜粋]

資料35

昭和26年6月4日

畜産課長殿

畜産局 衛 生 課 長

豚コレラ予防液の事故について

先般、家畜衛生試験場製、製造番号第29号の豚コレラ予防液について、事故発生の有無並びにこれが使用を差し当たり中止するよう、通達しておいたが、その後、福島県下の注射事故豚8頭及び該当予防液につき、家畜衛生試験場において、調査の結果、豚コレラ予防液の注射事故によるものではなく、豚パラチフスであることが判明したので、爾後予防液の使用は差し支えないから承知されたく、今後においては、注射時の健康状態検査等については特に留意するよう指導されたい。

なお、調査の結果について左記の通り参考まで御知らせする。

記

豚コレラ予防注射事故調査に関する概況報告

- 一、調 査 地 福島県耶麻郡長瀬村字川桁
- 二、所 有 主 富 本 金 一
- 三、調査豚数 8 割 (7 頭埋却、1 頭生存)

四、埋却 7 頭の剖見

発掘した 7 頭の各臓器は既に腐敗、悪臭あり鑑別に困難であったが一応その所見は別紙解剖所見の通り出血性腸炎を主とし豚コレラの病変は認められない。

(別紙省略)

生存している 1 頭は調査時においては既に全く健康と認められたが、採血は畜主の了解を得られず実施しなかった。

五、発掘臓器の細菌学的所見

別紙の通り心血より 2 頭、肝臓より 1 頭豚パラチフス菌を分離した。

六、使用予防液の細菌学的検索

別紙の通り全く無菌であった。

七、使用予防液の動物接種試験

使用豚 60 キログラム

注射量 20cc 皮下

別紙体温表の通り 2 時間後極めて軽度の体温の動揺を認めたが、6 時間後には正状に復し 42 時間後に至るも何ら異常を認めない。(別紙省略)

付) 注射に続いて発生した豚コレラ発生で、原因不明と結論された諸事例の中で、クリスタルバイオレット予防液の切り換え時に発生した同様事故は、農林省が英国から輸入した種豚間の発生の他に島根県下等にもみられているが、これらの因果関係は明らかにされなかった。[付) は資料 34 に同じ]

資料 36

昭和 27 年 9 月 9 日

厚生省乳肉衛生課長 殿

畜産局 衛 生 課 長

豚コレラ患畜の発見についての協力依頼について

本年の豚コレラの発生状況は別紙の通り 9 月 6 日現在 1,400 頭に達しているが、本年はと場発見の報告により、早期に防疫措置を徹底できた例も多く、これについてはと

場検査関係者の協力によるものと誠に感謝に堪えない。

豚コレラの防疫に対しては当課としても全国的発生を考慮して予防注射の励行、早期発見による殺処分等各種対策をたて、その実施を督励して本病の発生予防及びまん延防止に万全を期しているのであるが、最近発生をみている豚コレラ患畜には非定型的な症状と経過をみるものも多く、これらについては臨床診断及び疫学的考察のみでは不十分で入念な剖検によらなければ確診困難なものがある。従ってと場においてと殺される豚或いは病畜と殺等により処理される豚の中には豚コレラの患畜でありながら本病にかかっていることを知らずして持ち込まれている豚が含まれることもあり得るので、今後共、その検査については尚一層注意し、また、発見の場合は速やかに家畜防疫担当機関に報告するよう各都道府県におけると場検査関係者に徹底され、本病防疫に御協力願いたく依頼する。

資料 37

30 畜局第 4122 号

昭和 30 年 10 月 28 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

豚コレラの防疫強化について

このことについては、春の流行期に先立ち家畜衛生週報 No.321（4 月 18 日付）で注意を喚起しておいたが、豚コレラはその後散発的に各地に発生して、10 月 10 日現在では 834 頭の発生が報告されている。これを前年同期の発生頭数 514 頭に比較すると約 1.6 倍に当たっているが、これら本年の発生のうち主なものをあげてみると、埼玉県の 140 頭（本年発生全体の 16.8%）、東京都 116 頭（同 13.6%）、神奈川県 197 頭（同 23.7%）及び静岡県 209 頭（同 25.1%）等であって、さらに局地的にみると一養豚場の全滅等があり、相当の被害を与えている。これらの地方における発生状況については、下記（1）のような共通点がある。すなわち発生の主要原因として、予防注射洩れの豚が集団的にあったこと、ならびに残滓利用養豚における本病予防知識が欠除していること及び移動制限が不徹底であること等が認められるので、今後の本病防疫にあたっては、下記（2）の点に十分留意され、本病による損害を未然に防止されたい。

なお、本年の家畜防疫実施状況によれば、別紙参考のように本病予防注射状況は、豚の飼養頭数及び本病の発生頭数の増加している点等から考慮して、昨年の予防注射頭数におよばない状況にあり、防疫上支障が少なくないと認められるので、注射計画をさらに効果的に推進されたく申し添える。

記

(1) 発生状況

- (イ) 発病豚には、予防注射を猶予したもの、畜主の予防知識の不徹底のため予防注射を回避して未済であったもの、または附近に発生があった後において、まん延防止のための緊急予防注射をうけたもの等は多く、かつ、集団飼養の養豚場にこれらの発病豚が生じた場合には全滅している。
- (ロ) 本病の発生養豚場が病性未確定のうちに、その一部を他へ移したため、これを受入れた養豚場の未注射豚に発病している。
- (ハ) 残滓利用による養豚に発生が多い。
- (ニ) 発生場所が県境等にあるため、利用残滓の搬入系統等についての疫学調査あるいは移動制限等の行政措置が複雑となり遅延している。

(2) 今後の防疫方針

- (イ) 家畜防疫計画に基づき、計画された本病予防注射を完全に実施すること。特に未注射のものに対しては更に注射を実施できるように措置すること。
- (ロ) 残滓利用の養豚業者に対しては、給与前に必ず熟処理を行わせること。
- (ハ) 発生に当たっては、速やかに家畜伝染病予防法に規定された防疫措置を徹底し、とくに移動の制限を厳重にすること。
- (ニ) 隣接県との連携を密にし、情報の交換等を実施すること。とくに県境に養豚地帯がある場合は、相互に連絡し、その実情に即応した防疫態勢を特別に確立すること。
- (ホ) 管下の養豚業者に対しては本病の予防知識を一層徹底すると共に、その飼養形態等の実態を掌握し、個人及び団体を通じ本病予防に積極的に協力するよう指導すること。

(参考 略)

資料 38

31 畜局第 452 号

昭和 31 年 2 月 14 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

豚コレラの発生に伴う防疫の徹底について

本病防疫の徹底については、常々注意を喚起し貴管下関係各機関の協力を得て、最近の生産地における防疫状況は大過なく今日に至っているが、都市周辺地区における残さい利用養豚場においては、なお豚コレラの発生があり、50～100頭程度の養豚場が全滅している事例もみられ、本年に入ってから既に530頭の発生が当局に報告されている。これらの発生状況を報告により検討すると発生地附近における豚の移動が激しいことと、養豚状況把握の不徹底による予防注射洩れの豚があること、或いは消費地から出される残さいが再びこれら養豚地域に流れるため、絶えず温存されたウイルスの悪循環の傾向があること等によるものと考えられる。このことから更に家畜商、食肉業者等による生産地へのウイルスのさん逸を惹起するおそれもあり、このまま経過すれば本年においては本病の大流行も考えられるので、全般的に予防注射の励行を促進し、特に生産地における基礎牝豚及び仔豚の予防注射を徹底するとともに仔豚の購入に当たっては必ず予防注射済のものを購入するよう指導されたく、又、同一都市等を残さい供給源とする養豚地帯があつて両県にわたつて豚の移動並びに一般の交通が、頻繁な地方ではなお一層都道府県相互間の緊密な連携のもとに防疫方針をたてる等、昨秋通達した防疫方針を再確認の上、本病による惨害を未然に防止する態勢を整備されたく、重ねて通達する。

資料 39

昭和 31 年 8 月 30 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

豚コレラ防疫について

本病防疫の強化については、従来からもその都度注意を喚起しているところであるが、本年は8月20日現在すでに3446頭の発生をみている。これを昨年同期の876頭の発生に比較すると約4倍に達し、その発生箇所も殆ど全国に及び、一部生産県にも発生がみられている状況から、万一本病が生産地帯にまん延した場合は、養豚界にも相当の影響を与えることは予想に難くないところである。然るに予防注射の実施状況をみれば本年度計画頭数（県計画集計）809,000頭に対し、6月まで注射実施頭数は約360,000頭でその百分率は約44%に過ぎない状況であるから、更に計画頭数に対しては、注射を完全に進めるとともに下記については、特に御留意願いたく依頼する。

記

1. 予防注射の徹底

本年の発生は、未注射豚による例が大部分であり、これら未注射豚がまん延の原因をなしているから、未注射豚に対しては秋季の予防注射計画を繰上げて実施する等の措置を講じ、更に予防注射の徹底を期すること。

2. 移動禁止の励行

発生県においては、移動禁止の措置がとられているにも拘らず移動している例があるから、移動禁止期間における豚の動静には厳に注意し、規則を無視して移動するものがないようにすること。

3. 外国人の防疫協力について

従来の発生状況を検討すると、外国人飼養にかかるものが多く、且つ、特殊事情等もあって防疫に支障を来している模様であるが、近時、積極的に防疫に協力するきざしも見えているので、外国人で組織する組合等があればこの種の組織を通じて一層指導啓蒙することによって、協力が得られるようにすること。

4. 消毒の徹底

本病防疫のための消毒については従来から励行されているが、消毒薬品の選択及び使用方法等で有効適切を欠いている向もあるので、特に発生畜舎の再消毒は厳重に実施し、最も有効な手段をとること。

5. 病性鑑定材料の取扱いについて

イ 本病類似疾病との鑑別のため、往々農林省家畜衛生試験場へ材料を送付されているが、これら材料の採取及び送付方法が適切でないために病性鑑定が不能となっている例もあるので、病性鑑定材料の採取及び方法は確実に実施すること。

ロ 予防注射実施後に発生した死亡、流産等の事故については、その原因が予防注

射によるものか否かを慎重に検討され、必ず前記イに準じ病性鑑定を実施すること。

資料 40

32 畜局第 1398 号

昭和 32 年 5 月 22 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

昭和 32 年度家畜防疫事業実施要領

基本方針（略）

（別記）

昭和 32 年度家畜防疫事業細部実施要領

1 家畜防疫事業予算の執行

略

2 家畜防疫事業の実施

イ～ニ 略

ホ 豚コレラ

- (1) 発生予防は生産地帯に重点をおいて実施すること。
- (2) 都市周辺の残さい利用養豚業者の防疫については、未だ遺憾の点も多いので、その協力方を要請すること。
- (3) 従来発生地帯において、その防疫上の盲点とも考えられた所謂県境防疫については、双方に関係する当該都道府県の一致協力によって円滑に実施すること。
- (4) 法第 5 条の規定による移動証明の携行を指導し、悪質な違反者に対しては適切な措置によってその絶無を期すること。

へ 略

資料 41

33 畜局第 1490 号

昭和 33 年 6 月 6 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

昭和 33 年度家畜防疫事業実施要領

1. 家畜防疫事業予算の執行 略

2. 家畜防疫事業の実施

(1) 検査事業について 略

(2) 注射事業について

イ. 豚コレラ

豚コレラ防疫は、発生予防に重点をおき、発生予防（通常発生を含む。）のための注射は内示の範囲内で実施することとし、都道府県は防疫の重点を明確にして効果的に実施すること。内示の事業量を越えて実施する分については、団体等の協力によって、その推進を図ることとし、このための市町村、組合等の指導強化を図ること。耳標の装着は防疫上効果があるので、これが普及を計ること。

ロ～ハ 略

(3) 略

○豚コレラ特別防疫対策要綱（関東甲信ブロック畜産課長会議決定）

第 1 目的

関東地区の豚飼養頭数は全国 154 万頭のうち実に 59 万頭を擁し、資質も相当すぐれているので、種豚又は素豚として年々他地区に多数移出され、さらに逐年増加する傾向を辿っている現況であり、なお中央に芝浦市場を有する関係上豚の移動激しくこれが豚コレラ発生の要因をなしている状況であり、昭和 32 年には全国 5,966 頭のうち 1,161 頭の多さを数え、今後一層多発のおそれがあるのでこの際各都県独自の防疫対策から一歩飛躍して関東地区一円を豚コレラ特別防疫地区として根本的対策を樹立し各都県一丸となって本病防遏の徹底を期す。

第 2 地域

この要綱でいう関東地区とは東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県、茨城

県の1都6県とし、山梨県、長野県はこれに準ずる。

第3 実施要領

(1) 協力体制の確立

1. 関東地区豚コレラ防疫協議会

第2の都県をもって組織し細部は別に定める。

2. 都県豚コレラ防疫協議会

各都県ごとに畜産主務課、公衆衛生課、都県農協連、都県種豚登録団体その他必要なる団体をもって組織する。

3. 地域豚コレラ防疫協議会

各家畜保健衛生所を単位として管内市町村開業獣医師、保健所、養豚組合、家畜商等をもって組織する。

(2) 予防注射の効率の実施体制

予防注射の効率の飼養をおこなうためつぎの基準による実施体制を確立する。

1. 地帯の区分

A地区

① 生産慣行地帯、② 密集飼育地帯、③ 過去3年間に発生をみ病毒の常在化を懸念される地帯、④ 厨芥養豚地帯

B地区

① A地区以外の地帯

2. 地帯別実施方法

A地区 全頭数に実施する。

B地区 繁殖豚については年1回その他必要に応じて実施する。

(3) 予防注射済標識の統一

未注射豚と注射済豚を明確に識別するため注射済豚に対しては耳標を装着する。

(4) と畜場取扱の統一

と畜場の取扱についてはつぎの要領により実施する。

1. 都県外と畜場

都県外から搬入される豚については家畜伝染病予防法第5条の証明書の携行について指導監督を強化する。

2. 都県内と畜場

移動禁止区域内の豚にあっては家畜保健衛生所の認めたものは最寄のと畜場に搬入できるような措置を講ずること。

(5) 移出入豚の取扱

1. 移出豚の取扱

予防注射実施後2週間を経過するものを移出すること。

2. 移入豚の取扱

移入後2週間は隔離視察すること。

(6) 都県境防疫体制の強化

都県境家畜保健衛生所の都県境豚コレラ防疫協議会を隣接家畜保健衛生所ごとに設ける。

資料 42

34 畜局第 662 号

昭和 34 年 3 月 4 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

昭和 34 年度豚コレラ防疫について

昭和 33 年における一部地域での豚コレラの大発生が豚の飼養頭数の急激な増加にともなう飼養状況及び移動実態の把握の不徹底に起因する不完全な防疫措置にあったことにかんがみ 34 年度は生産及び流通関係者の積極的な協力のもとに、豚の飼養変動の早急な把握及び有機的に活動しうる防疫体制の確立につとめるとともに、下記により計画的かつ的確な防疫措置を講ぜられたい。

なお、別紙の「豚コレラ防疫基本対策と措置」によりさらに徹底した諸対策を講じて本病防疫の万全を期することとしたから、貴県（都道府）においては、この方針にもとづいてそれぞれの立地条件及び特殊事情等を勘案の上、貴管下における本病防疫対策の具体的計画を立案し 3 月 20 日までに提出するとともに、関係団体及び下部組織に十分浸透せしめ本病の撲滅を期されたい。

記

1. 予防注射頭数の目標は約 200 万頭とし、うち発生予防のための予防注射頭数は 180 万頭、まん延防止のための予防注射頭数は約 20 万頭とする。
2. 発生予防のための予防注射は、年間事業量の約 2／3 を春期の予防注射において春期に生産された仔豚を主体とし、秋期の予防注射において年間事業量の約 1／3 を

秋期に生産された仔豚を主体としてそれぞれ重点防疫地区に実施する。

(別紙)

豚コレラ防疫基本対策と措置

I 基本対策

1. 防疫機構ならびに機動組織を確立し、平常の場合及び緊急の場合にそれぞれの情勢に応じて能率的に人を動かし得る態勢を確立する。
2. 過去の発生があり、病毒が常在化していると考えられる地区、移動が頻繁な地区、密集飼養地区、厨芥養豚地区は重点防疫地区として、予防注射を徹底するとともに定期に巡回し検査を実施する。
3. 主要生産地域は、仔豚市場の育成につとめ移出豚の免疫賦与を徹底する。
4. 国及び県は、関係技術者に対して豚コレラ診断技術の向上確保を図り、類症鑑別を的確に実施して早期発見につとめる。病性の決定ができないような疑わしいものについてはただちに家畜衛生試験場に病性鑑定を依頼しすみやかに病性を把握する。
5. 豚の関係団体の協力態勢を確立し、豚コレラ防疫対策を下部組織へ徹底する。

II 防疫措置

1. 一般措置

イ) 頭数把握

事業実施に先行して、入手し得る情報を総合して常に地区別の頭数を把握する。

a) 市町村役場の勸業主任及び各部落の事務連絡員の協力を得て、飼養戸数、種牝頭数、生産頭数頭を把握する。

b) 農協、養豚団体、と畜場等の協力を得て移出入頭数とと殺頭数を把握する。

ロ) 飼養形態の把握

生産慣行地区、密集飼養地区、厨芥飼養地区、材料豚飼養地区等到大別して飼養形態を把握する。

ハ) 予防知識の普及徹底

豚及び飼料の購入に当たっての注意、豚舎の改善、消毒清潔方法及び厨芥利用の場合の煮沸給与等を指導して豚コレラ予防に必要な知識の向上を図り、かつ、予防注射の拒否、移動制限違反の皆無を期して事前の指導を徹底する。

二) 発生死亡届の徹底

養豚農家に対して死亡、発生届出の励行を徹底するとともに情報網の組織化を確立して発生届出の迅速化を図る。

ホ) 衛生部及びと畜場との協力態勢

病豚の早期発見と予防措置についてたがいに協力、連絡を密にする。

ヘ) 市町村、養豚団体及び開業獣医師の協力態勢、地区協議会の設置等により協力態勢を確立する。

ト) 予防注射済豚の表示

予防注射実施済の豚に耳標または入墨等の標識を付する。

チ) 飼料入手の径路把握

厨芥、残さ等の飼料の搬入及び購入径路を把握する。

リ) 豚商人、肉屋と養豚農家の関係

農家に出入りする豚商（肉屋を営むものを含む）の事業範囲を把握する。

ヌ) 国及び隣接県（都道府）との連絡協調

予防注射計画の協調、発生報告及び通報の迅速化を図る。県外のと畜場においてと殺するものにはかならず移動証明書またはと畜場直行証明書を携行せしめる。

ル) 消毒

豚舎敷地内に出入りするところに消毒用踏込及び手洗消毒器の設置を指導し、出入に際して履物、手指の消毒を励行せしめる。

2. 発生予防の措置

イ) 定期予防注射の実施

定期予防注射は春期（3～5月）、秋期（8～10月）の2回とし、春期の予防注射に重点をおき計画的に実施する。

ロ) 臨時予防注射の実施

重点防疫地区における定期予防注射もれのものを対象として実施する。

ハ) 移出入豚の取扱

予防注射実施後2週間を経過した豚を移出入する。

移出豚は予防注射済のものであっても移入後2週間は隔離監視する。

3. まん延防止の措置

イ) 病豚の殺処分

病豚はすみやかに殺処分し、焼却または埋却する。

ロ) 感染経路ならびに病毒まん延状況の把握、初発病豚の移入径路、これに関した団体及び豚商人、あるいは搬入した厨芥等により感染経路を追求するとと

もに、発生豚舎周辺の検査をただちに実施してまん延防止を徹底する。

ハ) 移動の制限

発生豚舎が所在する市町村を中心として地理的条件、交通等を考慮して第一線警戒地区を設定してその地区内の豚の移動及び発生豚舎への飼養者ならびに家畜防疫員以外の者の出入を停止する。

豚コレラのまん延状況から考慮して防疫上支障を生ずるおそれがある場合は、さらに第一線警戒地区に隣接する市町村に第二線警戒地区を設定し、第一線警戒地区に準じて移動の制限を実施する。

第二線警戒地区内の豚でと畜場に直行するものは防疫上支障を来さないことを確認して地区内外への移動をみとめる。

警戒地区の解除は最終発生から1カ月を経ておこなう。

ニ) 緊急予防注射の実施

第一線警戒地区内の未注射豚は全豚短時日のうちに発生地区を中心に周辺より求心的に予防注射を実施する。

第二線警戒地区内の未注射豚の予防注射は、まん延に状況を勘案して、第一線警戒地区に準じて実施する。

ホ) 消毒

発生豚舎、管理用具等の消毒を徹底する。

資料 43

36 畜A第 2075 号

昭和 36 年 3 月 1 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

豚コレラの防疫については、従来から、その対策を強化するよう指示してあるが、本年の豚コレラの発生数は1月から2月28日までに、すでに252頭に達し、7都府県において発生をみている。

このような実態から、今後さらに多発することが予想されるが、これは最近豚価の高騰に鑑み、豚の飼育頭数が急激に増加したことと、これに加えて、多頭数飼育の傾向にあるため、これまでと異なった飼育形態をとるものもあり、さらに、これに伴う豚コレラ予防注射の不徹底、移動の頻繁なことなどが原因と考えられる。

従って、今後の本病の防遏を効果的に実施するため、とくに下記の点に留意の上、

遺憾のないようにせられたい。

なお、最近各地で「豚の伝染性胃腸炎」と思われる下痢が発生し、幼若豚被害が多い模様であるので、現在までに判明している本病の病性等についての資料を添付するから、これを参考の上、病豚の隔離、豚舎の消毒、飼育者以外の者の豚舎への出入禁止等の措置に万全を期し、損耗防止につとめられたい。

記

1. 常時、管下の豚の飼養形態と推移する飼養頭数の実態を把握し、発生予防の注射を徹底すること。
2. 仔豚の予防注射の時期は離乳後（生後 50 ～ 60 日）を適当とし、この予防注射は仔豚が分散する少なくとも 10 日以前に実施すること。哺乳中（生後 50 ～ 60 日以前）に注射したもの、または分散の当日に予防注射を実施したものを集めて多頭数飼育の形態をとっているところにおいては、これらの仔豚に対して導入後 2 カ月以内に補強注射を実施すること。
3. まん延防止のためにおこなう殺処分の措置は、発生の実態、同居豚の予防注射の状況等を勘案の上、最少限度にとどめ、未だ症状を示さない同居豚で未注射のものは速やかに隔離の措置を講じ予防注射を実施すること。
4. 移動の制限は、発生豚舎が所在する市町村を中心として地理的条件、交通事情を考慮して的確に実施すること。ただし防疫上支障を来さないことを確認の出来る場合は、と畜場直行に限って地区内外への移動を認めること。
5. 予防注射実施済の豚はすべて耳標または入墨等の標識を附し、注射の有無を明らかにしておくこと。
6. 飼料として厨芥を利用している場合には十分に煮沸して給与するよう指導すること。
7. 発生豚舎は反覆して消毒を実施するとともに、豚舎への出入には手足等の消毒を励行するよう指導すること。

（添付資料） 略

資料 44

37 畜 A 第 596 号
昭和 37 年 1 月 30 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

豚コレラの防疫について

豚コレラの防疫については、昭和 36 年 3 月 1 日付 36 畜 A 第 2075 号「豚コレラ防疫について」及び昭和 36 年 5 月 20 日付 36 畜 A 第 4478 号「昭和 36 年家畜衛生対策について」の畜産局長通達により、その対策を強化するよう指示してあるが、本年の豚コレラの発生は、1 月 24 日現在すでに 1, 032 頭に達し、多頭数飼育形態のものに多発する傾向を示している。

このような発生の原因を調査したところ、仔豚生産地の清浄化が徹底していないこと、仔豚の移動が頻繁となるにともない感染の機会が多くなったこと、共同経営等により新たに多頭数飼育を始めた経営者が、本病に対する警戒心がうすいため予防について十分な手段を講じていないこと、ならびに病豚の発生届出に迅速をかき、ひいては発生から防疫措置までに相当の日時を要したことなどが原因となっている。

したがって、今後本病の防遏については、さきに指示した事項を効果的に実施するとともに、とくに下記の点に留意の上、遺憾のないようにせられたい。

記

1. 一般指導事項

- (1) 多頭数飼育経営のものについては、その実態を常時把握して衛生的管理等に豚コレラ予防についての啓蒙を徹底すること、また新たに導入した仔豚は必ず一定期間（約 3 週間）隔離、視察する等予防衛生の面を指導すること。
- (2) 仔豚を家畜市場等から多頭数購入する農場等の団体、家畜商、養豚経営者等に対しては、購入にさきだち集荷地域の衛生事情とくに豚コレラの発生状況については警戒と情報確保に努めるよう指導し、県畜産課はこれらの情報提供を積極的におこなうこと。
- (3) 仔豚の輸送にあたっては、輸送用車、用具の消毒を実施し、積込みに際しては輸送中における体力の消耗を防ぐことに留意するよう開業者に指導をおこなうこと。

- (4) 家畜市場の仔豚せり施設は、開催前後かならず消毒を実施するよう開業者に指導をおこなうこと。
- (5) 仔豚を導入する場合、購入者はかならず豚コレラの予防注射が実施されていることを耳標等により確認し、その上購入するよう指導すること。

2. 実施事項

- (1) 病豚の届出を早期に実施させるために、家畜保健衛生所長は、飼育者、とくに飼育者の指導的立場にある者、開業獣医師、市町村及び農協職員、肉商、家畜商等と積極的に緊密な連けいをとること。
- (2) 豚コレラ及び類似疾病の病性鑑定が的確にかつ迅速に実施できるよう家畜保健衛生所職員の技術的の向上を図り、また、病性鑑定にあたっては、経験豊富な職員を立会せしめること。
- (3) 過去2カ月以内に豚コレラの発生があった養豚場及び地域は、豚コレラウイルスが存在していることもあるので警戒を厳にし予防注射の徹底、発生豚舎の反復消毒を実施すること。
- (4) 多頭数飼育経営の養豚場に新たに導入された仔豚は、証明書または耳標の装着等により予防注射済であることが確認されても、導入後2カ月以内にできるだけ早く補強注射を実施すること。この場合の注射量は規定量を正確に皮下に注射すること。

資料45

38 畜A第 3132 号

昭和 38 年 5 月 20 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

昭和 38 年度家畜衛生対策について（抜粋）

4. 豚コレラ

方針

- (1) 発生予防に重点をおく。
- (2) 飼養者、家畜商、獣医師に対する指導を強化する。

- (3) 多頭数飼養者に対しては特に指導を強化する。

発生予防

(1) 予防対策の策定

効果的な予防対策を確立するため、管下の豚の飼養形態、飼養頭数、移出入状況を常時努めて掌握するとともに、生産地域、厨芥養豚地域、多頭濃密飼養地域、副業的小頭数地域等の飼養形態に対応した指導、警戒、注射等の具体的予防対策をあらかじめ策定すること。

県境地区については、必要に応じ隣接県と協議して予防計画を策定すること。

(2) 導入豚に対する指導の強化

飼養者に対して導入豚の隔離視察ならびに補強注射の励行について強力に指導すること。

また、家畜商に対しては予防注射済みのものを売買するとともに取引記帳を励行するよう指導すること。

(3) 予防注射

(ア) 予防注射は(1)の豚の飼養形態並びに移出入状況を勘案して、重点地域の全頭注射を徹底するなど効果的な予防注射の実施に努めること。

(イ) 仔豚の予防注射は、原則として50～60日令であって離乳後おおむね15日後とし、やむをえずこれ以前に注射した豚については2カ月以内補強注射を実施すること。

(ウ) 仔豚の出荷は、予防注射2週間後とし、また家畜市場へ入場当日の予防注射は実施しないよう飼養者及び市場開設者に対して指導すること。

(エ) 予防液は体重に応じて規定量が確実に注入されるよう十分指導監督すること。

(オ) 雇入れ獣医師による予防注射は、計画に従い確実に実施せしめること。

(カ) 予防注射にあたっては、予防液の保管、注射器具の取扱、健康状態の観察等を慎重におこない、事故の発生を未然に防止するとともに、事故発生の場合は、速やかに立会し対症療法等により、損耗の防止に努めること。

また、事故豚のあるときは遅滞なく注射前後の状況調査、疫学的考察、剖検等を行い原因を究明するとともにその状況ならびに前後処置について畜産局衛生課に通報すること。

(キ) 予防注射済であることを明示するため耳標を装着すること。

(4) 早期発見と決定

(ア) 飼養者、農業協同組合等の農業団体、市町村開業獣医師、家畜商等が本病予

防のため常時有機的な活動をなしうよう組織化をはかり、常時または定期的に管内の異常豚を把握できる方策ならびにと畜場からの発見情報を確実に入手しうる措置を講じ、早期発見に努めること。

とくに集団養豚場にあつては毎月定期的に指導または情報交換等の措置を講ずること。

- (イ) 病性鑑定にあたっては、家畜保健衛生所病性鑑定要員の技能の向上をはかり迅速的確に実施すること。

なお、トキソプラズマ病等の類症鑑別には特に留意し、防疫措置を併行しつつ病性鑑定を実施すること。

- (ウ) と畜検査員との連絡を緊密にし、と畜場内における発見情報を入手しうよう努めること。

発生時の対策

(1) 防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心とし発生市町村、警察署、関係機関団体（と畜場を含む）、獣医師、家畜商、輸送関係者等を構成員とする防疫体制を確立し、緊急に防疫活動を行うものとする。

特に必要あるときは地区緊急対策本部を設けて効果的な防疫活動を期すること。

(2) 移動制限

発生と同時に周辺地域の飼養豚につき頭数ならびに健康状態を把握し、飼養場所において隔離視察を続けるとともに当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して時宜を失することなく移動制限地域を定めること。

ただし、防疫上支障がないと認められる場合はと畜場直行にかぎり制限区域内外への移動を認めること。

(3) 発生場所における措置

- (ア) 殺処分は発生状況、予防注射実施状況等を勘案し、最少限度に止めること。

- (イ) 同一施設内の飼養豚で未だ病状を示してないものは速やかに隔離し、未注射豚には緊急予防注射を実施すること。

なお、これらの豚のうちと殺月令に達したものについては、最寄りのと畜場における衛生措置を併行してと殺するよう指導すること。

- (ウ) 発生豚舎は消毒を徹底し、家畜商等の立入りによるまん延防止措置に努めること。

(4) 発生時の調査

- (ア) 豚の導入状況、家畜商の出入、給与飼料の種類及び入手先、予防注射の有無、

豚舎、豚房別収容状況など感染経路の追求ならびに防疫対策上必要な事項につき詳細に調査し記録すること。

- (イ) 感染に関係があると認められる地域について飼養頭数、予防注射移動の状況ならびに異常豚の有無について調査し必要あれば当該地域についても同時に防疫対策を講ずること。

他県（都道府）にまたがるときは相互の協調により調査を進めること。

- (ウ) 発生に伴う報告は別に定める様式にしたがい遅滞なく衛生課に提出すること。

(5) 緊急予防注射

発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射状況、異常豚の有無などを勘案して緊急予防注射区域を決定し、周辺地域より求心的に短期間内に予防注射を実施すること。

地区防疫の解除

最終発生豚の転帰後2週間の観察期間をおき、新たな発生を認めなかった場合、予防注射実施状況を勘案して地区防疫を解除すること。

資料 46

39 畜 A 第 2663 号

昭和 39 年 5 月 20 日

知 事 殿

農林省 畜 産 局 長

昭和 39 年度家畜衛生対策について（抜粋）

4. 豚コレラ

方針

- (1) 発生予防に重点をおく。
- (2) 市町村、団体、家畜商、獣医師の豚コレラ防疫に対する協力の強化策を講ずる。
- (3) 飼養者特に多頭数飼養者に対する予防注射の徹底をはかる。

予防対策

(1) 予防対策の策定

効果的な予防対策を確立するため、管下の豚の飼養形態、飼養頭数、子豚生産頭数、移出入状況を常時掌握するとともに、生産地域、厨芥養豚地域、多頭

濃密飼養地域、副業的小頭数地域などの飼養形態に対応した指導、警戒、注射等の具体的予防対策をあらかじめ策定すること。

県境地区については、必要に応じ隣接県と協議して予防計画を策定する。

(2) 導入豚に対する指導の強化

家畜商に対しては、予防注射済みのものを売買するとともに取引記帳を励行するよう指導する。

また、飼養者に対しては、注射済み豚に限り導入し、かつ、多頭飼養者にあつては、必ず視察畜舎を設けて3週間以上隔離視察し、状況により再度予防注射を行うよう指導する。

(3) 予防注射

(ア) 予防注射は(1)の豚の飼養形態及び移出入状況を勘案して、対象範囲、実施時期、実施方法などの細部にわたり、綿密な計画のもとに行い、重点地域については全頭注射の徹底を期する。

(イ) 仔豚の予防注射は、原則として50～60日令とし、止むをえずこれ以前に注射した豚については2カ月以内に補強注射を実施する。

(ウ) 仔豚の出荷売買は、予防注射2週間後とし、また家畜市場へ入場当日の予防注射は実施しない。

(エ) 予防液は体重に応じて規定量が確実に注入されるよう十分指導監督する。

(オ) 雇入獣医師が(ア)の細部計画により家畜保健衛生所員と一体となって予防注射に従事し、その責務が的確に遂行されるよう措置する。

(カ) 予防注射にあたっては、予防液の保管、注射器具の取扱、健康状態の観察等を慎重におこない、事故の発生を未然に防止するとともに、事故発生の場合は、速やかに立会し対症療法により、損耗の防止につとめる。

また、事故豚のあるときは遅滞なく注射前後の状況調査、疫学的考察、剖検などを行い、原因を究明するとともにその状況ならびに前後処置について畜産局衛生課に通報すること。

(キ) 予防注射済みであることを明示するため耳標を装着すること。

(4) 早期発見と決定

(ア) 飼養者、農業協同組合など家畜に関係のある団体、市町村開業獣医師、家畜商などが本病予防のため常時有機的な活動をなしうよう組織化をはかり、常時または定期的に管内の異常豚を把握できる方策ならびにと畜場からの発見情報を確実に入手しうる措置を講じ、早期発見につとめる。

特に多頭飼養者ならびに集団飼養地域については、毎月定期的に指導また

は情報交換などの措置を講ずる。

- (イ) 病性鑑定にあたっては、家畜保健衛生所病性鑑定要員の技能の向上をはかり迅速的確に実施する。

なお、トキソプラズマ病などの類症鑑別には特に留意しなければならないが、そのために防疫措置の手遅れを無くするよう豚コレラ疑似としての措置などと併行しつつ病性鑑定を実施する。

- (ウ) 家畜防疫員は家畜市場の開催に当たり立会して出場範囲、出荷者予防注射、異常豚の状況などを把握し、必要に応じ遅滞なく適切な措置ならびに指導を行う。

発生時の対策

(1) 防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心とし発生市町村、警察署、関係機関団体（と畜場を含む）、獣医師、家畜商、輸送関係者等を構成員とする防疫体制を確立し緊急に防疫活動を行うものとする。

特に必要あるときは地区緊急対策本部を設けて効果的な防疫活動を期すること。

(2) 移動制限

発生と同時に周辺地域の飼養豚につき頭数及び健康状態を把握し、飼養場所において隔離視察を続けるとともに、当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して時宜を失することなく移動制限区域を定める。

ただし、防疫上支障がないと認められる場合はと畜場直行にかぎり制限区域内外への移動を認めること。

(3) 発生場所における措置

- (ア) 殺処分は病性予防注射の効力判断及び疫学的考察に基づいて、効果的に実施する。

- (イ) 患畜の死体及び殺死体は厳重な消毒のうえ、すみやかに完全な焼・埋却を行い、ウイルスの散逸防止につとめる。

- (ウ) 同一施設内の飼養豚で、まだ病状を示していないものは、すみやかに隔離を指示し、未注射豚については状況を勘案して緊急予防注射を実施する。

なお、これらの豚のうち出荷月令に達したものについては、最寄りのと畜場における衛生措置を併行してと殺するよう指導すること。

- (エ) 発生豚舎は消毒を徹底し、家畜商などの立入り禁止によるまん延防止につとめる。

(4) 発生時の調査

(ア) 豚の導入状況、家畜商の出入、給与飼料の種類及び入手先、異常豚発生状況、予防注射の有無、豚舎、豚房別収容状況など感染経路の追求及び防疫対策上必要な事項につき詳細に調査して記録する。

(イ) 感染に関係があると認められる地域については直ちに異常豚の有無、移動の状況、予防注射の実施状況ならびに飼養状況などについて調査し、必要があれば当該地域についても同時に防疫対策を講ずる。

他県（都道府）にまたがるときは、相互の協調により調査を進める。

(ウ) 発生に伴う報告は、別に定める様式にしたがい遅滞なく衛生課に提出する。

(5) 緊急予防注射

発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射状況、異常豚の有無などを勘案して緊急予防注射区域、注射対象豚の範囲を決定し、周辺地域より求心的に免疫効果の発生期間を考慮し、短期間内に予防注射を実施する。

地区防疫の解除

最終発生豚の転帰後2週間の観察期間をおき、新たな発生を認めなかった場合、予防注射実施状況を勘案して地区防疫を解除すること。

疫学調査

本病防疫対策の効果を確認するとともに、今後の対策検討に資するため、畜産局が家畜衛生試験場の協力を得て、必要に応じ疫学調査（抗体調査を含む）を実施する。

豚コレラ発生時の処置基準

	注射豚		未注射豚	
	未発症豚	発症豚	未発症豚	発症豚
55～60kg 以上 (出荷可能なもの)	出荷	殺処分	出荷	殺処分
生後50日以上 (出荷不可能のもの)	隔離 (注2)		隔離 (注2)	
生後50日未満のもの (哺乳中のもの)			隔離 (注2)	

注1. ただし、上記の処置はおおむね豚房単位の群として考える。

注2. 隔離視察豚については、状況に応じて注射を実施する。

資料 47

42 畜 A 第 1188 号

昭和 42 年 3 月 8 日

知 事 殿

農 林 事 務 次 官

豚コレラ予防液製造豚等の処理について

最近、豚コレラ予防液の製造の用に供された豚の死体（以下「材料豚」という。）が予防液の製造所から化製場に送られる途中で、その肉及び内臓等が分離の上食品として販売されるという事件が発生し、食品衛生、環境衛生等の観点から重大な問題を惹起していることは、周知のとおりである。

このような事態は、家畜衛生及び動物薬事の観点からもきわめて遺憾と考えられ、今回の事件の関係者については、関係当局の今後の調査をみた上所要の措置を講ずる方針であるが、この際家畜伝染病予防法その他の関係法令を一層厳正に履行するため、体制の整備等について特段の配慮を払うとともに、材料豚の処理について下記により所要の指導を強化されたい。

また、豚コレラ予防液以外の動物用生物学的製剤の製造の用に供された動物（死体及び卵を含む。）及び動物用生物学的製剤の製造の用に供された物品についても家畜伝染病の病原体を散逸することのないよう所定の処理を適正に行うとともに、当該動物の処理の記録及び報告については下記 4 に準じて処理するようあわせて指導されたい。

なお、材料豚その他動物用生物学的製剤の製造の用に供された動物の処理の過程で、かりにもその肉、内臓等が食品に供されるような事態が生じないよう食品衛生及び環境衛生関係部局とも十分に連絡し、関係者に対し、厳重な指導、監督を図られるようとくに申し添える。

以上、命により通達する。

記

1. 豚コレラ予防液の製造を行う者（以下「製造業者」という。）は、材料豚の焼却を行うため製造所に可及的速やかにその製造能力に応じた焼却施設を備えるものとする。

2. 材料豚の処理は、製造所において病理解剖をしたのち、次によってするものとする。

(1) 製造所の構内において焼却すること。

(2) (1) の処理が不可能な場合は、次によること。

ア 製造所の構内において埋却すること。

イ アの処理が不可能なときは、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 3 条第 2 号の規定に従い、材料豚の製造所の構内において解体の上その一部を焼却し、または埋却し、その他の部分を家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 17 条に定める要件を備えた化製場に搬出し、当該化製場に搬出し、当該化製場において化製すること。

ウ ア及びイの処理が不可能なときは、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 21 条の規定に従い、材料豚をへい獣取扱場または家畜防疫員の指示するその他の場所に搬出し、これらの場所において焼却し、または埋却すること。

(3) (1) または (2) により、材料豚を焼却し、または埋却するときは、家畜伝染病予防法施行規則別表第 2 に掲げる基準に従ってすること。

(4) (2) のイまたはウにより、材料豚を製造所の構内から搬出するときは、製造所から所定の場所への輸送は、製造業者が自らこれを行い、その輸送に際しては、材料豚を水の洩れない容器に密封する等病原体の散逸を確実に防止し得る方法をとること。

(5) (2) のアにより材料豚を埋却するとき及び (2) のイまたはウにより材料豚を製造所の構内から搬出するときは、製造業者は、あらかじめ、次により材料豚を消毒すること。

ア 石炭酸の 3% 溶液、昇汞の 0. 1% 溶液、ホルマリンの 35 分の 1 溶液、クレゾール石けん液の 3% 溶液、クレオリンまたはクレシン水の 3% 溶液に 24 時間以上浸漬すること。

イ 消毒槽は当該製造所において 1 週間に生ずる材料豚を十分浸漬うるに足るものであること。

ウ 材料豚は、浸漬に先立ち、解剖刀をもって体の各所を切り込み消毒液の侵入を容易にすること。

3. 2 の (2) のイまたはウにより、材料豚を製造所から輸送するために使用した容器、車その他の物品は、家畜伝染病予防法施行規則別表第 2 に掲げる基準に従って消毒するものとする。

4. 材料豚について 2 により所要の処理を行う製造業者及びへい獣処理業者は、別紙様

式1により、その処理状況を記録するとともに毎月これを取りまとめ都道府県知事に報告するものとする。

5. 家畜伝染病予防法第21条第1項及び同法施行令第3条第2号の規定に基づき、家畜防疫員が材料豚の処理について行う指示は別紙様式2による書面をもってするものとする。
6. 家畜防疫員、薬事監視員その他関係職員は、2及び3による処理の適正な実施を確保するため関係施設への立入り検査、監視等に努めるものとする。

(別紙様式 略)

資料48

厚生省環第219号

昭和42年3月8日

知事・政令市長 殿

厚生事務次官

へい獣の処理の適正化について（通知）

今般、動物用生物学的製剤の製造に使用された豚の死体の払下げを受けた者が、これを違法に解体して食肉として販売した事件が発生し、国民の保健衛生に、多大の影響を与えたことは誠に遺憾である。へい獣の処理の適正を図るため、関係部局相互の連絡を密にするとともに、下記御留意のうえ万遺憾のないようにされたい。

記

1. 生物学的製剤の製造業者のとりべき措置

へい獣の適正な処理を確保するため、生物学的製剤の製造業者が、生物学的製剤の製造に使用されたへい獣を処理するにあたっては、次のような措置をとること。

- (1) 微生物によって汚染されたへい獣（消毒によって保健衛生上支障を生ずるおそれのないように処置されたものを除く）については、当該製造所内において焼却しなければならないこと。
- (2) (1)に掲げるへい獣以外のへい獣については、へい獣処理場の設置者又は管理者

等へい獣を適法に処理できる者以外の者に引き渡してはならないこと。

- (3) へい獣の引渡しに関しては遺漏のないよう、帳簿を備え、これに、引渡しの年月日、へい獣の種類及び数量、引渡しを受けた者の住所及び氏名その他所要の事項を記載し、へい獣引渡しの状況を明確にしておくこと。

2. へい獣処理場の設置者又は管理者のとりべき措置

へい獣の受入れの状況及びその処理を明らかにし、へい獣が食肉として流用されることのないよう、へい獣の取扱いにあたっては次のような措置をとること。

- (1) 生物学的製剤の製造業者からへい獣を受け入れた場合には、帳簿を備え、これに、受入れ年月日、へい獣の種類及び数量、へい獣を引き渡した者の住所及び氏名、その処理状況その他所要の事項を記載し、へい獣受入れの状況を明確にしておくこと。
- (2) へい獣の処理にあたっては、受け入れたへい獣の管理を明確にし、これを食肉に流用するようなことのないよう、業務に従事する者の監督を厳重に行うこと。

3. 食品衛生監視員等による監視の強化

- (1) 今回の事件の発生の状況にかんがみ、食品衛生監視員、環境衛生監視員等による監視指導をさらに充実強化する必要があると考えられるので、早急にこれらの職員の充足に努めるとともに、その実施体制を確立すること。
- (2) 生物学的製剤の製造所に係るへい獣の処理については薬事監視員が、へい獣処理場に係るへい獣の処理については環境衛生監視員が、それぞれ指導監督を行うものとし、相互に密接な連携の下にこれらの施設におけるへい獣の引渡し及び受入れの状況を常時把握すること。
- (3) と畜場における獣畜のと殺、解体については、と畜検査員によってさらに厳正な検査を実施し、へい獣処理場についても環境衛生監視員による施設の監視を励行し、その業務の運営が適正に行われるよう指導すること。
- (4) 食肉関係業者については、食品衛生監視員による監視回数を必要に応じて増加させる等、監視指導を強化し、食品衛生取締上の実効を期すること。

資料 49

動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

(農林省令第13号(昭和42年4月14日))

動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令(昭和36年農林省令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 製造業者は、生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物（その死体を含む。）その他の物（生物学的製剤の製造又は検査の用に供した動物の死体から分離された、骨、肉及び皮毛類を含む。）を当該製造所の構内において焼却しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第21条第1項各号に掲げる患畜又は疑似患畜の死体につき、病性鑑定又は学術研究の用に供するため同項ただし書きの規定による都道府県知事の許可を受けた場合
- 2 生物学的製剤の製造又は検査の用に供した物（動物（その死体を含む。）並びにその骨、肉、乳、卵及び皮毛類を除く。）を消毒し、病原体をひろげるおそれのないよう処置する場合
- 3 前2号に掲げる場合のほか、家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病の病原体により汚染したおそれのない動物（その死体を含む。）又はその骨、肉、乳、卵若しくは皮毛類につき、生物学的製剤の製造若しくは検査又は学術研究のため、その他特別な事由により農林大臣の許可を受けた場合
（第9条の表の種類別作業記録簿、附則 略）

資料50

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

（農林省令第14号（昭和42年4月14日））

動物用医薬品等取締規則（昭和36年農林省令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の表の設備の欄中「又は消毒」を「、消毒」に改め、同表の基準の欄中「又は消毒及び」を「及び消毒並びに」に改める。

（附則 略）

資料51

42畜A第2061号

昭和42年4月15日

知 事 殿

農 林 事 務 次 官

動物用医薬品等取締規則及び動物用生物学的
製剤の取扱いに関する省令の一部改正について

先般豚コレラ予防液の製造の用に供された豚の死体等が違法に処理された事件が発生し、国民の食生活及び養豚農家の生産活動に多大な不安を生ぜしめたことは周知のとおりでありまことに遺憾とするところである。

このような事態に対処して、動物用生物学的製剤の製造の用に供された動物等（以下「材料動物」という。）の適正な処理を確保するため、さきに昭和 42 年 3 月 8 日付け 42 畜 A 第 1188 号（以下「通達」という。）をもって所要の指導、監督の強化を通達したところであるが、これにともない動物用生物学的製剤製造業者（以下「製造業者」という。）においては本年 6 月までに所要の焼却施設を整備するとともに、それまでの間材料動物はすべてこれを焼却または埋却することとなっている。

現在これらの措置によって材料動物の適正な処理が図られているが、今後このような事件が再発することを確実に防止するため動物用医薬品等取締規則（昭和 36 年農林省令第 3 号）及び動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和 36 年農林省令第 4 号）の一部が別添のとおり改正され、昭和 42 年 4 月 14 日に公布、施行された。

ついては、下記事項に留意のうえ、関係法令の厳正かつ的確な運用により材料動物の処理に遺憾のないよう万全を図られたい。

以下、命により通達する。

記

1. 製造業者においては昭和 42 年 6 月 30 日までに、動物用生物学的製剤の製造または検査の用に供した動物の死体等を製造所の構内において焼却するための施設をその製造能力、動物の取扱い数量に見合って整備しなければならないこととなるので、この場合において、焼却にともなう異臭等郊外の防止及び環境衛生の見地から十分留意するとともにその整備について特段の指導のもとにこれを促進されたいこと。
2. 家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 3 条第 2 号及び第 3 号の規定による家畜防疫員の指示は、患畜等の大量処理等のため製造業者以外の者についてこれを行うことが必要、かつ、止むを得ないと認められる場合において、あらかじめ畜産局長の承認を得たときを除き、行わないこととすること。
この場合における家畜防疫員の指示は通達記の 5 に準じて行うものとする。
3. 今回の省令改正は、動物用生物学的製剤の製造または検査の用に供した動物はもちろん、動物以外の物についても製造所の構内において焼却することを建前としようとするものであるが、器具、器材及び被服等反復使用するものについては、改正後

の生物学的製剤の取扱いに関する省令（以下「省令」という。）第3条第2号の規定により病原体をひろげるおそれのないように消毒すれば足りることとしているので、これらの消毒についてその方法等を十分指導するとともに、その完全な実施を確保するため、報告、監視等適切な措置を講ずるものとする。

4. 前項のほか、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の家畜伝染病の病原体に汚染したおそれのない動物等についても省令第3条第3号の規定により一定の目的に利用するため農林大臣の許可を受ければ、製造所の構内においてこれを焼却しなくてもよいこととされているが、この許可は製造所の構内において動物用生物学的製剤の製造または検査の用に反復して供した後製造所の構内において焼却する場合においてはこれを要しないものとし、一定の目的に利用するため製造所の構外に搬出することが必要、かつ、適当と認められる場合に限りこれを行うものとする。これらの場合において、病原体に汚染しているかどうかについては、生物学的製剤の製造工程、動物等の飼育、管理の状況等を勘案して的確な判断を要するのであらかじめ省令第9条規定する種類別作業記録簿の確実な記録等について特段の指導をするものとする。
5. 省令第9条に定める製造または検査に用いた動物等の処理方法、処理数量及び処理年月日に係る種類別作業記録簿の様式は、通達別紙様式第1号に準ずるものとする。
6. 都道府県知事は、関係法令の厳正かつ的確な運用を図るため、製造業者から定期的に所要の報告を徴するとともに、家畜防疫員、薬事監視員その他の関係職員による関係施設への立入検査、監視等を定期的を実施するものとする。

とくにこれらの業務を的確に履行するため、各製造所につきこれらの業務実施の責任者を関係職員（家畜防疫員及び薬事監視員である者に限る。）の中から選定する等指導、監視体制の整備に配慮すること。

資料 52

43 畜 A3806 号

昭和 43 年 8 月 8 日

各都道府県知事 殿

農林省畜産局長

昭和 43 年度家畜防疫対策について（抜粋）

豚コレラ

○方針

1. 発生の予防のための自衛防疫事業の推進に重点をおく。
2. 市町村、団体、獣医師、家畜商等の豚コレラ防疫に対する協力の強化を図る。とくに多発を予測される地域にあつては豚コレラ防疫委員会等を設け、地域諸機関及び関係者の協力を強める。
3. 飼養者とくに多頭飼養者に対する予防指導の徹底をはかり、発生予防のための白衛予防注射の普及を促進する。
4. かねてから開発研究中の豚コレラ生ウイルス予防液について、昭和 44 年度からの使用を目途として、43 年度中に本予防液の知識の普及及び技術の習得をはかる等の必要な体制を整備する。

○予防対策

(1) 予防対策の策定

効果的な予防対策を確立するため、管下の豚の飼養形態、飼養頭数、子豚生産頭数、移出入状況を常時掌握するとともに、生産地域、厨芥養豚地域、多頭濃密飼養地域、副業的少頭数飼養地域などの各種飼養形態に対応した指導、警戒、注射などの具体的予防対策をあらかじめ策定する。

(2) 導入豚に対する指導の強化

家畜商に対しては、予防注射済みで注射後 2 週間以上経過したものを売買し、かつ取引記帳を励行するよう指導する。

また、飼養者に対しては、注射済みの豚に限り導入し、とくに、多頭飼養者にあつては、必ず視察畜舎を設けて 3 週間以上隔離飼育して異常の有無を確かめ、なるべく補強注射を行なうよう指導する。

(3) 予防注射

(ア) 法第 6 条による予防注射は離乳後の子豚を対象とし、豚の飼養形態及び移出入状況を勘案して、対象範囲、実施時期、実施方法などの細部にわたり、綿密な計画のもとに行なうものとする。

(イ) 子豚の予防注射は、生後 50 ～ 60 日令以後に実施する。

(ウ) まん延防止のため、止むを得ず 50 ～ 60 日令以前に予防注射を実施したものは、2 ヶ月以内に補強注射を実施するよう指導する。

- (4) 子豚の出荷売買は、予防注射の2週間後以降とし、また、家畜市場へ入場当日の予防注射は実施しない。
- (5) 市場出荷豚を対象とする予防注射は、(イ)の条件が満たされ、かつ市場において未注射豚の出場を規制する生産地市場の出荷地域に限り実施する。
- (6) 予防液は、体重に応じて規定量が確実に注入されるよう十分指導監督する。
- (7) 予防注射にあたっては、予防液の保管、注射器具の取扱い、健康状態の観察などを慎重に行ない、事故の発生を未然に防止する。
また、注射事故豚のあったときは、注射前後の状況調査、疫学的考察、剖検などを遅滞なく行なって、原因の究明に努め、その状況及び事後処置について衛生課に通報する。
- (8) 残飯または厨芥利用の飼養者に対しては飼料の煮沸給与を強力に指導する。

○自衛防疫の推進

42年度から実施している自衛防疫促進事業を継続して実施するほか、次の措置を行なうものとする。

- (1) 経営規模または畜産関連諸施策の実施状況等を考慮して、地域別、農家別及び用途等により実施対象地区を選定する。
- (2) 予防注射の実施にあたっては、都道府県獣医師会と連繋のもとに行なうよう措置する。
- (3) 予防注射を実施する開業獣医師は、都道府県獣医師会に登録して、日本獣医師会長の認定した耳標を装着することによって責務を明確にするとともに、予防注射状況の把握にあたっては、実施の場所、畜主名、実施頭数及び期日を家畜保健衛生所及び都道府県獣医師会に毎月1回報告するよう措置する。
また、予防液の流通量を把握する等の措置をとる。
- (4) 自衛防疫の推進をはかるため、畜産農家に対する衛生意識の向上に努め、自衛注射の実施農家については、随時巡回等を行なって実施状況を把握するとともに、衛生指導を行なう。また、大規模飼養形態については、経営の安定と向上を図るため衛生コンサルタントの必要性を認識せしめ、専任獣医師または嘱託獣医師等を設置することを促進する。
- (5) 予防注射済みの標識として、日本獣医師会の認定にかかわる全国的に統一した規格の耳標を装着して、発生時の措置及び移動等に対処する。

○早期発見と病性

- (1) 飼養者、農業協同組合等家畜に関係のある団体、市町村、開業獣医師、家畜商等が本病予防等のため、常時有機的な活動をなしうよう組織化をはかり、常時または定期的に管内の異常豚を把握できる方策及びと畜場からの発見情報を確実に入手しうる措置を講じ、早期発見に努める。

とくに多頭飼養者及び集団飼養地域については、毎月定期的に指導または情報交換等の措置を講ずる。

- (2) 病性鑑定にあたっては、家畜保健衛生所病性鑑定要員の技能の向上をはかり迅速的確に実施するため、蛍光抗体法の応用をはかり、トキソプラズマ病等との類症鑑別には、とくに留意しなければならない。
- (3) 家畜防疫員は、家畜市場の開催にあたり立会して出場範囲、出荷豚の予防注射、異常豚の状況等を把握し、必要に応じて遅滞なく適切な措置及び指導を行なう。

○発生時の対策

(1) 防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心とし、発生市町村、警察署、関係機関、団体（と畜場を含む）、獣医師、家畜商、輸送関係者等を構成員とする防疫体制を確立し緊急に防疫活動を開始するものとする。

とくに必要あるときは、地区緊急対策本部を設けて効果的な防疫活動を期するほか、広報機関の利用、公示等により発生地域及び近接地域の飼養者への警報を徹底する。

(2) 移動制限

発生と同時に周辺地域の飼養豚の頭数及びその健康状態を把握し、飼養場所において隔離視察を続けるとともに、当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して時期を失することなく移動制限区域を定める。

ただし、防疫上支障がないと認められる場合は、と畜場直行にかぎり制限区域内外への移動を認める。

(3) 発生場所における措置

- (ア) 法第 17 条による殺処分は、病性、免疫の程度及び疫学的考察にもとづいてまん延防止のために効果的に実施する。
- (イ) 患畜の死体及び殺死体は、ウイルスの散逸防止に留意して速やかに完全な焼却または埋却を行なう。
- (ウ) 同一施設内の飼養豚で、まだ病状を示していないものは、法第 14 条により速やかに隔離を指示し、未注射豚については状況を勘案して緊急予防注射を実施す

る。

なお、これらの豚のうち出荷月令に達したものについては2週間隔離監視し、体温検測等を行なって異常を認めない場合は、体表消毒等を行なって最寄りのと畜場における衛生措置を行ないつつと殺するよう指導する。

- (エ) 発生豚舎は消毒を徹底するとともに、「豚コレラ発生畜舎」「立入禁止」等の表示を行ない、家畜商等の立入りによる他へのまん延防止に努める。獣医師、家畜防疫員の出入にあたっては法第27条にもとづき、手足、衣服、器具、車両等の消毒を細心に行ない、防疫措置の実施が本病まん延の機会となることのないよう十二分に留意する。

(4) 発生時の調査

- (ア) 豚の導入状況、家畜商の出入、給与飼料の種類及び入手先、異常豚発生の状況、予防注射の有無、豚舎、豚房別収容状況等、感染経路の追求及び防疫対策上必要な事項につき詳細に調査して記録する。
- (イ) 感染に関係あると認められる地域については、ただちに異常豚の有無、移動の状況、予防注射の実施状況及び飼養状況等について調査し、必要があれば当該地域についても同時に防疫対策を講ずる。

なお、他県（都道府）にまたがるときは、相互に連繫をとり、調査を進める。

(5) 緊急予防注射

発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射状況、異常豚の有無等を勘案して緊急予防注射区域、注射対象豚の範囲を決定し、予防注射を実施するが、その範囲は原則として移動制限の区域内とする。

○地区防疫の解除

最終発生豚の転帰後消毒等の措置を行なって3週間の観察期間をおき、新たな発生を認めない場合は、予防注射の実施状況を勘案して地区防疫を解除する。

○疫学調査

本病防疫対策の効果を確認するとともに、今後の対策検討に資するため、畜産局が家畜衛生試験場の協力を得て、必要に応じ、疫学調査（抗体調査を含む）を実施する。

豚コレラ発生時の処置基準

	注射豚		未注射豚	
	未発症豚	発症豚	未発症豚	発症豚
55～60kg 以上 (出荷可能のもの)	隔離 (1)	殺処分	隔離 (1)	殺処分
生後 50 日以上 (出不可能のもの)	隔離 (2)		隔離 (2)	
生後 50 日未満の もの (哺乳中のもの)			隔離 (2)	

- 注 1. 隔離視察豚のうち出荷可能豚 (1) については、発生後おおむね 2 週間隔離して精密な検査を行なって異常のないことを確かめ、かつ、体表、運搬用具、その他の消毒を行なったのち出荷することができる。
2. その他の隔離視察豚 (2) については、状況に応じて予防注射を実施する。
3. 上記の処置はおおむね豚房単位の群として考える。

資料 53

44 畜 A 第 3103 号

昭和 44 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

農林省畜産局長

昭和 44 年度家畜防疫対策について (抜粋)

(4) 豚コレラ

方 針

- (ア) 発生の予防のための自衛防疫事業の推進に重点をおく。
- (イ) 布町村、団体、獣医師、家畜商等の豚コレラ防疫に対する協力の強化を図る。とくに多発を予測される地域にあつては豚コレラ防疫委員会等を設け、地域諸機関及び関係者の協力を強める。
- (ウ) 飼養者とくに多頭飼養者に対する予防指導の徹底をはかり、発生予防のための自衛予防注射の普及を促進する。
- (エ) 新しく開発された豚コレラ生ウイルス予防液について 44 年度から一般実用化し

効果的な防疫に資する。このために必要な知識の普及及び技術の習得等の指導を強化して、スムーズな移行をはかる。なお、本予防液の実用化にともない、昭和44年3月24日付け農林省令第12号で省令が改正されたが、この運用にあたっては、同日付け44畜A第1189号畜産局長通達にもとづき実効を期する。

予防対策

(ア) 予防対策の策定

効果的な予防対策を確立するため、管下の豚の飼養形態、飼養頭数、子豚生産頭数、移出入状況を常時掌握するとともに、生産地域、厨芥養豚地域、多頭濃密飼養地域、副業的少頭数飼養地域などの各種飼養形態に対応した指導、警戒、注射などの具体的予防対策をあらかじめ策定する。

県境地区については、必要に応じ隣接県と協議して予防計画を策定する。

(イ) 豚の移動等に対する指導の強化

(i) 今回の生ウイルス予防液の実用化にともない、今後はクリスタルヴィオレット予防液とともに2種類の予防液が使用されることとなり、子豚の導入後の補強注射の必要性の有無等必要とされる防疫措置が予防液の種類によって異なることから、移動のための証明書の発行に際しては、使用した予防液の種類、実施年月日及び耳標番号等を確実に記載するよう指導徹底すること。

(ii) 県外移動にともなう家畜市場への上場子豚に対して豚コレラ生ウイルス予防液の注射を実施した場合は、注射後10日以上、クリスタルヴィオレット予防液の場合は、注射後2週間以上を経過したものを取引売買するよう家畜市場関係者及び家畜商を指導する。

また、飼養者に対しては、購入時に使用した予防液の種類を確認したうえで、これに対応した防疫措置を講ずるとともに、とくに、多頭飼養者にあつては必ず視察畜舎を設けて3週間以上隔離飼育して異常の有無を確かめ、状況に応じて補強注射を行なうよう指導する。

(ウ) 予防注射

(i) 法第6条による予防注射は離乳後の子豚を対象とし、豚の飼養形態及び移出入状況を勘案して、対象範囲、実施時期、実施方法などの細部にわたり、綿密な計画のもとに行なうものとする。

(ii) 予防注射プログラム

(A) 衛生ウイルス予防液

① 子豚の予防注射は、生後30日～40日の間に実施することを原則とする。なお、

つとめて注射豚の抗体価をサンプル調査するとともに、地域内における母豚の抗体レベルあるいは子豚の移行抗体等を調べて効果的な予防注射日令を策定するための資料とする。

- ② 子豚の出荷売買は、予防注射後 10 日以降とする。家畜市場での予防注射は実施しない。
- ③ 繁殖候補豚の予防注射は、子豚時の第 1 回予防注射後 1 ヶ月の間隔をおいて第 2 回を実施する。
- ④ 妊娠豚の予防注射は、注射実施前の健康検査をとくに十分に行ない健康状態を確認したうえで実施する。なお、分娩前後各 2 週間はまん延防止等の緊急事態の場合を除き予防注射は実施しない。
- ⑤ 予防注射は、体重に関係なく 1ml が確実に皮下または筋肉内に注入されるよう十分に指導監督する。
- ⑥ 生ウイルス予防液は、生きたウイルスを使用しているので、その取扱いには不活化予防液以上の注意が必要であり、その保管、使用後の処置及び消毒法等については、慎重に行なうよう指導徹底する。
- ⑦ 注射器は、必ず 1 頭ごとに交換することとする。このため使いすてまたはこれに準ずる使用法を講ずる。
- ⑧ 耳標には、生ウイルス予防液による注射を明確にするため生の刻印を付すか、またはこれに準ずる方法により区別する。
- ⑨ その他
 - ア) 繁殖豚で、すでに不活化予防液による注射を実施しているものについては、原則として最終注射後 6 ヶ月以降から 1 年までの期間に実施する。
 - イ) 子豚時に不活化予防液を注射した肥育中の豚の予防注射は、出荷までの日数及びその飼養地域の豚コレラ汚染状況等を考慮して実施する。

(B) 不活化予防液

- ① 子豚の予防注射は、生後 50 ～ 60 日令以後に実施する。
- ② まん延防止のため、止むを得ず 50 ～ 60 日令以前に予防注射を実施したものは、2 ヶ月以内に補強注射を実施するよう指導する。
- ③ 子豚の出荷売買は、予防注射の 2 週間後以降とし、また、家畜市場へ入場当日の予防注射は実施しない。
- ④ 予防液は、体重に応じて規定量が確実に注入されるよう十分指導監督する。
 - (ii) 予防注射にあたっては、予防液の保管、注射器具の取扱い、健康状態の観察などを慎重に行ない、事故の発生を未然に防止する。〔(ii) 等は原文のママ〕

また、注射事故豚のあったときは、注射前後の状況調査、疫学的考察、剖検などを遅滞なく行なって、原因の究明に努め、その状況及び事後処置について衛生課に通報する。

(iv) 市場出荷豚を対象とする予防注射は、(イ)の条件が充され、かつ、市場において未注射豚の出場競制する生産地市場の出荷地域に限り実施する。

(v) 残飯または厨芥利用の飼養者に対しては飼料の煮沸給与を強力に指薄する。

自衛防疫の推進

自衛的な家畜防疫組織を維持強化するとともに、さらに自衛防疫の組織化を拡大する。このため、44年度以降において自衛防疫推進強化事業を実施し、46年度までに組織化を完了する。

この事業によって自衛防疫組織が自衛的に実施する予防注射及び消毒事業等の発生予防事業を定着化させるとともに、一般飼養管理衛生事業の効果的な指導に資することとし、次の措置を行なうものとする。

(ア) 経営規模または畜産関連諸施策の実施状況等を考慮して、地域別、農家別及び用途別等により実施対象地区を選定する。

(イ) 自衛防疫の推進をはかるため、畜産農家に対する衛生意識の向上に努め、自衛防疫組織内の飼養農家について、随時巡回等を行ない飼養及び衛生管理状況を把握するとともに伝染性疾病的発生を予防し、一般飼養管理衛生の向上に資するための強力な指導を行なう。また、大規模飼養形態については、経営の安定と向上を図るため衛生コンサルタントの必要性を認識せしめ、専任獣医師または嘱託獣医師等を設置することを促進する。

(ウ) 自衛防疫組織の専任、嘱託獣医師が使用する病性鑑定材料の採取と送付に必要な器具を常備し、疾病の早期発見と病性決定に資する。

(エ) 予防注射の実施にあたっては、都道府県獣医師会との連繫のもとに行なうよう措置する。

(オ) 予防注射を実施する開業獣医師は、都道府県獣医師会に登録して、日本獣医師会長の認定した耳標を装着することによって責務を明確にするとともに、予防注射状況の把握にあたっては、実施の場所、畜主各、実施頭数及び期日を家畜保健衛生所及び都道府県獣医師会に毎月1回報告するよう措置する。また、予防液の流通量を把握する等の措置をとる。

(カ) 予防注射済みの標識として、日本獣医師会の認定にかかわる全国的に統一した規格の耳標を装着して、発生時の措置及び移動等に対処する。

- (キ) 自衛防疫組織が実施する畜舎消毒については、定期的に実施し、慣行化をはかるとともに、自衛防疫組織の全組合員が参加する地域ぐるみの一斉消毒を効果的に実施するよう指導する。

早期発見と病性決定

- (ア) 飼養者、農業協同組合等家畜に関係のある団体、市町村、開業獣医師、家畜商等が本病予防等のため、常時有機的な活動をなすよう組織化を図り、常時または定期的に管内の異常豚を把握できる方策及びと畜場からの発見情報を確実に入手する措置を講じ、早期発見に努める。とくに多頭飼養者及び集団飼養地域については、毎月定期的に指導または情報交換等の措置を講ずる。
- (イ) 病性鑑定にあたっては、家畜保健衛生所病性鑑定要員の技能の向上をはかり迅速的確に実施するため、蛍光抗体法の応用をはかり、トキソプラズマ病等との類症鑑別には、とくに留意しなければならない。
- (ウ) 家畜防疫員は、家畜市場の開催にあたり立会して出場範囲、出荷豚の予防注射、異常豚の状況等を把握し、必要に応じて遅滞なく適切な措置及び指導を行なう。

発生時の対策

(ア) 防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心とし、発生市町村、警察署、関係機関、団体（と畜場を含む）、獣医師、家畜商、輸送関係者等を構成員とする防疫体制を確立し、緊急に防疫活動を開始するものとする。とくに必要あるときは、地区緊急対策本部を設けて効果的な防疫活動を期するほか、広報機関の利用、公示等により発生地域及び近接地域の飼養者への警報を徹底する。

(イ) 移動制限

発生と同時に周辺地域の飼養豚の頭数及びその健康状態を把握し、飼養場所において隔離視察を続けるとともに、当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して時期を失することなく移動制限区域を定める。ただし、防疫上支障がないと認められる場合は、と畜場直行にかぎり制限区域外への移動を認める。

(ウ) 発生場所における措置

- (i) 法第 17 条による殺処分は、病性、免疫の程度及び疫学的考察にもとづいてまん延防止のために効果的に実施する。
- (ii) 患畜の死体及び殺死体は、ウイルスの散逸防止に留意して速やかに完全な焼却または埋却を行なう。

(iii) 同一施設内の飼養豚でまだ症状を示していないものは、法第14条により速やかに隔離を指示し、未注射豚については状況を勘案して生ウイルス予防液による緊急予防注射を実施する。

なお、これらの豚のうち出荷月令に達したものについては、2週間隔離監視し、体温検測等を行なって異常を認めない場合は、体表消毒等を行なって最寄りのと畜場における衛生措置を行ないつと殺するよう指導する。

(iv) 発生豚舎の消毒を徹底するとともに、「豚コレラ発生畜舎」、「立入禁止」等の表示を行ない、家畜商等の立入りによる他へのまん延防止に努める。獣医師、家畜防疫員の出入にあたっても法第27条にもとづき、手足、衣服、器具、車両等の消毒を細心に行ない、防疫措置の実施が本病まん延の機会となることのないよう十二分に留意する。

(エ) 発生時の調査

(i) 豚の導入状況、家畜商の出入、給与飼料の種類及び入手先、異常豚発生の状況、予防注射の有無、豚舎、豚房別収容状況等、感染経路の追求及び防疫対策上必要な事項につき詳細に調査して記録する。

(ii) 感染に関係あると認められる地域については、ただちに異常豚の有無、移動の状況、予防注射の実施状況及び飼養状況等について調査し、必要があれば当該地域についても同時に防疫対策を講ずる。

なお、他県（都道雁）にまたがるときは、相互に連繫をとり、調査を進める。

(オ) 緊急予防注射

発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射状況、異常豚の有無等を勘案して緊急予防注射区域、注射対象豚の範囲を決定し、生ウイルス予防液による予防注射を実施するが、その範囲は原則として移動制限の区域内とする。

地区防疫の解除

最終発生豚の転帰後消毒等の措置を行なって3週間の観察期間をおき、新たな発生を認めない場合は、予防注射の実施状況を勘案して地区防疫を解除する。

疫学調査

本病防疫対策の効果を確認するとともに、今後の対策検討に資するため、畜産局が家畜衛生試験場の協力を得て、必要に応じ、疫学調査（抗体調査を含む）を実施する。

豚コレラ発生時の処置基準

	注射豚		未注射豚	
	未発症豚	発症豚	未発症豚	発症豚
55～60kg 以上 (出荷可能なもの)	隔離 (1)	殺処分	隔離 (1)	殺処分
生後 50 日以上 (出荷不可能のもの)	隔離 (2)		隔離 (2)	
生後 50 日未満の もの (哺乳中のもの)			隔離 (3)	

- 注 1. 隔離視察豚のうち出荷可能豚 (1) については、発生後おおむね 2 週間隔離して精密な検査を行なって異常のないことを確かめ、かつ、体表、運搬用具、その他の消毒を行なったのち出荷することができる。
2. その他の隔離視察豚 (2) については、状況に応じて生ウイルス予防波による予防注射を実施する。
3. 上記の処置はおおむね豚房単位の群として考える。

資料 54

45 畜 A 第 3934 号
昭和 45 年 8 月 5 日

各都道府県知事殿

農林省畜産局長

昭和 45 年度家畜防疫対策について

昭和 45 年度における家畜衛生に関する諸対策の実施方針については、去る 4 月 23 日、24 日に開催した全国家畜衛生主任者会議において協議したところであるが、家畜防疫関係について別紙「昭和 45 年度家畜防疫対策」を次のとおり決定したので、貴県（都道府県）における家畜防疫関係業務の実施に当たっては、この方針に基づき地域の実情に応じた計画を立て効果的に地域の実情に応じた計画を立て効果的に運営することによって家畜防疫の万全を期し、畜産経営の安定と向上に努められたい。

(別紙)

2 個別疾病対策

その1 伝染性疾病

(4) 豚コレラ

方針

- ア 清浄化を達成するため、当分の間、予防接種を強化して、発病豚を無くしてウイルスを豚群から一掃する措置を強化する。
- イ 発生の予防のための自衛防疫事業の推進に重点を置く。
- ウ 市町村、団体、獣医師、家畜商等の豚コレラ防疫に対する協力の強化を図る。特に多発を予測される地域にあつては豚コレラ防疫委員会等を設け、地域諸機関及び関係者の協力を強める。
- エ 飼養者特に多頭飼養者に対する予防指導の徹底を図り、発生予防のための自衛予防注射の普及を促進する。
- オ 豚コレラ生ウイルス予防液の実用化にともない、44年3月24日付け農林省令第12号で省令が改正されたが、この運用に当たっては「家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布」に基づき実効を期する。

予防対策

ア 予防対策の策定

効果的な予防対策を確立するため、管下の豚の飼養形態、飼養頭数、子豚生産頭数、移出入状況を常時把握するとともに、生産地域、厨芥養豚地域、多頭濃密飼養地域、副業的商頭数飼養地域などの各種飼養形態に対応した指導、警戒、注射などの具体的予防対策をあらかじめ策定する。

県境地区については、必要に応じ隣接県と協議して予防計画を策定する。

イ 豚の移動等に対する指導の強化

- i 県外移動に伴う家畜市場への上場子豚に対して豚コレラ生ウイルス予防液の注射を実施した場合は、注射後2週間以上を経過したものを取引売買するよう家畜市場関係者及び家畜商を指導する。
- ii 豚コレラ免疫の獲得率を一層高めるため子豚市場において無針注射器による予防注射を推進するよう指導する。

また、飼養者、特に多頭飼養者にあつては必ず隔離豚舎を設けて3週間以上隔離飼育して異常の有無を確かめるとともに、努めて補強注射を行うよう指導する。

ウ 予防注射

- i 法第6条による予防注射は離乳後の子豚を対象とし、豚の飼養形態及び移出入状況を勘案して、対象範囲、実施時期、実施方法などの細部にわたり、綿密な計画のもとに行うものとする。

ii 予防注射プログラム

A 生ウイルス予防液

- ① 子豚の予防注射は、生後30日～40日の間に実施することを原則とする。なお、努めて注射豚の抗体価をサンプル調査するとともに、地域内における母豚の抗体レベルあるいは子豚の移行抗体等を調べて、効果的な予防注射日齢を策定するための資料とする。
- ② 子豚の出荷売買は、予防注射後10日以降とする。
- ③ 繁殖候補豚の予防注射は、子豚時の第1回予防注射後1か月の間隔をおいて第2回を実施し、さらに1年後に補強注射を行う。
- ④ 妊娠豚の予防注射は、注射実施前の健康検査を特に十分に行い健康状態を確認した上で実施する。なお、分娩前後各2週間はまん延防止等の緊急事態の場合を除き予防注射は実施しない。
- ⑤ 予防注射は、体重に関係なく1mlが確実に皮下又は筋肉内に注入されるよう十分指導監督する。
- ⑥ 生ウイルス予防液は、生きたウイルスを使用しているため、その取扱には不活化予防液以上の注意が必要であり、その保管、使用後の処理及び消毒法等については、慎重に行うよう指導徹底する。
- ⑦ 注射器は、必ず1頭ごとに交換することとする。このため使い捨て又はこれに準ずる使用法を講ずる。
- ⑧ 耳標には生ウイルス予防液による注射を明確にするため生の刻印を付すか、又はこれに準ずる方法により区別する。
- ⑨ その他
 - ア 繁殖豚で、すでに不活化予防液による注射を実施しているものについては、原則として最終注射後6か月以降から1年までの期間に実施する。
 - イ 子豚に不活化予防液を注射した肥育中の豚の予防注射は、出荷までの日数及びその使用地域の豚コレラ汚染状況等を考慮して実施する。

B 不活化予防液

- ① 子豚の予防注射は、生後50日～60日齢以後に実施する。
- ② まん延防止のため、やむを得ず50日～60日齢以前に予防注射を実施したもの

は、2ヵ月以内に補強注射を実施するよう指導する。

③ 子豚の出荷売買は、予防注射の2週間以降とし、また、家畜市場へ入場当日の予防注射は実施しない。

④ 予防液は、体重に応じて規定量が確実に注入されるよう十分指導監督する。

iii 予防注射に当たっては、予防液の保管、注射器具の取扱い、健康状態の観察などを慎重に行い、事故の発生を未然に防止する。

また、注射事故豚のあったときは、注射前後の状況調査、疫学的考察、剖検などを遅滞なく行って、原因の究明に努め、その状況及び事後処置について衛生課に通報する。

iv 全般又は厨芥利用の飼養者に対しては飼料の煮沸給与を強力に指導する。

自衛防疫の推進

自衛的な家畜防疫組織を維持強化するとともに、さらに自衛防疫の組織化を拡大する。このため、44年度以降において自衛防疫維持強化事業を実施し、46年度までに組織化を完了する。

この事業によって自衛防疫組織が自衛的に実施する予防注射及び消毒事業等の発生予防事業を定着させるとともに、一般飼養衛生事業の効果的な指導に資することとし、次の措置を行うものとする。

ア 経営規模又は畜産関連諸施設の実施状況等を考慮して、地域別に実施対象地区を選定する。

イ 自衛防疫の推進を図るため、畜産農家の衛生意識の向上に努め、自衛防疫組織内の飼養農家について、随時巡回等を行い飼養及び衛生管理状況を把握するとともに、伝染性疾病の発生を予防し、一般飼養管理衛生の向上に資するための強力な指導を行う。また、大規模飼養形態については、経営の安定と向上を図るため衛生コンサルタントの必要性を認識せしめ、専任獣医師又は嘱託獣医師等を設置することを促進する。

ウ 自衛防疫組織の専任、嘱託獣医師が飼養する病性鑑定材料の採取と送付に必要な器具を常備し疾病の早期発見と病性決定に資する。

エ 予防注射の実施にあつては、都道府県獣医師会との連繋のもとに行うよう指導する。

オ 予防注射を実施する開業獣医師は、都道府県獣医師会に登録して、日本獣医師会長の認定した耳標装着をすることによって責務を明確にするとともに、予防注射状況の把握に当たっては、実施の場所、畜主名、実施頭数及び期日を家畜保健衛生所

及び都道府県獣医師会に毎月1回報告するよう措置する。

また、予防液の流通量を把握する等の措置をとる。

カ 予防注射済みの標識として、日本獣医師会の認定にかかわる全国的に統一した規格に耳標を装着して、発生時の措置及び移動等に対処する。

キ 自衛防疫組織が実施する畜舎消毒については、定期的を実施し、慣行化を図るとともに、自衛防疫組織全組合員が参加する地域ぐるみの一斉消毒を効果的に実施するよう指導する。

早期発見と病性決定

ア 飼養者、農業協同組合等家畜に関係のある団体、市町村、開業獣医師、家畜商等が本病予防等のため、常時有機的な活動をなし得るよう組織化を図り、常時または定期的に管内の異常豚を把握できる方策及びと畜場からの発見情報を確実に入手しうる措置を講じ、早期発見に努める。

とくに多頭飼養者及び集団飼養地域については、毎月定期的に指導又は情報交換等の措置を講ずる。

イ 病性鑑定に当たっては、家畜保健衛生所病性鑑定要員の技能の向上をはかり迅速的確に実施するため、蛍光抗体法の応用を図り、トキソプラズマ病等との病性鑑別には、とくに留意しなければならない。

ウ 家畜防疫員は、家畜市場の開催に当たり立ち会いして出場範囲、出荷豚の予防注射、異常豚の状況等を把握し、必要に応じて遅滞なく適切な措置及び指導を行う。

発生時の対策

ア 防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心とし、発生市町村、警察署、関係機関、団体（と畜場を含む）、獣医師、家畜商、輸送関係者等を構成員とする防疫体制を確立し緊急に防疫活動を開始するものとする。

とくに必要ある時は、地区緊急対策本部を設けて効果的な防疫活動を期するほか、広報機関の利用、公示等により発生区域及び近接地域の飼養者への警報を徹底する。

イ 移動制限

発生と同時に周辺地域の飼養豚の頭数及びその健康状態を把握し、飼養場所において、隔離視察を続けるとともに、当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して時期を失することなく移動制限区域を定める。

ただし、防疫上支障がないと認められる場合は、と畜場直行に限り制限区域外へ

の移動を認める。

ウ 発生場所における措置

- (1) 法第 17 条による殺処分は、病性、免疫の程度及び疫学的考察にもとづいてまん延防止のために効果的に実施する。
- (2) 患畜の死体及び殺死体は、ウイルスの殺逸防止に留意して速やかに完全な焼却又は埋却を行う。
- (3) 同一施設内の飼養豚で、まだ症状を示していないものは、法第 14 条により速やかに隔離を指示し、未注射豚については、状況を勘案して生ウイルス予防液による緊急予防注射を実施する。

なお、これらの豚のうち出荷月齢に達したものについては、同一施設内の最終発生豚の転機後 3 週間隔離監視し、体温検測等を行って異常を認めない場合は、体表消毒等を行って最寄りのと畜場における衛生措置を行いつつと殺すよう指導する。

- (4) 発生豚舎の消毒を徹底するとともに、「豚コレラ発生畜舎」、「立入禁止」等の表示を行い、家畜商等の立入による他へのまん延防止に努める。獣医師、家畜防疫員の出入りに当たっても法第 27 条にもとづき、手足、衣服、器具、車両等の消毒を細心に行い、防疫措置の実施が本病まん延の機会となることの無いよう十二分に留意する。

エ 発生時の調査

- (1) 豚の導入状況、家畜商の出入り、給与飼料の種類及び入手先、異常豚発生の状況、予防注射の有無、豚舎、豚房別収容状況等、感染経路の追求及び防疫対策上必要な事項につき詳細に調査して記録する。
- (2) 感染に関係あると認められる地域については、ただちに異常豚の有無、移動の状況、予防注射の実施状況及び飼養状況等について調査し、必要があれば当該地域についても同時に防疫対策を講ずる。

なお、他県（都道府）にまたがるときは、相互に連携をとり、調査を進める。

オ 緊急予防注射

発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射区域、異常豚の有無等を勘案して緊急予防注射区域、注射対象豚の範囲を決定し、生ウイルス予防液による予防注射を実施するが、その範囲は原則として移動制限の区域内とする。

地区防疫の解除

最終発生豚の転機後消毒等の措置を行って 3 週間の観察期間をおき、新たな発生を認めない場合は、予防注射の実施状況を勘案して軸防疫を解除する。

疫学調査

本病防疫対策の効果を確認するとともに、今後の対策検討を資するため、畜産局が家畜衛生試験場の協力を得て、必要に応じ、疫学調査（抗体調査を含む）を実施する。

豚コレラ発生時の処置基準

	注射豚		未注射豚	
	未発症豚	発症豚	未発症豚	発症豚
55～60kg 以上 (出荷可能なもの)	隔離 (1)	殺処分	隔離 (1)	殺処分
生後 50 日以上 (出荷不可能のもの)	隔離 (2)		隔離 (2)	
生後 50 日未満のもの (哺乳中のもの)			隔離 (2)	

- 注 1. 隔離観察豚のうち出荷可能豚 (1) については、同一施設内の最終発生豚の転機後 3 週間隔離して精密な検査を行って異常のないことを確かめ、かつ、体表、運搬用具、その他の消毒を行った後、出荷することができる。
2. その他の隔離観察豚 (2) については、状況に応じて生ウイルス予防液による予防注射を実施する。

資料 55

47 畜 A 第 2381 号

昭和 47 年 6 月 20 日

都道府県知事 殿

農林省畜産局長

家畜畜産物衛生指導協会整備事業の推進について

昭和 47 年 5 月 31 日付けで制定された家畜畜産物衛生指導協会整備事業実施要領（47 畜 A 第 2384 号農林事務次官依命通知）及び家畜畜産物衛生指導協会整備事業（47 畜 A 第 2383 号農林事務次官依命通知）により、昭和 47 年度から自衛防疫組織の全県的な組織化を推進するための家畜畜産物衛生指導協会整備事業が実施されることと

なったが、この事業の実施に当たっては、特に下記の事項に留意し事業の適切、かつ、早期の実施につきご指導願いたい。

記

別紙のとおり

(別 紙)

1 家畜畜産物衛生指導協会の設立について (略)

2 協会の運営及び事業の推進について

(1) 及び (2) (略)

(3) 特定疾病自衛防疫推進事業

家畜飼養者が組織化する自衛防疫体制の定着化と業務の慣行化を図るため、昭和 42 年以降実施してきた豚コレラ、ニューカッスル病の予防措置にマレック病の予防措置を加え、一層の強化を図るとともに、これら以外の疾病及び日常の飼養管理の失宜による経済的な損失の防止についても、協会を通じて自主的な防疫措置及び巡回指導が円滑に実施できるよう配慮すること。

ア 豚コレラ

(ア) 協会は、県が実施する総合的な豚コレラ防疫計画と調整を図りながら、区域内における豚の飼養、子豚の生産見込み及び区域外からの子豚の導入見込み等から年間における豚コレラ予防注射計画を立案すること。

(イ) 協会は、豚コレラ予防接種を円滑に実施するため各地域における獣医師の分担区分を明確にする等獣医師の動員計画について、あらかじめ獣医師会と必要な打合せを行うものとする。また、この際に予防液の送達方法及び予防液接種済み耳票の取扱要領等についても協議すること。

(ウ) 獣医師は、協会の計画に従って、加入農家を巡回し、予防接種を実施するとともに、その事業内容を支部を経由して協会長に報告すること。

(エ) 協会は、各支部からの事業報告書を毎月集計し、その進捗状況を把握するとともに予防接種を実施した獣医師に対し、接種技術料を支払うこと（なお、この場合は獣医師会を経由して技術料を支払っても差し支えない。）

(以下略)

資料 56

○昭和 47 年度における家畜防疫対策について

(昭和 47 年 8 月 1 日付け 47 畜 A 第 3383 号都道府県知事あて農林省畜産局長)

家畜防疫については、日頃から御協力を煩わしているところであるが、昭和 47 年度における家畜防疫対策をさきにかいさいされた全国家畜衛生主任者会議における協議に基づき、別添のとおり定めたので了知の上、事業の実施に遺憾のないようにされたい。

昭和 47 年度家畜防疫対策

1 基本対策

家畜の伝染性疾病の予防のための検査、注射等の措置は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）の規定を積極的に運用し、国及び都道府県はもとより各市町村並びに家畜飼養者をも含めた総合的な家畜防疫体制を持って臨むことが重要である。とくに、最近における畜産の大型化とその構造の質的变化並びに畜産物を取り巻く関連業界の拡大、充実等は畜産振興の基本的要件である家畜防疫の態様に影響するところが大きい一方、家畜防疫の成果に依存せざるを得ない状況である。

このため、防疫体制を組織的に再編成して、組織ごとに防疫の役割を分担して防疫事業の質的な充実を図り、効率的かつ合理的な家畜防疫の推進を図ることとする。

また、家畜の伝染性疾病の発生予防の措置は、主として家畜飼養者又はそれらの組織する団体等が自らの意志と責任において必要な措置を講ずることによってその目的を達することとし、法の適用による強制的な予防の方法は、家畜所有者の自主的措置に任せることが实际的でないと認められる場合等において実施し、その反面、伝染性疾病の発生があり、家畜伝染病と診断された場合におけるまん延防止のための措置については、公共の見地から国及び都道府県が積極的かつ総合的に対処するものとし、他方家畜飼養者又はそれらの団体は、都道府県の行う防疫措置に対応した自主的措置を講じるものとする。

以下に関する事業は家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）が主体性を保有してその運営に当たることとなるので、各都道府県はこれと密接な連絡を取って自衛防疫の具体的な計画立案及び実施について指導し、全体的な調和を図るものとする。

(1) (2) (略)

(3) 発生予防について

発生予防のための措置は、近年予防接種偏重に陥っているきらいがあるが、予防接

種は努めて協会の実施する自衛防疫において計画的な実施するよう指導し、その対象疾病も逐次拡大するよう指導するものとする。

都道府県においては、家畜保健衛生所の機能を十分に活用して、発生予防のための検査、抗体調査等の強化による発生の予察事業等を重点的に実施することとし、地域における流行病の予防対策を策定して、予防接種を含めた一般衛生プログラムとして協会を指導するものとする。

なお、最も有効な防疫は病原体の絶滅にあることから、清浄地域の拡大と清浄度の維持に努めることとし、今年度は、豚コレラ絶滅計画の検討、立案に要する基礎的調査を積極的に実施する。

また、家畜伝染病予防法施行規則（以下「施行規則」という。）第2条において届出を要する疾病として定められた各種伝染性疾病について発生の通報、報告を受けたとき、地域における発生状況を的確に把握するため立入検査を実施し、必要があれば法第6条の規定に基づく検査、注射等を実施するものとする。

ア 最近の予防接種の普及励行は、疾病の発生予防にきわめて効果を上げているが、ニューカッスル病等の鶏病においては、なお未接種あるいは不適正な予防接種が発生要因となっていることに鑑み、協会の行う自主的防疫措置による予防接種の普及を進めるほか、各種予防液が薬事法第49条の規定に基づくよう指示薬に含まれることとなった機会をとらえて獣医師がその適正な使用方法等を十分に指示することとして養鶏農家における使用の適正を図るよう指導するものとする。また、これと平行して環境衛生と管理技術の向上についても指導を強化する。

イ 豚コレラ絶滅計画の検討、立案については、発生事例についての詳細な資料の分析が基礎的条件となることからすでに「家畜保健衛生所統一課題調査の実施について」（昭和45年5月13日付け45畜A第2506号）において指示したところであるが、豚コレラ絶滅が養豚産業に著しい経済的利益をもたらすこととなるので、この発生が著しく減少したこの機会をとらえ実施に移行できるように努めるものとする。

このため全国的な免疫の強化を図ってウイルス増殖を抑えるよう予防接種を徹底して免疫空白豚が絶無となるよう指導するものとする。この場合においては、子豚生産農家から出荷される子豚について予防接種の確認が容易になされるよう接種済み耳票を確実に接着するよう指導し、脱落、または未装着のものについては必ず際接種するよう指導する。

ウ 法第4条の規定による家畜伝染性疾病の届出は、それらの発生を早期に把握し、必要があれば法第6条の規程による検査、注射等の措置又は法第51条の規程による立入検査等を実施し、これら伝染性疾病の発生による被害を防止するものであるか

ら、獣医師に対してはこの趣旨を十分に徹底し、届出を励行させるよう指導する。

エ 家畜市場、と畜場、食鳥処理場等は、家畜の伝染性疾病的発生及びまん延の予防のための公的な場であるからそれらの場所と緊密な連絡体制を整備し立入検査等を強化して実態の把握に努める。

オ 公衆衛生関係機関とは定期的に連絡会議を開催するなど協力連携を一層強化し、家畜の防疫の見地から情報交換及び指導監督の徹底を期する。

カ 伝染性疾病的発生予防において民間獣医師の果たす役割は重大であり、その活用可否は、家畜防疫行政の運営に影響するところ少なしとしない。このため都道府県獣医師会及び協会を介して知識、技術のレベル向上を図るとともに家畜防疫関係法規及び家畜防疫対策などについて周知徹底を図るものとする。

特に、家畜保健衛生所においては、その活動実態を把握しながら技術等の近代化を図るため研究会等を開催するほか、施設等を民間獣医師に開放するなど獣医技術の官民一体化を推進して家畜防疫の協力体制の確立に努める。

(4) まん延防止について

まん延防止の可否は、初期防疫が迅速適確に実施されるか否かによる。このため整備された各都道府県の病性鑑定機能の効率的な活用が図られるようさらに一層の整備に努めるほか、法に規定されるまん延防止措置を確実に実施することが肝要である。

今後は、患畜、疑似患畜の届出が早期にしかも適確に行われるよう獣医師、市町村はもちろん協会を通じて、家畜飼養者にも、早期発見とその届出を行わせるとともに病性を迅速に決定して初期防疫の徹底を期する。

なお、不明の伝染性疾病的発生し、畜産に重大な影響を及ぼすと考えられる場合にあっては、病性鑑定の結果が判明するまでの期間におけるまん延防止の措置については、とりあえず周辺への広がり防止のための指導を講じた上当局と協議しその指示を受けるものとする。

ア 家畜衛生情報の収集とその活用を図るため、その入手ルートを確立する一方、入手した情報を的確に関係先に通報し得る体制を整備する。

イ 疾病の早期発見と届出の励行について獣医師、家畜飼養者に周知するとともに初期防疫のため即応対策を指導する。

ウ 豚コレラ、ニューカッスル病等の疑似患畜については法第 17 条の規程に基づいて殺処分することについては、「家畜伝染病予防法の一部改正について」（昭和 46 年 9 月 5 日付け畜 A 第 5166 号事務次官依命通知及び同日付け 6157 号畜産局長通知）の趣旨のとおり、長期にわたり発生が認められない地域における初発生例等疑似患畜

の殺処分が最も効果的な防疫手段であると認められる場合のみに限定するのが適当と考えられることから、豚コレラについては、最近における発生状況から防疫を強化してその撲滅を期することも可能であると判断されるので本病の発生が長期にわたってみられない地域での初発生例等での疑似患者については当局と協議の上、殺処分を命令することが出来ることとする。

なお、家畜防疫上、多頭数の死体が生じた場合におけるその処理は、防疫上から又公害防止上から相当の困難が予想されるので、あらかじめ死体等の処理要領について検討し、処理する場所の選択、処理方法、死体運搬要領などについて成案を得ておくものとし、必要があれば死体等処理施設の整備を図るものとする。

エ 最近における家畜及び生産物の複雑かつ広範な流通形態に鑑み、経済圏を単位とした広域防疫体制を隔離するがまん延防止のための措置が時宜を失したり、防疫上の見地を脱して経済条件への考慮が優先して考えられるなど適正を欠く事例も多く、一方、必要以上の防疫条件を課して経済的被害感を助長して初発農家の届出を阻害する原因になっているとも考えられる。このような事情から迅速果敢な防疫措置を講ずるとともに隣接所見と緊密な連携を図り移入の制限は、発生県の移動禁止地域又はこれに隣接する市町村の範囲に限って適用する。

オ 海外の悪性伝染病の侵入、発生等に際し、国内における防疫体制の緊急整備を必要とする場合において都道府県相互間の家畜防疫員の応援派遣は、派遣を求められた都道府県の防疫業務等に影響するところが大きいのので、当局と協議しその指示に基づいて実施する。なお、各都道府県は、緊急事態の発生に備えて他県内からの応援派遣を含めた県内防疫体制の整備計画を準備しておくものとする。

(5) (略)

2 個別疾病対策

(4) 豚コレラ

(「昭和 45 年度家畜防疫対策について」(昭和 45 年 8 月畜 A 第 3934 号畜産局長通知)の項に同じ)

資料 57

○昭和 48 年度における家畜防疫対策について

(昭和 48 年 8 月 1 日付け 48 畜 A 第 3629 号都道府県知事あて農林省畜産局長)

1 基本対策 (略)

2 個別疾病対策（抜粋）

(9) 豚コレラ

方針

- (ア) 豚群からウイルスを一掃し清浄度を維持するため自衛防疫による発生予防措置の指導を強化する。
- (イ) 生産地域、厨芥養豚地域、多頭濃密使用地域、副業少頭飼養地域など各種飼養形態に応じた具体的な予防計画を策定するよう指導する。
- (ウ) 常時又は定期的に地域内の異常豚発生状況等の把握、情報交換が出来るよう方策を講じ、早期発見に努め、防疫指導の徹底を期する。

予防対策

(ア) 豚の移動等に対する指導の強化

- (i) 家畜市場への上場子豚に対して予防注射を実施した場合は、注射後10日以上、経過したものを取り売買するよう家畜市場関係者及び家畜商を指導する。

また、飼養者、とくに多頭飼養者にあつては必ず隔離豚舎を設けて3週間以上隔離飼育して異常の有無を確かめるとともに、出来る限り補強注射を行うよう指導する。

(イ) 予防注射

- (i) 豚の飼養形態及び出入り状況を勘案して、対象範囲、実施時期、実施方法などの細部にわたり、綿密な計画のもとに行うよう指導するものとする。

(ii) 注射方法

- ① 子豚の注射は、生後30～40日の間に実施することを原則とする。

なお、出来る限り注射豚の抗体価をサンプル調査するとともに、地域内における母豚の抗体レベルあるいは子豚の移行抗体等を調べて、効果的な予防注射日齢を策定するための資料とする。

- ② 子豚の出荷売買は、予防注射後10日以降とする。

- ③ 繁殖候補豚の予防注射は、子豚の第1回予防注射後1か月の間隔において第2回を実施し、さらに1年後に補強注射を行う。

- ④ 妊娠豚の予防注射は、注射実施前の健康検査を特に十分に行い健康状態を確認した上で実施する。なお、分娩前後各2週間はまん延防止等の緊急事態の場合を除き予防注射は実施しない。

- ⑤ 予防注射は、体重に関係なく1mlが確実に皮下又は筋肉内に注入されるよう

十分に指導監督する。

- ⑥ 予防液の保管、使用後の措置及び消毒法等については、慎重に行うよう指導徹底する。
- ⑦ 注射器及び注射針は、必ず1頭ごとに交換することとする。このため「使い捨て」又はこれに準ずる使用法を講ずる。
- ⑧ 予防注射による事故豚があったときは、注射前後の状況調査、疫学的考察、剖検などを遅滞なく行い、原因の究明に努め、その状況及び事故処理について畜産局衛生課に報告するものとする。

発生時の対策

(ア) 防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心とし発生市町村、警察署、関係機関、団体（と畜場を含む）、獣医師、家畜商、輸送関係者等を構成員とする防疫体制を確立し、緊急に防疫活動を開始するものとする。

特に必要ある時は、地区緊急対策本部を設けて効果的な防疫活動を期待するほか、広報機関の利用、公示等により発生地域及び近接地域の飼養者への警報を徹底する。

(イ) 移動制限

発生と同時に周辺地域の飼養豚の頭数及びその健康状態を把握し、飼養場所において隔離視察を続けるとともに、当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して期待を失することなく移動制限区域を定める。

ただし、防疫上支障がないと認められる場合は、と畜場直行に限り制限区域外への移動を認める。

(ウ) 発生場所における措置

- (i) 法第17条による患畜の殺処分は、病性、免疫の程度及び疫学的考察にもとづいてまん延防止のために効果的に実施する。
- (ii) 法第17条による疑似患畜の殺処分は、長期にわたり本病の発生が認められていない地域における初発生例等、疑似患畜の殺処分が最も効果的な防疫手段と認められる場合に畜産局と協議の上実施するものとする。
- (iii) 患畜の死体及び殺死体は、ウイルスの散逸防止に留意して速やかに完全な焼却又は埋却を行う。
- (iv) 同一施設内の飼養豚で、まだ症状を示していないものは、法第14条により速やかに隔離を指示し、状況を勘案して必要に応じて予防液による緊急予防注射を実施する。

なお、これらの豚のうち出荷月齢に達したものについては、同一施設内の最終発生豚の転機後3週間隔離監視し体温測定等を行って異常を認めない場合は、体表消毒等を行って、最寄りのと畜場における衛生措置を講じつつと殺するよう指導する。

(エ) 発生時の措置

- (i) 豚の導入状況、家畜商の出入、給与資料の種類及び入手先、異常豚発生の状況、予防注射の有無、豚舎、豚房別収容状況等、感染経路の追求及び防疫対策上必要な事項につき詳細に調査して記録する。
- (ii) 感染に関係あると認められる地域については、ただちに異常豚の有無、移動の状況、予防注射の実施状況及び飼養状況等について調査し、必要があれば当該地域についても同時に防疫対策を講ずる。

なお、他都道府県にまたがるときは、相互に連携をとり、調査を進める。

(オ) 緊急予防注射

発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射状況、異常豚の有無等を勘案して緊急予防注射区域、注射対象豚の範囲を決定し、予防注射を実施するが、その範囲は原則として移動制限の区域とする。

地区防疫の解除

最終発生豚の転機後、消毒等の措置を行って3週間の観察期間をおき、新たな発生を認めない場合は、予防注射の実施状況を勘案して地区防疫を解除する。

疫学調査

本病防疫対策の効果を確認するとともに、今後の対策検討に資するため、畜産局が家畜衛生試験場の協力を得て、必要に応じ疫学調査（抗体調査を含む。）を実施する。

資料 58

○昭和49年度における家畜防疫対策（昭和49年7月20日付け49畜A第3365号都道府県知事あて農林省畜産局長）

I 基本方針（略）

II 個別疾病対策

その1 伝染病対策

(9) 豚コレラ

豚コレラウイルスはなお広く野外に存在していることを念頭に置き、本年度はさらに免疫付与率を高め、家畜畜産物衛生指導協会を中心として予防接種の効率的実施体制の確立を期するとともに一般衛生管理指導の普及に努め、清浄化の推進を図るものとする。

本病発生予防のための検査、抗体調査等の強化による発生予察事業等を効果的に実施し、本病絶滅計画の推進に努めるものとする。

子豚生産農家から出荷される子豚について予防接種の確認が容易になされるよう接種済み耳票を確実に装着するよう指導し、脱落又は未装着のものについては再接種を実施し、免疫空白豚が絶無となるよう指導するものとする。

ア 予防接種

(ア) 子豚の予防注射は生後 30 ～ 40 日の間に実施することを原則とする。

(イ) 子豚の出荷売買は予防注射後 10 日以降とする。導入豚については必ず隔離豚舎を設けて 3 週間異常隔離飼養して異常の有無を確かめるとともに、出来る限り補強注射を行うよう指導する。

(ウ) 繁殖候補豚の予防注射は、子豚時の第 1 回予防注射後 1 か月の間隔をおいて第 2 回を実施し、さらに 1 年後に補強注射を行う。

(エ) 注射器及び注射針は必ず 1 頭ごとに交換する。このため「使い捨て」又はこれに準ずる使用方法を講ずる。

イ 発生と同時に周辺地域の飼養豚の頭数及び健康状態を把握し飼養場所において隔離視察を続けるとともに、当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して時機を失することなく移動制限区域を定める。ただし、防疫上支障がないと認められる場合は、と畜場直行に限り制限区域外への移動を認める。

ウ 法第 17 条による患畜の殺処分は、病性、免疫の程度及び疫学的考察に基づいてまん延防止のために効果的に実施する。

法第 17 条による疑似患畜の殺処分は、長期にわたり本病の発生が認められていない地域における初発生例等疑似患畜の殺処分が最も効果的な防疫手段と認められる場合に畜産局と協議の上実施する。

エ 発生施設の飼養豚で、まだ症状を示していないのは、法第 14 条により速やかに隔離させ、状況を勘案して必要に応じて緊急予防注射を実施する。

なお、これら豚のうち出荷月齢に達したものについては、同一施設内の最終発生豚の転機後3週間隔離監視し、体温検測等を行って異常を認めない場合は、体表消毒等をおこなって最寄りのと畜場における衛生措置を講じつつと殺するよう指導する。

オ 発生時には、豚の飼養状況、家畜商の出入り、給与飼料の種類及び入手先、異常豚発生の状況、予防注射の有無、豚舎豚房別収容状況等、感染経路の追求及び防疫対策上必要な事項を詳細に調査して記録しておく。

カ 緊急予防注射は、発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射状況、異常豚の有無等を勘案して緊急予防注射区域、注射対象豚の範囲を決定し、予防注射を実施するが、その範囲は原則として移動制限の区域内とする。

キ 最終発生豚の転機後、消毒等の措置を行って3週間の観察期間をおき、新たな発生を認めない場合は、予防注射の実施状況を勘案して畜防疫を解除する。

豚コレラ発生時の処置基準

	注射豚		未注射豚	
	未発症豚	発症豚	未発症豚	発症豚
55～60kg 以上 (出荷可能なもの)	隔離 (1)	殺処分	隔離 (1)	殺処分
生後 50 日以上 (出荷不可能のもの)	隔離 (2)		隔離 (2)	
生後 50 日未満のもの (哺乳中のもの)			隔離 (2)	

- 注 1. 隔離観察豚のうち出荷可能豚 (1) については、同一施設内の最終発生豚の転機後3週間隔離して精密な検査を行って異常のないことを確かめ、かつ、体表、運搬用具、その他の消毒を行った後、出荷することができる。
2. その他の隔離観察豚 (2) については、状況に応じて生ウイルス予防液による予防注射を実施する。

資料 59

○家畜防疫対策要綱の策定について

(昭和 50 年 11 月 1 日付け 50 畜 A 第 4675 号都道府県知事あて農林省畜産局長)

1 基本対策（略）

2 個別疾病対策

(10) 豚コレラ

最近、豚コレラの発生は激減しているが、本病のウイルスはなお広く野外に存在していることを念頭に置き、引き続き協会を中心とした予防接種の効率的実施を進めるとともに、適正な衛生管理の指導に努め、清浄化の推進を図るものとする。

子豚生産農家から出荷される子豚について予防接種の確認が容易になされるよう接種済み耳票を確実に装着するよう指導し、脱落又は未装着のものについては再接種を指導するものとする。

ア 予防注射

(ア) 子豚の予防注射は生後 30 ～ 40 日の間に実施することを原則とする。

(イ) 子豚の出荷売買は予防注射後 10 日以降とする。導入豚については必ず隔離豚舎を設けて 3 週間以上隔離飼養して異常の有無を確かめるとともに、未注射豚については注射を行うよう指導する。

(ウ) 繁殖候補豚の予防注射は、子豚時（生後 30 ～ 40 日の間）に第 1 回目の予防注射を実施し、その後 6 か月の間隔をおいて第 2 回目を実施し、さらにその 1 年後に第 3 回目を実施することとし、その後は予防注射を行わない。

(エ) 注射針は原則として 1 頭ごとに交換する。

イ 発生時の措置

(ア) 本病が発生した場合には、農林省家畜衛生試験場と連絡を取り、野外株収集のための材料（血清 2 ～ 3ml と扁桃 1 個）を採取し、これを同場に送付する。

(イ) 発生と同時に周辺地域の飼養豚の頭数及び健康状態を把握し、飼養場所においては隔離観察を続けるとともに、当該発生地域を中心として地理的条件、飼養状況などを考慮して時期を失することなく移動制限区域を定める。ただし、防疫上支障がないと認められる場合は、と畜場直行に限り制限区域外への移動を認める。

(ウ) 法第 17 条による患畜の殺処分は、病性、免疫の程度及び疫学的考察に基づいてまん延防止のために効果的に実施する。

法第 17 条による疑似患畜の殺処分は、長期わたり本病の発生が認められていない地域における初発生例等疑似患畜の殺処分が最も効果的な防疫手段と認められる場合に衛生課と協議の上実施する。

(エ) 発生施設内の飼養豚で、まだ症状を示していないのは、法第 14 条により速やか

に隔離させ、状況を勘案し必要に応じて法第30条により緊急予防注射を実施する。

なお、これらの豚のうち出荷月齢に達したものについては、同一施設内の最終発生豚の転帰後3週間隔離観察し、体温検測等を行ってもよりのと畜場に出荷するよう指導する。

- (オ) 発生時には、豚の導入状況、家畜商の出入、給与飼料の種類及び入手先、異常豚発生の状況、予防注射の有無、豚舎豚房別収容状況等、感染経路の追求及び防疫対策上必要な事項を詳細に調査し記録しておく。
- (カ) 緊急予防注射は、発生地域を中心として周辺地域の豚の飼養状況、既往の予防注射状況、異常豚の有無等を勘案して緊急予防注射区域、注射対象豚の範囲を決定し、法第30条により予防注射を実施するが、その範囲は原則として移動制限の区域内とする。
- (キ) 最終発生例について措置後3週間の観察期間をおき、新たな発生を認めない場合は、予防注射の実施状況を勘案して移動制限等の規制を解除する。

資料60

○豚コレラ生ウイルス予防液の取扱要領について

(昭和51年3月5日付け51畜A第550号都道府県知事あて農林省畜産局長)

豚コレラ防疫の主要医薬品である豚コレラ生ウイルス予防液は、従来動物用ワクチン協同組合が一元的に販売してきたが、最近における販売体制の変革に伴い、予防液の需給の適正を期するため、今般、別添のとおり「豚コレラ生ウイルス予防液の取扱要領」(以下「要領」という。)を定めたのでご丁知の上、貴管下関係者の指導方について、よろしく願います。

なお、要領第5の2に基づく報告については、昭和51年度(4月～翌年3月)第1四半期から適用することとするが、当該四半期にかかる報告については、昭和51年3月末日までに提出するようお願いしたい。

(別添)

「豚コレラ生ウイルス予防液の取扱要領」

第1 趣旨

この要領は豚コレラ生ウイルス予防液(以下「予防液」という。)の需給の適正化を図り、豚コレラ防疫の万全を期するために必要な措置を定める者とする。

第2 予防液の生産量の決定

- 1 畜産局は毎年度、予防液の需要量、所用のランニングストック量等を考慮して毎年11月末までに次年度の予防液生産量を定める。
- 2 畜産局は1の予防液生産量を定める場合にはあらかじめ家畜衛生試験場、動物医薬品検査所及び社団法人動物用生物学的製剤協会の意見を聞くものとする。
- 3 畜産局は毎年12月中旬までに、各製造業者の意向、その製造能力等を勘案して、1の予防液の生産に必要な範囲内で次年度の各製造業者別の種ウイルス配分量を決定し、これを当該製造業者に通知する。
- 4 1の予防液生産量及び3の各製造業者別の種ウイルス配分量については、予防液の需給事情が悪化するおそれがあること等により特に必要があると認められるときはこれを変更するものとする。
- 5 家畜衛生試験場は毎年度の予防液の製造に必要な種ウイルスを3及び第4の1に基づき、計画的に製造配布する。

第3 予防液の製造

- 1 製造業者は第2の3の決定及び第4の1に基づき、計画的に製造配布する。
- 2 製造業者は製造に必要な種ウイルスを製造のたびごとに家畜衛生試験場から購入するものとする。
- 3 1ロット当たりの生産量は畜産局が毎年度定めることとするが、原則として50万ドーズとする。

第4 予防液の検定

- 1 動物医薬品検査所は予防液の検定業務の円滑な運用を図るため、各製造業者から毎年度12月中旬までに次年度の月別生産計画を提出させ、検定能力を考慮して、当該種ウイルスから製造される予防液の検定申請を行うべき月を指示するものとする。
- 2 製造業者は1の指示に基づき予防液の製造を行い、検定申請の1か月前までに動物医薬品検査所に検定申請月日を通知する。

第5 需給の適正化

- 1 畜産局は各製造業者から四半期ごとに販売量、販売先（末端購入者を含む）、在庫量等について別記様式1（略）により報告を求める。
- 2 都道府県は都道府県及び家畜畜産物衛生指導協会の四半期ごとの購入用定数量をその期の始まる1か月前までに、また購入数量をその期の終了後2か月以内に別記様式

2（略）により畜産局に報告する。

3 豚コレラが発生し、そのまん延防止のため緊急に必要があると認めた時は、畜産局は、関係都道府県と協議して予防液の確保について関係製造業者及び販売業者を指導するものとする。

第6 その他

家畜衛生試験場が種ウイルスの品質の安定を確保するために必要な範囲内において製造する予防液の取扱については別に定めるところによる。

資料61

○豚コレラの防疫強化について

（昭和55年10月17日付け55畜A第4357号都道府県知事あて農林水産省畜産局長）

豚コレラは昭和50年11月神奈川県における発生後、しばらく発生が認められなかったが、本年5月千葉県及び茨城県下において発生したことから、関係者に対して本病予防注射の徹底等を注意喚起して防疫強化を図ってきたところである。しかしながらその後愛知県、宮崎県及び島根県下においても発生が認められたことから、本病防疫については、家畜防疫対策要綱（昭和50年11月1日付け50畜A第4675号）に基づき、家畜畜産物衛生指導協会及び関係者に対して更に、的確な指導を行うとともに、本年における発生事例から①適切なプログラムによる予防注射が実施されていない、②届出及び病性決定までにかかなりの日数を経ている、③未注射豚の取引が見られる、等の問題点があることに鑑み、特に下記の事項について留意のうえ一層の強化に努められたい。

なお、関係者に対して別添（略）のとおり依頼したので申し添える。

記

- 1 都道府県は、地域における豚コレラ予防接種状況の実態を詳細に掌握し、必要な場合は適宜改善を図ること。
- 2 都道府県は、豚コレラ病性鑑定機能を再点検し、迅速かつ的確な病性鑑定が実施できるよう検査体制を整備すること。
- 3 都道府県は、家畜畜産物衛生指導協会に対して自衛防疫事業における耳票の装着等の徹底を指導するとともに、関係者に対して次のことを指導すること。

(1) 畜主に対する指導

ア 豚コレラ予防注射を適切なプログラムにより確実に実施すること。

イ 畜舎消毒及び出入り者制限等の衛生管理を強化し、未接種豚については、接種時までの間、特段の防疫的配慮により飼養すること。

ウ 研修等により最近における豚コレラの発生状況及び病性等について啓蒙の徹底を図り、原因の明らかでない下痢、食欲不振、発熱等については、速やかに家畜保健衛生所へ報告するとともに獣医師へ検診を依頼し、と畜場へ出荷しないこと。

エ 導入豚について

(ア) 予防注射済みの豚（都道府県外からの導入豚にあつては、家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく移動証明書を携行しているもの。）を導入すること。

(イ) 導入後3週間以上は隔離飼養すること。

(ウ) 生産農場を的確に把握しておくこと。

(2) 獣医師に対する指導

ア 豚コレラを否定できない異常豚については家畜保健衛生所へ速やかに報告すること。

イ 診断にあたっては、家畜保健衛生所を積極的に活用すること。

(参 考)

昨年3月11日に公正取引委員会は、動物用生物学的製剤の取扱について、独占禁止法に抵触する疑いがあるとして関係部門の臨検検査を行う、10月8日に①鶏ニューカッスル病生ワクチン他12品目の価格協定を破棄すること（勧告第26号）、②豚コレラ生ワクチンの販売先及び生産量の制限、牛流苦熱不活化ワクチン他2品目の販売先の制限協定を破棄すること（勧告第27号）を勧告し、10月27日この勧告に伴う審決を行った。この審決に対し関係業者は全面的にこれをあらためることとし、措置を鶏鳴新聞、日本獣医師会雑誌、全国動薬協ニュース及び動物薬事に掲載する一方、従来の動物用ワクチン協同組合の組織及び事業内容が一部変更された。

動物用ワクチンは家畜家さんの伝染性疾病的発生予防及びまん延防止のための重要資材であり、製造の開発改良、品質保持、需要に応じた安定的供給等について行政機関、検査研究機関、製造業者のそれぞれに責任と役割があるわけであるが、とくに国が製造用シードを保有する豚コレラ予防液については、国自体において需給の適正をはかる必要があるところから、今日、上記の取扱要領が定められた。

資料 62

○昭和 55 年における豚コレラの発生状況（家畜衛生週報 No1632 号抜粋）

豚コレラの発生は、本年 12 月 6 日現在 10 都道県 35 戸 4,648 頭で、昭和 49 年以來の多発となっている。千葉、茨城、愛知県下における発生状況は、すでに衛生週報に掲載したが、10 月に至り各県で発生が見られたことから、これまでの発生概要をまとめて紹介する。

1 特記事項

- (1) 初発農家は、多頭飼養の一貫経営であるが、導入豚も多い。
- (2) 発生農家は、予防注射未実施又は 2～4 か月ごとの実施状況である。
- (3) 初発豚は、2～3 の例（調査中）を除いて予防注射未実施である。
- (4) 畜主又は診断した獣医師により豚赤痢・トキソプラズマ病・肺炎等の治療が行われている。
- (5) 初発例における本病決定までに日数がかかっている。

2 疫学調査

- (1) 千葉県 No1、2 は仕事上からの人の交流がある。
- (2) 茨城県 No1～7、愛知県 No1～4、宮崎県 No4～6 は、それぞれ同一養豚団地内である。
- (3) 宮崎県 No2 は No1 の出荷と畜場に隣接している。
- (4) 埼玉県 No1 と福島県 No1 は、福島県下の同一家畜商扱いの導入豚での発生である。
- (5) 山形県 No3、4 は隣接し、No1 と人の交流がある。

これらの問題点を中心に、10 月 29 日「豚コレラ緊急防疫対策検討会」を開催し検討した結果、当面の本病の防疫対策として次の事項がまとめられた。

3 防疫対策

- (1) 病原体の侵入による直接的な発生原因については、明らかでないが、引き続き家畜衛生試験場を中心に検討していく。
- (2) 発症から死亡までの経過が過去のそれより長い、ウイルス学的にはほとんど変わっていない。
- (3) 市販予防液は、「家畜防疫対策要綱」によるプログラムにより確実に予防できる。
- (4) 蛍光抗体による検査技術を再点検する必要がある。

(5) ①畜主に本病の臨床所見等の病性について十分啓蒙し、異常豚の早期発見と家畜保健衛生所への速やかな届出を徹底する。

②家畜保健衛生所は、異常豚についてまず本病を疑って検査する必要がある。

③的確なプログラムによる予防接種及び耳票の装置を徹底する。

なお、12月15～16日、18～19日に家畜衛生試験場において「豚コレラ緊急技術研修会」を行う予定にしている。

表1 最近における豚コレラの発生状況（S55.12.6現在）

年	戸数	頭数	
昭和44年	66戸	3,062	19都府県
45年	72	1,958	8都県
46年	77	1,975	8道県
47年	16	526	6道県
48年	4	120	1県
49年	10	4,231	3県
50年	17	485	4県
55年	35	4,648	10都道県

表2 昭和55年豚コレラ発生状況（S55.12.6現在）（抜粋）

都道府県	戸数	発生頭数
千葉県	3戸	519頭
茨城県	11	1,286
愛知県	4	386
宮崎県	6	716
鳥根県	1	217
埼玉県	1	38
山形県	4	467
福島県	3	354
北海道	2	637
東京都	(1)	45
合計	35	4,648

資料63

○豚コレラ生ウイルス予防液の取扱いについて

（平成2年11月29日付け2畜A第2561号都道府県知事あて農林水産省畜産局長）

豚コレラ生ウイルス予防液については、「豚コレラ生ウイルス予防液の取扱い要領について」（昭和51年3月5日付け51畜A第550号農林省畜産局長通達。以下「要領」という。）によりその生産量の決定等を行い需給の適正化を図ってきたところである。一方、近年予防液の製造業者間において基本的なウイルス取扱技術及び予防液製造技術の向上がみられ、予防液の需要に応じた適正な供給を製造業者自身で行うことが可能となってきた。このため、平成3年度以降の製造については、国は予防液の生産量の決定等を行わず、民間が独自に予防液の安定的供給を図ることとし、上記要領を平成3年2月末日をもって廃止することとしたので了知されたい。

〔説明〕

畜産局は昭和51年3月5日付け51畜A第550号（農林省畜産局長通達）「豚コレラ生ウイルス予防液の取扱い要領」について（以下「要領」という。）に基づき、毎年度豚コレラ生ウイルス予防液（以下「豚コレラ生ワクチン」という。）の生産量を定めるとともに、各豚コレラ生ワクチン製造業者の意向、製造能力等を勘案した製造用原種ウイルス（以下「製造用シード」という。）の配分量を決定し、家畜衛生試験場において生産に必要な製造用シードの配布を行ってきたところである。

一方、近年、豚コレラ生ワクチンの製造業者間において、基本的なウイルス取扱技術及びワクチン製造技術の向上がみられる等、豚コレラ生ワクチンの需要に応じた適正な供給を製造業者自身で行うことが可能となってきた。このため、平成3年度以降の豚コレラ生ワクチンの製造については、民間が他のワクチンと同様、独自にその安定的供給を図ることとし、平成3年2月末日をもって本要領を廃止することとした。

資料64

○豚衛生管理マニュアルについて

（平成3年4月18日付け3-11都道府県畜産主務部長あて農林水産省畜産局衛生課長）

このことについて、別紙のとおり定めたので、貴都道府県の養豚農家に対する指導の参考とされたい。

（別紙）

豚衛生管理マニュアル

1 基本方針

養豚の安定的発展のためには、優れた品種・系統の豚を優れた飼養技術と衛生的管理により飼育することにより、その生産性の向上を図るとともに、良質の豚肉の生産を推進することが重要である。

しかしながら、近年における豚の集約的な生産方式の普及は新たな健康阻害要因を発生させており、これによる疾病の増大が、育種改良や飼養管理の合理化によってもたらされる利点を減ずる要因となっている。

このため、農場に対する衛生指導を強化し、疾病による生産性の低下の防止を図ることの必要性が極めて高くなっている。特に、種豚場に疾病が発生又は潜在している場合、種豚の流通によりその疾病が一般養豚場の肥育豚群へ伝播する危険性が極めて高いことから、種豚場を中心として、以下に即した総合的な衛生対策を講じるよう指導を徹底し、疾病の清浄化を図るものとする。

2 施設の配置及び立入制限等

農場における疾病の清浄化に当たっては、農場への病原体の侵入を防止するために農場の施設を外部と隔離するとともに、農場内においては、病原体が拡散しないように施設を配置することが重要である。

このため、施設の構造や配置を決定する際には、農場周囲の状況、管理者や豚の移動等を考慮し、総合的な検討を行うことが必要である。この場合、農場内は管理区、豚飼養区及び処理区の3区域に分けて考える必要がある。

(1) 施設の配置

ア 施設全般

(ア) 農場の立地条件は、豚舎の構造（開放舎、ウインドレス等）や周囲の状況によって異なるが、一応の目安として他の養豚場及び幹線道路から50 m以上離れていることが望ましい。

(イ) 農場の周囲には囲障（ネット、フェンス等）を設け、外部との区分を明確にし、出入口を限定して農場への立入を規制するとともに、犬や猫の侵入を防止する。

(ウ) 農場の出入口には車両用の消毒槽を設ける。

イ 管理区

管理区には管理室（事務室、更衣室等）、搬入保管施設（飼料庫や資材庫）等を設ける。

ウ 豚飼養区

(ア) 豚舎は、できる限り交配豚舎、妊娠豚舎、分娩豚舎、子豚育成舎、仕上豚舎、隔離豚舎及び検疫豚舎を設置し、その配置に当たっては、防疫、環境及び作業の観点から合理的な位置になるよう配慮する。なお、この際、特に（イ）及び（ウ）に留意する。

(イ) 豚舎は、互いに少なくともおおむね 20 m 以上離れていることが望ましく、特に隔離豚舎及び検疫豚舎は、それぞれ他の施設からできるだけ距離をとり、周囲にはネット、フェンス等を設けて区分する。

(ウ) 豚舎及びその附属施設は、できる限り管理作業が一方方向（ワンウェイ）にできるように配置する。

(エ) 豚舎は原則として断熱構造とし、換気にも十分に配慮する。さらに、床、天井、壁は水洗・消毒が容易にでき、かつ耐水性に富む構造にするなどの工夫をする。

エ 処理区

(ア) 処理区（豚舎から排出されるふん、汚水その他の廃棄物を処理する区域）は、恒風の風下側、端部に配置し、この区域で使用する器材、車両等は専用のものとし、出入口には消毒槽を設ける。

(イ) ふん尿の排水溝は暗渠とするか又は被蓋する。

(2) 立入制限等

ア 農場内に外来者が立ち入ることは、原則として禁止するが、入場させる場合は衣服、履物及び手指の消毒を励行する。その際には、なるべく、帽子、上衣、ズボン、履物等は取り替える。

また、隔離豚舎及び検疫豚舎への出入の際は、再度、衣服及び手指の消毒を行うとともに、衣服、ゴム長ぐつ等はできる限り専用のものに取り替える。

イ 車両の乗入れは原則として禁止するが、入場させる場合は出入口で消毒を行う。また、資材の搬入に際しては、必要に応じて噴霧消毒を行う。

3 施設内における衛生管理

疾病の防除に当たっては、外部との隔離、施設の適正配置等を図るとともに、施設内における病原体の飛散防止と良好な飼育環境の維持を図るための日常の衛生管理を徹底することも重要である。従って、農場関係者は、施設が外界と隔離状態におかれた場合にあっては施設内が完全に清浄化されたわけではないことを認識し、常日ごろ

から施設内における衛生管理に万全を期する必要がある。

(1) 施設の汚染防止措置

ア 各々の豚舎の入口には、手指の消毒施設、踏込消毒槽、器具の洗浄場等を配置する。

イ 管理棟、豚舎、飼料庫等構内に配置されている施設については定期的に清掃、消毒を行う。特に豚舎については、次によりその清掃、消毒を行う。特に豚舎については、次によりその清掃、消毒を徹底する。

(ア) 豚舎は、できる限りオールイン・オールアウト方式で運営するものとし、オールアウトした豚舎は、ふん、飼料等を搬出した後、十分に清掃、水洗及び消毒し、一定の間隔をおいて次の豚群を導入する。なお、導入直前に再消毒する。

オールイン・オールアウト方式を採用できない豚舎については、一定期間使用後必ず空舎期間を設け、完全に清掃及び消毒を行う。

特に、分娩豚舎においては徹底した衛生対策を講ずる。

(イ) 豚舎は毎日清掃を行い、特に、通路、飼槽、排ふん所等は少なくとも1週間に1回は消毒を行う。

(ウ) 屋外の運動場は、コンクリート床にあつては通常の消毒、土間にあつては生石灰消毒を定期的に行う。

ウ 豚舎、管理舎、倉庫等においてネズミ及び衛生害虫の駆除を必要に応じて実施する。

エ 構内では犬、猫等を飼育しない。

(2) 衣服及び管理器材を介した汚染の防止

ア 作業用の衣服は常に清潔に保ち、週に一度以上洗濯・消毒する。

イ 管理器材は、豚舎の棟ごとに専用のものを備えるとともに、常に清潔に保ち、原則として使用後毎回水洗・消毒する。

ウ 病豚が飼育されている隔離豚舎においては、専用の作業衣及び履物を着用する。

(3) 個体の衛生管理

ア 母豚を分娩豚舎へ移動する際には、豚体をよく洗浄消毒し、必要に応じて殺虫剤の散布を実施する。母豚の移動は分娩予定日の1週間前までに行う。

イ 分娩の際には、原則として介助を行い、子豚の臍の消毒及び犬歯の切除を行う。

ウ 豚舎については、舎内温度を適正に維持する。特に、幼齢豚が飼養されている豚

舎については、十分な保温設備を備える。また、暑熱時には、送風及びワンマンスプレー、シャワー等による水の噴霧を行う等防暑対策を実施することが望ましい。

- エ 農場外から種豚等を導入する場合は、必ず検疫豚舎に収容し、少なくとも2週間は隔離観察し、異常のないことを確認する。
- オ 異常豚を発見した場合は、速やかに隔離豚舎に移動し、適切な処置を実施する。
- カ 検疫豚舎又は隔離豚舎から一般豚舎に移動させる場合は、必ず豚体の洗浄・消毒を行う。
- キ 育成豚舎に子豚を配布する場合は、登記子豚とその他の子豚は原則として隔離する。
- ク 疥癬を予防するため、必要に応じて豚体の洗浄、薬剤散布を実施する。
- ケ 子豚の体重が25～30kg程度になったら駆虫を行う。
- コ 死亡豚は、必ず家畜保健衛生所において病性鑑定を受ける。

4 予防及び治療等

疾病の予防に当たっては、日常の一般的な衛生管理のほか、ワクチンの計画的な接種、疾病の清浄地域からの種豚の導入等所要の措置を講ずる必要がある。また、一度疾病が侵入した場合、疾病の種類によっては、汚染した豚群において、外見上症状が消失した後も一部の豚は保菌（保毒）豚として残り感染源となることがあるので、特に種豚場にあつては、徹底して所要の防疫措置を行う必要がある。

なお、主要な疾病についての注意事項は次のとおりとする。

(1) 豚コレラ

本病は、急性伝染病のうちで最も甚大な被害をもたらす疾病である。豚コレラウイルスは広く野外に存在していることを念頭に置き、適正な予防注射を行う。なお、予防に当たっては次のことに留意する。

- ア 子豚の予防注射は生後30～40日の間に実施することを原則とする。
- イ 子豚の出荷売買は予防注射後10日以降とする。
- ウ 繁殖候補豚に対する予防注射は、生後30～40日の間に第1回目を実施し、その後6か月の間隔において第2回目を実施する。さらにその1年後に第3回目を実施するが、その後は行う必要はない。

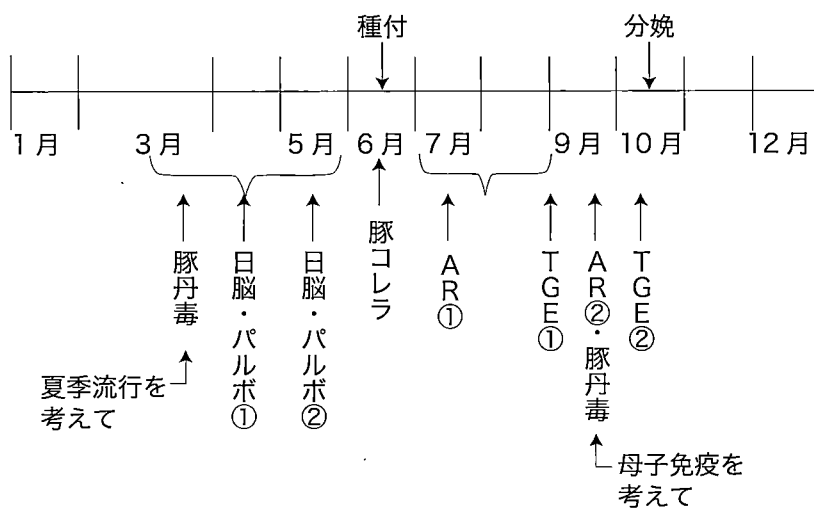
(2) ～ (12) 略

5 ワクチネーションプログラムの設定

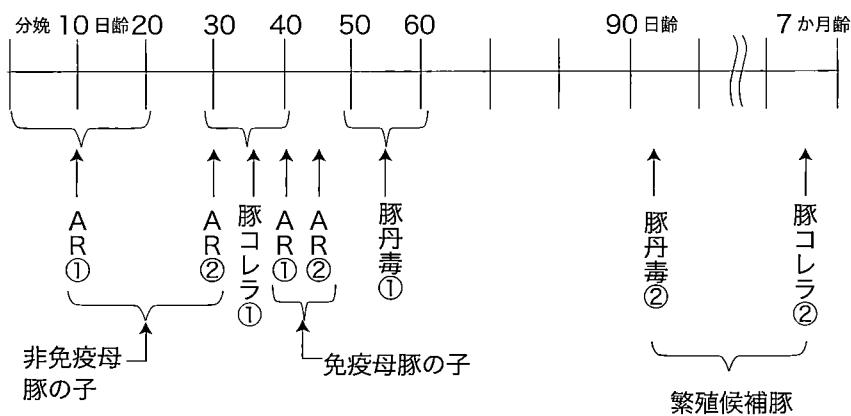
伝染病の侵入を防止するためには、健康管理の一方法として、既にワクチンの開発されている疾病については積極的に予防注射を行う。

予防注射に当たっては、繁殖方式の相違等によって異なるが、次のようなワクチンプログラムを参考に実施する。

(1) 繁殖豚



(2) 子豚



(注)①第1回接種 ②第2回接種

資料65

○家畜防疫対策要綱の全部改正について

(平成4年6月19日付け4畜A第1067号都道府県知事あて農林水産省畜産局長)

各都道府県における家畜防疫業務については、「家畜防疫対策要綱の策定について」(昭和50年11月1日付け50畜A第4675号畜産局長通達)に基づき、効果的に運営がされてきたところであるが、最近の家畜防疫体制の整備状況、疾病の発生状況、学術研究の進展等にかんがみ、同通達の全部を別添のとおり改正したので御了知の上、引き続きその効果的な運営に努め、家畜防疫の万全を期されたい。なお、今回の全部改正に伴い下記の通達は廃止する。

記

- 1 「牛のブルセラ病、結核病及び馬伝染性貧血の定期検査に関する農林水産大臣が指定する地域の指定及び家畜伝染性疾病の発生の報告及び通報等について」(昭和50年7月14日付け50畜A第3233号)
- 2 「ふ卵衛生対策指針の作成について」(昭和50年8月28日付け50畜A第3265号)
- 3 「腐そ病防疫の強化について」(昭和52年9月14日付け52畜A第4340号)
- 4 「豚コレラの防疫強化について」(昭和55年10月17日付け55畜A第4357号)
- 5 「スクレイピーの防疫対策について」(昭和59年8月21日付け59畜A第3071号)
- 6 「馬伝染性子宮炎の防疫対策について」(昭和60年9月12日付け60畜A第2381号)
- 7 「牛白血病の防疫対策について」(昭和61年3月1日付け60畜A第4783号)
- 8 「家畜防疫対策要綱の一部改正及び輸入家畜の着地検査要領について」(平成3年6月6日付け3畜A第972号)

(別添)

○ 家畜防疫対策要綱

I 防疫の推進方向

近年、家畜衛生は、家畜飼養規模の拡大、集約的飼養形態の進展、家畜・畜産物の流通の増大及び広域化等を背景として、急性の伝染性疾病については、ひとたび発生

した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となるとともに、慢性の伝染性疾病についても増大傾向にあり、その病態も複雑化かつ定着化の傾向が見られている。また、国際的には家畜・畜産物の流通が増大する中で、海外から家畜の伝染性疾病が侵入する危険性も高まってきている。このような中で、今後これらの伝染性疾病の防疫措置をよりの確に講じ、損耗防止対策を推進していくことが畜産経営の安定的発展を図って行く上での重要な課題となってきた。

一方、家畜防疫体制は、家畜の所有者あるいは家畜飼養に係る管理者（以下「家畜飼養者」という。）の家畜衛生意識の向上、民間獣医師の技術の向上、防疫技術の進展、動物用医薬品をはじめとする防疫資材の開発等により、自衛防疫が効果的に実施できる環境が整備されてきている。また、各都道府県（以下「県」という。）の各地域の家畜防疫推進の中核的機関である家畜保健衛生所の機能の向上により、家畜の伝染性疾病の予防措置における迅速・的確な診断等の機能も著しく向上してきている。

このような状況の下で、家畜の伝染性疾病による損耗の防止対策を的確に講じ、畜産経営の安定的発展を図るためには、日常の衛生的な飼養管理の徹底、的確な予防接種の実施等の自衛防疫を基本として、伝染性疾病の発生予防措置を講ずることが最も重要なことである。国及び県は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）に基づく家畜伝染病予防事業（以下「予防事業」という。）等により、この自衛防疫がより円滑かつ的確に推進できるよう家畜衛生動向の的確な把握と情報提供に努めるとともに、法第2条に規定される家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）が発生した場合には、まん延防止措置の的確な実施に努めることが必要であり、また、国と県の連携により、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期することが必要となっている。

このため、国及び県は、下記により家畜飼養者が行う自衛防疫の一層の推進を図るとともに、法の規定を効果的かつ円滑に運用し、もって家畜衛生の一層の向上に努めるものとする。

記

1 自衛防疫の実施について

伝染性疾病は、広域にわたってまん延するものである。このため、以下に留意して、全国的に同一水準の自衛防疫が実施されるよう関係者への指導に努めるものとする。

1) 伝染性疾病の発生予防に当たっては、立入制限、清掃・消毒の励行、衛生害虫の駆

除、個体観察の徹底とその記録の実施、導入家畜の一時的隔離飼育、換気・保温の確保、密飼い等によるストレスの防止等日常の衛生的な飼養管理の徹底のほか、地域における予防接種を含めた衛生飼養管理プログラムの策定等について家畜飼養者及び関係団体を指導するものとする。特に、一般的飼養管理の失宜に伴う損耗の防止に留意する必要性の高い、乳用雄子牛の飼養施設、肉用牛等の放牧地、種豚場等の養豚施設、ふ卵場等の養鶏施設及び競馬場等の馬の集団飼養施設に対しては、別記1～5（略）の衛生対策指針を参考として衛生対策の指導に努めるものとする。

- 2) 社団法人家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）が行う予防接種等の自衛防疫事業（以下「協会事業」という。）については、以下に留意して協会に対する指導・助言に努め、地域ぐるみの自衛防疫体制のより一層の充実・強化を図るものとする。
 - (1) 協会の予防接種事業は、地域的に一定の予防接種率を確保することが必要な伝染性疾病を中心として実施されてきているものである。このため協会の予防接種事業の計画策定に当たっては、予防事業との調整を図りつつ、予防接種プログラムの作成、協会事業に従事する民間獣医師（以下「指定獣医師」という。）の巡回計画等について積極的に助言を行い、計画的な予防接種の的確な実施を推進するものとする。
 - (2) 協会事業は、特に指定獣医師として民間獣医師の関与を必要とするものであることから、事業実施に必要な民間獣医師の配置及びその活用について助言するものとする。

特に、指定獣医師の確保が困難な地域においては、市町村、各種農業団体、民間会社等の協力を得て、これらに所属する民間獣医師の一層の活用を図るとともに、大規模経営体に勤務する民間獣医師等についても地域の獣医師会との連携の下に協会事業への積極的な参画を図るほか、小動物開業獣医師からも参画を求めよう協会に対して指導するものとする。

- (3) 以上のような協会事業の円滑な推進を図るため、協会組織の育成強化を含め、協会の運営に関しても必要な助言指導を積極的に行うものとする。この際、協会が、事業に対する家畜飼養者の要請等に十分配慮しつつ、積極的に予防接種実施体制及び情報提供体制の整備に努めていくよう指導するものとする。

2 予防事業の実施について

民間獣医師、市町村、関係団体等からの協力を積極的に得ながら、家畜保健衛生所を中心とした家畜防疫体制の一層の充実・強化を図るとともに、以下により発生予防

及びまん延防止のための措置の的確な実施に努めるものとする。

1) 発生予防について

畜産経営形態の集団化・企業化が進展し、複数県に及び経営も増大しつつある中で、発生予防事業の的確な実施を図るためには、法第6条又は法第51条の規定に基づく検査の積極的な実施等により、地域の衛生状況の恒常的かつ的確な把握に努めるとともに、これに基づく予防接種の効果的な実施等、発生予防措置の実施の指導に努めるものとする。

(1) 伝染性疾病的の発生の届出

法第4条の規定に基づく伝染性疾病的（以下「届出伝染病」という。）の発生の届出は、当該疾病的の発生を早期に把握して、被害を防止する上で極めて重要であり、防疫の円滑な実施の前提条件となるものであることから、獣医師に対してはこの旨を十分に周知させ、これら伝染性疾病的の早期届出の徹底に努めるものとする。

(2) 移動のための証明書の携行

家畜の流通圏が拡大するとともに、家畜の移動が頻繁に行われている中で、家畜の移出入に際しての防疫対策の強化が必要となっている。このため、家畜の移動に当たり、法第5条の規定に基づいて発行される移動証明書及びと畜場直行証明書の携行と確認、並びに家畜導入後の一定期間の隔離飼養等の徹底について指導するものとする。

(3) 検査及び注射

法第6条の規定による検査、注射又は法第51条の規定による立入検査については、当該地域における畜産の動向と家畜の伝染性疾病的の発生状況を総合的に勘案するとともに、次の事項に留意の上効率的かつ効果的に実施するものとする。

ア 不顕性感染が増大しつつある家畜の伝染性疾病的の防疫に当たっては、検査による不顕性感染した家畜の摘発及びその後の隔離、予防接種等の的確な防疫措置が重要である。このため、必要に応じて法第6条又は法第51条の規定に基づく検査を積極的に活用し、不顕性感染した家畜の摘発に努め、浸潤状況に応じたその後の防疫措置について指導を行うものとする。

イ 季節的、周期的な流行形態をとる家畜の伝染性疾病的の予防接種に当たっては、必要に応じて抗体検査等による流行期の予察に努め、当該流行期に十分な免疫効果が発揮されるよう接種時期の設定等について指導するものとする。

なお、大規模な流行形態をとり、全国的な抗体動態の把握が必要な家畜の伝染性疾病的については、別に畜産局衛生課長が定める方法により発生予察を行うものとする。

2) まん延防止について

家畜伝染病のまん延防止の成否は、初動防疫がいかに迅速かつ的確に実施されるかに左右される。このため、当該措置の的確な実施に努めることに重点を置くとともに、以下の事項に留意して法に規定されているまん延防止措置を的確に実施するものとする。

(1) 患畜等の届出、報告等

初動防疫を的確に実施するためには、法第13条の規定に基づく患畜又は疑似患畜の届出及び関連する病性鑑定が、迅速かつ的確に行われることが前提となることから、以下の事項に留意するものとする。

ア 家畜飼養者に対して、家畜伝染病の病性についての周知徹底に努め、異常を呈する家畜を発見した場合は速やかに家畜保健衛生所、家畜診療所、民間獣医師等の関係機関・関係者に連絡するよう指導するものとする。

イ 獣医師に対して、法の趣旨についての周知徹底に努めるとともに、法の規定に基づき速やかに届け出るよう指導するものとする。

ウ 家畜伝染病の疑いがある場合には、「病性鑑定指針」（昭和60年11月25日付け60畜A第4457号農林水産省畜産局長通達）に基づき迅速に病性を決定するものとする。

エ 発生が認められた場合は、予防接種状況、家畜の移動状況等発生予防のために常日頃から収集している情報を十分活用して、まん延防止措置に万全を期するとともに、広報誌等も活用しつつ、当該措置の効果的な実施に努めるものとする。この際、市町村、県及び畜産局衛生課は、それぞれの段階で関係機関等との通報あるいは連絡を密に行うものとする。

(2) 患畜等の隔離

家畜伝染病の病原体のまん延を防止するためには、患畜又は疑似患畜を速やかに隔離することが重要である。このため、法第14条の規定に基づく隔離が迅速に実施されるよう家畜飼養者を指導するものとする。

(3) 殺処分

法第17条の規定に基づく患畜等の殺処分については、地域における患畜の発生の様相、家畜の飼養状況、予防接種状況等まん延防止に係る各種要因を総合的に勘案して的確に実施するものとする。この際、疑似患畜を殺処分する場合、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病又は馬伝染性貧血により多数の患畜の殺処分を必要とする場合、及びこれら以外の家畜伝染病によって殺処分を実施する場合は、あらかじめ畜産局衛生課と

協議するものとする。

(4) 病性鑑定のための殺処分

法第 20 条の規定による病性鑑定のための殺処分については、家畜伝染病の迅速かつ的確な診断のために行うものであることから、措置に当たってはその趣旨を十分踏まえつつ、できる限り効率的に実施するものとする。

(5) 死体、汚染物品の焼却等

家畜伝染病の集団発生等により多数の死体が生じる場合を想定して、速やかに措置が講じられるよう、関係機関とも十分連携しつつ、あらかじめ死体等の処理要領について検討作成し、処理する場所の選定、処理方法、死体運搬要領などを定めておくものとする。

(6) 検査、注射、薬浴又は投薬

法第 30 条の規定に基づく検査、注射、薬浴又は投薬は、患畜又は疑似患畜が発見された場合に、発生場所の周辺地域における家畜の飼養状況、予防接種状況等を勘案して実施するものとする。その実施対象区域は、原則として法第 23 条の規定に基づく移動制限区域内の範囲とするものとする。

なお、その実施に当たっては、(1) のエに準じて効果的にまん延防止措置が講じられるよう留意するものとする。

(7) 移動制限

法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動制限は、家畜伝染病の種類、病性、発見後の経過状況、地域の家畜飼養状況、交通事情、家畜・畜産物の流通事情等を総合的に勘案し、まん延防止効果が最大限に発揮しうる最小限の制限すべき範囲、期間、対象物等を定めて行うものとし、主要な疾病については、あらかじめ発生時の対応を検討しておくものとする。この際、防疫上支障がない限り、消毒等所要の防疫措置を講じた上で、と畜場に直行する場合に限っての家畜の区域外への移動及び鶏卵等の生産物の出荷が行えるよう配慮するものとする。

なお、移動制限を発動した場合は、発生状況及び防疫状況について関係県間で連絡を密にし、県間において移動制限が効果的に措置されるよう努めるものとする。

(8) 家畜集合施設の開催等の制限及び放牧等の制限

法第 33 条及び法第 34 条に基づく家畜集合施設の開催等の制限及び放牧等の制限については、所要の規則の整備に努め、その的確な運用を図るとともに、当該家畜集合施設の開催等及び放牧等の関係者に対し、あらかじめ衛生措置に係る要領を定め、当該要領に基づき運営を図るよう指導するものとする。

(9) 報告・通報

法第12条の2、第13条第5項及び第35条の報告又は通報については、以下により行うものとする。

ア 法第12条の2、第13条第5項及び第35条の関係県知事の範囲は、当該県と隣接する県の知事及び当該県から関係家畜を継続的に移入している県の知事とする。

イ 家畜を移出している県の知事は、その移出状況を常時把握するよう務めるものとし、また、家畜を移入している県の知事は、防疫上必要があるときは、積極的に当該家畜の移出先の県知事に対し、必要な情報の提供に努め、迅速なまん延防止対策を講ずるよう努めるものとする。

ウ 法第12条の2に基づく家畜伝染病予防法施行規則（以下「規則」という。）第21条第3項の規定による関係県知事への通報は、毎月10日までに、その前月中にとった措置について、別記様式1（略）又は規則別記様式第14号に準ずる様式により行うものとする。

エ 法第13条第5項に基づく規則第25条第2項の規定による農林水産大臣及び関係県知事への電信・電話又はこれに準ずる方法による報告及び通報は、別紙1（略）によるものとする。

オ 予防事業により行った検査、注射、投薬等により事故が発生した場合及び予防事業以外で行った検査等により重大な事故が発生した場合は、別紙2（略）により畜産局衛生課あて報告するものとする。

(10) その他

家畜伝染病の発生時には、家畜の導入状況、関係者の出入り、飼料の入手先、畜舎別家畜収容状況、患畜及び疑似患畜以外の異常家畜の発生の状況、予防接種の実施の有無等の疫学調査を徹底して行い、感染経路を解明するとともに、関連事項を詳細に記録しておくものとする。この際、発生農場と疫学的に関連のある農場については、発生県及び関係県が相互に連絡を取りつつ、法第51条の規定に基づいて積極的に立入検査を行い、まん延防止の徹底に努めるものとする。

3) 防疫推進体制の整備

(1) 情報伝達体制の強化

ア 防疫措置を円滑に推進していくためには、地域の衛生状況を的確に把握することが極めて重要である。特に、飼養規模の大型化、畜産経営の企業化及び民間検査機関の整備の進展の中で重要な衛生情報が埋没することのないよう、関係者との連携を保ち、情報の迅速な収集に努めるものとする。

イ また、と畜場、食鳥処理場等家畜が集合する機関においては、有用な家畜衛生

情報が多く得られやすいため、より緊密な連絡体制を整備して情報の交換を積極的に行い、衛生状況の把握に努めるものとする。

ウ 更に、収集した衛生情報が効果的に活用されるためには、情報が関係者に迅速かつ的確に伝達される必要がある。このため、国と県との間で整備されつつある情報システムオンライン体制を活用しつつ、県と関係団体、あるいは、家畜飼養者との間の情報交換の促進を図り、有用な情報の迅速な収集・伝達が行われるよう情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(2) 病性鑑定実施体制の強化

家畜保健衛生所に要求される病性鑑定等の検査業務の正確性及び迅速性を確保するため、国は、技術向上等に即して病性鑑定指針の見直しを行うとともに、各県は、この指針に基づき的確な病性鑑定が実施できるよう各県内の実態を勘案しながら、家畜飼養者、民間獣医師、関係機関・団体を網羅した病性鑑定実施のシステムの整備に努めるとともに、国が開催する家畜衛生講習会を有効活用するなどにより家畜保健衛生所の技術水準の維持・向上に努めるものとする。

(3) 民間獣医師の活用体制の強化

伝染性疾病的の発生予防において、民間獣医師の果たす役割は重要であることから、民間獣医師の技能レベル向上を図るとともに、家畜防疫関係法規、家畜防疫対策等についての周知徹底に努めるものとする。このため、家畜保健衛生所においては、講習会、研究会等を開催するほか、民間獣医師に施設利用の便宜を図るなど獣医技術の向上と平準化を推進して家畜防疫の実施体制の充実強化に努めるものとする。

4) 予防事業の実施に当たっての協議

予防事業を実施しようとするときは、あらかじめ別記様式2(略)による家畜防疫計画書を添えて畜産局長に協議するものとする。また、当該事業実施年度中において、家畜伝染病の発生等に伴い家畜防疫上新たな対応が求められるに至り、予防事業の計画を変更する必要があるときは、別記様式3(略)によりあらかじめ畜産局長に協議するものとする。

3 海外悪性伝染病等の防疫について

海外悪性伝染病、特に、口蹄疫がなお世界の広範囲の地域に存在している。一方、動物・畜産物の仕出国の多様化、輸入量の増加傾向が引き続きみられており、海外からの家畜の伝染性疾病的の侵入機会はいささかも減じていない状況にある。このため、これら動物及び畜産物の輸入に伴う海外悪性伝染病をはじめとする家畜の伝染性疾病的

の侵入防止について、今後、なお一層の注意を払い、防疫に万全を期するものとする。

1) 着地検査体制の確立

輸入家畜による家畜の伝染性疾病の侵入防止に万全を期するためには、動物検疫所における輸入検疫と輸入検疫後の輸入家畜の飼養地における隔離飼養等の防疫措置（以下「着地検査」という。）を一体的かつ効果的に推進することが重要である。このため、動物検疫所及び県においては別記6「輸入家畜の着地検査要領」（略）に基づき、関係者の指導に努めるものとする。

2) 海外悪性伝染病防疫体制の強化

- (1) 県においては、海外悪性伝染病防疫要領（昭和50年9月16日付け50畜A第3843号農林水産省畜産局長通達）を基本として具体的な防疫措置要領を検討・作成し、緊急防疫体制を確立するとともに関係技術者や家畜飼養者に対する普及啓もう運動を強化するよう措置するものとする。
- (2) 伝染性疾患と思われる不明疾患が発生した場合や発生疾患が我が国における初発例と思われる場合には、速やかに畜産局衛生課に連絡するとともに、海外悪性伝染病防疫要領及び病性鑑定指針に基づいて材料を採取し、農林水産省家畜衛生試験場へ送付する。また、病性の最終決定は、畜産局衛生課及び農林水産省家畜衛生試験場その他の研究機関と協議の上行うものとする。この際、当該疾患により畜産に重大な影響を及ぼすと考えられる場合は、病性が決定するまでの期間におけるまん延防止の措置について、とりあえず周辺への拡大を防止するための指導を行った上で速やかに畜産局衛生課と協議してその指示を受けるものとする。
- (3) 国は、海外悪性伝染病の防疫措置方法について防疫演習の実施に努め、発生時の効率的防疫活動に資するとともに、口蹄疫予防液及び牛疫予防液を備蓄し、不測の事態に備えるものとする。

II 個別疾病対策

1～9（略）

10 豚コレラ

本病については、自衛防疫事業を中心とした予防接種の徹底により現在では散发状況となっているが、これまでの発生状況を勘案すると、本病のウイルスは、なお野外に広く存在していると考えられることから、引き続き協会事業を中心とした自主的な

予防接種の効率的実施の推進による発生予防の徹底に重点を置いて防疫対策を講ずるものとする。

(発生予防対策)

- (1) 本病については、必要に応じて法第 51 条の規定に基づく立入検査を積極的に行う等により、日頃から地域における予防接種状況を的確に把握するとともに、適切な接種の実施を家畜飼養者に指導し、発生予防措置の徹底を図るものとする。

なお、出荷される子豚については予防接種の確認が容易になされるよう接種済み耳標を確実に装着するとともに、脱落又は未装着のものについては再装着等を併せて指導するものとする。

- (2) 原因不明の下痢、食欲不振、発熱等の異常を呈する豚の多発に際しては、まず豚コレラを疑い、速やかに家畜保健衛生所に連絡するよう家畜飼養者への啓もう及び獣医師への指導の徹底に努めるものとする。

(まん延防止対策)

- (3) 法第 17 条の規定に基づく患畜の殺処分は、まん延防止の観点から、発生時の病性、疫学的考察等に基づいて、迅速かつ効果的に実施するものとする。また、法第 17 条の規定に基づく疑似患畜の殺処分は、長期にわたり本病の発生が認められない地域における初発生例等疑似患畜の殺処分が最も効果的な防疫手段と認められる場合に、畜産局衛生課と協議の上実施するものとする。

- (4) 発生施設内の飼養豚で、まだ症状を呈していないものは、法第 14 条第 1 項の規定により速やかに隔離させるものとする。

- (5) 緊急予防接種は、発生施設内の飼養豚でまだ症状を示していない豚及び発生地域を中心とする周辺地域の豚について、飼養状況、予防接種状況、異常の有無等から必要と認められた場合に、あらかじめ畜産局衛生課と協議の上、第 30 条の規定に基づいて実施するものとする。その際の実施範囲は、原則として法第 32 条第 1 項の規定に基づいて設定された移動制限区域内とするものとする。

- (6) 法第 32 条の規定に基づく移動の制限は、発生農場を中心として、地理的条件、飼養状況等を考慮して、時期を失することなく実施するものとし、当該期間中に当該地域内の養豚農家の飼養豚について、法第 30 条又は法第 51 条の規定に基づく検査を実施し、健康状態を確認するものとする。当該移動制限は、最終発生例についての措置後、原則として 3 週間の隔離観察期間をおき、当該期間中に新たな発生を認めない場合に、予防注射の実施状況を勘案した上で解除するものとする。

なお、当該移動制限期間中であっても、体表の消毒等所要の措置を講ずる等により防疫上の支障がないと認められる場合は、と畜場に直行する場合に限り制限区域

外への移動を認めるものとする。

(以下省略)

機、熟す。 豚コ撲滅元年

「このやりがいのある仕事にみんな元気に」

生産者も、獣医師も、行政も」

—— きょうは、豚コレラ清浄化実行委員会と全国養豚経営者会議が主催したセミナーが、大勢の生産者および関係者の参加で開催され、へき生産者の代表が、セミナーの最後に採択されたアビールと行政への要望書を持参して農水省に向かったところです。ここでは、セミナーの講師として講演された熊谷先生と石川先生にお聞きいただき、生産者として出席され、また自らも獣医師である林さんに加わっていただいて、座談会を開くことにいたしました。熊谷先生、石川先生は、これまでも実行委員会で行ってきた勉強会にも

参加し、貴重なアドバイスをされました。林さんは、当初からこの運動に賛同し、物心両面から援助してこられました。

きょう、セミナーが盛会のうちに終了したわけですが、ここまで関わってきた皆さんの共通した認識は、「きょうから始まるんだ」ということです。

まずは、豚コレラ撲滅の必要を認識し、行政をはじめ各方面に対してインシアチブをとった生産者を代表して、林さんに、これまでの運動の流れ、意義をお話いただければと思います。

現地ルポ



豚コレラ撲滅への道の第二歩
豚コレラ撲滅集会を開催



石川弘道—サミット動物病院

元東京農工大教授—熊谷哲夫

林邦雄—園林牧場

司会—編集部

(11月21日、於蚕糸会館収録)

一月一四日、都内(会館・蚕糸会館)で開かれた約七〇名の養豚生産者らが集まり、豚コレラ撲滅集会が行われた。市では豚コレラ清浄化実行委員会と全国養豚経営者会議、「立ち上げ豚コレラ衛生セミナー」と銘打つたの集会は、業界を代表した一昨年末からの豚コレラ清浄化に向けた取り組みの総意として「清浄化目標」を内外に示そうという趣旨で画された養豚産業界の活性化に豚コレラ撲滅をアビール

集会では、実行委員会の事務局を担当する山下新氏がまず挨拶に立ち、「今年の一月から豚コレラの実態や何ができるのかについて勉強会を開いてきた。これを通じて養豚協会、経営者会議などとも広く交流でき、また、生産者も「豚コレラ撲滅しない」と日本の養豚の未来はない」と確信できたのではないかと述べ、「豚コレラの問題を見据えて初めて、養豚産業の活性化がある」と強調した。この後、アビール文を朗読し、このなかで「豚コレラは撲滅できる病気。これをクリアできれば、日本の消費に対して、国産豚肉の優位性と生産者、養豚関連産業の努力を評価しても

(「養豚界」平成8年1月号より)

資料 67

(豚コレラ防疫技術検討会会議資料1)

豚コレラ防疫技術検討会

衛生課

1. 日 時：平成7年8月22日（火） 13：00～17：00

2. 場 所：畜産局第一会議室

3. 議事次第：

（1）衛生課長挨拶

（2）座長選出

（3）議事

①養豚経営の動向について（衛生課）

②豚コレラの発生及び防疫の経緯について（衛生課）

③豚コレラ防疫対策の経緯について（衛生課）

④海外における豚コレラの発生状況と防疫措置について（衛生課）

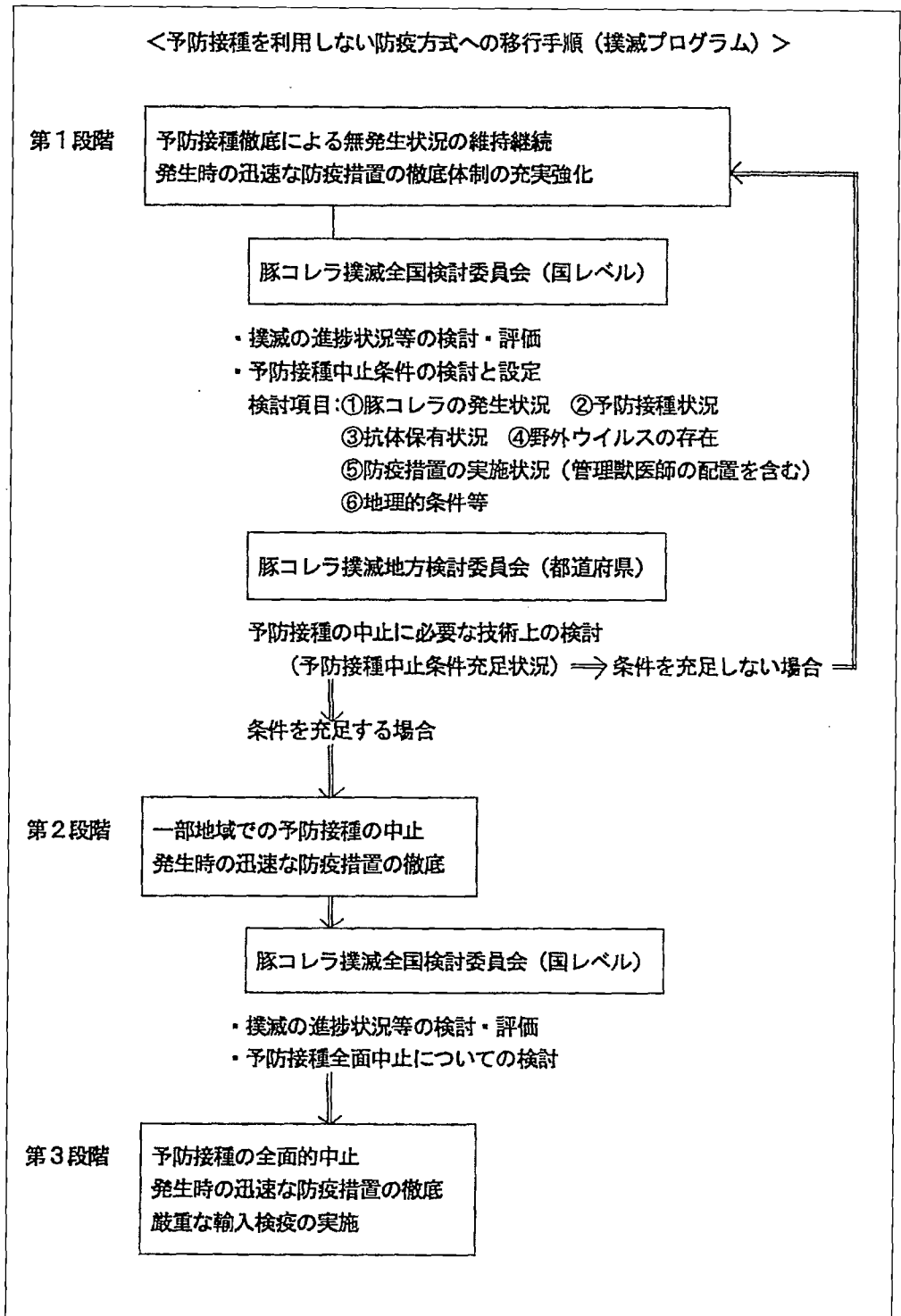
⑤豚コレラ清浄化対策について

ア. 概要について（衛生課）

イ. 対策の技術的検討について

（4）閉会

(豚コレラ防疫技術検討会会議資料2)



豚コレラ防疫技術検討会委員名簿

1. 都道府県家畜衛生関係者

高橋 勝一	宮城県畜産課技術課長補佐
田中 宏和	茨城県県西家畜保健衛生所係長
尾内 宗次	群馬県畜産課課長補佐
漆畑 憲二	埼玉県畜産課家畜衛生係長
広瀬 修	千葉県家畜衛生研究所室長
稲垣 靖子	神奈川県畜産課副技幹
清武 真	宮崎県畜産課主査
赤崎 正武	鹿児島県畜産課技術主幹

2. 学識経験者

今井 正夫	(財) 畜産生物科学安全研究所理事長
熊谷 哲夫	元東京農工大学教授
清水 武彦	元麻布大学教授
清水 悠紀臣	元北海道大学教授
野村 吉利	(社) 動物用生物学的製剤協会理事長

3. 家畜衛生試験場

柏崎 守	企画連絡室長
日原 宏	研究第2部長
難波 功一	海外病研究部長
三浦 康男	製剤研究部長
清水 実嗣	ウイルス第2研究室長

4. 動物用医薬品検査所

小川 信雄	所長
村松 昌武	検査第1部長

5. 衛生課

青沼 明德	衛生課長
矢ヶ崎忠夫	薬事室長
宮島 成郎	課長補佐(総括班)
吉村 史朗	課長補佐(国内防疫班)
牧江 弘孝	課長補佐(薬事第1班)
守永 美夫	家畜衛生指導官
籠島 恵介	国内防疫班
小坪 清子	国内防疫班
三上 修	国内防疫班

資料 68

8 畜 A 第 1 2 4 3 号

平成 8 年 5 月 1 0 日

各都道府県知事 殿

農林水産省 畜産局長

豚コレラ防疫対策要領の制定について

豚コレラの防疫については、これまでワクチン接種を中心とした措置により発生予防を図ってきたところであるが、最近の本病に対するワクチン接種の定着化、平成 4 年の発生を最後に過去 3 年間発生のないこと及び生産者の衛生意識の向上がみられることから、今後は、豚コレラワクチンを使用しない防疫体制の確立を図り、本病の清浄化を達成することとして別紙要領を定めたので、関係者の指導につき遺漏のないようにされたい。

(別紙)

豚コレラ防疫対策要領

1 基本方針

- (1) 豚コレラの防疫については、近年の発生状況と予防意識の向上等を勘案して、これまでのワクチン接種による発生予防成果を踏まえ、ワクチンを使用しない防疫体制の確立を図り、豚コレラの清浄化を達成するものとする。
- (2) 豚コレラの清浄化に当たっては、現在もなお、豚コレラ野外ウイルスの存在を否定し得ないことから、これまで以上にワクチン接種率を高めることによりウイルスの撲滅を図るとともに、ワクチン接種を中止した後においても発生予防対策が的確に実施され、また、豚コレラ発生時の迅速なまん延防止措置が行われるよう防疫体制を強化するものとする。
- (3) 清浄化のための防疫措置は以下のように段階的に進めるものとし、その推進を図るため全国段階に豚コレラ撲滅全国検討委員会（以下「全国委員会」という。）を、都道府県段階に豚コレラ撲滅都道府県検討委員会（平成8年5月10日付け8畜B第671号農林水産省畜産局長通達第10の4のウの（ウ）予防接種状況等分析検討会及び同中（オ）のb清浄度維持検討会をいう。以下「都道府県委員会」という。）を設置するものとする。

ア 段階的防疫措置の推進

(7) 第1段階

都道府県は、ワクチン接種を家畜衛生関係者、養豚関係者等が一体となって推進する地域（以下「推進地域」という。）ごとに、野外ウイルスの撲滅をねらいとして都道府県家畜畜産物衛生指導協会（以下「都道府県衛指協」という。）が実施するワクチン接種の徹底を図るとともに、抗体調査等により豚コレラ防疫対策の進捗状況を確認するものとする。

(イ) 第2段階

都道府県は、都道府県委員会の検討結果を踏まえて、推進地域のうち、防疫体制の確立及び全国委員会が定める野外ウイルスの存在の否定等の基準を満たすに至ったと判定された地域又は同基準を満たすに至ったと判定された養豚経営の所在する一部地域をワクチン接種中止地域（以下「接種中止地域」という。）として指定し、清浄度維持のための防疫措置を実施することとする。

(ウ) 第3段階

国は、全国の接種中止地域の指定の状況、野外ウイルスの動態状況及び防疫体制の確立状況等を踏まえた豚コレラ予防接種の中止についての全国委員会の検討結果を踏まえ、全国的なワクチン接種の中止を決定するものとする。都道府県は、国の決定に基づいて、ワクチン接種を中止するとともに、清浄度の維持を確認するために清浄度確認調査（以下「確認調査」という。）を行い、清浄度の維持状態を監視するものとする。なお、ワクチンを使用しない防疫体制への移行後は、都道府県は、国の動物検疫の徹底と併せ、豚コレラ発生時の発症豚の摘発淘汰を中心とするまん延防止の徹底等の防疫対策に万全を期するものとする。

イ 全国委員会及び都道府県委員会の機能

(ア) 全国委員会は、国、都道府県、養豚経営者及び獣医師等関係者の一体的な取組みを推進するとの観点から、学識経験者、養豚関係団体及び家畜衛生関係団体並びに都道府県及び国関係者を構成委員とし、豚コレラの発生状況、ワクチン接種率、抗体保有状況、野外ウイルスの存在状況、衛生管理状況及び地理的条件等を勘案して豚コレラの清浄化を図るため、①接種中止地域の指定基準の設定、②全国的ワクチンの接種中止の条件の検討、③全国的なワクチンの接種中止の検討を行うものとする。

(イ) 都道府県委員会は、学識経験者、養豚経営者の代表、養豚関係団体、家畜衛生関係団体並びに都道府県及び市町村の関係者を構成委員とし、①推進地域のワクチン接種率の向上対策等防疫対策の推進及び進捗状況の評価並びにこれに基づく助言、②接種中止地域の指定及び取消し

についての検討並びに全国委員会への報告，③接種中止地域における清浄度の維持・監視等の実施状況の評価及びこれに基づく助言を行うものとする。

2 豚コレラ清浄化の推進方策

都道府県は、本要領に基づいて都道府県豚コレラ防疫対策要領（以下「都道府県要領」という。）を定めるものとし、都道府県要領においては、推進地域と接種中止地域における以下の事項を内容とする防疫措置を定め、これに基づいて本病の発生予防と清浄の促進を図るものとする。

（１）推進地域

ア ワクチン接種の徹底

都道府県衛指協（ただし、都道府県衛指協が設置されていない都道府県にあっては都道府県畜産課）は、養豚経営者の代表、養豚関係団体及び家畜衛生関係団体並びに市町村及び都道府県により構成される推進協議会（以下「推進協議会」という。）において協議の上、都道府県内の全飼養豚を対象としたワクチン接種計画を作成して、その実施に努めるものとする。

なお、清浄化対策を円滑に推進するために、都道府県衛指協は、必要と認める場合には、接種票（別記）に記載された予定に従い、ワクチン接種を推進することができるものとし、また、都道府県は畜産局衛生課と協議の上、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第6条に基づくワクチン接種を実施するものとする。

イ 抗体等の調査

都道府県は、本病防疫対策の推進を図るため以下の調査を実施する。

（ア）抗体保有状況調査

ワクチン接種状況及び抗体の動態を把握するため、3ヶ月毎に都道府県内の飼養豚のうち肥育豚について、1/1000（最低300頭）

の抽出率でと畜場等で採材した血清を材料として抗体保有状況検査を実施する。

(イ) 野外ウイルスの疫学調査

発熱・食欲不振・原因不明の下痢等異常を示す豚、異常産子及びヒネ豚についての豚コレラ罹患の有無を調査するとともに、多発事例及び疑わしい事例についてウイルス分離を行い、豚コレラウイルス野外株の有無の確認を行う。また、イノシシについても抗体保有状況等の調査を実施し、野外ウイルスの動態の確認を行う。

(ロ) 衛生管理状況調査

養豚経営専門の衛生管理技術者の有無、畜舎内のふん尿処理・豚房の清掃状況、ネズミ等の野生動物の駆除等の実施状況、入場者・車両・畜舎等の消毒実施状況、導入豚の隔離検疫実施状況、疾病の発生状況、豚コレラ以外のワクチンの接種状況及び投薬プログラムの内容について定期的に検査を実施し、養豚経営者の衛生管理状況を把握する。

ウ 発生時の対応

都道府県は、豚コレラが発生した場合には、速やかに以下の対応を行うものとする。

(1) 届出

養豚経営者及び衛生管理技術者が、発熱、食欲不振、下痢、流産等の異常を呈する豚の発生を確認した場合は、まず豚コレラを疑い、速やかに所管の家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に連絡するよう指導するものとする。

(2) まん延防止

発生に際しては、都道府県要領に従って、以下により措置を講ずるものとする。

a 殺処分

法第17条の規定に基づく患畜の殺処分は、まん延防止の観点から、発生時の病勢及び疫学的考察等に基づいて、迅速かつ効果的に

実施するものとする。また、疑似患畜の殺処分については、畜産局衛生課（以下「衛生課」という。）と協議の上、効果的に実施するものとする。

b 隔離等

発生施設内の飼養豚で、まだ症状を呈していないものは、豚コレラのまん延防止の観点から、速やかに隔離するよう養豚経営者を指導するものとする。

c 緊急ワクチン接種

緊急ワクチン接種は、発生施設内の飼養豚でまだ症状を呈していないもの及び発生施設を中心とする周辺地域の豚であって、飼養状況、既往のワクチン接種状況、異常の有無等を勘案してワクチン接種が必要と認めるものについて、衛生課と協議の上、法第30条の規定に基づいて実施するものとする。その際の実施範囲は、原則として法第32条第1項の規定に基づく移動制限区域内の飼養豚とするものとする。

d 移動制限

法第32条の規定に基づく移動の制限は、発生施設を中心として、地理的条件及び飼養状況等を考慮して、時期を失することなく移動制限区域を設定の上、実施するものとし、当該移動制限区域内の養豚施設の飼養豚については、移動制限期間中に法第30条の規定に基づき検査を実施し、豚の健康状態を確認するものとする。また、当該移動制限の期間は、最終発生例についての措置後、40日間とし、当該期間中に新たな発生を認めない場合には、ワクチン接種の状況を勘案した上で移動制限を解除するものとする。

なお、所要の措置を講ずる等により家畜防疫員が防疫上の支障がないと認める場合は、と畜場直行に限り移動を認めるものとする。

(2) 接種中止地域

ア 清浄度の維持

(7) 都道府県は、清浄度の確認のため、上記2の(1)のイの(ア)

の抗体保有状況調査に準じて抗体調査を実施し、その結果、異常に低い抗体価を示すワクチン接種豚又は抗体陽性のワクチン非接種豚を確認した場合には、当該豚及び当該豚の同居豚について2の

(1)のイの(i)の野外ウイルスの疫学調査に準じ、ウイルスの分離による豚コレラ野外株の有無を調べるものとする。また、異常に高い抗体価を示す豚については、野外感染の可能性のあることから、清浄度の維持を確認するために確認調査を行い、清浄度の維持状態を監視していくものとする。

- (イ) 接種中止地域の養豚経営者は、原則として接種中止地域からの豚の導入に努め、やむを得ずそれ以外の地域から豚を導入する場合には、導入に先立って導入豚についての豚コレラワクチン接種状況、抗体保有状況及び導入元の抗体動態調査・野外ウイルス疫学情報を確認するとともに、導入後40日間の隔離検査を実施するよう指導するものとする。

イ 発生時の対応

豚コレラが発生した場合は、上記2の(1)のウに準じて防疫措置を実施するものとする。

3 防疫の推進

本病の清浄化のため法の規定に基づく発生予防に努めるほか、以下の点に留意して防疫対策を推進するものとする。

- (1) 都道府県知事は、都道府県衛指協の実施する豚コレラの防疫対策について必要な指導を行うとともに、積極的に養豚経営者を巡回し、適切な防疫措置の実施について指導を行うものとする。
- (2) 推進地域においては、都道府県衛指協は、都道府県知事の指導の下、養豚経営者の意向を把握しつつ、清浄化の達成に必要なワクチン接種計画を策定し、その効率的な推進を図るとともに、ワクチン接種率調査、抗体保有状況調査、野外ウイルスの疫学調査、衛生管理状況調査、接種中止地域での清浄度維持確認調査等を行うものとする。また、調

査結果については、都道府県委員会へ報告することとする。

- (3) 都道府県知事は、養豚経営者及び養豚関係団体が、積極的に抗体調査を受け等衛生管理技術の向上に努めるよう指導するものとする。

(別記)

接種票に基づくワクチン接種

- a 養豚経営者は、都道府県の定める豚ワクチン接種計画に基づき、2ヶ月毎に接種の予定頭数、時期及び接種獣医師等を記載した接種票を都道府県衛指協に提出して、都道府県衛指協に確認印の押捺を求める。
- b 都道府県衛指協は提出された接種票の内容と接種計画を確認の上押印を行う。都道府県衛指協の確認をうけた養豚経営者は当該接種票を添付して獣医師に豚コレラワクチンの接種を依頼する。
- c ワクチン接種の依頼を受けた獣医師は、都道府県衛指協の確認を受けた接種票を添付の上動物用医薬品販売業者に豚コレラワクチンを注文する。
- d 動物用医薬品販売業者は、獣医師から提出された接種票について、都道府県衛指協の確認印が押されていることを確認の上、当該接種票に販売数量の記入押印を行い、これを添付して豚コレラワクチンを獣医師に販売する。
- e 獣医師は、ワクチン接種終了後、接種票に養豚経営者とともに接種の頭数・時期を記入押印の上、当該押印接種済票を都道府県衛指協に提出し、確認を受ける。

資料 69

豚コレラ撲滅体制確立対策事業について

平成 10 年 3 月

農林水産省畜産局衛生課

平成 10 年 2 月 26 日に開催された第 2 回豚コレラ撲滅全国検討委員会の検討結果を踏まえ、次のとおり取りまとめた。

1 平成 8 年度及び 9 年度豚コレラ撲滅体制確立対策事業の実績について

豚コレラ撲滅体制確立対策事業（以下「事業」という。）は、WTO 体制下における畜産物貿易の進展等、我が国畜産の国際化に対処するため生産コストの削減が求められる中、我が国においては平成 5 年以降豚コレラの発生がなく、米国、英国における豚コレラ撲滅の成功例からも技術的に可能と判断されたこと、生産者団体等を中心にワクチンを接種しない防疫体制への取組み意欲が高揚していることから、我が国における豚コレラの撲滅を目的として全国統一的な防疫体制によって平成 8 年度より開始された。平成 8 年度は事業開始年度ということもあって、事業の立ち遅れが懸念されたが、都道府県をはじめとする家畜衛生関係者の一体となった取り組み及び養豚経営者の本事業への理解浸透もあって、総じて円滑に事業が推進された。また、平成 9 年度についても前年度の実績を踏まえ、さらなる体制の強化に向けて事業が推進されている。

(1) 結果

① 平成 8 年度実績

ア 事業実施状況（表 1）

予防接種推進計画策定のための調査農家 14,683 戸（全国養豚農家数 14,834 戸に対して 99.0%）のうち、13,582 戸（全養豚農家数の 91.6%。のべ 44,342 戸）について、豚コレラ撲滅計画の進捗状況の把握・確認のための予防接種状況等確認調査が行われた。その結果、予防接種は、全国で 14,728,820 頭を実施され、年間出荷頭数及び繁殖雌豚数より算出される推定ワクチン接種率は、82.8%（全国平均）であった。なお、調査が行われなかった農家についても、事業の普及・啓発活動は実施されている。また、予防接種の計画的かつ的確な実施のための推進協議会（県及びブロック段階）及び地域の疫学状況、防疫体制等の予防接種中止に必要な技術上の総合的検討を行う予防接種

状況等分析検討会は各都道府県で定期的に開催された。

イ 抗体保有状況（図1及び表2）

抗体保有状況調査は全国でワクチン接種繁殖豚 15,898 頭、ワクチン接種肥育豚 62,931 頭の計 78,829 頭について実施された。その結果、陽性抗体の分布は、繁殖豚（GM価 76.4 倍）及び肥育豚（GM価 55.6 倍）いずれも 128 倍をピークとする正規分布を示した。一方、ワクチン未接種繁殖豚 153 頭、ワクチン未接種肥育豚 4,305 頭の計 4,458 頭の抗体保有状況を調査した結果、4,454 頭については抗体陰性が確認された。4 頭（肥育豚）については抗体陽性であったが、飼養農場の疫学調査及び臨床検査の結果、抗体陰性の同居豚とともに異常が認められなかったこと等から、野外ウイルスの感染の可能性は否定された（平成 8 年 12 月 12 日開催の豚コレラ撲滅全国検討委員会において報告されたワクチン未接種豚での抗体陽性例 234 頭については、その後の調査で①ワクチン接種豚（234 頭のうち、119 頭）、②移行抗体保有豚（同 96 頭）及び③検査上の問題（同 19 頭）であることが判明した。）。

また、いのししについての抗体保有状況調査は、13 県で 254 頭（うち、27 頭は飼養いのしし）について実施され、いずれの検体も抗体価 2 倍未満であった。

ウ 野外ウイルス分離成績（表3）

野外における豚コレラのウイルス動態を把握することを目的に、臨床的に異常を示す豚 691 頭（277 戸。うち、ワクチン未接種豚は 39 頭（16 戸））について病性鑑定を実施した結果、いずれの症例も豚コレラは否定された。また、臨床的に異常を示す豚の発見者又は通報者の内訳は、家畜の所有者が 220 例（64.7%）、獣医師が 92 例（27.1%）及び家畜保健衛生所 22 例（6.5%）であった。

② 平成 9 年度（9 月末現在）実績

ア ワクチン接種状況（表4）

予防接種の実施状況は、全国合計で 7,740,087 頭となっており、対前年度同期比 3.9% 増となっている。

イ 抗体保有状況（図2及び表5）

抗体保有状況調査は全国でワクチン接種繁殖豚 7,019 頭、ワクチン接種肥育豚 23,360 頭の計 30,379 頭について実施された。陽性抗体の分布は、平成 8 年度の結果と同様、繁殖豚（GM価 80.6 倍）及び肥育豚（GM価 60.8 倍）いずれも 128 倍をピークとする正規分布を示した。一方、ワクチン未接種繁殖豚 160 頭、ワクチン未接種肥育豚 2,977 頭の計 3,137 頭の抗体保有状況を調査した結果、3,128 頭については抗体陰性が確認さ

れた。9頭（肥育豚）については抗体陽性であったが、飼養農場の疫学調査及び臨床検査の結果、抗体陰性の同居豚とともに異常が認められなかったこと等から、野外ウイルスの感染の可能性は否定された。

また、いのししについての抗体保有状況調査は、9都県で42頭（うち、9頭は飼養いのしし）について実施され、いずれの検体も抗体価2倍未満であった。

ウ 野外ウイルス分離成績（表6）

臨床的に異常を示す豚310頭（147戸。うち、ワクチン未接種豚は27頭（15戸））について実施した結果、いずれの症例も豚コレラは否定された。また、異常豚の発見者又は通報者の主体は、平成8年度と同様に、家畜の所有者が146例（77.7%）であった。

（2）考察

平成8年度及び平成9年度豚コレラ撲滅体制確立対策事業実績から、以下のように考察された。

- ① 定期的な巡回指導、広報誌（紙）を利用した事業の普及・啓発活動は、各都道府県とも全養豚農家に対して確実に実施されており、平成9年度も平成8年度と同様の規模で計画されている。
- ② 平成8年度のワクチン接種については、接種対象豚頭数が、平成7年度と比較して約80万頭減少したにもかかわらず、ワクチン接種頭数は約32万頭増加（対前年度比2.3%増。推定ワクチン接種率は5.2ポイント上昇）した。また、平成9年度（4月～9月）のワクチン接種頭数についても、対前年度同期比3.9%の増加となっている。
- ③ 抗体保有状況は抗体価128倍をピークとする正規分布を示し、ワクチン接種豚の約90%に対して抗体の上昇が認められた。一方、高い抗体価を保有する豚も散見されたが、調査の結果、当該豚が特定農場に集団的に検出されていないこと及びその地域に飼養されている豚に異常が認められなかったことから、いずれもワクチン抗体であって野外ウイルス感染によるものではないと考えられた。また、ワクチン未接種肥育豚13頭で抗体陽性例が報告されたことから、野外ウイルス感染の可能性について検討されたが、当該豚の飼養農場及び周辺地域に飼養されている豚に異常が認められなかったことから、野外ウイルスの感染の可能性は否定された。

また、いのししの抗体価はいずれも2倍未満であり、豚コレラウイルス感染を示す結果は得られなかった。

- ④ ワクチン接種豚であるにもかかわらず、抗体を保有していない豚がみられたが、これは、初回免疫時又は追加免疫時に適切なワクチン接種が行われていないこと、ワクチン接種漏れ等が原因として考えられた。なお、このような状況に対応すべく、多数の都道府県において、ワクチン接種に関する指導強化が進められている。
- ⑤ 野外ウイルス分離成績では、いずれの症例においても豚コレラが否定されたことから、豚コレラウイルスの野外における存在を示す結果は得られなかった。また、臨床的に異常を示す豚の発見者又は通報者の主体が家畜の所有者であることを勘案すると、家畜の所有者への啓発活動の成果が表れている。

(3) 以上のような事業の実施状況にかんがみ、次のように結論された。

- ① ワクチン接種率、抗体保有状況調査、野外ウイルス分離状況等事業の進捗状況に地域的な差があるものの、事業は全国的に円滑に推進されており、また、これまでに豚コレラの存在を示唆する結果が得られていないことから、今後、第2段階へ移行し、ワクチン接種中止地域の指定基準を満たす地域にあってはワクチン接種中止地域に指定できる環境が整ったと結論する。
- ② 今後、事業の推進にあたっては、以下の点に留意することとする。
 - ・ワクチン未接種豚（いのししを含む）を対象とした積極的な抗体保有状況調査の実施
 - ・臨床的に異常を示す豚を対象とした積極的な病性鑑定の実施
 - ・養豚経営者の衛生管理体制の把握
 - ・養豚経営者と畜産関係団体、獣医師及び都道府県との連携・協力体制の強化
 - ・病性鑑定施設における診断用資機材や試薬の整備状況、技術の継承等を定期的に点検し、豚コレラを疑う疾病の発生に即応しうる体制の維持

2 ワクチン接種中止地域の指定基準について

1 の結論を踏まえて、豚コレラ防疫対策要領（平成8年5月10日付け8畜A第1243号農林水産省畜産局長通達。以下「要領」という。）の1の(3)のイ「全国委員会及び都道府県委員会の機能」の(7)の規定に基づき、「ワクチン接種中止地域の指定基準」（以下「指定基準」という。）が別記のとおり設定された。

3 ワクチン接種中止地域の指定について

1及び2の検討結果に基づき、平成10年度から要領の1の(3)のア「段階的防疫措置の推進」の(イ)に規定する「第2段階」に移行することが決定された。したがって、

平成10年度以降、豚コレラ撲滅都道府県検討委員会において指定基準を満たすに至ったと判定された都道府県にあっては、ワクチン接種を中止できることとなった。

なお、平成12年度には要領の1の(3)のアの(ウ)に規定する「第3段階」に移行し、全国的にワクチン接種を中止することとされた。このため、都道府県にあっては、平成12年度までにワクチン接種中止地域への移行が可能となるよう事業計画を立案することとなった。

(別記)

ワクチン接種中止地域の指定基準

- 1 ワクチン接種中止地域の単位は原則として都道府県とすること。
- 2 豚コレラ撲滅都道府県検討委員会（以下「委員会」という。）において以下の事項が満たされていることを確認していること。

- (1) 豚コレラの発生状況

委員会開催までの過去1年間、家畜伝染病予防法第13条に基づく豚コレラの患畜等の届出がないこと。ただし、疑似患畜のうち、その後の病性鑑定によって豚コレラが否定された届出を除く。

- (2) ワクチン接種

委員会開催までの過去1年間、ワクチン接種の徹底が図られていること。

- (3) 野外ウイルスの存在状況

委員会開催までの過去1年間、抗体等の調査が適切に行われており、野外ウイルスの存在が確認されていないこと。

- (4) 防疫体制

ワクチン接種中止地域として指定されることについて養豚経営者の理解が得られ、都道府県毎に定められる豚コレラ防疫対策要領に規定される接種中止地域に係る事項を遵守できる体制であること。

表1 平成8年度豚コレラ撲滅体制確立対策事業実施実績

	養豚農家 戸数	予防接種推進計 画策定	予防接種状況等確認調査指導		野外ウイルス動態 等調査	予防接種率向上 促進
		調査戸数	調査戸数	延べ 調査 戸数	検査頭数	接種頭数
北海道ブロック	810	810	810	2,984	10,720	942,034
東北ブロック	3,020	3,020	2,788	10,990	9,973	2,792,608
関東ブロック	3,543	3,488	3,392	11,049	19,434	3,373,301
北陸ブロック	422	422	422	1,520	5,755	563,324
東海ブロック	1,376	1,345	1,315	4,594	7,368	1,695,417
近畿ブロック	217	215	215	668	6,110	161,147
中国ブロック	390	390	390	1,552	6,036	451,889
四国ブロック	580	550	523	2,089	4,809	676,892
九州ブロック	3,838	3,805	3,089	8,258	12,813	3,577,053
沖縄ブロック	638	638	638	638	1,343	495,155
合計	14,834	14,683	13,582	44,342	84,361	14,728,820

(単位:戸、頭)

表4 平成9年度豚コレラワクチン接種状況(4月～9月)

	8年度 同期合計	9年度 合計	対前年度 同期比
北海道ブロック	497,191	493,797	99.3%
東北ブロック	1,373,903	1,469,100	106.9%
関東ブロック	1,716,616	1,823,330	106.2%
北陸ブロック	286,542	296,365	103.4%
東海ブロック	853,344	855,468	100.2%
近畿ブロック	82,132	81,473	99.2%
中国ブロック	231,358	231,292	100.0%
四国ブロック	350,451	353,591	100.9%
九州ブロック	1,800,715	1,877,896	104.3%
沖縄ブロック	259,738	257,775	99.2%
合計	7,451,990	7,740,087	103.9%

注) 都道府県畜産主務課からの報告を集計

(表2及び表3は、年度比較のために次頁以後に整理して掲載)

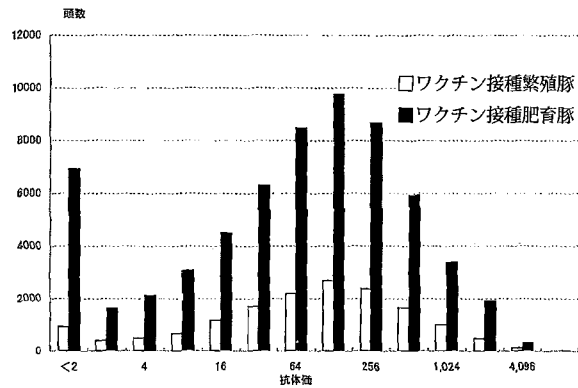


図1 ワクチン接種豚の抗体保有状況（平成8年度）

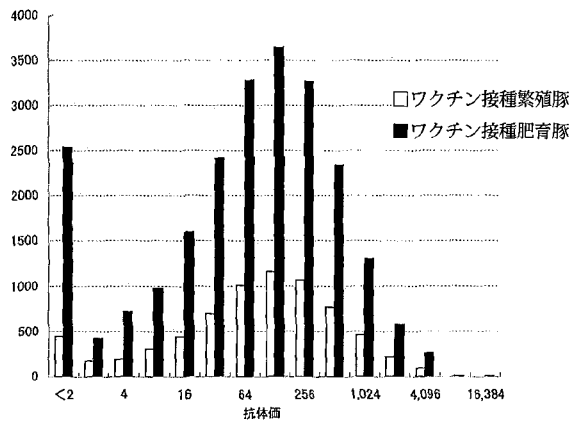


図2 ワクチン接種豚の抗体保有状況（平成9年度）

表2 平成8年度抗体保有状況調査詳細

	ワクチン未接種豚		いのしし
	検査頭数	抗体価(<2)	
北海道ブロック	491	491	0
東北ブロック	585	585	0
関東ブロック	994	994	31
北陸ブロック	0	0	0
東海ブロック	166	166	111
近畿ブロック	43	43	63
中国ブロック	4	4	0
四国ブロック	367	367	0
九州ブロック	1,730	1,726	49
沖縄ブロック	78	78	0
合計	4,458	4,454	254

○4頭が豚コレラ抗体陽性となっているが、臨床検査及び疫学調査によって豚コレラの感染は否定されている。

表5 平成9年度抗体保有状況調査詳細

	ワクチン未接種豚		いのしし
	検査頭数	抗体価(<2)	
北海道ブロック	250	250	0
東北ブロック	420	420	6
関東ブロック	846	837	10
北陸ブロック	58	58	0
東海ブロック	243	243	0
近畿ブロック	106	106	7
中国ブロック	55	55	6
四国ブロック	181	181	1
九州ブロック	912	912	4
沖縄ブロック	66	66	8
合計	3,137	3,128	42

○9頭が豚コレラ抗体陽性となっているが、臨床検査及び疫学調査によって豚コレラの感染は否定されている。

表3 平成8年度野外ウイルス分離成績

	ウイルス分離		発見者又は通報者			
	実施戸数	実施頭数	所有者	獣医師	家保	その他
北海道ブロック						
東北ブロック	115	325	22	87	0	6
関東ブロック	25	51	35	2	0	0
北陸ブロック	79	194	100	1	6	0
東海ブロック	21	36	24	0	0	0
近畿ブロック	8	21	4	0	10	0
中国ブロック	6	6	5	0	1	0
四国ブロック	9	19	10	0	0	0
九州ブロック	7	18	2	2	2	0
沖縄ブロック	0	0	0	0	0	0
合計	277	691	220	92	22	6

注) 全ての症例について豚コレラは否定された (頭、戸、件数)

表6 平成9年度野外ウイルス分離成績

	ウイルス分離		発見者又は通報者			
	実施戸数	実施頭数	所有者	獣医師	家保	その他
北海道ブロック	46	121	16	30	0	0
東北ブロック	8	13	9	0	0	0
関東ブロック	67	114	88	0	3	1
北陸ブロック	11	29	21	0	1	0
東海ブロック	6	16	4	0	3	0
近畿ブロック	1	2	2	0	0	0
中国ブロック	3	7	4	0	0	0
四国ブロック	1	2	0	0	2	0
九州ブロック	4	6	2	2	0	0
沖縄ブロック	0	0	0	0	0	0
合計	147	310	146	32	9	1

注) 全ての症例について豚コレラは否定された (頭、戸、件数)

資料 70

平成 12 年 3 月 27 日

要 請 書

農林水産省畜産局
局長 樋口 久俊 殿

日本養豚経営者連絡協議会
会 長 米川 庄一郎

貴職におかれましては、益々ご健勝にて、国内畜産業発展のため日夜ご活躍されていますことに敬意を表します。

平成 8 年度当時の熊澤英昭畜産局長通達により進められてきました豚コレラ撲滅体制確立対策事業（以下、本事業）につきまして、全国一斉ワクチン接種の中止目標が半年後に迫るなか、かねてより侵入が心配されていた口蹄疫の疑似患畜が発見され、半径 50Km の豚約 16 万頭の移動禁止がついに現実となりました。

3 月 8 日に生産者が異常に気づき 3 月 12 日の民間開業獣医師の診察から宮崎家畜保健衛生所へ通報するまでにすでに 13 日間を経過し、さらに家畜衛生試験場及び国の諸検査に 4 日間を経過しており初動体制の遅れが全国の生産者に大きな不安と混乱を引き起こしております。

九州では屠畜場、家畜市場もすでに閉鎖、山陰、山陽地区においても監視体制が強化され流通に支障をきたしております。

本事業による各自治体のワクチン接種中止、及び中止決定の通知が届いておりますが、すでに全国のいたる所でワクチンの備蓄や密輸が行われていると聞きます。

ワクチン接種中止後に個々の判断により不正に使用された時は発生が疑われ、まさに今回と同じように移動禁止措置がとられ生産者、関連産業に多くの損害が生じます。

事故は起きないと言われてきた原子力事業で過去最大級の事故が世界をゆるがし、安全と言われた地下鉄の不可解な事故、半世紀以上侵入を阻止してきた口蹄疫の発生、次々と侵入してくるウィルス、我国の安全神話はもろくも崩れ、多くの取り戻すことのできない犠牲を生みました。

国際化、先進国という肩書の裏に食料の自給率が低下し、外国に大きく依存しなければならなくなったことに国民は国の将来に不安と危機感を募らせております。

先進国はすでに豚コレラを撲滅していると言いますが、本事業がスタートして 4 年経過した時点において、先進国の行政指導でありながら、いまだ産業廃棄物処理法、環境条例をクリアする斃死体の処理方法も確立されていません。

本事業内容にはまだまだ多くの諸問題が解決されず残されているため、多くの生産者はワクチン接種の中止に同意しておらず飼育密度の高い地域の生産者や大規模経営の生産者の不安は払拭されていない現状にあります。

正しくワクチンを接種することが安心、安全、安定経営につながることであり、ワクチン接種を全国的に中止すれば、いつ、どこで発生するのかわからず、発生時には多くの犠牲と損害が予測されます。

これらを鑑みれば「平成 12 年 10 月 1 日をもってワクチン接種を全国一斉中止とするのは時期尚早である」と判断の上、各都道府県にさらに GPE「豚コレラ生ワクチン接種による自衛防疫を継続するよう、貴局長のご勇断をもって通達を出して戴くことを強く要請します。

資料 71

＜豚コレラワクチン接種の全国的中止を行った農林水産省令と畜産局長通知＞

A 農林水産省令

農林水産省令第 87 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 50 条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 12 年 9 月 28 日

農林水産大臣 谷 洋一

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 57 条第 2 号を次のように改める。

2 牛疫予防液、豚コレラ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン

第 57 条第 3 号を削る。

附 則 この省令は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

B 畜産局長通知

12 畜 A 第 2689 号

平成 12 年 9 月 28 日

知事殿

農林水産省畜産局長

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

平成 12 年 9 月 28 日付けをもって家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成 12 年 9 月 28 日農林水産省令第 87 号）が公布されたので、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようお願いする。

記

第1 改正の趣旨及び内容について

豚コレラ予防液については、平成8年度以降計画的に実施してきた豚コレラ撲滅対策の成果を踏まえ、平成12年10月1日以降原則として全国的に接種を中止するとともに、防疫上の混乱を回避するため、同予防液を、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第50条の規定によりその使用につき都道府県知事の許可を要する動物用生物学的製剤として指定（家畜伝染病予防法施行規則第57条）することとした。

第2 特に留意すべき事項について

豚コレラ予防液の使用の許可に当たっては、同予防液を使用した豚と同予防液を使用していない豚が識別できないことによって生ずる防疫上の混乱を避けるため、以下の手続を行うようお願いする。

1 許可申請について

使用の許可申請書又は申請書に添付する文書（以下「申請書等」という。）に次に掲げる事項を記載させて四半期ごとに申請させることとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 予防液の種類
- (3) 予防液を使用する理由
- (4) 予防液の使用期間
- (5) 予防液を使用する農場名及び住所
- (6) 予防液の使用に係る獣医師の氏名及び住所
- (7) 常時飼養頭数
- (8) 予防液ののべ使用予定頭数
- (9) 予防液の使用方法
- (10) 予防液を使用した豚の標識の種類
- (11) 予防液を使用した豚の出荷（他の農場へ出荷する場合を含む。以下同じ。）予定先の名称、住所、豚の種類及び出荷予定頭数

2 使用許可の期間について

使用許可の期間の終了の日は、各四半期の末日までとする。

3 使用許可を与える際に付する条件について

使用許可を与える場合には、次に掲げる防疫上の混乱を回避するための条件を付することとする。

(1) 予防液を使用した豚の標識

予防液を使用した豚については、次のいずれかの標識を行うこと。ただし、③の標識については、当該農場で飼養されるすべての豚に予防液を使用し、かつ、(2)の記録により予防液を使用した豚が識別できる農場の豚（と畜場に直接出荷するものに限る。）についてのみ行え

ることとする。

① 別添の耳標による標識

② 豚コレラ、HC 等の刻印がなされた耳標による標識

③ カラースプレーによる標識（豚の背部に「C」と記す方法によるものとする。）

(2) 予防液の使用報告

予防液の使用月日、使用頭数、出荷等の記録を行うとともに、予防液を使用した豚の出荷が終了するまでの間は、1 の申請書等の記載事項に係る実績を記載した使用報告書を、各四半期の末日から 10 日以内に都道府県知事に報告すること。

(3) 立入検査への協力

家畜防疫員が行う立入検査に際し、予防液の使用状況の聴取、異常を示す豚の発生状況の聴取、血液の採取等に協力すること。

4 使用許可状況の公表及び報告について

市町村別の許可農場数、のべ使用予定頭数等の使用許可状況を取りまとめて公表するとともに、農林水産省畜産局長及び関係都道府県知事に報告すること。

5 報告及び使用許可の取消しについて

(1) 3 の (2) の予防液の使用報告がなされない場合にあっては、法第 52 条の規定に基づき報告を求めること。

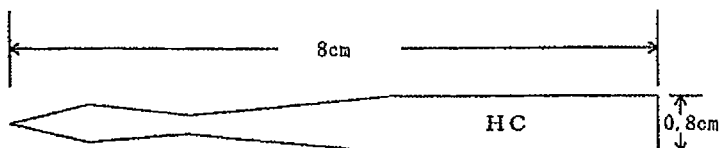
(2) 3 の条件が遵守されない場合にあっては、条件を遵守するよう指導すること。なお、正当な理由がなく条件を遵守しない場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に規定された手続にしたがって使用許可を取消すこと。

第 3 その他

- 1 使用許可を与えた農場で飼養される全ての豚に予防液が使用されるよう指導をお願いする。
- 2 獣医師及び動物用医薬品一般販売業者に対し、豚コレラ予防液の適正な使用を確保するよう指導をお願いする。

(別 添)

豚コレラ予防液使用済耳標



「HC」については、「県名（県名を判別しうる番号）番号」に代えることができる。

資料72

12畜A第2762号

平成12年10月1日

知事 殿

農林水産省畜産局長

豚コレラ防疫対策要領の全部改正について

豚コレラの防疫については、平成8年度以降計画的に実施してきた豚コレラ撲滅対策の成果を踏まえ、平成12年10月1日以降原則として全国的に豚コレラ予防液の接種を中止することに伴い、豚コレラ防疫対策要領（平成8年5月10日付け8畜A第1243号農林水産省畜産局長通知）の全部を別添のとおり改正したので、御了知の上、引き続き豚コレラ防疫に万全を期されたい。

(別添)

豚コレラ防疫対策要領

1 基本方針

豚コレラの防疫については、近年の発生状況、平成8年度以降実施してきた豚コレラ撲滅対策の成果等を踏まえ、平成12年10月1日以降原則として全国的にワクチン接種を中止するとともに、防疫上の混乱を回避するため、同ワクチンを、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第50条の規定によりその使用につき都道府県知事の許可を要する動物用生物学的製剤として指定した。今後、国及び都道府県は、家畜衛生関係団体、養豚関係団体及び養豚経営者（以下「養豚経営者等」という。）の協力の下、早期に全面的なワクチン接種の中止がなされ、国内における豚コレラの撲滅が達成されるよう次の対策を実施する。

- (1) 農場への立入検査、異常豚の摘発と当該豚の病性鑑定及び定期的な抗体保有状況調査を実施するとともに、市町村及び養豚経営者等からの異常豚の早期通報体制を確立する。
- (2) 豚コレラの発生時には、豚（いのししを含む。以下同じ。）のど殺又は殺処分（以下「殺処分等」という。）によるまん延防止を基本とし、緊急ワクチン接種は、豚コレラの潜在化の防止に十分配慮したうえ、まん延防止に有効であると判断される場合に速やかに実施する。
- (3) 撲滅へ向けた具体的な推進方策を検討するとともに、養豚経営者等への防疫対策の周知徹底を図るため、全国段階に学識経験者、養豚関係団体、家畜衛生関係団体、都道府県、国関係者等を構成員とする豚コレラ撲滅全国検討委員会（以下「全国委員会」という。）を設置し、都道府県段階に同様の構成員からなる豚コレラ撲滅都道府県検討委員会を設置する。また、円滑な防疫の推進について、技術的な観点から検討を行うため、全国委員会に学識経験者、国関係者、その他全国委員会が必要と認めた者を構成員とする技術検討会を設置する。

2 豚コレラ撲滅の推進方策

都道府県は、本要領に基づいて都道府県豚コレラ防疫対策要領を定めるものとし、当該要領は、以下の事項を内容とする豚コレラの発生予防措置及びまん

延防止措置を定めるものとする。

3 発生予防のための防疫措置等

(1) 清浄性維持確認調査

都道府県は、次の検査及び調査を実施することとする。

ア 臨床検査による異常豚の摘発と病性鑑定

原則として毎年度1回、全ての養豚農場において臨床検査による異常豚の摘発及び当該豚の病性鑑定を実施する。

イ 抗体保有状況調査

(ア) 一貫経営農場及び肥育経営農場に係る調査

毎月、任意抽出した別に定める頭数のと畜場搬入前後の豚について抗体保有状況調査を実施する。その結果、ワクチンの接種状況が不明な抗体陽性豚を確認した場合には、当該豚のワクチン接種歴を確認するとともに、必要に応じて同居豚の臨床検査、抗体検査及び病性鑑定を実施する。

(イ) 繁殖経営農場及び種豚農場に係る調査

少なくとも6ヶ月に1回、任意抽出した10頭の豚について抗体保有状況調査を実施する。また、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項に基づく種畜検査が実施される豚については、検査のために採材される血液を用いた抗体保有状況調査を実施する。

(ロ) 野生いのししに係る調査

関係機関、関係団体等の協力も得て、可能な限り抗体保有状況調査を実施する。

(2) 発生予防のための指導等

都道府県は、次の指導及び確認を行うこととする。

ア 農場における衛生管理の徹底等

(ア) 養豚経営者に対し、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）の別記4の種豚場等養豚施設における衛生対策指針に基づく衛生管理の徹底を図り、豚の出荷及び導入、農場への人及び車両の入退出等を記録した衛生管理簿を整備し、保存するよう指導する。

(イ) 法第51条に基づく立入検査、巡回指導、診療獣医師からの報告等により衛生管理状況を定期的に確認する。

イ 関係場所での衛生管理の徹底等

(7) 飼料関係施設

飼料供給関係者に対し、飼料製造施設、飼料中継基地等飼料関係施設での入退出時の車両等の消毒に努めるとともに、車両運行記録を整備し、保存するよう指導する。

(イ) と畜場及び家畜市場

と畜場関係者及び家畜市場関係者に対し、当該施設での入退出時の車両等の消毒、出荷豚積降し場所及び係留場所の消毒に努めるとともに、出荷又は上場豚の記録を整備し、保存するよう指導する。

ウ 厨芥残さ等の加熱処理

厨芥残さ等を給与している養豚経営者に対し、給与前に加熱処理（70℃、30分以上又は80℃、3分以上）を行うよう指導する。

4 まん延防止のための防疫措置

都道府県は、次のまん延防止措置を実施することとする。

(1) 発生に備えた防疫体制の整備

発生時のまん延防止措置の実施体制の事前点検並びに緊急連絡網の整備及び本連絡網の養豚経営者等への周知徹底を図る。

(2) 異常豚の通報

養豚経営者等に対し、飼養豚に発熱、食欲不振、下痢、異常産等の異常を認めた場合には、まず豚コレラを疑い、直ちに家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に通報するよう指導を徹底する。

(3) 通報を受けた場合の措置

直ちに通報のあった農場に立ち入り、飼養頭数の確認及び病性鑑定指針（平成10年10月22日付け10畜A第1937号農林水産省畜産局長通知）に基づく検査を実施する。また、病性決定までの間、当該農場の飼養豚全頭の隔離、消毒並びに人及び車両の入退出の自粛を指導するとともに、3の(2)のアの(7)の衛生管理簿に基づく疫学調査を行い、豚コレラの発生に備えた初動防疫措置の実施について検討する。

(4) 病性決定時のまん延防止措置

発生都道府県に豚コレラ中央対策本部（県庁）及び豚コレラ発生現地対策本部（家保）を設置し、都道府県関係機関及び市町村に連絡する。また、次に掲げるまん延防止措置の実施に当たっては、関係者及び関係機関と密に連

挑を取って行うこと。

ア 患畜、疑似患畜等の範囲

(7) 患畜

法第2条第2項に規定する患畜は、次の豚とする。

- a 病性鑑定指針に基づき豚コレラにかかっていると診断された豚
- b aの豚と同居し、豚コレラの臨床症状を呈している豚

(4) 疑似患畜

法第2条第2項に規定する疑似患畜は、次の豚とする。

- a 患畜と同一農場（飼養管理形態等により、家畜防疫員が豚コレラの患畜又は疑似患畜が飼養されている豚舎と防疫上区別することが可能と判断した豚舎を除く。以下同じ。）で飼養されている豚
- b 過去（患畜が異常を呈した日を起算日とする。以下同じ。）14日間に発生農場で飼養されていた豚
- c 患畜より過去14日間に採精された精液を用いて、人工授精を行った豚

(9) 患畜となるおそれがある豚

法第14条第3項に規定する患畜となるおそれがある家畜（疑似患畜を除く。）は、次の豚とする。

- a 飼養管理形態等により、家畜防疫員が豚コレラの患畜が飼養されている豚舎と防疫上区別することが可能と判断した豚舎で飼養されている豚。
- b 疑似患畜と同一農場で飼養されている豚及び過去14日間に疑似患畜と同一農場で飼養されていた豚
- c 過去14日間に疑似患畜と同一農場で飼養されていた豚と同居している豚
- d 疑似患畜より過去14日間に採精された精液を用いて、人工授精を行った豚
- e 過去14日間に発生農場に豚を出荷した農場の豚及び過去14日間に患畜に人工授精を行った精液を採精した豚
- f その他、家畜防疫員が豚コレラのまん延を防止するため必要と認めた豚

イ 公示、報告又は通報

法第13条の規定に基づき、公示、報告及び通報を行うとともに、家畜

衛生関係団体、養豚関係団体等と連携を図りつつ、豚コレラ発生に係る情報を周知する。なお、病性の決定までに時間を要し、かつ、豚コレラの疑いが強い場合には、法第13条の規定に基づく公示及び通報に先立って国への報告を行い、その取扱いを協議する。

ウ 疫学関連農場等への立入検査

家畜衛生関係団体、養豚関係団体、関係都道府県等と連携を図りつつ、疫学関連農場、移動制限区域内の農場、関係場所等の立入検査を実施する。

エ 移動制限

法第32条第1項の規定に基づき、豚コレラ発生農場を中心とした概ね半径3kmの区域及び10kmの区域を防疫区域及び監視区域（防疫区域に接する区域で防疫区域を除く区域。）として時期を失することなく移動制限を行い、区域の設定に当たっては地理的条件、豚の飼養状況等を考慮する。また、移動制限の期間は、最終発生例についての措置後、防疫区域については40日間、監視区域については15日間とし、当該期間中に新たな発生を認めない場合には、移動制限を解除するものとする。

なお、所要の措置を講ずる等により家畜防疫員が防疫上支障がないと認める豚は、最終発生例についての措置後、防疫区域については21日目以降、監視区域については7日目以降と畜場への出荷を許可することができることとし、許可の際にはと畜場出荷許可書を交付する。

オ 緊急ワクチン接種

防疫区域内の農場（発生農場を含む。）及び疫学関連農場を対象として、畜産局衛生課（以下「衛生課」という。）と協議の上、原則として法第30条の規定に基づき飼養豚全頭に接種し、接種した豚には耳標等で標識する。接種豚については他の農場への移動自粛を指導するとともに、接種豚から産出された豚（と畜場へ直接出荷する豚を除く。）には耳標等で標識する。

なお、所要の措置を講ずる等により家畜防疫員が防疫上支障がないと認める豚は、緊急予防接種後21日目以降と畜場への出荷を許可することができることとし、許可の際にはと畜場出荷許可書を交付する。

カ 殺処分等

患畜及び疑似患畜の殺処分等は、まん延防止の観点から、発生時の病勢、疫学的考察等に基づいて、迅速かつ効果的に実施するものとし、この際には、患畜及び疑似患畜の所有者に対して、法第18条の規定に基づくと殺

の届出を直ちに行うよう指導し、当該届出が直ちに行われない場合にあっては、法第17条の規定に基づく殺処分を実施する。

死亡豚及び殺処分等された豚については、豚の飼養されていた農場敷地内で家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第29条の基準に従って埋却処分することとする。これが困難な場合には、密閉式車両又はこれに準ずる方法で他の場所に運搬し、同基準により焼却又は埋却するか、又は、規則第17条の基準に適合する施設及び方法により化製する。

キ 隔離等

移動制限区域以外で飼養されている患畜となるおそれがある豚（アの（ウ）の（イ）及び（ロ）に限る。）は、法第14条第3項の規定に基づき10日間農場外へ移動させてはならない旨を指示する。なお、隔離の課せられた農場に飼養されている豚のうち、その飼養管理形態等により疑似患畜が飼養されている豚舎と防疫上区分することが可能と家畜防疫員が判断した豚舎で飼養されている豚及びアの（ウ）の（ロ）の豚にあっては、と畜場へ出荷を許可することができることとする。

その他の患畜となるおそれがある豚は、自主的な隔離を指導することとし、必要に応じて隔離を指示する。

ク 飼養豚のとう汰等の指導

家畜防疫員又は家畜防疫官（以下「家畜防疫員等」という。）は、（ア）、（イ）及び（ロ）の豚にあってはとう汰の上、焼却、埋却等するよう、また、（エ）の物品にあっては焼却、埋却又は消毒するよう指導する。なお、その実施に当たっては、あらかじめ衛生課と協議するものとする。

（ア）防疫区域に所在し、家畜防疫員等が豚コレラのまん延を防止するため
にとう汰する必要があると判断した豚

（イ）防疫区域及び監視区域内に所在し、家畜防疫員等が出荷等ができない
ためにとう汰する必要があると判断した豚

（ロ）（ア）及び（イ）以外の豚で、家畜防疫員等が豚コレラ発生農場と疫学的に
関連がある等豚コレラのまん延を防止するためにとう汰する必要がある
と判断した豚

（エ）家畜防疫員等が豚コレラのまん延を防止するために焼却等の必要があ
ると判断した物品

ケ 移動制限区域内の農場、疫学関連農場、関係場所における防疫措置

- (7) 移動制限区域内の農場、疫学関連農場に対し、農場への人及び車両の入退出の制限の徹底、入退出車両の消毒の徹底を指導する。
- (4) 移動制限区域内の農場、疫学関連農場に飼料を配送する飼料供給関係者に対し、配送車両の消毒の徹底（車体消毒を含む。）、豚コレラのまん延を防止するための配送ルートの見直しを指導する。
- (5) 移動制限区域内のと畜場においては、入退出車両の消毒（車体消毒を含む。）の徹底を指導する。
- (6) 法第33条の規定に基づき、防疫区域内での家畜市場（豚を対象とするものに限る。）の開催を中止する。また、監視区域内で家畜市場を開催する場合は、入退出車両の消毒の徹底を指導する。

5 その他

(1) 豚コレラ発生農場における豚の再導入

都道府県は、移動制限解除後、豚コレラ発生農場に豚が導入された場合は、当該豚の導入後概ね40日目に抗体検査等を実施し、清浄性を確認する。

(2) 法第50条の規定に基づく豚コレラワクチンの使用に係る都道府県知事の許可を受けている農場等での清浄性の確認

ア 都道府県は、原則として許可期間中少なくとも1回、許可を受けている農場の立入検査を実施し、ワクチンの使用状況の聴取、異常を示す豚の発生状況の聴取、血液の採材等を行い、農場の清浄性を確認する。

イ 都道府県は、養豚経営者等に対し、豚の導入時には導入元農場の豚コレラワクチンの使用の有無を確認し、ワクチン接種豚を導入する場合には、ワクチンを使用した旨の耳標による標識が装着されていることを確認するとともに、管轄家保に連絡するよう指導することとし、ワクチン接種豚を導入する農場については、立入検査を実施し、(1)と同様に農場の清浄性を確認する。

資料 73

豚コレラ疑似患畜確認事例検討報告書の概要について

鹿児島県豚コレラ疑似患畜確認事例検証チーム

Ⅰ 経緯

平成8年から我が国において「豚コレラ撲滅対策」が本格的に開始され、ワクチンを使用しない防疫体制の確立による豚コレラの清浄化が推進されてきたところである。このような中、平成16年3月から9月にかけて鹿屋市で4件、高尾野町で1件の豚コレラウイルス分離事例が発生した。第1事例は内容不明の薬品の注射に起因するものと考えられたこと、第2事例以降についても同一のウイルスが分離されたことから、いずれの事例も家畜伝染病予防法に基づく「豚コレラ疑似患畜」として防疫措置が実施され、清浄化された。しかし、一連の事例では養豚産業を取り巻く様々な問題が提起されたため、鹿児島県では感染原因・経路および付随する問題点について総合的に検証する「豚コレラ疑似患畜確認事例検証チーム」を設置し、今般その結果をとりまとめた。

Ⅱ 検証の内容

1. 発生要因

- ・第1事例では、農場管理者から内容不明の薬品を飼養豚に注射したという聞き取りが得られた。
- ・鹿屋市は、第1事例農場から半径3km以内に70農場が存在する我が国でも有数の養豚密集地帯であった。農場の多くは一般道路と近接しているうえ、適切な侵入防止対策及び衛生管理対策が不十分な農場もあり、人や車両、衛生害獣等を介した病原体侵入の可能性が考えられた。
- ・高尾野町は鹿屋市の飼養密度の約9分の1であり、小規模農場が主体であった。

2. 原因ウイルス

- ・計5事例で分離されたウイルスはすべて同一であった。
- ・分離ウイルスは国内承認ワクチンであるGPE-株とは若干異なっていたが、遺伝子解析ではGPE-株と近縁であった。
- ・国内承認ワクチンは製造段階での品質管理が十分行われており、ワクチンからの派生ウイルスは過去にも見つかっていないことから、分離ウイルスが国内承認ワクチンから派生した可能性は極めて低いと考えられた。
- ・第1事例の疫学的調査結果及び農場管理者からの聞き取り調査結果から、ここで使用された内容不明の薬品に原因となる豚コレラウイルスが混入していた可能性は高く、さらに、内容不明の薬品が注射液の包装形状であったことを勘案すると、これが国内で承認されていないワクチンであった可能性が考えられた。

3. ウイルスの伝播

- ・鹿屋市の事例では、豚に異常が認められた時期や検査結果等から、第1事例の飼養豚から排泄されたウイルスが、発生要因で述べた複合的要因により伝播してその後の事例に繋がったと考えられた。
- ・高尾野町の事例は6月下旬に当該農場にウイルスが侵入していたと推察されたが、鹿屋市の事例との関連は確認されなかった。

Ⅲ 本病防疫に関する提言

1. 適切な衛生管理

- ・飼養者は、家畜の健康観察及びその記録、消毒、立ち入り制限等の一般的衛生管理の徹底に努め、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準を遵守しなければならない。
- ・動物用医薬品は、関係法令に基づき適正に使用されなければならない。
- ・地域ぐるみの衛生管理の推進は病気のまん延防止に極めて有効であり、そのため地域内農家は相互連携を図るべきである。

2. 早期連絡態勢の構築

- ・飼養者や獣医師は、常に家畜保健衛生所と連携し、疾病の早期発見及び早期診断に努めなければならない。

3. 防疫における行政対応

- ・日頃から、検査要員、防疫要員の確保や動員等の態勢を確認しておく必要がある。
- ・万一に備え、必要な防疫資材、機材の備蓄に努め、適切な保管場所の選定や輸送方法について検討しておく必要がある。
- ・焼却、埋却に加えて化製処理の有効性にも注目し、その態勢も考える必要がある。
- ・家畜保健衛生所は、農場管理者からの報告徴求や積極的な病性鑑定に努め、病勢や農場内の豚の移動等を考慮したより効果的な防疫に努める必要がある。

4. 役割分担・連絡態勢

- ・伝染病の発生予防やまん延防止のため、行政及び生産者等は、日頃からの防疫対策会議や防疫演習を通して、その役割分担と互いの連携強化を図る必要がある。

Ⅳ 豚コレラ撲滅対策に関する提言

1. ワクチン接種による防疫上の混乱

- ・清浄性確認検査において、ワクチン接種による抗体陽性豚の存在は野外ウイルス感染を隠蔽する可能性があり、また、迅速かつ的確な初動防疫を行う上で大きな障害となる。

2. 全国的なワクチンの全面中止

- ・今回の事例をふまえ、生産者と行政が一体となってワクチンの全面中止を推進し、清浄化を早急に達成すべきである。

資料74

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会
家畜衛生部会第3回牛豚等疾病小委員会
第15回豚コレラ撲滅技術検討会

議 事 次 第

日 時：平成17年4月28日（木）

13：00～15：00

場 所：郵政公社共用E・F会議室

1 開 会

2 議 事

（1）豚コレラ撲滅対策の進捗状況について

（2）豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）につ
いて

（3）その他

3 閉 会

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
牛豚等疾病小委員会委員名簿

(臨時委員)

○岡 部 信 彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
柏 崎 守	元家畜衛生試験場長
寺 門 誠 致	農林漁業金融公庫技術参与
深 澤 吉 明	前北海道酪農畜産課参事
藤 田 陽 偉	OIEアジア太平洋地域代表

(専門委員)

明 石 博 臣	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
福 所 秋 雄	日本獣医畜産大学教授
山 部 邦 展	熊本県農政部畜産衛生課長

(敬称略、五十音順、○:小委員長)

豚コレラ撲滅技術検討会委員名簿

今 井 正 夫	社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会副会長
岡 本 雄 平	社団法人日本動物用医薬品協会理事長
熊 谷 哲 夫	元東京農工大学教授
清 水 悠紀臣	元北海道大学教授
清 水 実 嗣	前独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所所長
諏 訪 綱 雄	元茨城県家畜保健衛生所長
古 内 進	社団法人日本動物用医薬品協会理事

(敬称略、五十音順)

資料 75

第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会に関する概要について（暫定版）

日 時：平成 17 年 6 月 15 日（水）13:00～16:00

場 所：農林水産省共用第 1 会議室

出席者：学識経験者（豚：コレラ撲滅技術検討会委員）、都道府県（11 県）、養豚関係団体（4 団体）、その他関係機関・団体

概 要：

事務局から豚コレラ撲滅対策の進捗状況と今後の対応について説明後、委員から以下のような意見等があった。

【都道府県】

- ・平成 12 年 10 月の全国的なワクチン原則中止に併せ、県内でも全面中止に至ったが、知事の許可によりワクチン接種を継続している県もあり、生産者から不満の声も上がっている。原則中止から 5 年近くが経過し、全国的な全面中止に向けて、国が強いリーダーシップを発揮すべき。
- ・生産者との意見交換等によりワクチン中止に理解を求めているところであるが、生産者個々の考え方があり、全面中止に至っていない。原則中止・一部継続という 2 つの制度が混在しているのは防疫上好ましくなく、中止のメリットや継続のデメリットを明確にし、国が全国統一的に取り組むべき。

【養豚関係団体】

- ・食の安全が求められる中で、衛生レベルの向上、疾病をひとつでも減らしていく取組が必要。デンマークやアメリカでは撲滅に成功し、オーエスキー病の清浄化も間近。これからは撲滅できる疾病はひとつでも清浄化していく科学の競争。
- ・飼養密度の高い地域でいったん発生すると、大変な被害。国家防疫と言っているが、口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザと立て続けに発生し、発生農場が大きな犠牲を払った事例もあった。万一の際に、誰がどう責任を取るのか、明らかにすべき。

- ・現在、我が国養豚の生産性は低下しており、多くのひね豚が持ち込まれていると畜場もあり、このような状況でひね豚の中に豚コレラに感染しているものがいれば、と畜場を介したまん延も懸念。
- ・万一発生した場合には、倒産するしかないといった生産者の意見もあるが、そもそも養豚はさまざまなリスクの中で経営している。この撲滅対策については、これまで生産者同士で意見の対立もあったが、生産者同士が一致団結して、他の疾病対策も含め建設的に物事を進めていくべきではないか。

【学識経験者】

- ・平成5年以降、我が国で発生がないということから、豚の生産サイクルを考えれば、我が国に豚コレラウイルスが存在する可能性は極めて低いと言える。
- ・生ワクチンはウイルスを弱毒化し安全性が確保されたものであるが、生きたウイルスであり、ウイルスが変異しひとり歩きする危険性もゼロではなく、その意味でも、一部で接種継続という現在の状況は、防疫上最も好ましくなく、全面接種か全面中止かどちらか。
- ・防疫の基本は、発生が多いときはワクチンで予防的にコントロールし、清浄化に向けては摘発とう汰を基本とし、状況に応じた緊急ワクチンが有効。海外での事例をみても、ワクチン接種には、万一発生があると発見が遅れる、ワクチンが万能であるといった誤った安心感を与える等のデメリットがある。
- ・科学的なことはもちろんだが、今後の我が国の養豚を考えた場合、品質や安全性に特化していくことが必要。そのためには現在ある疾病をひとつでも撲滅することが重要であり、豚コレラの清浄化を早期に達成し、次なる疾病対策に進むことが重要。

事務局より、本日の意見を踏まえ、今後、全国統一的な防疫対策を行うことについて、早期に検討する旨説明した。

(第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会会議資料1)

第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会(平成17年6月15日(水)13:00)
場所:農林水産省共用第1会議室

豚コレラ撲滅対策の進捗状況と今後の対応について(案)

1 経緯

- (1) 豚コレラは平成5年以降発生がなく、ワクチンを用いない防疫体制への移行を目指し、平成8年度から対策を開始。

ワクチン接種中止のメリット
・ワクチン接種経費節減
・接種地域からの豚肉等の輸入制限による国内の清浄性維持

- (2) 対策では、清浄性確認を行いつつ、以下の取り組みを段階的に実施。

- ① 感染防止も可能なワクチン接種の徹底 (8年4月～)
- ② 都道府県単位での接種中止 (11年4月～)
- ③ 全国的なワクチン接種中止 (12年10月～)

ワクチン接種は原則中止とし、ワクチン接種地域からの豚肉等の輸入の停止を行ったものの、一部の生産者から、接種継続を求める強い要望があり、当面、都道府県知事の許可がある場合は接種可能とした。

- (3) また、万一の発生に備え、以下の対応を実施。

- ① 発生農家等の経営支援のため、平成10年度から互助制度(基金)を創設し、国が1/2を助成(加入率は頭数ベースで約8割)。
- ② 平成12年度からワクチン備蓄(100万頭分)を開始。

2 現状

- (1) 13都県で全国の飼養戸数の3.7%に相当する329戸(17年4月末現在)がワクチン接種を継続。

- (2) 昨年の鹿児島県での豚コレラウイルス分離事例への対応においては、ワクチン接種による抗体陽性豚が散在し、清浄性の確認に混乱。

鹿児島県で確認された計5事例ではすべて同一のウイルスが分離されており、このウイルスは国内承認ワクチン株と近縁。第1事例で使用された内容不明の薬品にウイルスが含有されていた可能性が高いとされている。

3 今後の対応

本年3月に開催された家畜衛生部会(食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会)において、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」を策定することについて了承。

今後、将来の防疫対応の混乱回避となり、国際的にも清浄国の必須条件となるワクチン接種の全面中止も視野に関係者と意見交換を行いつつ、専門家で検討。

(第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会会議資料2)

ワクチン接種全面中止のメリット

我が国に豚コレラウイルスが存在する可能性は極めて低い

1 万一の発生時の防疫対応の混乱回避

ワクチン接種豚が散在する場合、臨床症状、抗体検査のみでは感染があったかどうか判断できなくなる（昨年の鹿児島県でのウイルス感染事例でも経験）。

2 強化された輸入検疫レベルの維持：国内の清浄性維持

12年10月の原則中止を契機に実施しているワクチン接種地域からの輸入停止措置を安定的に継続可能（接種が続けば、相手国から停止措置の解除を要求される可能性）

○平成11年の豚肉の輸入国と現在の取扱い

デンマーク	21万トン	
米 国	18万トン	
韓 国	8万トン	大部分で接種 → 接種地域輸入停止
メキシコ	4万トン	一部で接種 → 接種地域輸入停止
その他	15万トン	

3 ワクチン接種経費の節減

〔ワクチン接種経費〕

ワクチン代 60円/頭＋接種経費

→ 1千頭規模で年間10万円、3年間30万円＋接種経費



〔家畜防疫互助基金積立金（3年分）〕

肥育豚70円/頭 繁殖雌270円/頭 繁殖雄420円/頭

→ 1千頭規模で3年分9万円 発生がなければ返還

* 発生時には互助金45百万円（1年分の売上げに相当）に加え、家畜疾病経営維持資金の融通が可能

4 輸出環境の整備

国際的には、ワクチン接種の禁止が清浄国として認められる必須条件（ワクチンを接種している限り真の清浄性は確認できない）

(第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会会議資料3)

豚コレラ撲滅体制確立対策事業成績

1 豚コレラワクチン接種率の推移

年度	接種頭数 (千頭)	推定ワクチン 接種率
平成8	14,729	82.8%
平成9	15,181	84.5%
平成10	14,952	83.0%
平成11	13,571	76.2%
平成12	3,909	22.1%
平成13	2,171	12.6%
平成14	2,466	14.2%
平成15	1,951	11.3%
平成16	1,959	11.5%

注) 年間出荷は畜産物流通統計、繁殖雌豚は畜産統計

2 抗体保有状況調査実施頭数の推移

単位: 頭

年度	ワクチン接種豚		ワクチン未接種豚		いのしし	年度合計
	繁殖豚	肥育豚	繁殖豚	肥育豚		
平成8	15,898	62,931	181	4,791	257 (27)	84,058
平成9	17,540	62,140	264	3,827	220 (19)	83,991
平成10	16,801	53,001	291	5,442	1,037 (244)	76,572
平成11	16,234	43,695	949	9,476	1,240 (277)	71,594
平成12	11,906	30,208	6,500	30,425	1,121 (38)	80,160
平成13	4,021	4,679	11,116	64,047	1,208 (71)	85,071
平成14	2,212	4,075	13,379	59,666	1,276 (11)	80,608
平成15	954	3,514	13,199	55,697	1,231 (13)	74,595
平成16	741	1,755	14,201	55,042	1,518 (13)	73,257
合 計	86,307	265,998	60,080	288,413	9,108 (687)	636,649

注) () 内は飼養いのししの頭数で内数表示

3 病性鑑定実施頭数の推移

単位: 頭、戸

年度	実施戸数	実施頭数
平成8	277 (16)	691 (39)
平成9	295 (49)	635 (148)
平成10	501 (102)	1,213 (342)
平成11	748 (197)	2,075 (749)
平成12	673 (446)	1,701 (1,193)
平成13	832 (779)	2,647 (2,381)
平成14	586 (568)	1,453 (1,419)
平成15※1	643 (619)	1,882 (1,821)
平成16※2	672 (657)	1,626 (1,599)
合 計	5,227 (3,433)	13,923 (9,691)

※1 豚コレラウイルス分離2頭

※2 豚コレラウイルス分離7頭

() 内はワクチン未接種豚で内数表示

(第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会会議資料4)

豚コレラワクチン接種中止農場の清浄性確認状況

(平成17年4月末現在)

都道府県	飼養戸数	接種中止戸数	うち清浄性確認済み		うち抗体検査済み	
北海道	364	364 (100.0%)	364	(100.0%)	363	(99.7%)
青森県	228	228 (100.0%)	228	(100.0%)	225	(98.7%)
岩手県	200	200 (100.0%)	200	(100.0%)	200	(100.0%)
宮城県	366	366 (100.0%)	366	(100.0%)	316	(86.3%)
秋田県	194	194 (100.0%)	194	(100.0%)	192	(99.0%)
山形県	222	222 (100.0%)	222	(100.0%)	222	(100.0%)
福島県	186	183 (98.4%)	183	(98.4%)	181	(97.3%)
茨城県	653	450 (68.9%)	434	(66.5%)	258	(39.5%)
栃木県	192	173 (90.1%)	173	(90.1%)	172	(89.6%)
群馬県	510	510 (100.0%)	510	(100.0%)	414	(81.2%)
埼玉県	205	161 (78.5%)	161	(78.5%)	145	(70.7%)
千葉県	479	358 (74.7%)	358	(74.7%)	302	(63.0%)
東京都	28	15 (53.6%)	15	(53.6%)	15	(53.6%)
神奈川県	96	68 (70.8%)	68	(70.8%)	68	(70.8%)
新潟県	201	201 (100.0%)	201	(100.0%)	201	(100.0%)
富山県	26	26 (100.0%)	26	(100.0%)	26	(100.0%)
石川県	25	25 (100.0%)	25	(100.0%)	25	(100.0%)
福井県	9	9 (100.0%)	9	(100.0%)	9	(100.0%)
山梨県	63	60 (95.2%)	60	(95.2%)	49	(77.8%)
長野県	134	132 (98.5%)	132	(98.5%)	131	(97.8%)
岐阜県	85	85 (100.0%)	85	(100.0%)	85	(100.0%)
静岡県	201	180 (89.6%)	160	(79.6%)	144	(71.6%)
愛知県	311	302 (97.1%)	297	(95.5%)	297	(95.5%)
三重県	75	74 (98.7%)	74	(98.7%)	74	(98.7%)
滋賀県	22	21 (95.5%)	21	(95.5%)	20	(90.9%)
京都府	21	21 (100.0%)	21	(100.0%)	18	(85.7%)
大阪府	9	8 (88.9%)	8	(88.9%)	6	(66.7%)
兵庫県	56	55 (98.2%)	54	(96.4%)	49	(87.5%)
奈良県	14	14 (100.0%)	14	(100.0%)	13	(92.9%)
和歌山県	12	12 (100.0%)	12	(100.0%)	10	(83.3%)
鳥取県	60	60 (100.0%)	60	(100.0%)	60	(100.0%)
島根県	21	21 (100.0%)	21	(100.0%)	19	(90.5%)
岡山県	43	43 (100.0%)	43	(100.0%)	39	(90.7%)
広島県	49	49 (100.0%)	49	(100.0%)	49	(100.0%)
山口県	30	30 (100.0%)	30	(100.0%)	30	(100.0%)
徳島県	71	71 (100.0%)	71	(100.0%)	71	(100.0%)
香川県	64	64 (100.0%)	64	(100.0%)	64	(100.0%)
愛媛県	182	182 (100.0%)	182	(100.0%)	182	(100.0%)
高知県	40	40 (100.0%)	40	(100.0%)	40	(100.0%)
福岡県	88	87 (98.9%)	87	(98.9%)	87	(98.9%)
佐賀県	102	92 (90.2%)	92	(90.2%)	92	(90.2%)
長崎県	183	183 (100.0%)	183	(100.0%)	183	(100.0%)
熊本県	328	327 (99.7%)	325	(99.1%)	324	(98.8%)
大分県	97	97 (100.0%)	97	(100.0%)	97	(100.0%)
宮崎県	751	744 (99.1%)	744	(99.1%)	724	(96.4%)
鹿児島県	1,008	964 (95.6%)	964	(95.6%)	964	(95.6%)
沖縄県	356	356 (100.0%)	355	(99.7%)	301	(84.6%)
合計	8,660	8,127 (93.8%)	8,082	(93.3%)	7,556	(87.3%)

注1 「接種中止戸数」には、出荷時出荷豚のみワクチン接種を行っている農場を含み、ワクチン接種豚導入農場を除く。

2 「清浄性確認済み」とは、接種中止後6か月を経過した後に家畜防疫員による立入検査又は獣医師による報告により臨床的に異常がないことが確認された農場又はと畜場出荷前後の豚の抗体検査で抗体陰性が確認された農場。

3 () は、飼養戸数に対する割合。

(第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会会議資料5)

第9回豚コレラ撲滅全国検討委員会出席者

【学識経験者】

岡本雄平	社団法人日本動物用医薬品協会理事
熊谷哲夫	元東京農工大学教授
清水悠紀臣	元北海道大学教授
清水実嗣	前独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所所長
諏訪綱雄	元茨城県家畜保健衛生所長
古内進	社団法人日本動物用医薬品協会理事

【養豚関係団体】

川口昭平	社団法人日本養豚協会専務理事
打田治美	日本養豚経営者連絡協議会事務局長
焼貝弘之	全国農業協同組合連合会畜産生産部推進課主任調査役
林邦雄	全国養豚経営者会議副会長

【家畜衛生関係団体】

大森伸男	社団法人日本獣医師会専務理事
米村弘	社団法人国家畜産物衛生指導協会防疫部長

【都道府県】

池内俊久	兵庫県農林水産部農林水産局畜産課主査
石田秀史	新潟県農林水産部畜産課副参事
久保田和弘	宮崎県農政水産部畜産課衛生防疫担当副主幹
小泉勉	千葉県農林水産部畜産課衛生環境推進室副主幹
小林茂	三重県農水商工部農水産物安全室家畜衛生グループリーダー
高橋勝一	宮城県産業経済部技術副参事
田中宏和	茨城県農林水産部畜産課課長補佐
中村成宗	青森県農林水産部畜産課衛生・安全グループ総括主査
矢田恭一	島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室主幹
山崎義和	愛媛県農林水産部農業振興局畜産課家畜衛生係長
山下静男	鹿児島県農政部畜産課衛生環境係長

【関係機関・農林水産省】

山田俊治	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所海外病研究部病原研究室長
伊藤治	農林水産省動物医薬品検査所検査第一部長
野々宮孝	農林水産省動物検疫所検疫部動物検疫課長
山本実	農林水産省動物医薬品検査所企画連絡室長
伊地知俊一	農林水産省大臣官房参事官(兼消費・安全局)
釘田博文	農林水産省消費・安全局衛生管理課長
小倉弘明	農林水産省消費・安全局衛生管理課課長補佐(総務班)
杉崎知己	農林水産省消費・安全局衛生管理課課長補佐(生産安全班)
石川清康	農林水産省消費・安全局衛生管理課課長補佐(国内防疫班)

(敬称略、五十音順)

参考：第1回の豚コレラ撲滅全国検討委員会の委員は以下の方々である。

第1回豚コレラ撲滅全国検討委員会委員

1. 委員

(1) 学識経験者

今井 正夫	(財) 畜産生物科学安全研究所理事長
熊谷 哲夫	元東京農工大学教授
清水 悠紀臣	元北海道大学教授
諏訪 綱男	元茨城県家畜保健衛生所長
野村 吉利	(社) 動物用生物学的製剤協会理事長

(2) 養豚関係団体

川口 昭平	(社) 全国養豚協会調査部長
林 邦雄	全国養豚経営者会議常任理事
笠原 稔三	全国農業協同組合連合会審査役

(3) 家畜衛生関係団体

松山 茂	日本獣医師会専務理事
宇田川 光男	全国家畜畜産物衛生指導協会常務理事

(4) 都道府県家畜衛生関係者

苫米地 正康	青森県畜産課家畜衛生班長
西田 茂	宮城県畜産課衛生係長
大沢 清博	茨城県畜産課家畜衛生担当主査
山端 輝一	千葉県畜産課衛生係長
鶴巻 藤太郎	新潟県畜産課副参事
谷口 佐富	三重県農芸畜産課家畜衛生対策室主幹
函城 悦司	兵庫県畜産課課長補佐兼衛生係長
岡田 雪男	島根県畜産振興課課長補佐
辰巳 英郎	愛媛県畜産課家畜衛生係長
清武 真	宮崎県畜産課主査
手塚 博愛	鹿児島県畜産課技術主査

(5) 農林水産省

青沼 明德	畜産局衛生課長
柏崎 守	家畜衛生試験場長
矢ヶ崎 忠夫	動物医薬品検査所長
藤井 博	動物検疫所長

資料 76

○豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針案に対して寄せられた御意見の概要及び当方の考え方について

御意見の概要	分類	当方の考え方
○ワクチンの全面中止に当たって、発生した場合の対策がしっかりとされているのか。特に壊滅的な被害を受けた場合、再起できるような保険制度（生産者も応分の負担はする）は重要。	1	[手当金、互助金等について] 1 豚コレラについては、万一発生した場合、家畜伝染病予防法に基づき、処分された患畜等に対する手当金（患畜：評価額の1/3、疑似患畜：同4/5、汚染物品：同4/5）や焼埋却に要した費用の1/2が交付されます。
○国内において野外豚の存在が確認されていないにもかかわらず、ワクチンの一部接種が継続され、豚コレラフリーの宣言がなされてこなかったことに腹立たしさを覚える。鹿児島におけるワクチン類似株による問題は、統一した対応がなされてこなかったことにより、問題が複雑化したもの。撲滅対策に参加してきた多くの養豚家や専門家の意見を尊重して、一日も早くワクチン接種の完全中止が実現することを希望。完全中止後は、サーベイランスの徹底等の体制強化や海外からの一層の侵入防止対策、間ワクチン等が流通し混乱することのないよう生産者の相互監視が必要。	2	また、万が一の際の経営への影響を緩和するため、平成10年度から、発生時の損害を互助補償する豚コレラ互助事業を創設しました。 平成15年度には、口蹄疫、アフリカ豚コレラ等を対象とした海外病互助事業と統合し、家畜防疫互助事業として一本化するの併せ、積立金の軽減や交付額（経営支援互助金）の拡充を図ったところです。本事業への加入状況は約80%（頭数ベース）となっておりますが、今後とも関係団体と連携して加入促進に努めることとしております。
○ワクチン接種の全面中止が目前に迫った今こそ、また、養豚農家数が8千ほどの今こそ、各地で官民交えた、豚コレラ撲滅に代表される衛生環境改善に向けての確認・啓発のミニ集会を各地で実施すべきではないか。豚コレラに対する過去の発生の記憶からくる「反対」の声は根強いかもしれないが、緊急ワクチン、互助基金などが整備され、殺処分などの措置についても、鹿児島での事例で有効に機能することが分かってきた。これらのことを整理し、万一の発生に対しても、生産者と行政の努力で必ず乗り越えられる疾病としての豚コレラとの共通認識を再確認する必要。	2	①とうた互助金：移動制限区域内等で家畜防疫員の指導等により家畜を「自主とうた」したときに交付。 ②経営支援互助金：法に基づき殺処分又は自主とうたした家畜を飼養していた農場が新たに家畜を導入したときに交付。 ③焼却・埋却等互助金：殺処分又は自主とうたした家畜を焼却・埋却したときに交付。
○畜産業界においては、さまざまな伝染病の問題が起こっており、とても不安である。ぜひとも、ワクチン接種の継続をお願いする。	2	さらに昨年、発生農場や移動制限区域内の農場を対象に、家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費を融通するため、従来、BSEや高病原性鳥インフルエンザを対象としていた家畜疾病経営維持資金の対象疾病に本病を追加したところ。
○ワクチン接種の全面中止は、鳥インフルエンザが世界を駆け回ろうとしている中、ワクチン開発が進められている中、まったくナンセンスであり、畜産行政に憤りさえ覚える。豚コレラの発生が少なくなったとはいへ、昨年鹿児島で発生があり、やっと終息したばかりである。ましては、その発生原因は闇の中である。100kmも離れたところまでねずみが伝播したようなためなら発生原因の報告書をでっち上げて終わりにするような役人・部署は削除するべき。わずかな金額で守れるワクチンを捨てることは、国益に違反することである。また、緊迫した財政運営の中では、補助金による互助金制度は廃止すべきである。	2 3	[今後の防疫対策について] 2 本病のワクチンを接種した豚については、抗体検査において、その抗体が野外ウイルスの感染によるものか、ワクチン接種によるものかを識別できず、野外ウイルスの感染を隠匿する可能性があります（ワクチンを接種しても、個体によっては、移行抗体の存在等により、ワクチン抗体が上らないことが知られています）。このため、我が国に野外ウイルスが存在しないと考えられる現在、我が国における本病の防疫措置として、早期の発見と患畜等の迅速な殺処分により、短期間のうちに制圧することが最も効果的な方法と考え、本防疫指針案を作成したところです。
○豚コレラは養豚先進国では撲滅を達成しており、我が国においても既に清浄化が達成できていると考えている。食の安全・安心が消費者の強い関心を集めている中で、ワクチンといえども注射に対するリスクを最小限にする必要があり、今回の防疫指針案に盛り込まれた対応方向は時宜を得たものである。	2	今後とも、すべての関係者が一体となって、侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の強化を図るとともに、万一の発生の際には、迅速かつ的確なまん延防止を図られるよう、緊急連絡体制の再確認、都道府県での防疫演習の実施等の対策を講じてまいります。さらに、昨年9月には家畜の飼養段階での衛生管理の徹底を図り、家畜の伝染性疾病的発生を抑制することを目指し「飼養衛生管理基準」を設定しました。同基準では清掃、消毒、健康查の出入荷・導入、農場への人等の出入りの制限といった10項目が規定されており、今後とも、家畜保健衛生所を中心に関係団体、獣医師等の協力も得て、この基準の徹底を図ることが豚コレラのみならず他の疾病の予防、まん延防止を図る上で重要と考えています。
○豚コレラ撲滅運動は、平成6年の「豚コレラ清浄化準備委員会」が発端であり、豚コレラ撲滅の可能性を議論した結果、「豚コレラは撲滅可能な疾病である」との結論に達し、平成7年、国に対し、早期に豚コレラを撲滅するよう要望した。その結果、国は豚コレラ撲滅体制確立対策事業を立ち上げ、豚コレラ清浄化を最終目標とする防疫対策がスタートしたが、「豚コレラワクチン接種継続」を訴える生産者団体の活動が活発となり、結果的に豚コレラワクチン接種の継続を、都道府県知事が判断するという最悪の結末になってしまった。一國から病気を清浄化するためには、もって国が強制力を発揮すべき。地方分権の流れに逆らう動きではあるが、地方にできることと、国が強制力を発揮すべきことは明確に区別すべき。直ちにワクチン接種を中止し、豚コレラ清浄化に前進されることを願う。ワクチン接種を実施していれば、病気が発生した時点で混乱が生じるのは、鹿児島での事例でも明らかである。ただ、一部生産者がこれほどまでにワクチン接種中止に反対する理由のひとつに、行政への不信感があることを忘れてはならない。不安を払拭するためにも、行政側はこの声を真摯に受け止め、豚防疫の専門家を養成するシステムを構築する必要がある。	2	
○30数年にわたって打ち続けたワクチンによりやく終止符が打て、この間、毎年40億円に近い費用を国と生産者が投じてきたが、生産者のリスクを最小限に抑えながら、撲滅事業を遂行することができた（平成8年度に撲滅事業が立ち上がったから9年を要したが、この間、豚コレラの発生に伴う農家の廃業は1件もなかった）。ワクチンを用いない防疫に転換するからには、国においては、海外からの侵入防止により一層万全を尽くすべき。豚コレラを撲滅し、さらに、オーエスキー病、その他の疾病の清浄化を目指すことは、対外的な障壁の確立につながる。そうした目標をもって日々の衛生管理の改善を目指すことは、農場の衛生レベルの向上につながり、生産性の改善にも結びつくものである。日本がようやく豚コレラの撲滅にこぎつけたことは、今後の対応への第一歩に結びつけられるものとして評価できる。豚コレラのワクチンを中止することは、国内にウイルスが存在しない今、口蹄疫のワクチンを打たないで生産活動を続けているのと何ら変わりはないことである。万一の発生でも、家畜保健衛生所と動物衛生研究所の連携による迅速で正確な診断体制があることは鹿児島での事例でも実証された。あとは、農家や獣医師一	2 4 5	[昨年の鹿児島県での事例について] 3 昨年3月から9月に鹿児島県で確認された計5例の豚コレラウイルス分離事例については、家畜伝染病予防法に基づき、分離農場における飼養豚の殺処分、周辺農場の頻回の清浄性確認検査等の防疫措置を講じたところ。

これら一連の事例については、鹿児島県において、検証チームを立ち上げ、各事例について検証し、

① 第1事例（鹿屋市）については、注射液の包装形状をとった内容不明の薬品を購入し、飼養豚に注射したという農場管理者への聞き取り調査結果、他の系列農場や周辺農場で豚コ

人一人が、異常の早期発見・早期通報を日常活動とする取組みの推進が必要である。

防疫指針案において、都道府県は、豚コレラの集団発生で多数の患畜等の死体等が生じること想定し、焼埋却又は化製が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認等の事前説明をするよう記述されているが、確実にこうした対応が取られるよう、都道府県への指導・確認を国の責任において徹底すべきである。

緊急ワクチンは、大規模農場等における発生で殺処分が間に合わない場合以外に、密集地域における近接農場へのまん延防止のためにも用いられることになっているはずだが、防疫指針案では、発生農場以外での緊急ワクチンの使用について言及されておらず、明文化すべきである。

鹿児島での事例においては、発生農場への手当金や互助金支給が大幅に遅延した。手続きの簡素化も含め、早期に補償が実施されるよう促す文面を挿入すべきではないか。

ワクチン中止後は、国内におけるサーベイランスの充実が防疫の柱となる。おさな巡回に終わらないよう、国が責任をもって都道府県の指導、家保職員の意識向上に努める必要がある。(同旨31件)

○とう汰困難な緊急時以外はワクチン接種が全面中止となり、我が国が国際的にも豚コレラフリーを宣言できることは、生産者として永年の望みである。このパブリックコメントにより、防疫指針が玉虫色とならないことを切に願う。生産者側では豚コレラ発生の予防のために普段の豚の観察と衛生管理の徹底が要求されるが、この経験が農場の衛生レベルの向上につながり、生産性の改善にも貢献できることにもなり、豚コレラ以外のオースキュー病、他の疾病の撲滅と清浄化を目指すことにもつながり、評価できる。消費・安全局長が留意事項を別に定めるとあるが、生産者が発生予防及びまん延防止に適切に対応するためにも、少なくとも生産者に関係ある留意事項については、内容の開示を行うべき。

○国内にウイルスがないと言うのが、昨年3月から8月にかけて、鹿児島県内5か所の豚コレラが発生している。国、県は不正ワクチン接種によることとして疑似患畜として処理しているが、5か所が同じウイルスによるものとしていることは感染であり、発生であるはず。過去の発生の原因も1度も解明されたことはない。

豚コレラ生ワクチンの開発により、養豚産業は安心して規模拡大し、今日がある。互助基金が整備されたとしても、発生した際には、殺処分された死体、排せつ物等の焼埋却は不可能である。

我が国は豚肉、飼料原料の輸入国であり、また、海外の疾病もすべて侵入を許した国家防疫の不備の現況下で、ワクチン接種を全面中止して、清浄国になることよりも、現行の知事許可制度のワクチン接種継続が養豚生産者と消費者を守ることでないか。

○今回の防疫指針をもって、早急にワクチン接種の全面中止を望む。大半の生産者は、近いうちに全面中心されることが当然のことと思っており、このパブリックコメントには興味を示さないのではないかと。意見が提出されないことは、防疫指針案の賛成意見として取扱うべき。(同旨4件)

○豚コレラは大半の地域でワクチン接種中止後、国内に野外ウイルス株がないことが確認されており、我が国で豚コレラは撲滅されている。養豚経営者にとってもワクチンの全面中止は早期に実現すべきものと望まれている。(同旨5件)

○多くの県でワクチン接種は既に中止しており、発生がない状況が続いている。むしろ、ワクチンを打ち続けている農場が発生源となることや発見が遅れるなど危険な存在である。早期にワクチン接種を中止して清浄国宣言をして欲しい。また、消費者の安全・安心な食品生産ニーズに応えるためにも、ワクチンを使用しない防疫対策を早急に実現すべきと考える。(同旨5件)

○防疫指針案に対して、以下の質問。

①農場で発見された患畜、疑似患畜は補償されるが、と畜場で発見された豚への補償はどうなるのか。

②移動制限区域内に入ったとき、「出荷ができずに収入がなくなる」、「農場内が過密状態になり成績の悪化につながる」等の問題が発生するが、それに対して何らかの補償はあるのか。

③移動制限内に入ったとき、糞尿の処理はどうなるのか(それまでに製品化した肥料の扱い、発酵途中の糞尿の扱い、新たに発生する糞尿の扱い等)。また、発生農場の場合は、糞尿の扱いはどうなるのか。

④もし発生した場合、殺処分後の再開に向けての金銭的な補助(互助制度)はあるが、新たな導入豚の紹介等金銭面以外での援助はあるのか。

⑤大規模農場で発生した場合、短期間で殺処分が不可能なため豚コレラワクチンの緊急接種を実施せざるを得ないと思うが、ワクチン接種した豚の取扱いはどうなるのか。

⑥⑤に関連して、近隣農場で豚コレラ発生が確認され、周辺農場でワクチン接種した場合、ワクチンを接種した豚の取扱いはどうなるのか。

⑦飼料工場が移動制限区域内に入った場合、当該工場からの飼料運搬もストップするのか。

⑧と畜場が移動制限区域内に入った場合、と畜場の稼働自体がストップするのか。ストップしない場合、移動制限区域外からの豚の出荷は受け入れるのか。また、移動制限区域内のと畜場の枝肉は、移動制限が解かれた後、通常の販路にのるか。

⑨家畜防疫互助基金の加入者は豚コレラが発生した場合、とう汰・焼却埋却・経営支援の互助金交付がある。この互助基金は3年間の事業期間となっていることから、事業年度内でとう汰・焼却埋却・再生産のための種豚導入がなされないとい支給されないと聞く。このような制度では事業年度経過後の発生があった場合は、互助基金の交付はないこととなり、実質的に廃業せざるを得なくなるのではないかと。

レラを疑う抗体陽性豚は確認されなかったこと及び分離ウイルスの性状(我が国で承認されている豚コレラワクチン株と近縁)を総合的に勘案すると、内容不明の薬品の中に弱毒の豚コレラウイルスが含有していた可能性があり、さらに、この内容不明の薬品は国内で承認されていないワクチンであったと考えられることから、第1事例はこの薬品の注射に起因するものと考えられる。

② 第3事例(高尾野町)を除く第2事例以降(鹿屋市)については、第1事例の飼養豚から排せつされたウイルスが人や車両、野生動物などに付着して他の農場に伝播するなど複合的要因によるものと考えられる。

③ 第3事例は、地理的には鹿屋市の地域から約100km離れているが、分離されたウイルスは第1事例と同一であった。第3事例の農場と鹿屋市での確認事例の農場とを直接関連付けようとする要因は確認されず、第3事例の農場にウイルスが侵入した経路は特定できなかった。

とされ、報告書の全文はインターネットで公表されています。

いずれにしても、鹿児島県では一連の発生に伴って、県内のすべての農場の清浄性を確認したところであり、最終分離事例以降現在まで、本病を疑う事例は全国的にも確認されておらず、現在、我が国に野外ウイルスは存在しないと考えています。全国的なサーベイランスについては、平成8年度以降継続的に実施しており、平成16年度までに野生いのしし約91千頭を含めた約71万頭の抗体検査、約14千頭の病性鑑定を行っています。昨年年度についても、野生いのしし約1,500頭を含めた約73千頭の抗体検査、約1,600頭の病性鑑定を行い、鹿児島県の事例を除いて豚コレラの存在を示す結果は得られていません。なお、このサーベイランスについては今後とも実施することとしております。

[緊急ワクチンについて]

4 原則として、大規模農場で本病が発生し、又は同一の防疫区域内の複数の農場で本病が統発し、発生農場の飼養豚の迅速なとう汰が困難となり、又は困難になるおそれがあると判断した場合に、緊急ワクチンを実施することとなります。

都道府県畜産主務課は、農林水産省消費・安全局動物衛生課と、接種地域、接種頭数等について、協議することとなりますが、接種地域については、

① 大規模農場で本病が発生し、又は複数の農場で本病が統発することにより、とう汰による防疫措置の実施が困難な事態となったと認められる防疫区域内の全部又は一部の地域

② 防疫区域に隣接する地域であって、発生のリスクが非常に高く、万が一発生した場合、迅速なとう汰による防疫措置が困難となるおそれがあると認められる地域

について、豚の飼養密度、統発の間隔、発生農場の飼養頭数等の発生の状況等を勘案の上、決定することとしています。

いずれにしても、緊急ワクチン接種は、まん延防止に有効な防疫方法であることから、万が一の際には、的確に使用し、まん延防止措置を講じてまいります。

[昨年の鹿児島県での事例について]

5 昨年3月から9月に鹿児島県で確認された計5例の豚コレラウイルス分離事例のうち、第1事例については、内容不明の薬品の注射に起因すると考えられます。第1事例については、(申請書接受後)交付の決定までに約4か月を要しましたが、家畜伝染病予防法に基づく手当金の交付について、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等については交付しない旨が規定されていることから、第1事例について本規定に該当するかどうか等の検討が必要となり、その処理に時間を要したものです。一方、第2事例以降については、昨年10月、鹿児島県が再度立入調査を行い、内容不明の薬品の注射等といった手当金の不交付に該当するような事実が確認されない旨の報告がなされたことから、手当金を交付することとなりました。

資料編

- ①防疫指針案は、日本国憲法で保障される基本的人権を侵害する。
②防疫指針案では、行政の責任の所在が明らかでない。
③昨年の鹿児島での豚コレラの発生について、国及び県は家畜伝染病予防法に違反している。
④昨年の鹿児島県高尾野町での事例については、原因が「解明できない」との見解であり、なおさらワクチン接種による防疫体制の継続が望ましいはずである。
⑤貿易の盾として清浄国宣言は無意味である。
⑥国産豚肉の安定的生産供給のため、ワクチン接種が必要である。
以上をかんがみ、ワクチン接種の全面中止は国益を損なうとともに、現状に合致しない防疫指針案であり、現行の都道府県知事許可による生ワクチン接種が望ましい。
- 豚コレラワクチン接種の全面中止について異議がある。ワクチンがある疾病はできるだけワクチンを使用していきたい。ワクチンを使用できないとなれば、畜産農家にとっては不安な毎日が続く。鳥インフルエンザやBSEなどの発生をみても、生産者は発生させたくて発生させたわけではない。発生した生産者は患者かのように思われ、農家はなかなか立ち上がれない。
日本の台所を扱っている生産者は、消費者に健康で安全な豚肉を供給し続けたい。そのような思いから、ワクチン接種の全面中止は反対である。
互助基金については、生産者が自分の豚を守っていくことを考えれば、必要なことであり、発生すれば互助基金があるからという安易なことを考えてしまう。どうしても、ワクチン接種を全面中止するというのであれば、互助基金は廃止すべき。
- 防疫指針案において、衛生管理の徹底（侵入防止）について述べられているが、愛玩目的のほ乳類、魚、は虫類、虫等が海外から輸入され、それが野生化するような現状をかんがみると、とても完全にできるとは思えず、そういった状況の中で自衛のためのワクチン接種は必要であり、現在の都道府県知事許可による接種継続を望む。
どんな病気であれ、それが発生しないことを望むのは当然であるが、ワクチン接種による予防こそが最も簡単で確実であると思う。
- 隣国の韓国においても2003年に豚コレラが発生している。また、我が国は世界中から食肉を輸入している。このような状況で、ワクチンを完全中止して、清浄国を宣言するのはあまりに危険すぎるのではないかと。
万一、我が国で豚コレラが発生した場合、政府はどこまで農家を保証してくれるか。保証が十分でないのなら、ワクチンの接種という自衛の手段としての選択肢を奪わずに残して欲しい。
昭和20年代の前半、実際に目にした豚コレラの惨状は今も忘れられず、我が国の養豚業を守っていくには、ワクチン接種の継続は絶対に必要であると確信する。
- 当県では、豚コレラが続発した経緯があり、また、韓国での本病の発生は、BSE、鳥インフルエンザ、口蹄疫と連続して国内への侵入を許した。現在の検疫体制への不安を想起。さらに、万一の発生に際して、現在の互助基金では、経営再建への補償にはならない。
このため、豚コレラワクチンの使用を停止するよう、県を通じて指導してきたことに對し、反対するとともに、本病の発生への不安に對し、「万一の際、経営が再建できるよう、国の責任において、予算を配置する」施策を講じるよう要望する。（同旨5件）
- 平成8年より撲滅事業が進められ、100%に近い接種率の不実行、全国の養豚生産者に十分な説明もされず、理解と協力のないまま、平成12年10月に全面的なワクチン接種が中止されようとした。当方の団体は、ワクチン接種による自衛防疫の継続を主張して、関係機関、関係団体に請願、陳情、要望、要請等を行い、現行の知事許可によるワクチンの自主的接種が実現した。
清浄国になることで、汚染国からの輸入が阻止され、国内豚価が守られるというが、当時、台湾、韓国から輸入量の50%が入った。現在、両国は口蹄疫発生により、輸出はなく、現在、清浄国から50%以上が輸入され、輸出国でない日本が清浄国になる経済メリットはなくなっている。養豚経営者に対し、何が利益になるのか。
ワクチン接種事業は、国40億、県9千万、市町村9百万の補助金が使われる一方、生産者は1頭180円の費用負担をしてきた。現在は自主接種により1頭65円の費用で済む。これは行財政改革そのものである。
互助基金制度が整備されたので、心配いらないと言うが、ワクチン接種が行われていない状況で発生があれば、互助基金はすぐ枯渇する。さらに、殺処分された豚、糞尿は膨大な量で、その埋却、焼却処理は環境汚染の問題で不可能であり、いまだ解決方法は不明である。また、互助基金は永久的なものではなく、あくまでも一時的なものであり、保証制度としては不備である。鹿児島県の事例の際には、半年以上を経過して、支払いがなされた。
一方、家畜疾病経営維持資金というが、病気の発生がなければ、そもそも借り入れの必要はない。
発生時において、大規模農場、同一地域内の複数の農場で続発し、緊急のようだが困難な場合、緊急ワクチンの接種を行うとしているが、接種豚はすべて殺処分となるので、処理は不可能である。
国は、平成4年以降、国内での発生は確認されていないと言うが、昨年3月から9月に鹿児島県で5か所の発生があった。農水省は、未承認ワクチン接種によるウイルスに起因するとして、発生事例は疑似としたが、その疫学的証明が未解明である。当方は、独自に現地調査を行い、患者でないかと追求したが、「日本は発生源にすることはできなかった」と回答している。
自由貿易の拡大により、種豚生体輸入や飼料穀物の輸入により、国際的疫病もすべて侵入させた国家防疫の未熟さのため、国内生産者は疾病との戦いに苦勞している。
清浄国になったとしても、発生した場合、多くの人員と莫大な歳費を使つての

- 2 防疫指針案に掲げているとおり、関係機関及び
3 関係団体と協力し、発生農場が早期に経営再開で
8 きるよう、家畜伝染病予防法第58条の規定に基づ
く手当金、家畜防疫互助金等の早期交付その他の
必要な支援に努めることとしております。
- 〔留意事項について〕
6 消費・安全局長が別に定める留意事項について
は、これまでも案の段階で、公表しているところ
ですが（当省ホームページの牛豚等疫病小委員
会の配付資料を参照）、防疫指針の公表に併せ、公
表する予定です。
- 〔患畜等の処理について〕
7 昨年の鹿児島県での事例では、関係者の御協力
も得ながら飼養豚の化製処理が円滑に行われ、また
、本年の茨城県等における鳥インフルエンザ感
染事例でも、既存の市町村の一般焼却処理施設を
活用して焼却処分が行われたところです。
- 防疫指針案に掲げているとおり、都道府県は、
その所有者が患畜等の死体及び汚染物品の処理を
速やかに実施できるよう、あらかじめ市町村等と
協議を行い、その処理方法を検討することとされ
ています。今後とも、万が一の発生に備えた防疫
演習の実施や関係団体、関係部局等との連携を通
じて、円滑な処理が行われるよう体制整備に努め
ていくこととしておりますので、御協力をお願い
します。
- 〔輸入検疫について〕
8 平成12年10月の全国的なワクチン接種の原則
中止に伴って、韓国及びメキシコのワクチン接
種地域からの豚肉等の輸入停止措置を行い、ワ
クチンの一部接種が行われている現在も、全面的
なワクチン接種中止に向けた中途段階であるとの考
えに基づき、この措置を継続しています。ワクチ
ン接種の全面中止後においても、水際防疫を含め
た現行の措置を継続することによって国内の清浄
性を維持していくことが重要と考えています。
- 〔手当金について〕
9 家畜伝染病予防法に基づく手当金は、殺処分命
令等を受けた家畜を対象に支払われるものです（法
第58条）。したがって、と畜場でと畜後に発見さ
れた場合、すなわち家畜伝染病予防法に基づく殺
処分でない場合には、手当金は交付されません。
- 〔移動制限について〕
10 移動制限区域内の豚等本病をまん延させるおそ
れのあるものの移動はいったん制限されます。一
方で防疫上許容できる範囲内で移動制限区域内の
経済的な影響を過度に生じさせないための措置と
して、防疫区域については制限後14日目を以降、
監視区域については制限後7日目以降に実施する
検査により、本病のまん延のおそれのないと判断
された農場の豚については、と畜場への出荷を認
められることとしております。
- 〔排せつ物の取扱いについて〕
11 発生農場を除く移動制限区域内の農場の排せつ
物については、以下のすべての条件を満たす場合、
移動制限の例外として、処理施設、畑地等への移
動が認められます。なお、発酵等が終了した本病を
まん延させるおそれのない製品化された肥料につ
いては、移動制限の対象とはなりません。
① 家畜防疫員が環境保全上やむを得ないと認め
る場合
② 家畜防疫員が、臨床検査及び必要に応じて実
施する病性鑑定により、当該農場の家畜に異常
がないことを確認した場合
③ 移動に当たって、家畜防疫員の指示に従い、
適切な病原体拡散防止措置を講じるとともに、
その経過を確実に記録する場合
- なお、消毒等一定の措置が講じられていない発
生農場の排せつ物については、汚染物品として、
焼却、埋却又は消毒の措置が講じられることとな
ります。
- 〔経営再開への支援について〕
12 関係機関及び関係団体と協力し、発生農場が早
期に経営再開できるように、必要な支援に努めるこ
ととしています。
- 〔緊急ワクチンについて〕

殺処分は国益にならない。40年間養豚業界に利益をもたらした世界でも最優秀のワクチンのどこに欠陥があるのか。豚コレラ発生時、一部の接種により抗体陽性豚が散在し、清浄性の確認に混乱を来すというが、使用農場は絶対発生しないし、使用に当たっては許可を得ているので、発生は絶対考えられない。		13 大規模農場で本病が発生するなど、迅速な対応が困難な場合には、農場内でのウイルスの増殖を抑制することを目的に、患畜又は疑似患畜に対しても緊急ワクチン接種を行うこととしております。この場合、緊急ワクチン接種を行った患畜又は疑似患畜については、殺処分の対象となります。一方、周辺農場で緊急ワクチン接種を行った場合、当該農場で飼養されている緊急ワクチン接種豚については、一定の条件を満たした場合、と畜場への出荷を認めることができる旨、別に定める留意事項において規定することとしております。なお、発生農場であっても、発生豚舎と防疫上区分できる豚舎で飼養されている豚については、患畜又は疑似患畜とはならず、周辺農場で飼養されている豚と同様に取り扱われることとなります。
○豚肉輸入国の生産者としては、ワクチン接種を止めて、万一発生した際、当事者はもちろんのこと、風評被害等生産者全体に与える影響は大きいと考える。発生した場合、互助基金等で経営再開できるとされているが、事実上無理である。これ以上、国内生産を減らさないためにも、知事許可によるワクチン接種を継続させるべきである。	17	
○鳥インフルエンザなどで知るとおり、我が国でもいつ発生するか分からず、不安に感じる。ワクチン接種の全面中止に当たっては、感染、そして全頭とう汰等の状況が生じた場合には、再生産可能な補償制度と同時に、同様な保険制度の確立を前提として、全面中止にして欲しい。	2 17	
○近年、いろいろな疾病が複雑多様化するなか、事故率が上昇し、対応に苦慮しているが、豚コレラについては、ワクチン接種で100%防止できており、養豚経営を継続する上で、大きな安全安心となっている。ワクチン接種を継続することが防疫上の混乱を招いているわけではないし、国益を損なっているとは考えられない。昨年の鹿児島県の発生原因が未承認ワクチンであるならば、バイヤーやワクチンの製造元などを明らかにすべきである。疫学的に関連のない地域での発生もあることから、野外ウイルスの存在があったのではないかと。我が国の豚肉消費量の50%以上を輸入に頼る中で、いつ、いかなる形でウイルスが侵入するかもしれない。口蹄疫や鳥インフルエンザの発生もあり、国家防疫に対して生産者は安心できない。5〜10年というスパンでの発生がなければ、国内の清浄化は十分であるという考え方は早急すぎる。いったん発生すれば、豚肉相場も暴落することは明らかであり、養豚農家は苦境に立たされる。このことについて、国は何の補償も考えていない。生産者は豚や財産、生活を守るため接種継続を希望しているが、国は一方的に発生の懸念がないからという理由で中止し、発生があった場合には互助基金で対応しない、発生は自己責任、経営的には自らが対応すべき、と言うが、いかなるものか。パブリックコメントが政府の政策決定手続上の一段階に過ぎないような扱いでは、生産者の真の声が反映されない。本来、国は国内の生産者の意見を十分聞いた上で、政策立案し、国内の生産者を守るべき立場で、毅然として対応すべきである。我々の意見が具体的な政策、すなわちワクチン接種継続に反映するよう強く求める。全国検討会において、ワクチン全面中止は早急ではないかとの発言があったが、検討会でこのような発言があるにも拘らず、なぜ全面中止をするのか。専門家や検討会委員の見解が一致しての全面中止なのか。	1 2 3 8 17	[移動制限について] 14 移動制限区域内の飼料工場やと畜場（保留されている枝肉を含む）については、規制の対象となりますが、防疫指針案に掲げているとおり、入退場車両の消毒等の措置の徹底を図り、まん延防止に努めることが必要となります。 [家畜防疫互助事業について] 15 現行の家畜防疫互助基金については、今年度が事業対象年度の最終年度となっておりますが、生産者からの要望も強い事業であることから、来年度以降も継続できるよう努めてまいります。事業年度終了直前で発生があった場合であっても、関係機関及び関係団体と協力し、早期に豚の導入計画を立て、発生農場が早期に経営再開できるよう努めるとともに、仮に事業対象期間をまたいで豚の導入が行われた場合にも家畜防疫互助金を交付することとしております。 [豚コレラウイルスについて] 16 豚コレラの自然宿主は、豚といのししに限られております。平成12年10月の全国的なワクチン接種の原則中止以降、約5年が経過し、その間のワクチン接種率が4%程度（許可農場数割合）で推移しておりますが、全国的なサーベイランスから、鹿児島県の事例を除いて豚コレラの存在を示す結果は得られていないことを踏まえれば、我が国に野外ウイルスは存在しないと考えています。なお、このサーベイランスについては今後とも実施することとしております。 [家畜防疫互助事業について] 17 防疫指針案に掲げているとおり、関係機関及び関係団体と協力し、発生農場が早期に経営再開できるように、家畜伝染病予防法第58条の規定に基づく手当金、家畜防疫互助基金等の早期交付その他必要な支援に努めることとしております。
○発生した場合、売上金が入ってこなくなる一方、支払手形、借入金等の返済が滞り、経営が成り立たなくなる。金融機関へは「国が保証する」旨明記するとともに、ワクチン接種の全面中止に当たっては、国がすべて責任を持ち、損害を補償すべきである。昨年の鹿児島県での事例でも、互助基金の交付が遅れており、規模の大きな企業養豚はど潰れる。	5 17	昨年の鹿児島県での5例の豚コレラ分離事例についても、家畜伝染病予防法に基づく手当金及び家畜防疫互助基金に加入している農場に対する互助金の交付が行われ、いずれの農場も経営を再開されたと聞いております。

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

平成18年3月31日
農林水産大臣公表

【目次】

(前文)

第1 基本方針

- 1 発生予防
(1) 衛生管理の徹底(侵入防止)、(2) 早期発見・早期通報
- 2 殺処分等
- 3 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限
- 4 ワクチン

第2 防疫措置

- 1 異常豚の発見の通報から病性決定までの措置
(1) 異常豚の通報、(2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置、
(3) 都道府県畜産主務課の措置、(4) 動物衛生課の措置、(5) 病性の決定
- 2 病性決定時の措置
(1) 発表、(2) 防疫対策本部の設置、(3) 家畜防疫員の動員、
(4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣、(5) 公示、通報及び報告
- 3 発生農場における措置
(1) 一般緊急措置、(2) 殺処分、(3) 死体の処理、(4) 消毒等、
(5) 汚染物品の処理、(6) 人員の確保、
(7) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点、(8) その他
- 4 と畜場等の農場以外の場所で発見された場合の措置
(1) と畜場、(2) 家畜市場等、(3) 野生いのしし
- 5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限
(1) 移動の制限等、(2) 移動制限区域内における指導事項、(3) その他
- 6 疫学調査に基づく関連農場における措置
- 7 ワクチン
- 8 感染源及び感染経路の究明

第3 防疫対応の強化

- 1 危機管理体制の構築
- 2 試験研究機関等との連携
- 3 清浄性の維持確認のための調査
(1) 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定、(2) 種豚等の抗体保有状況調査、
(3) 野生いのししの調査、(4) 病性鑑定材料を用いた調査

(前文)

豚コレラは、豚コレラウイルスの感染によって起こる豚（いのししを含む。以下同じ。）の家畜伝染病である。一般的に、死亡率が高く、伝播力が強いことから、万一発生した場合には莫大な経済的被害が生じるほか、国あるいは地域ごとに豚、畜産物等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなる。このため、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾患の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。

かつて、本病は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理技術の向上及び1969年（昭和44年）に農林省家畜衛生試験場で開発された生ワクチンの実用化により、その発生は激減し、1992年（平成4年）を最後に本病の発生は確認されていない。

このため、1996年度（平成8年度）から、近年の発生状況、予防意識の向上等を勘案して、ワクチンを使用しない防疫体制を確立し、本病の完全な清浄化を達成することを目標に掲げ、段階的な撲滅対策を開始した。第1段階として、野外ウイルスの撲滅を目的としたワクチン接種の徹底と併せ、抗体調査等による本病発生の有無の確認を推進した。その結果、本病の発生が確認されなかったことから、1998年度（平成10年度）からは、第2段階に移行することとし、都道府県ごとにワクチンの接種等の対策の進捗状況を勘案し、順次、ワクチン接種中止地域として指定し、ワクチン接種を中止した。さらに、ワクチン接種中止地域の指定、野外ウイルスの動態、防疫体制の確立等の状況を踏まえ、2000年（平成12年）10月から、原則として全国的にワクチン接種を中止した。以降、約5年が経過しており、我が国に野外ウイルスは存在しないと考えられる。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染豚、汚染畜産物、船舶又は航空機の汚染厨芥、飼料、敷料、人等が考えられる。貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難であるが、病原体の侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局（OIE）が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置がとられている。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行うこととする。

また、農林水産省消費・安全局長は、本指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に当たっての留意事項を別に定めるものとする。

第1 基本方針

本病の防疫対策は、第一に病原体の侵入を防止すること、第二に本病が発生した場合にはその被害を最小限に抑えることが基本となる。このため、国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。

関係者にあつては、本病の防疫措置の重要性を十分認識し、すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の強化を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう、危機管理体制を構築しておくことが必要である。

1 発生予防

(1) 衛生管理の徹底（侵入防止）

本病は、一般に、感染した豚又は本病の病原体に汚染された排せつ物、飼料、ねずみ等の野生動物、人、飼養管理に必要な器具若しくは車両等との接触により感染する。このため、都道府県は、獣医師及び関係団体と連携し、豚の所有者（管理者を含む。以下同じ。）に対し、本病の発生の予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、的確な発生予防措置が講じられるよう、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守による豚の適切な衛生管理の方法について助言又は指導を行う。

また、豚の出荷及び導入、農場への人及び車両の入退出等を記録した衛生管理簿を整備し、保存するよう指導するほか、畜産物を含む食品残さを給与している豚の所有者に対し、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、豚の飼養場所と完全に隔離することについて指導し、これらの衛生管理の状況につき、法第51条の規定に基づく立入検査、巡回指導、獣医師からの報告等により定期的に確認する。

さらに、飼料供給関係者に対し、飼料製造施設、飼料中継基地等飼料関係施設での入退出時の車両等の消毒に努めるとともに、車両運行記録を整備し、保存すること、と畜場関係者及び家畜市場関係者に対し、関係施設での入退出時の車両等の消毒並びに出荷豚積降し場所及び係留場所の消毒に努めるとともに、出荷豚又は上場豚に係る記録を整備し、保存することについて指導する。

(2) 早期発見・早期通報

本病は、急性型のほか、経過が長い慢性型等多様な病型を示すほか、第2の1の（1）のAからクまでに掲げる臨床症状を示さない場合もある。家畜防疫員は、豚の所有者に対し、日常の健康観察を徹底するよう指導するとともに、豚の所有者及び獣医師に対し、通常と異なる何らかの異常を確認した場合には、直ちにその旨を家畜保健衛生所に通報するよう指導し、又は依頼する。

2 殺処分等

(1) 本病が発生した場合は、法第17条の規定に基づく患畜及び疑似患畜（以下「患畜等」という。）の殺処分、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある。このようなまん延防止措置は、原則として豚又はその死体等の所有者が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊急の必要がある場合は、法の規定に基づき、家畜防疫員自らがこれらのまん延防止措置を実施する。

(2) 患畜等の死体及び汚染物品は発生地（患畜等の所在する場所を含む。以下同じ。）において焼却、埋却又は消毒をすることを原則とするが、その数量、現地の地形等によって発生地で実施困難な場合は、適切な消毒の実施等病原体の拡散防止に万全を期しつつ、他の場所（化製場を含む。）に運搬し、焼却、埋却又は化製をする。このため、都道府県は、その所有者が患畜等の死体及び汚染物品の処理を速やか

に実施できるよう、あらかじめ市町村等と協議を行い、その処理方法を検討するとともに、焼却、埋却等の場所の確保に努めるよう指導及び助言を行う。また、都道府県及び市町村は、関係機関及び関係団体と連携して、本病の集団発生等により多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、焼却、埋却又は化製が可能な施設のリストアップ、発生時の相談窓口の確認及び事前説明並びに関係団体等が行う患畜等の死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努める。

3 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

豚及びその死体等の移動の制限並びに家畜集合施設における催物の開催等の制限は、本病のまん延防止を図る上で極めて重要な防疫措置であり、関係者の理解と協力を得て効果的に実施する。

移動の制限等の規制は、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、都道府県知事が規則を定めて行うことを原則とするが、制限が広範囲の地域に及ぶ場合等必要があるときは、農林水産大臣が都道府県知事に対し、これらの規制措置を実施すべき旨を指示し、又は法第32条第2項の規定に基づき、自ら区域を指定し、豚及びその死体等の移動を制限する。

4 ワクチン

- (1) 本病の現行のワクチンは、感染を防御する能力を有するほか、その効果が接種後短期間で現れること、その性状から野外ウイルスと識別可能であること等の優れたワクチンとされている。しかしながら、ワクチンを接種した豚については、本病の抗体検査において、その抗体が野外ウイルスの感染によるものか、ワクチン接種によるものかを識別できず、野外ウイルスの感染を隠匿する可能性がある。このため、我が国における本病の防疫措置としては、早期の発見と患畜等の迅速な殺処分により、短時間のうちに制圧することが最も効果的な方法である。

しかしながら、万が一、大規模農場で本病が発生し、又は同一の防疫区域内の複数の農場で本病が続発し、発生農場の患畜等の迅速な処分が困難となり、又は困難になるおそれがあると判断される場合には、法第31条の規定に基づくワクチンの使用を検討することとなるが、都道府県は、ワクチンの使用に当たっては、事前に農林水産省と協議し、計画的な接種を行うことが必要である。

- (2) 農林水産大臣は、ワクチン及び注射関連資材の備蓄に努めるとともに、ワクチン接種の実施に当たっては、法第49条の規定に基づき、これらを都道府県に譲与し、又は貸し付ける措置を講ずる。また、都道府県は、緊急時の防疫資材の入手方法等を検討するとともに、初動防疫に必要な資材の備蓄に努める。

第2 防疫措置

1 異常豚の発見の通報から病性決定までの措置

(1) 異常豚の通報

本病の臨床症状を示す異常豚の発見から防疫対応に至るまでの初動防疫を迅速に実施することが、本病のまん延を防止する観点から極めて重要である。したがって

、都道府県は、豚の所有者に対し、常日頃から飼養豚の状態を観察し、次に掲げる臨床症状が通常以上の頻度で見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見・早期通報に努めるよう指導する。

- ア 発熱、元気消失、食欲減退
- イ 便秘、下痢
- ウ 結膜炎（目やに）
- エ 歩行困難、後軀麻痺、けいれん
- オ 耳翼、下腹部又は四肢等の紫斑
- カ 削瘦、被毛粗剛（いわゆる“ひね豚”）
- キ 異常産の発生
- ク アからキまでに掲げる臨床症状のいずれかを伴う死亡

(2) 家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置

豚の所有者又は獣医師から通報を受けた家畜防疫員及び管轄の家畜保健衛生所（以下「管轄家畜保健衛生所」という。）は、次に掲げる対応を行う。また、法第5条、第31条又は第51条の規定に基づく検査時に家畜防疫員が異常豚を発見した場合にあっても、これに準じて措置する。

ア 通報を受けた家畜防疫員は、異常豚の臨床症状、臨床症状の初発時期、臨床症状を示す豚の月齢及び頭数、当該農場の飼養頭数、飼養豚の移動状況等を聴き取り、記録し、緊急的な措置について次に掲げる指導等を行う。

(ア) 異常豚の所有者に対する指導事項

- a 豚コレラという極めて悪性の伝染病に似ていることを十分に説明すること。
- b 農場内のすべての豚を隔離すること。
- c 農場の出入口を必要最小限に限定し、人及び車両の入退出を制限すること。
- d 農場の出入口及び豚舎の出入口に消毒槽を設置すること。ただし、既に設置されている場合には、消毒液を取り替えること。
- e 第1の1の(1)の衛生管理簿を整理すること。

(イ) 異常豚を診断し、又は検案した獣医師に対する依頼事項

- a 家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、(ア)のbからdの事項が遵守されるよう助言し、及び指導すること。
- b 豚房ごとに臨床症状を観察し、記録し、症状の重篤な豚について体温測定を実施すること。
- c 当該農場を退出する場合には、退出前に、身体、衣服、眼鏡その他の携行用具の消毒並びに車両の洗浄及び消毒を行い、直ちに帰宅するとともに、帰宅後は、更に車両、携行用具、衣服等の消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。
- d 異常豚が本病でないと判明するまでは、他農場への出入りを自粛すること。やむを得ず他農場へ入場する場合には、入場日時、経路等について確実に記録すること。

イ 通報を受けた家畜防疫員は、管轄家畜保健衛生所長に当該通報について報告し、都道府県畜産主務課にアの聴取りの内容、農場立入予定時刻等について連絡する。

- ウ 管轄家畜保健衛生所長は、イの報告を受けた後、直ちに家畜防疫員に必要な用具を携行させ現地に急行させるとともに、当該農場に立ち入る家畜防疫員、管轄家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の間の連絡担当者の設置並びに現地周辺の豚の飼養状況等の関連資料の準備を行う。
 - エ 家畜防疫員は、現地到着後、原則として車両を農場の外に置いて、防疫衣を着用し、現地に携行した用具をもって農場内に入る。
 - オ 家畜防疫員は、臨床検査及び直近の他農場からの豚の導入状況等の疫学調査を行い、症状の重篤な豚及びこれと同居している複数頭（30頭以上）の豚について体温測定を行う。
 - カ オの検査により、本病が否定できない場合には、家畜防疫員は次に掲げる対応を行う。なお、本病が否定される場合にも（ア）の連絡を行い、必要に応じて、（ウ）に準じた対応を行う。
 - （ア）オの検査及び調査の結果並びに判断の根拠をウの連絡担当者に連絡する。連絡担当者は、管轄家畜保健衛生所長に報告し、確認の上、都道府県畜産主務課に連絡する。
 - （イ）異常豚の所有者に対し、（5）の病性鑑定の結果が出るまでの期間、アの（ア）のbからdまでの事項を遵守するよう再度指導する。
 - （ウ）必要な病性鑑定用材料を採取し、材料採取後は病性鑑定を行う家畜保健衛生所へ運搬する旨連絡し、病原体の拡散防止に留意しつつ、当該材料を病性鑑定を行う家畜保健衛生所へ運搬する。
 - （エ）病性鑑定用材料搬出後、速やかに6の関連農場を特定するための疫学調査を実施する。
 - キ カの（ア）の本病を否定できない旨の報告を受けた管轄家畜保健衛生所長は、ウの関連資料の整理、2の（2）のアの現地対策本部の設置の準備等初動防疫の実施に向けた準備を行う。
- （3）都道府県畜産主務課の措置
- ア （2）のイの連絡を受けた場合には、患畜等の発生の場合を想定し、各家畜保健衛生所等との緊急連絡体制、初動防疫に必要な家畜防疫員等の人数及び防疫資材の調達計画等を確認し、病性鑑定を行う家畜保健衛生所に必要な器具及び器材の準備を行うよう連絡する。
 - イ （2）のカの（ア）の本病を否定できない旨の連絡を受けた場合には、各家畜保健衛生所等に、必要な家畜防疫員の待機を指示するとともに、2の（2）のアの都道府県対策本部の設置の準備を行う。また、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に、異常豚及びその飼養農場の状況、現地周辺の豚の飼養状況等について連絡する。なお、本病が否定される旨の連絡を受けた場合には、否定されると判断する根拠について、十分に確認する。
- （4）動物衛生課の措置
- ア （3）のイの本病を否定できない旨の連絡を受けた場合には、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に連絡するとともに、臨床症状、疫学調査等の診断の参考となる情報の収集、防疫措置の実施又は準備等の状況を確認し、都道府県畜産主務課に必要な指

示を行う。

イ 2の(2)のアの中央対策本部の設置の準備を行うとともに、動物医薬品検査所、動物検疫所等に連絡し、協力体制の準備を依頼する。

ウ 都道府県畜産主務課に周辺の豚の飼養状況を確認し、7のワクチンの接種が想定される場合には、ワクチン及び注射関連資材の必要数量、受渡し方法等について検討し、関係機関に連絡する。

(5) 病性の決定

ア 病性鑑定を行う家畜保健衛生所は、(2)のカの(ウ)の材料の到着後直ちに病性鑑定を実施し、病性鑑定終了後直ちに、管轄家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

イ アの連絡を受けた管轄家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課は、臨床検査、疫学調査等の結果も踏まえ、当該病性鑑定の結果について検討する。なお、都道府県畜産主務課は、必要に応じて、動物衛生課に協議し、また、協議を受けた動物衛生課は、必要に応じて、動物衛生研究所及び専門家の意見を聴く。

ウ アの病性鑑定により本病が否定できない場合であって、動物衛生研究所で病性鑑定を実施する必要がある場合には、動物衛生課は、その旨動物衛生研究所に連絡し、搬入すべき材料、必要な疫学情報等について確認し、その結果を都道府県畜産主務課に連絡する。

エ イの検討結果を踏まえ、原則として、家畜防疫員が次の(ア)から(ウ)までに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜(法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。)の決定を行う。

(ア) 患畜

抗原検査において陽性とされた豚

(イ) 疑似患畜

- a 患畜と同一農場(飼養管理形態等により、家畜防疫員が患畜が飼養されている豚舎と防疫上区別することが可能と判断した豚舎を除く。以下同じ。)で飼養されている豚
- b 過去一定期間(患畜又はその他の家畜が異常を示した日を起算日とする14日以上)の期間で、疫学調査に基づき、農場内に本病の病原体が存在していたと推定される期間。以下同じ。)内に発生農場で飼養されていた豚
- c 過去一定期間内に患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚
- d その他家畜防疫員が臨床検査、疫学調査又は病性鑑定により患畜である疑いがあると判断した豚(野外ウイルスに対する抗体であることが否定できない抗体が検出された豚を含む。)

(ウ) 患畜となるおそれがある家畜

- a 家畜防疫員が、患畜が飼養されている豚舎と防疫上区別することが可能と判断した豚舎で飼養されている豚
- b 疑似患畜と同一農場で飼養されている豚及び過去一定期間内に疑似患畜と同一農場で飼養されていた豚
- c 過去一定期間内に疑似患畜と同一農場で飼養されていた豚と同居している

豚

- d 過去一定期間内に疑似患者から採取された精液を用いて人工授精を行った豚
- e 過去一定期間内に発生農場に豚を出荷した農場の豚及び過去一定期間内に患者に人工授精を行った精液を採取した豚
- f その他家畜防疫員が臨床検査、疫学調査又は病性鑑定により患者となるおそれがある家畜と判断した豚

2 病性決定時の措置

(1) 発表

- ア 発表内容は、あらかじめ定めた様式を参考に、動物衛生課と都道府県畜産主務課とで調整する。
- イ 発表に先立ち、発表の概要、今後の防疫の対応方向等について、動物衛生課は地方農政局及び関係府省庁の担当部局等関係機関に、都道府県畜産主務課は動物衛生課と調整した上で、都道府県食品衛生担当部局等関係機関、関係市町村及び関係団体に連絡し、防疫活動についての協力を依頼する。
- ウ 発表は、農林水産省と都道府県とがそれぞれ行う。この場合、農林水産省と都道府県は、あらかじめ整備している情報提供ルートに沿って発表内容を関係者に周知する。
- エ 動物衛生課及び都道府県畜産主務課に広報担当者を置く。
- オ 新たな発生、移動の制限等の事実関係は、必要に応じ、その都府県新聞社、テレビ局等の報道機関に資料を配布するほか、定期的に広報用資料を作成し、関係者に配布する。

(2) 防疫対策本部の設置

- ア 管轄家畜保健衛生所等に豚コレラ現地防疫対策本部（以下「現地対策本部」という。）を、本病の発生都道府県に豚コレラ都道府県防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）及び農林水産省に豚コレラ中央防疫対策本部（以下「中央対策本部」という。）をそれぞれ設置する。
- イ 各対策本部の設置を公表し、現地対策本部においては、必要に応じ、あらかじめ定めた様式を参考に、本病の概要、留意点等を記載した文書を作成し、関係者に配布する。関係機関及び関係団体には、対策本部を設置した旨を連絡し、防疫活動についての協力を要請する。

(3) 家畜防疫員の動員

都道府県畜産主務課及び管轄家畜保健衛生所は、必要な人数の家畜防疫員に対して集合を命じ、その他の家畜防疫員についても当分の間（約2週間）、その所在を把握する。その後の発生状況等に応じて、本病が発生した都道府県の家畜防疫員では対応が困難と判断される場合には、動物衛生課に対して、不足人数、派遣要請期間及び予定活動内容を連絡し、他都道府県の家畜防疫員及び関係機関の人員の派遣について調整を依頼する。

(4) 農林水産省等からの防疫専門家の派遣

動物衛生課は、必要に応じ、動物衛生研究所、動物医薬品検査所、動物検疫所等

関係機関の協力を得て防疫の専門家を発生都道府県に派遣し、防疫に関する技術的助言を行う。

(5) 公示、通報及び報告

都道府県は、法第13条第4項の規定に基づき本病の発生を公示するとともに、関係機関に通報及び報告を行う。

3 発生農場における措置

(1) 一般緊急措置

ア 現地対策本部は、現地対策本部長等を総括責任者として定め、業務分担及び指揮命令系統を明らかにしておく。

イ 家畜防疫員は、豚の所有者に対し、本病の概要、法の趣旨、所有者の義務、都道府県等の協力量針、法第52条の2の規定により行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てに制限がある旨等について説明を行う。

ウ 患畜等の殺処分、死体の処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は、殺処分予定頭数、殺処分の方法、死体の処理方法、家畜共済及び家畜防疫互助事業への加入の有無、消毒面積等の防疫措置に必要な事項について現地対策本部に確認し、指示を受ける。

エ 農場の外部の見やすい場所に発生 の標示と立入禁止の掲示を行い、門を閉じるか綱を張るなどし、出入口を必要最小限に限定する。当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。

オ 病原体に汚染するおそれのあるすべてのもの（庭及び道路を含む。）に十分な消毒液を散布する。この場合において、豚の飼養管理等に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。

カ からす、ねずみ等野生動物を駆除するとともにその侵入防止対策を講じる。

(2) 殺処分

ア 1の(5)のエの(ア)の患畜及び(イ)の疑似患畜については、法第17条の規定に基づき都道府県知事による殺処分命令を行う。

イ 法第58条第4項に定める評価人の現地到着を待って、殺処分予定畜の評価を行う。評価人は、評価を行う場合には、防疫衣を着用し、病原体の拡散防止に細心の注意を払う。

ウ 家畜防疫員は、殺処分に先立って、評価人の評価に基づき、へい殺畜等手当金交付規程（昭和32年2月11日農林省告示第119号）別記様式第2号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成し、殺処分を進める。手当金交付の適正を期すため、個体（肥育豚にあっては、群ごとの代表的な個体）ごとに写真を撮影しておく。

エ 殺処分を行う場所は、豚舎内又はその後の死体処理に便利な場所のいずれでも良いが、公衆の目に触れない適当な場所を選定する。

オ 豚舎外で殺処分を行う場合には、柵等を用意し、又は十分な保定を行い、豚の逃亡を防止する。

カ 殺処分は、発症豚に対して優先的に行い、薬殺、電殺等の方法により迅速に行

う。なお、迅速な殺処分又は死体の処理が困難と判断される場合には、発生農場において、7によりワクチン接種を実施し、本病のまん延を防止することができる。

(3) 死体の処理

ア 法第21条の規定に基づき、家畜防疫員の指示の下、原則として、発生農場又はその付近において焼却又は埋却を行う。

イ アの用地の確保が困難な場合には、原則として、殺処分後、適当な焼却場所若しくは埋却場所までコンテナ車両を用いるか、不浸透性のシートで包み運搬して処理するか、又は十分な処理能力を有し、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第17条の基準に適合する化製場において化製する。

ウ 運搬に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 積み込み前後に車両表面全体の消毒を行う。

(イ) コンテナ車両がない場合は、床及び側面を1枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部もシートで覆う。

(ウ) 車両には、消毒液を搭載するとともに、死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。

(エ) 運搬後は、車両及び資材につき、(5)に準じて直ちに焼却、埋却又は消毒を行う。

エ 焼却又は埋却をする場合は、規則別表第2の基準により行うが、場所の選定に当たっては、所有者及び関係者と事前に十分協議する。埋却の場合は、地質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を関係機関と協議する。焼却の場合は、火災予防に留意し、消防署等と協議する。

オ 化製する場合は、運搬車両から原料搬入口までシートを敷き詰める、原料置場と製品置場とを隔てて設置する等により汚染防止に留意し、消毒実施状況を確認するため、設備及び資材の消毒が終了するまでの間、家畜防疫員が立会いを行う。

(4) 消毒等

ア 消毒は、その対象物に応じ、規則別表第2の基準により行う。

イ 患畜等の所在した豚舎については、当該患畜等の処分後直ちに不要な器具及び器材の撤去、除糞並びに敷料搬出を行った後、清掃し、洗浄及び消毒を実施する。散布した消毒液は少なくとも24時間放置後洗浄し、再度消毒液を散布し、さらに1週間後に消毒液を散布する。

ウ 豚舎周囲の土地については、乾燥している場合には石灰乳（1平方メートル当たり3リットル）を散布し、湿潤している場合には消石灰（1平方メートル当たり400グラム）又はさらし粉（1平方メートル当たり200グラム）を粉剤のまま一面に散布する。

エ 貯留している尿又は汚水溜については、さらし粉を0.5%濃度にして散布し、攪拌する。

(5) 汚染物品の処理

ア 原則として、発生農場の次に掲げる物品を汚染物品とする。

(ア) 過去一定期間内に患畜等から採取された精液

- (イ) 過去一定期間内に患畜等から排せつされた糞尿（敷料を含む。）
 - (ウ) 過去一定期間内に飼養管理に用いた車両及び器具
 - (エ) 防疫作業に用いた車両及び器具
 - (オ) その他家畜防疫員が本病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあると認めた物品
- イ 家畜防疫員は、法第23条の規定に基づき汚染物品の所有者に対し、焼却、埋却又は消毒を行うよう指示する。
- (6) 人員の確保
- ア 現地における防疫措置に必要な人員は、現地対策本部が、関係機関及び関係団体の協力を得て確保する。
- イ 防疫措置の遅延によりまん延の拡大が見込まれる場合には、発生都道府県は、動物衛生課の調整の下、他都道府県の家畜防疫員等の派遣要請を行う。
- ウ 想定を超える大規模な発生があり、ア及びイによる対応では十分な防疫措置が講じられず、まん延の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、事前に自衛隊災害担当窓口に対し、発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する等の手続を行い、動物衛生課に連絡の上、都道府県知事から自衛隊への派遣要請を行う。
- (7) 防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点
- ア 入場時は消毒済みの作業着、長靴等を着用する。
- イ 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時着用した作業着等を脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行う。場内で着用した作業着等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した後持ち帰る。
- ウ 農場の出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に実施できるよう配慮する。
- エ 帰庁（宅）後、移動に利用した車両の消毒、着用していたすべての衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。
- オ 防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の豚に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、事前に家畜防疫員の指導を受け、エの措置を再度実施する。なお、防疫従事者の確保に当たっては、あらかじめ、豚の飼養の有無を調べ、豚を飼養している場合は、本病のまん延防止の観点から、直接防疫業務に当たらせないなど慎重を期する。
- (8) その他
- ア 都道府県畜産主務課は、管轄家畜保健衛生所、動物衛生課、関係機関及び関係団体と協力し、発生農場が早期に経営再開できるよう、法第58条の規定に基づく手当金、家畜防疫互助金等の早期交付その他必要な支援に努める。
- イ 発生農場へ豚を再導入する場合には、5の（1）のイの制限期間の終了後、豚舎の構造を考慮して、豚房に偏りのないよう、抗体陰性の豚を導入し、40日間飼養し、その期間は当該豚の移動を自粛するよう指導する。更に、当該期間において、臨牀的に異常を示した豚については、必要な病性鑑定を行う。当該期間終了後、飼養豚のうち無作為に抽出した一定頭数が抗体陰性であることを確認し、移動の自粛を解除する。

4 と畜場等の農場以外の場所で発見された場合の措置

(1) と畜場

ア と畜場において、と畜場法(昭和28年法律第114号)第14条の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査において本病発生の疑いがあると判断された場合には、直ちに家畜保健衛生所に連絡するよう、都道府県は事前に関係機関に周知する。

イ アの連絡を受けた家畜保健衛生所は、当該豚及び当該豚と同一農場から出荷された豚を、法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜として、一定の区域外へ移動させてはならない旨を指示し、当該豚を出荷した農場については、1の(2)に準じた防疫措置を行う。

ウ 病性鑑定の結果、当該豚が本病の患畜等と診断された場合には、当該豚、必要に応じて当該豚と同一農場から出荷された豚について、原則として場所を移動せずに殺処分を行い、3の(3)に準じた防疫措置を行う。

エ 当該と畜場及び関連施設については、必要に応じて、法第25条の規定に基づく消毒を実施する。

オ 当該豚が本病の患畜等と診断される前に、と畜場で当該豚と同居した後に農場に返送された豚については患畜となるおそれがある家畜としての防疫措置を実施する。

(2) 家畜市場等

上場豚又は出品豚(以下単に「上場豚」という。)が本病の患畜等と診断された場合には、当該家畜市場等の他の上場豚は患畜となるおそれがある家畜としての防疫措置を実施するとともに、患畜等と診断された上場豚を飼養していた農場を発生農場として取り扱い、当該農場を中心としたまん延防止措置を講じる。

なお、家畜市場等の発見場所については、法第25条の規定に基づく消毒を実施する。

(3) 野生いのしし

野生いのししで本病の感染が認められ、当該いのししの生息地域周辺の農場へのまん延のおそれがある場合には、都道府県畜産主務課は、飼養豚への緊急ワクチン接種を含めた防疫対応について、動物衛生課と協議する。

5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限

都道府県は、患畜等の発生を確認し、本病のまん延を防止するため必要があるときは、防疫区域と監視区域(以下「移動制限区域」という。)に区分し、法第32条第1項、第33条及び第34条の規定に基づき、移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限を行う。

(1) 移動の制限等

ア 区域の範囲

(ア) 原則として、発生農場を中心とした半径3km以内の区域を防疫区域、防疫区域に外接する発生農場を中心とした半径10km以内の区域を監視区域として定める。

(イ) 範囲の設定については、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道等その他

境界を明示するのに適当なものに基づき定める。

イ 制限期間

発生の確認後速やかに規制し、その制限期間は、原則として、最終発生に係る防疫措置の完了後、防疫区域にあつては30日以上、監視区域にあつては14日以上とし、それぞれ発生状況、30日目以降又は14日目以降に実施する清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

ウ 制限内容

(ア) 豚及びその死体並びに移動制限区域内で採取された精液及び受精卵、使用された飼養管理器具、敷料、飼料、排せつ物等の本病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止する。

(イ) 家畜市場その他豚を集わせる催物の開催を中止する。

(ウ) 人工授精を中止する。

エ 制限の例外

本病の発生状況、搬出・搬送・搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置の状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、次により制限の例外を設けることができる。

(ア) 防疫区域については制限後14日目以降、監視区域については制限後7日目以降、疫学調査、臨床検査及び必要に応じて実施する病性鑑定により、家畜防疫員が本病のまん延のおそれがないと判断した農場の豚のと畜場への出荷

(イ) 次に掲げるすべての条件を満たす場合における死体、敷料又は排せつ物の処理施設、畑地等への移動

a 家畜防疫員が環境保全上やむを得ないと認める場合

b 家畜防疫員が、臨床検査及び必要に応じて実施する病性鑑定により、当該農場の家畜に異常がないことを確認した場合

c 移動に当たって、家畜防疫員の指示に従い、適切な病原体拡散防止措置を講じるとともに、その経過を確実に記録する場合

(ウ) 豚の所有者が、自農場の臨床的な異常がない豚から採取した精液を用いて、自ら行う人工授精の再開

(エ) 豚の所有者が、移動制限区域以外で飼養されている豚から採取された精液を用いて、自ら行う人工授精の再開

(オ) その他家畜防疫員が本病の病原体をまん延させるおそれがないと認めた場合

(2) 移動制限区域内における指導事項

家畜防疫員は、移動制限区域内において、次に掲げる事項について関係者への指導を行う。

ア 豚の飼養場所への畜産関係者の出入りの自粛及び入退場時の消毒

イ 飼料運搬時の運搬車の消毒、運搬経路の検討、飼料受渡し場所の制限等の病原体の拡散防止措置及び運搬経路の記録

ウ 獣医師が豚の診療を行う場合の最小限の器具及び薬品の携行、農場入退場時の身体、器具、車両等の消毒、消毒又は廃棄が容易な診療衣、診療器具等の着用又は使用、診療車両の農場敷地内への乗入れ自粛等の病原体の拡散防止措置並びに

診療経路の記録

- エ 死亡獣畜取扱場、化製場及びと畜場における入退場車両の消毒
- オ アからエまでの事項を履行するための移動制限区域境界付近及び移動制限区域内における共同車両消毒施設の設置
- カ 野生いのししと豚の接触が想定される地域にあっては、接触防止のための豚舎出入口の囲障の設置等

(3) その他

- ア 移動制限区域については、その設定に関し、その都府県関係機関及び関係団体に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報し、その境界の主要道路にその旨を標示する。
- イ 制限の履行の監視及び共同車両消毒施設の円滑な運用を図るため、運送業者等への連絡を行うほか、関係機関及び関係団体の協力を得る。
- ウ 豚の所有者に対して、(1)のイの制限期間中、法第52条の規定に基づき、定期的に死亡頭数等の状況を報告するよう求めるとともに、必要に応じて、立入検査等を実施する。

6 疫学調査に基づく関連農場における措置

- (1) 都道府県は、発生農場の疫学調査を行い、発生農場と関連のある次に掲げる農場について、飼養豚の死亡頭数の状況等異常の有無を確認する。また、必要に応じて、獣医師、関係機関、関係団体等の協力を得て、立入検査等を実施する。
 - ア 過去一定期間内の発生農場からの出荷先農場。ただし、発生農場が精液を販売していた場合には販売先農場、家畜市場に上場していた場合には当該上場豚購入農場
 - イ 過去一定期間内の発生農場の導入元農場。ただし、発生農場が精液を購入していた場合には販売元農場、家畜市場から購入していた場合には当該導入豚出荷農場
 - ウ 防疫区域内に所在する農場
 - エ 発生農場に定期的に入退場する人及び車両が関係する農場
 - オ 監視区域内に所在する農場
 - カ 過去一定期間内に発生農場から家畜市場に上場があった場合には、当該家畜市場上場豚購入農場
- (2) 家畜防疫員は、1の(5)のエの(ウ)の患畜となるおそれがある家畜について、法第14条第3項の規定に基づき、14日以上期間、当該家畜を当該農場外へ移動させてはならない旨を指示するとともに、当該期間中、飼養豚の死亡頭数の状況等異常の有無を確認し、必要に応じて、立入検査等を実施する。
 - 14日目以降に実施する立入検査等の結果、当該家畜が患畜となるおそれがある家畜ではないと判断された場合には、移動させてはならない旨の指示を解除する。

7 ワクチン

- 都道府県知事は、原則として、大規模農場で本病が発生し、又は同一の防疫区域内の複数の農場で本病が連続し、発生農場の飼養豚の迅速なうたがが困難となり、又は

困難になるおそれがあると判断される場合に、法第31条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施する。農林水産大臣は、必要に応じ、法第47条の規定に基づきワクチン接種を実施すべき旨を指示する。

- (1) ワクチン及び注射関連資材の備蓄場所は、原則として、動物検疫所その他必要な場所とし、発生時に必要に応じて発生地域を含む関係都道府県の施設等に運搬する。
- (2) 動物衛生課は、発生状況等を踏まえ、ワクチンの使用を検討する。動物衛生課からワクチン接種指示の連絡を受けた都道府県畜産主務課は、接種地域、接種頭数等について、動物衛生課と協議する。
- (3) ワクチン及び注射関連資材は、法第49条の規定に基づき都道府県に譲与し、又は貸し付ける。当該都道府県畜産主務課は、譲与又は貸付けの申請書及び受領証を動物衛生課に提出する。
- (4) ワクチン接種は、原則として、譲与され、又は貸し付けられたワクチンの用法及び用量に従い、法第31条の規定に基づき、家畜防疫員が迅速かつ計画的に実施する。注射事故があった場合には、速やかに動物衛生課に連絡し、その指示に従う。都道府県畜産主務課は、ワクチン接種後、ワクチンの使用状況等について、動物衛生課に連絡する。
- (5) 都道府県畜産主務課は、ワクチン接種を実施した豚（以下「接種豚」という。）について、規則第13条の規定に基づき標識を付し、接種豚を飼養する農場については、法第32条第1項の規定に基づき、その移動を制限するとともに、すべての接種豚が処分等されるまでの間、家畜防疫員による定期的な検査等の監視を行う。

8 感染源及び感染経路の究明

本病の感染源及び感染経路を究明し、発生予防に資するため、都道府県畜産主務課は、動物衛生課と連携し、動物衛生研究所等の協力を得て、発生農場及び関連農場における調査を基礎とし、家畜、人、車両及び物品の移動、畜産物を含む食品残さ等の飼料の利用、野生動物との接触の可能性等を網羅的に調査する。

農林水産省は、これらの調査の結果に基づく専門家からの助言を踏まえ、感染源及び感染経路の究明に努める。

第3 防疫対応の強化

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要となる。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、農林水産省、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制の構築に努める。

また、都道府県は、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、隣接都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打ち合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2 試験研究機関等との連携

本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集やより効果的な防疫手法の開発が重要であり、こうした観点から、社会的、経済的側面にも配慮しつつ本病病態解明の研究を積極的に推進していくことが必要である。このため、農林水産省は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。

また、本病は、世界各国で発生が見られることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、農林水産省は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局（OIE）その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

3 清浄性の維持確認のための調査

本病の清浄性の維持確認のため、都道府県畜産主務課は、次に掲げる調査を実施する。

(1) 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

原則として毎年度1回、当該都道府県内のすべての農場について立入検査等を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

(2) 種豚等の抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚については、当該検査のために採材される血液を用いた抗体保有状況調査を実施する。その他の豚のうち、畜産物を含む食品残さを給与されている豚及びワクチン接種歴のある豚と同居している豚を含む繁殖候補豚、肥育豚等の一定頭数について、抗体保有状況調査を実施する。

(3) 野生いのししの調査

関係機関、関係団体等の協力も得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、検体を収集し、本病感染の有無を調査する。

(4) 病性鑑定材料を用いた調査

原則として、家畜保健衛生所における豚のすべての病性鑑定事例において、本病の抗原検査又は抗体検査を実施する。

資料 78

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日、17 消安第 11229 号）【抜粋】

「6 病性鑑定について」

別紙「豚コレラの診断マニュアル」

豚コレラウイルスはフラビウイルス科ペスチウイルス属の一種で、同属の牛ウイルス性下痢ウイルス（BVDV）やボーダー病ウイルス（BDV）と抗原的及び構造的に非常に類似している。豚コレラ（以下「本病」という。）に罹患した豚の臨床症状や剖検所見はウイルス株の違いや宿主である豚によって極めて多様である。BVDV や BDV といった反すう動物のペスチウイルスが豚に胎子感染した場合、豚コレラと区別しがたい臨床症状を生じることもある。

本病は豚の発育ステージに関係なく伝染し、発熱、うずくまり、食欲減退、鈍麻、虚弱、結膜炎、便秘に次いで下痢、歩様蹣跚を主徴とする。発症後数日経つと耳翼、腹部、内股部に紫斑を生じる場合もある。急性経過の場合は 1 週から 2 週以内に死亡する。臨床的に症状を示さないで突然死亡する場合は本病の症状はみられない。

ウイルス株の違いと同様に、豚の月齢や状態によっては、亜急性又は慢性経過となる場合があり、死亡までの経過は 2 週から 4 週、時として数か月となることがある。慢性経過では、発育の遅延、食欲不振、間欠発熱や間欠性の下痢がみられる。先天性持続感染（遅発感染）では数か月間も気付かれることなく、群れの子豚の一部にみられる。臨床症状に特徴はなく、発熱を伴わずに消耗していく。ウイルス特異抗体は産生されず、ウイルスが血液中にみられる免疫寛容の状態となっている。慢性感染や遅発感染した豚は必ず死亡し、農場内の死亡率がわずかに上昇することとなる。本病は免疫系に影響を及ぼし、発熱前の白血球減少症がよくみられ、そうした免疫抑制によって複合感染を起こしやすくなる。

急性の場合、肉眼的病理変化は普通みられないが、典型的な所見としてはリンパ節が赤く腫脹し、心外膜の出血、腎臓や膀胱、皮膚や皮下組織において出血がみられる。亜急性や慢性の場合、これらの所見に加えて、胃腸、喉頭蓋、喉頭の粘膜に壊死性あるいは“ボタン状”潰瘍がみられる。

組織病理学的所見には特徴はみられない。病変はリンパ組織の実質変性、血管結合組織の細胞増殖、囲管性細胞浸潤を伴った又は伴わない非化膿性髄膜脳炎などがみられる。

本病は多様な臨床症状と病変を呈するため、臨床所見から診断することは難しく、

特に急性豚コレラは、アフリカ豚コレラ、離乳後多臓器性発育不良症候群（PMWS）、豚皮膚炎腎症症候群（PDNS）等のウイルス性疾患や敗血症を呈しているサルモネラ症、パストレラ症、アクチノバチルス症、ヘモフィルス・スイス感染症と区別しにくい。また、こうした細菌は同時感染することもあり、豚コレラウイルスが真の原因が明確でないこともある。

したがって、実験室における診断が最も重要となる。実験室では豚コレラウイルスやその核酸あるいはウイルス抗原といった抗原側の要素を検出する直接的な方法とウイルス特異抗体を検出する間接的な方法を用いる。後者の抗体検出では、反すう動物のペスチウイルスとの交差反応の問題があり確実性が乏しいばかりか、急性の場合には特異抗体が検出される前に臨床症状を呈して死亡してしまうため、本病の摘発に利用するよりもむしろ清浄性の監視に利用すべきである。

I 抗原検査

1 検査方針

本病を疑う症例の診断においては、迅速性及び検体処理可能数量を勘案すると、凍結切片の蛍光抗体染色による豚コレラウイルスの抗原検出が最良である。したがって、本病を疑う豚1頭から採材した多臓器について検査を行うよりもむしろ、本病を疑う多数の豚から扁桃を採材して本病ウイルス抗原証明に力点を置いた検査を実施すべきである。また、蛍光抗体法によるウイルス抗原の検出と同時に、細胞培養によるウイルス分離を開始する。ウイルスが濃厚感染している場合、24時間から48時間程度で判定が可能となるが、ウイルス量が少ないこともあるので、最低1週間は観察を続ける必要がある。培養細胞の準備が整うまで、ウイルスの存否をある程度判断するためにRT-PCRを行うことは有意義であるが、交差汚染やRT-PCR産物の同定（シーケンスと遺伝子解析が必要）の問題があり、最終的にウイルス分離に検査の力点を置くことを忘れてはならない。

なお、準備不足が診断を遅らせる要因となることから、日頃からの器具及び器材の維持及び確認を行い、本病を疑う症例の通報を受けた時点で、冷却用のドライアイスが準備されていること、クリオスタットの冷却機スイッチが入っていること及び継代細胞があること等迅速診断に必要な準備が整うよう診断体制の整備に努める必要がある。また、採材や検査に供した器具や器材等は、適切に滅菌又は消毒する必要がある。

2 採材

- (1) 臨床症状を示している豚のほか、これと同居している複数頭（30 頭以上）の豚の体温測定及び白血球数の測定を行い、発熱し、又は白血球数が減少（10,000 個/mm³ 以下）している豚について病性鑑定を実施する。
- (2) 採材は、病性鑑定のため処分された豚又は死亡直後の豚から速やかに行うことが望ましい。また、剖検材料は生組織材料の採取を優先的にを行い、残りの部分について病理組織検査のために組織固定用ホルマリンで保存する。生組織材料は扁桃（片側すべて）、腎臓（髓皮質を含む。）及び脾臓（一部）とし、ウイルス分離用乳剤作製に用いるだけでなく凍結切片作製にも用いるため、組織構造を考慮した採材が必要である。採取した材料は個体別に滅菌 6 穴プレート等に入れ、ビニールテープで蓋を固定し、密閉する。さらにビニール袋に入れ、冷蔵（氷冷）して検査室に持ち帰る。感染していた場合、生組織材料や血液には多量のウイルスが含まれ、使用した解剖・採材器具は高力価のウイルスで汚染されているものと考えられるため、その取扱いには十分注意する。

また、本病を疑う症状を示している豚が生存している場合には、血液（血清又は凝固防止血液）も採取しておき、抗体検査や白血球数計数検査はもちろん、ウイルス分離材料としても用いる。

3 凍結切片と乳剤の作製

凍結切片作製用材料は凍結融解することなく、新鮮な材料を用いる。それぞれの操作に際しては、消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

(1) 生組織材料の処理

- ア 凍結切片作製用に組織を 1 cm × 5 mm（扁桃）あるいは 1 cm × 1 cm（腎臓、脾臓）程度の大きさで、それぞれ 3 個ずつ切り出す。
- イ 残りの組織 1 g 程度を乳剤作製用にシャーレに取り、秤量しておく。乳剤作製まで、氷冷下で保存する。
- ウ 濾紙に豚番号・標本名を記入する。
- エ 凍結切片作製用の組織を切断面を上にしてそれぞれ濾紙の上に載せる。この際、扁桃は陰窩の横断面が、腎臓は尿細管上皮が、それぞれ切断面に出現するように注意する。
- オ 組織片を載せた濾紙をピンセットで摘み、ドライアイス・アセトンで冷やした n-ヘキサン（-80℃ 程度）に浸け、急速凍結する。浸け過ぎると組織片が割れるので注意する。

カ 凍結したら素早くクリオスタット庫内に移すか、耐冷チューブに入れ、-80℃のディープフリーザーに保存する。

(2) 凍結切片標本の作製

ア (1) のカで凍結組織を耐冷チューブに入れた場合は、クリオスタット庫内で、耐冷チューブから取り出す。

イ 組織片をコンパウンドを使って検体台につける。

ウ 面出しをする。

エ 6 μ m の切片を作製する。

オ シリコンコート処理済みスライドグラスに切片を取る。

カ 直ちにドライヤー冷風で乾燥する。

キ 冷アセトンで10分間、固定する。

ク 風乾し、スライドグラス標本とする。

(3) ウイルス分離のための乳剤の作製

ア (1) のイの組織片を乳鉢に入れる。

イ 乳鉢内で組織片をハサミで細切りする。

ウ けい砂を適量加え、乳棒で細切片を軽く擦りつぶす。

エ 秤量した組織片が10%となるように培養液を入れ、よく乳化させる（例えば組織片が1gのときは9mlの培養液を加える）。

オ 乳化した組織片を遠心管に移す。

カ 3,000r.p.m.、15分間の冷却遠心を行う。

キ 上清を小試験管に移して、10%乳剤とする。

4 ウイルス分離

カバースリップ標本を作製するため、カバースリップに細胞シートを形成させてから乳剤を接種するが、細胞の培養に用いる牛胎子血清はBVDウイルス抗体陰性のものを使用する。また、ウイルスと中和抗体が共存する症例では乳剤からのウイルス分離が陰性となる場合があるので、希釈した乳剤も必ず併せて接種する。乳剤を接種後、カバースリップ上の細胞を経日的に取り出し、冷アセトンで固定し、蛍光抗体法により細胞質内の本病ウイルス抗原を検出する。なお、乳剤中のウイルス量が少ないこともあるので、少なくとも1週間は観察を続ける必要があり、その場合には培養開始後4日目に培養上清を継代する。

それぞれの操作に際しては、消毒液を含ませたさらし布を敷く等、病原体の飛散を防止する措置を講ずる。

(1) 培養細胞の継代

- ア ウイルス分離にはCPK細胞(Ⅱの4のCPK-NS細胞とは別の細胞であることに注意する。)を用いることとし、面積比で3倍に継代する。
- イ 6穴プレートの各穴にカバースリップ(6×18 mm)を3～4枚ずつ重ならないように入れる。
- ウ 細胞浮遊液3 mlを各穴に入れる。この際、カバースリップが浮遊して、重なることがあるので注意する。
- エ 37℃で一晩培養する。
- オ 翌日、細胞シートが形成されていることを確認してから使用する。

(2) 乳剤接種とカバースリップ標本の作製

- ア 少なくとも扁桃乳剤については、0.45 μ mのフィルターで濾過する。この際、あらかじめグラスフィルターを通しておくと目詰まりが防げる。
- イ 乳剤や血液の希釈液(原液及び10倍又は100倍希釈を使用)を作製し、(1)のオの細胞シートに0.2～0.3 ml接種する(接種材料の原液は少なくとも検査終了時までには保存する。)
- ウ ウイルス吸着のためにティルティング操作を15～20分ごとに計1時間行い、PBS-又は培地で細胞面を洗浄する。
- エ 5%血清添加培養液を添加し、37℃で培養する。なお、添加する血清はBVDウイルス抗体陰性の牛胎子血清を用いなければならないが、馬血清で代用することも可能である。この場合、あらかじめ馬血清でCPK細胞が培養可能なロットチェック等が必要である。
- オ 経日的にカバースリップを取り出し、PBS-で洗浄後、冷アセトンで10分間固定する。
- カ 風乾し、カバースリップ標本とする。

5 蛍光抗体染色

3の(2)のクのスライドグラス標本及び4の(2)のカのカバースリップ標本の蛍光染色には、市販の本病診断用蛍光抗体を用いる。扁桃の凍結切片においてはウイルス抗原陽性の場合、陰窩上皮細胞に特異蛍光が観察され、蛍光は細胞質のみ(核は黒く抜ける)に認められる。一方、カバースリップ標本においては、ウイルス分離陽性の場合、標本全体又は一部分の細胞に特異蛍光が観察され、スライドグラス標本同様に細胞質内に特異蛍光が認められる。標本全体の細胞か、一部分の細胞かは接種材料中のウイルス量の違いによるものであり、ウイルスが少ない場合は、ウイルス感染

細胞は培養時間の経過とともに巣状に増加し、フォーカスを形成する。検査結果の判定はこのフォーカス形成時期が一番容易であるので、経日的な観察が必要となる。いずれかの標本を染色する場合にも、抗原の陽性対照としてあらかじめ作製・保存しておいた GPE⁺ワクチン株感染カバースリップ標本を同時に染色すると、抗体や蛍光顕微鏡がうまく働いていることが確認でき、判定しやすくなる。なお、蛍光抗体染色法の詳細については本病蛍光抗体液に添付の説明書に記載されているので参照する。

6 RT-PCR

被検材料としては、2の(2)の血液材料、3の(3)のキの10%乳剤又はウイルス分離中の培養上清を用いるが、交差汚染やPCR産物の同定等の問題から、診断の中心的な検査ではなく、4のウイルス分離の補助的な検査として実施する。

(1) RNA の抽出

市販のRT-PCRのためのRNA抽出キットが簡便であり、操作も容易である。抽出材料は血液、乳剤や培養上清等があり、材料に適したキットを選択する。いずれの製品もグアニジン等強力な変性剤によってたん白質を変性させてRNAを溶出するもので、最終的にスピンカラムあるいは酸フェノールによってRNAを分離する。抽出材料はウイルス分離材料の調整段階でマイクロチューブに必要量(キットにもよるが、50～400 μ lの範囲)を分注しておく、ウイルス分離材料の感染性低下を招く凍結融解を繰り返す心配がない。なお、変性剤を添加して混和するまで、材料は感染性があるものとして取り扱わなければならない。

(2) RT-PCR

市販のRT-PCRキットが簡便である。特にRT反応とPCR反応を続けて行えるワン・チューブ方式のものが便利な上、操作や交差汚染の問題を軽減できる。ウイルスの存否を知る検出を目的とした検査の場合、標的領域は5'側非翻訳(5'-NTR)領域を用いる。ただし、5'-NTR領域は遺伝子の保存性が高く種々の豚コレラウイルス株の検出が可能であるが、BVDウイルス等の他のペスチウイルスも検出するため、検出したPCR産物の詳細な解析等が必要となる。また、交差汚染の問題から、陽性対照となる検体は取り扱わず、水などの陰性対照を置く。

ア プライマーとアニーリング温度

Š. Vilček ら (Arch.Virol, 136:309-323, 1994) による上流プライマー「324」及び下流プライマー「326」が豚コレラウイルス検出の目的には適している。いずれも T_m 値が 56.5℃ であるので、PCR 反応のアニーリング (対合) は 56～

57℃で行う。ディネーター（変性）温度、エロンゲーション（伸長）温度並びにそれらの時間やサイクル数は使用するキットに従い設定する。

[プライマーの配列]

上流プライマー「324」 5'-ATG CCC (T/A)TA GTA GGA CTA GCA-3'

下流プライマー「326」 5'-TCA ACT CCA TGT GCC ATG TAC-3'

イ アガロース電気泳動と制限酵素処理

豚コレラウイルスであれば、およそ 280bp（多くは 284bp）の PCR 産物が産生される。産物は 2% アガロースゲルで電気泳動し、紫外線照射下で観察・写真撮影する。BVD ウイルスなど他のペスチウイルスでもおよそ 280bp の産物が産生されるため、アガロース電気泳動上では豚コレラウイルスか、BVD ウイルスかは区別できない。確実に識別するためには塩基配列の決定とその遺伝子解析が必要であるが、制限酵素 BglI で消化すると、アガロース電気泳動上である程度判別できる。豚コレラウイルスの場合 (284bp)、BglI によっておよそ 46 bp の断片が切り出されるため、消化前に比較してサイズが小さく（およそ 238 bp）なる。

7 検査結果の取扱い

凍結切片やウイルス分離等において、陽性又は疑陽性と思われる所見が得られた場合は、直ちに動物衛生課に連絡するとともに、速やかに独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所海外病研究部（以下「動物衛生研究所海外病研究部」という。）に当該検査材料を搬入する。

II 抗体検査

1 検査方針

急性経過をとる豚コレラの場合、抗体を生じる前に死亡することが多く、臨床検査による摘発が重要となる。一方、慢性経過をとる豚コレラの場合、明瞭な症状がみられず、臨床検査による摘発は困難であるが、罹患豚の多くは抗体を産生するため、抗体検査による摘発が可能である。また、抗体検査は抗原検査と異なり、生前検査として実施できることから、清浄性確認のための監視検査の一つとして有用である。したがって、ワクチン接種中止後の本病ウイルス野外感染の有無を監視することを目的として抗体検査を行う。一般に本病生ワクチンを接種された豚は、生涯、本病ウイルスに対する抗体を持ち続ける。このため、野外においては、ワクチン接

種豚がすべて更新される（3～5年後）まで、国内にワクチン抗体保有豚が存在し続けることとなる。しかしながら、ワクチンによる抗体と野外感染による抗体の識別は困難であるため、抗体検査の結果はワクチン接種歴、導入履歴及び移行抗体の存在等を十分に考慮した上で評価する必要がある。また、野外ウイルス感染の場合、水平感染による病原体の拡散は容易に起こるので、抗体陽性豚と疫学的関連のある豚の抗体検査を実施することにより、豚群として抗体検査を評価する。

抗体検査は採材後直ちに実施することを基本とし、その結果から野外感染が疑われる場合には、速やかに本病の確定診断（抗原検査）を実施する。

2 被検血清の調整

採取した血液からは速やかに血清を分離し、ウイルス分離等抗原検査用の生血清を取り分けた上で、抗体検査に供する血清は、確実に非働化（56℃、30分の加熱処理）を行う。残余や直ちに使用しない血清は-20℃で凍結保存する。なお、生血清は、ウイルス汚染の可能性も考慮し、密封容器に入れ、-80℃で保存する。

3 酵素免疫測定法（ELISA）

市販のエライザキットを用い、操作及び判定は添付の使用説明書に従う。中和試験のように生ウイルスを取り扱わないので、安全で速やかに結果が得られることから、今後は本法を抗体検査の中心とする。

4 中和試験

中和試験の指示ウイルスとして、ワクチンウイルスの GPE- 株を使用し、培養細胞は無血清培地に適応した細胞の豚腎臓由来株化細胞（CPK-NS 細胞）を用いる。このウイルスと培養細胞の組合わせによって、細胞変性効果（CPE）を指標に中和抗体価が判定できるが、CPK-NS 細胞ではウイルスがよく増殖しないため、ウイルス分離や指示ウイルスストック作製には不向きである。また、ワクチンウイルスといえども生ウイルスを扱うことから、培養細胞や検体への汚染に注意するとともに、実験室外への漏出防止等の管理徹底を図る必要がある。

（1）無血清培養細胞の培養

中和試験には無血清培養液で増殖可能な CPK-NS 細胞を用いる。この細胞の継代維持には再利用品ではない新品のプラスチック培養フラスコを使用する。密栓（フラスコの蓋を固く締めて）培養すること、及び継代時の細胞分散液（トリプシン溶液）の除去に、遠心・洗浄操作を最低2回繰り返すことと他は、通常の

継代維持と変わらない。したがって、通常7日間隔で細胞面の面積比3倍で継代維持を行う。なお、25cm² (75cm²) の場合は、15 mL (45 mL) に浮遊させ、5 mL (15 mL) ずつ分注し、培養する。

[無血清培養液の作製方法]

イーグル MEM 9.4 g (製品指示量)
 TPB (Tryptose Phosphate Broth) 2.95 g
 BES (N, N-Bis(2-hydroxyethyl)-2-aminoethanesulfonic acid) 2.13 g
 Bacto Peptone 5.0 g

上記試薬を秤量し、1リットルの純水又は超純水に溶解し、121℃、20分でオートクレーブする。室温まで冷却後、別途準備した3% L-グルタミン及び7.5%重曹をそれぞれ10 mL 及び30 mL ずつ添加し、使用液とする。

- ア 培地を除去し、細胞面を除去した培地の2倍～3倍量のPBS-で1回洗浄する。
- イ 細胞はトリプシン溶液を用いて消化（通常、10分～30分程度）し、少量の培地を加えてから、ピペッティングによって細胞を十分に分散させた後、使用したトリプシン溶液の10倍量の培地で浮遊させる。
- ウ 細胞浮遊液を遠心管に回収し、遠心（1,000 r.p.m.、5分）する。遠心後、上清を除去し、再び培地を加え細胞を浮遊させる。
- エ 再度遠心（1,000 r.p.m.、5分）し、上清を除去する。
- オ 元の細胞面の3倍比となるように、培地に再浮遊させた後、プラスチック培養フラスコに細胞浮遊液を分注する。
- カ プラスチック培養フラスコの蓋を固く締めて37℃で静置し、細胞は7日後に再び継代するか、又は中和試験に供する。細胞継代は4日目ぐらいで可能であるが、細胞数が少ないため、3倍比では継代できないので注意する。

(2) 中和試験

中和試験の指示ウイルスとしては、ワクチン株（GPE-株）を用いる。このワクチンウイルスはCPK-NS細胞ではCPEを起こすものの、ほとんど増殖はしないため、中和試験用の指示ウイルスストック作製にはウイルス分離の際同様、CPK細胞（Ⅱの4のCPK-NS細胞とは別の細胞であることに注意する。）を用いる。培地には5%血清添加したものを使用する。ウイルスストック作製以外のウイルス力価及び中和力価の測定には無血清培地を用いたCPK-NS細胞を使用する。

ア ウイルス液の調整法

- (ア) シートになったCPK細胞に多重感染度（M.O.I）約0.1で接種し、ウイルス吸着のために、ティルティング操作を15分～20分ごとに計1時間行い、

PBS-又は培地で細胞面を洗浄する。

- (イ) 5 %血清添加培養液を加え、37℃で培養する。
- (ウ) 開放培養の場合、培養後4、5日目に培養上清を遠心管に回収する。回収前に顕微鏡で観察すると、ウイルス増殖によって軽い細胞変性効果（CPE）が認められるものの、より確実にウイルス液の回収適期を調べるためには、ウイルス分離同様にウイルス接種する細胞にあらかじめカバースリップを入れておき、無菌的にカバースリップを回収して蛍光抗体法によって抗原が細胞シート全体に広がっていることを確認する。回収した培養上清は遠心（1,000 r.p.m.、5分）し、浮遊している細胞を除去する。
- (エ) 遠心上清をさらに3,000 r.p.m.で15分の遠心によって細胞片を除去し、0.5 ml ずつ小分注する。分注したウイルス液は-80℃に保存し、凍結融解したウイルスの力価を測定する。

イ ウイルス力価の測定方法

- (ア) CPK-NS 細胞をトリプシン消化し、2回の遠心洗浄操作を行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の無血清培地に再浮遊させる。
- (イ) 測定したいウイルス液を無血清培地で10倍階段希釈する。
- (ウ) 96穴マイクロプレートに希釈したウイルス液を各穴100 μ l ずつ入れる。
- (エ) 調整した細胞浮遊液を各穴100 μ l ずつ入れ、37℃の炭酸ガス培養器内で7日間培養する。
- (オ) 細胞表層に観察されるCPEを指標に、ウイルス力価（TCID₅₀）を求める。

ウ 中和抗体測定方法

- (ア) 非働化済みの被検血清50 μ Lを96穴マイクロプレートに入れ、無血清培養液50 μ Lで2倍階段希釈し、16倍希釈までの各穴50 μ Lの4管（2倍～16倍）希釈列を2列作製する。この際、ウイルスを接種しない細胞対照用及びバックタイトレーション用にそれぞれ無血清培養液100 μ L及び50 μ L ずつ入れた穴も用意する。
- (イ) 96穴マイクロプレートに100 μ L 当たり200 TCID₅₀ に調整したウイルス液を50 μ L ずつ血清希釈列に接種する。同時に調整したウイルス液の10倍階段希釈列を無血清培養液50 μ L を入れた穴に各穴50 μ L ずつ接種し、バックタイトレーションする。
- (ウ) プレートを攪拌後、37℃の炭酸ガス培養器内で1時間感作させる。
- (エ) 感作中にCPK-NS細胞をトリプシン溶液で消化し、2回の遠心・洗浄操作を

行って細胞浮遊液を調整しておく。細胞は通常継代する場合と同量の培養液に再浮遊させる。

(オ) 細胞浮遊液を各穴 100 μ L ずつ入れ、37℃の炭酸ガス培養器内で7日間培養する。

(カ) 細胞表層に認められる CPE を指標に中和抗体価を求める。

5 検査結果の取扱い

酵素免疫測定法又は中和試験によって、陽性又は疑陽性の所見がみられた場合には、直ちに動物衛生課に連絡するとともに、速やかに動物衛生研究所海外病研究部に血清材料を搬入する。また、同時に疫学調査、立入調査等を開始し、豚コレラウイルスの感染が否定できない場合には直ちに抗原検査を実施する。